東久留米市地域防災計画

（令和４年２月改訂）

東久留米市防災会議

目　次

震災編

第１部　防災力の高度化に向けて

第１章　地域防災計画【震災編】の概要 …… 震 1-1
第１節　計画の目的及び前提 …… 震 1-1
第２節　計画の構成 …… 震 1-2
第３節　計画の習熟 …… 震 1-2
第４節　計画の修正 …… 震 1-2
第５節　他の法令に基づく計画との関係 …… 震 1-2
第２章　東久留米市の現状と被害想定 …… 震 1-3
第１節　東久留米市の概況 …… 震 1-3
第２節　被害想定 …… 震 1-6
第３章　地震に関する調査研究 …… 震 1-11
第４章　計画の概要等 …… 震 1-12
第１節　令和３年度改訂に当たっての背景と計画の特徴 …… 震 1-12
第２節　対策の視点 …… 震 1-12
第３節　計画の全体像 …… 震 1-14
第４節　施策相互の連携相関イメージ …… 震 1-15
第５節　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） …… 震 1-17

第２部　施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第１章　市、市民及び事業者の基本的責務及び各機関の役割 …… 震 2-1
第１節　基本理念 …… 震 2-1
第２節　基本的責務 …… 震 2-1
第３節　防災機関の役割 …… 震 2-3
第２章　市民と地域の防災力向上 …… 震 2-16
具体的な取組【予防対策】 …… 震 2-16
第１節　自助による市民の防災力向上 …… 震 2-16
第２節　地域による共助の推進 …… 震 2-23
第３節　消防団の活動体制の充実 …… 震 2-24
第４節　事業所による自助・共助の強化 …… 震 2-25
第５節　ボランティアとの連携 …… 震 2-28
第６節　市民・行政・事業所等の連携 …… 震 2-33
具体的な取組【応急対策】 …… 震 2-35
第１節　自助による応急対策の実施 …… 震 2-35

第２節　地域による応急対策の実施 ····· 震 2-35
第３章　安全なまちづくりの実現 ····· 震 2-38
具体的な取組【予防対策】 ····· 震 2-38
第１節　安全に暮らせるまちづくり ····· 震 2-38
第２節　建築物の耐震化及び安全対策の促進 ····· 震 2-43
第３節　出火、延焼等の防止 ····· 震 2-48
具体的な取組【応急対策】 ····· 震 2-57
第１節　消火・救助・救急活動 ····· 震 2-57
第２節　河川、社会公共施設等の応急対策による二次災害防止 ····· 震 2-57
第３節　危険物等の応急措置による危険防止 ····· 震 2-59
具体的な取組【復旧対策】 ····· 震 2-65
第１節　公共の安全確保、施設の本来機能の回復 ····· 震 2-65
第４章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ····· 震 2-66
具体的な取組【予防対策】 ····· 震 2-66
第１節　道路・橋梁 ····· 震 2-66
第２節　鉄道施設 ····· 震 2-68
第３節　河川施設等 ····· 震 2-68
第４節　緊急輸送ネットワークの整備 ····· 震 2-69
第５節　水　道 ····· 震 2-73
第６節　下水道 ····· 震 2-74
第７節　電気・ガス・通信等 ····· 震 2-74
第８節　ライフラインの復旧活動拠点の確保 ····· 震 2-76
第９節　エネルギーの確保 ····· 震 2-76
具体的な取組【応急対策】 ····· 震 2-77
第１節　道路・橋梁 ····· 震 2-77
第２節　鉄道施設 ····· 震 2-80
第３節　河川施設等 ····· 震 2-82
第４節　水　道 ····· 震 2-82
第５節　下水道施設 ····· 震 2-83
第６節　電気・ガス・通信等 ····· 震 2-83
第７節　エネルギーの確保 ····· 震 2-87
具体的な取組【復旧対策】 ····· 震 2-88
第１節　道路・橋梁 ····· 震 2-88
第２節　鉄道施設 ····· 震 2-88
第３節　河川施設等 ····· 震 2-88
第４節　水　道 ····· 震 2-89
第５節　下水道施設 ····· 震 2-89
第６節　電気・ガス・通信等 ····· 震 2-90
第５章　広域的な視点からの応急対応力の強化 ····· 震 2-93
具体的な取組【予防対策】 ····· 震 2-93

第１節　初動対応体制の整備 ･･ 震 2-93
第２節　業務継続体制の確保 ･･ 震 2-95
第３節　消火・救助・救急活動体制の整備 ････････････････････････････････ 震 2-96
第４節　広域連携体制の整備 ･･ 震 2-97
第５節　応急活動拠点の整備 ･･ 震 2-98
第６節　応援協力体制 ･･ 震 2-99
具体的な取組【応急対策】 ･･･ 震 2-102
第１節　初動態勢 ･･ 震 2-102
第２節　消火・救助・救急活動 ･･ 震 2-111
第３節　警備活動 ･･ 震 2-114
第４節　応援協力・派遣要請 ･･ 震 2-115
第５節　応急活動拠点の調整 ･･ 震 2-121
第６章　情報通信の確保･･･ 震 2-122
具体的な取組【予防対策】 ･･･ 震 2-122
第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 ････････････････････････ 震 2-122
第２節　住民等への情報提供体制の整備 ････････････････････････････････ 震 2-126
第３節　住民相互の情報連絡等の環境整備 ･･････････････････････････････ 震 2-126
具体的な取組【応急対策】 ･･･ 震 2-127
第１節　情報連絡手段の確保 ･･ 震 2-127
第２節　防災機関相互の情報通信（警報及び注意報などの第一報）･･････････ 震 2-129
第３節　防災機関相互の情報通信（被害状況等） ････････････････････････ 震 2-130
第４節　広報体制 ･･ 震 2-138
第５節　広聴体制 ･･ 震 2-141
第７章　医療救護等対策･･･ 震 2-142
具体的な取組【予防対策】 ･･･ 震 2-142
第１節　初動医療体制の整備 ･･ 震 2-142
第２節　医薬品・医療資器材の確保 ････････････････････････････････････ 震 2-144
第３節　医療施設の基盤整備 ･･ 震 2-145
第４節　遺体の取扱い ･･ 震 2-145
具体的な取組【応急対策】 ･･･ 震 2-147
第１節　初動医療体制 ･･ 震 2-147
第２節　医薬品・医療資機材の供給 ････････････････････････････････････ 震 2-154
第３節　医療施設の確保 ･･ 震 2-157
第４節　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 ･･････････････ 震 2-157
具体的な取組【復旧対策】 ･･･ 震 2-165
第１節　防疫体制の確立 ･･ 震 2-165
第２節　火葬等 ･･ 震 2-167
第８章　帰宅困難者対策･･･ 震 2-170
具体的な取組【予防対策】 ･･･ 震 2-170
第１節　帰宅困難者対策条例の周知徹底 ････････････････････････････････ 震 2-170

第２節　帰宅困難者への情報通信体制整備 ································ 震 2-174
第３節　一時滞在施設の確保 ·· 震 2-174
第４節　徒歩帰宅支援のための体制整備 ······························ 震 2-175
具体的な取組【応急対策】 ·· 震 2-177
第１節　駅周辺での混乱防止 ·· 震 2-177
第２節　事業所等における帰宅困難者対策 ···························· 震 2-180
具体的な取組【復旧対策】 ·· 震 2-183
第１節　徒歩帰宅者の代替輸送等 ··· 震 2-183
第９章　避難者対策 ··· 震 2-184
具体的な取組【予防対策】 ·· 震 2-184
第１節　避難体制の整備 ··· 震 2-184
第２節　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 ········· 震 2-186
第３節　避難場所・避難所等の指定・安全化 ························· 震 2-189
第４節　避難所の管理運営体制の整備等 ······························ 震 2-191
具体的な取組【応急対策】 ·· 震 2-195
第１節　避難情報の発令 ··· 震 2-195
第２節　避難誘導 ·· 震 2-197
第３節　避難所の開設・管理運営 ··· 震 2-200
第１０章　物流・備蓄・輸送対策の推進 ······························ 震 2-209
具体的な取組【予防対策】 ·· 震 2-209
第１節　食料及び生活必需品等の確保 ·································· 震 2-209
第２節　飲料水及び生活用水の確保 ····································· 震 2-210
第３節　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 ·································· 震 2-211
第４節　輸送体制の整備 ··· 震 2-212
第５節　輸送車両等の確保 ·· 震 2-212
具体的な取組【応急対策】 ·· 震 2-214
第１節　食料の供給 ··· 震 2-214
第２節　飲料水及び生活用水の供給 ····································· 震 2-216
第３節　義援物資の取扱い ·· 震 2-218
第４節　輸送車両の確保 ··· 震 2-218
具体的な取組【復旧対策】 ·· 震 2-219
第１節　多様なニーズへの対応 ··· 震 2-219
第２節　炊き出し ·· 震 2-219
第３節　飲料水の安全確保 ·· 震 2-219
第４節　生活用水の確保 ··· 震 2-220
第５節　物資の輸送 ··· 震 2-220
第１１章　放射性物質対策 ··· 震 2-221
具体的な取組【予防対策】 ·· 震 2-221
第１節　情報伝達体制の整備 ··· 震 2-221
第２節　市民への情報提供等 ··· 震 2-221

具体的な取組【応急対策】 ····· 震 2-222
第１節　市民への情報提供等 ····· 震 2-222
第２節　住民避難 ····· 震 2-222
第３節　放射線等使用施設の応急措置 ····· 震 2-222
第４節　核燃料物質輸送車両等の応急対策 ····· 震 2-222
具体的な取組【復旧対策】 ····· 震 2-223
第１節　保健医療活動 ····· 震 2-223
第２節　放射性物質への対応 ····· 震 2-223
第１２章　住民の生活の早期再建 ····· 震 2-224
具体的な取組【予防対策】 ····· 震 2-224
第１節　生活再建のための事前準備 ····· 震 2-224
第２節　トイレの確保及びし尿処理 ····· 震 2-225
第３節　ごみ処理 ····· 震 2-226
第４節　がれき処理 ····· 震 2-227
第５節　災害救助法等 ····· 震 2-227
第６節　応急教育 ····· 震 2-229
第７節　保育対策 ····· 震 2-230
具体的な取組【応急対策】 ····· 震 2-231
第１節　被災住宅の応急危険度判定 ····· 震 2-231
第２節　被災宅地の危険度判定 ····· 震 2-233
第３節　家屋･住家被害状況調査等 ····· 震 2-234
第４節　り災証明書の発行 ····· 震 2-234
第５節　義援金の募集・受付 ····· 震 2-235
第６節　し尿処理・ごみ処理・がれき処理に関する組織体制 ····· 震 2-235
第７節　トイレの確保及びし尿処理 ····· 震 2-236
第８節　ごみ処理 ····· 震 2-237
第９節　がれき処理 ····· 震 2-238
第１０節　災害救助法の適用 ····· 震 2-242
第１１節　激甚災害の指定 ····· 震 2-243
第１２節　土石、竹木等の除去 ····· 震 2-244
第１３節　災害時の応急教育 ····· 震 2-244
第１４節　災害時の保育対策 ····· 震 2-246
具体的な取組【復旧対策】 ····· 震 2-247
第１節　被災住宅の応急修理 ····· 震 2-247
第２節　応急仮設住宅の供給 ····· 震 2-249
第３節　建築資材等の調達 ····· 震 2-251
第４節　被災者の生活相談 ····· 震 2-251
第５節　義援金の募集・受付・配分 ····· 震 2-252
第６節　被災者の生活再建資金援助等 ····· 震 2-253
第７節　職業のあっ旋 ····· 震 2-254

第８節　租税等の徴収猶予及び減免等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 2-254
第９節　その他の生活確保 ・・ 震 2-256
第１０節　災害復旧時の応急教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 2-256
第１１節　中小企業への融資 ・・ 震 2-259
第１２節　農林漁業関係者への融資 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 2-259
第１３節　労働力の確保 ・・・ 震 2-259
第１４節　がれき処理の実施 ・・ 震 2-260
第１５節　災害救助法の運用等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 2-260

第３部　災害復興計画

第１章　復興の基本的考え方・・ 震 3-1
第１節　生活復興 ・・・ 震 3-1
第２節　都市復興 ・・・ 震 3-2
第３節　復興の全体像 ・・ 震 3-2
第２章　復興本部・・・ 震 3-3
第１節　復興本部の設置 ・・・ 震 3-3
第２節　復興本部の組織・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 3-3
第３章　復興計画の策定・・・ 震 3-4
第１節　災害復興基本方針の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 3-4
第２節　災害復興計画の策定 ・・ 震 3-4
第３節　特定分野計画の策定 ・・ 震 3-4
第４節　復興計画の策定手順及び期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 3-5
第５節　被災者総合相談所の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 3-6
第６節　特定大規模災害 ・・・ 震 3-6

第４部　南海トラフ地震等防災対策（東海地震事前対策を含む）

第１章　南海トラフ地震等防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 4-1
第１節　南海トラフ地震に関する情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 4-1
第２章　東海地震事前対策・・・ 震 4-4
第１節　対策の考え方 ・・ 震 4-4
第２節　防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 4-6
第３節　災害予防対策 ・・ 震 4-6
第４節　東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報発表時から警戒宣
言が発せられるまでの対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 4-11
第５節　警戒宣言時の対応措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 4-17
第６節　市民・事業所等のとるべき措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震 4-45

風水害編

第１部　総　則

第１章　計画の方針 …… 風 1-1
第１節　計画の目的及び前提 …… 風 1-1
第２節　計画の習熟 …… 風 1-1
第３節　計画の修正 …… 風 1-2
第２章　市の概況 …… 風 1-3
第１節　市の地形 …… 風 1-3
第２節　気象の概況 …… 風 1-3
第３章　防災機関の役割 …… 風 1-4
第４章　市民及び事業者の基本的責務 …… 風 1-4

第２部　災害予防計画

第１章　水害予防対策 …… 風 2-1
第１節　豪雨対策 …… 風 2-1
第２節　土砂災害に関する対策 …… 風 2-3
第３節　浸水に関するソフト対策 …… 風 2-5
第２章　都市施設対策 …… 風 2-7
第１節　ライフライン施設 …… 風 2-7
第２節　道路及び鉄道施設等 …… 風 2-10
第３章　農業施設対策 …… 風 2-12
第４章　応急活動拠点等の整備 …… 風 2-13
第５章　地域防災力の向上 …… 風 2-14
第１節　市民等の役割 …… 風 2-14
第２節　防災市民組織等の強化 …… 風 2-15
第３節　事業所防災体制の強化 …… 風 2-15
第４節　行政・事業所・市民等の相互に連携した社会づくり …… 風 2-16
第６章　ボランティア等との連携・協働 …… 風 2-17
第７章　防災運動の推進 …… 風 2-18
第１節　防災意識の啓発 …… 風 2-18
第２節　防災訓練の充実 …… 風 2-20
第８章　風水害に関する調査研究 …… 風 2-21

第３部　災害応急・復旧計画

第１章　水防活動の態勢及び要領 …… 風 3-1
第１節　水防本部 …… 風 3-1
第２節　災害対策本部の設置 …… 風 3-4

第３節　災害応急対策 ･･･ 風 3-4
第４節　公用負担 ･･･ 風 3-7
第５節　水防実施状況報告 ･･･ 風 3-7
第２章　情報の収集・伝達･･･ 風 3-8
第１節　情報連絡体制 ･･･ 風 3-8
第２節　災害情報の伝達 ･･･ 風 3-9
第３節　被害状況等の報告 ･･ 風 3-11
第４節　災害調査 ･･ 風 3-11
第５節　災害時の広報及び広聴活動 ････････････････････････････････････ 風 3-11
第３章　応援協力・派遣要請･･･ 風 3-12
第４章　警備・交通規制･･･ 風 3-12
第５章　緊急輸送対策･･･ 風 3-12
第６章　消火・救助・救急対策･･･ 風 3-12
第７章　危険物対策･･･ 風 3-13
第８章　医療救護等対策･･･ 風 3-13
第９章　避難者対策･･･ 風 3-14
第１節　避難態勢（事前避難） ･･ 風 3-14
第２節　避難指示等の判断 ･･ 風 3-15
第３節　避難所の開設・運営 ･･ 風 3-21
第４節　避難行動要支援者の安全確保 ･･････････････････････････････････ 風 3-22
第５節　広域避難誘導 ･･ 風 3-23
第１０章　帰宅困難者対策･･･ 風 3-26
第１１章　飲料水・食料・生活必需品等の供給･･･････････････････････････ 風 3-26
第１２章　ごみ・トイレの確保及びし尿・がれき処理･････････････････････ 風 3-26
第１３章　遺体の取り扱い･･･ 風 3-26
第１４章　公共施設及びライフライン施設等の応急・復旧対策･････････････ 風 3-26
第１５章　応急生活対策･･･ 風 3-27
第１６章　災害救助法の適用･･･ 風 3-27
第１７章　激甚災害の指定･･･ 風 3-27

第４部　災害復興計画

第１章　復興の基本的考え方･･･ 風 4-1
第２章　復興本部･･･ 風 4-1
第３章　復興計画の策定･･･ 風 4-1

大規模事故編

第１部　総　則

第１章　計画の方針 …… 大 1-1
第１節　計画の目的 …… 大 1-1
第２節　計画の習熟 …… 大 1-1
第３節　計画の修正 …… 大 1-1
第２章　防災機関の役割 …… 大 1-2

第２部　安全予防・応急・復旧対策計画

第１章　危険物事故に対する安全予防対策 …… 大 2-1
第１節　危険物施設の状況 …… 大 2-1
第２節　危険物等貯蔵施設の安全化 …… 大 2-1
第３節　危険物等の輸送の安全化 …… 大 2-6
第４節　応急用資器材の整備 …… 大 2-7
第２章　大規模事故に対する安全予防対策 …… 大 2-8
第１節　鉄道事故予防対策 …… 大 2-8
第２節　道路災害対策 …… 大 2-8
第３章　大規模事故に対する応急・復旧対策計画 …… 大 2-9
第１節　初動体制 …… 大 2-9
第２節　情報の収集・伝達 …… 大 2-14
第３節　各種応急活動対策 …… 大 2-16
第４節　事故種別ごとの各機関の対応 …… 大 2-17
第４章　航空事故に対する応急・復旧対策計画 …… 大 2-19
第１節　活動体制 …… 大 2-19
第２節　情報の収集・伝達 …… 大 2-25
第３節　各種応急活動対策 …… 大 2-28
第５章　富士山噴火降灰対策 …… 大 2-30
第１節　基本方針 …… 大 2-30
第２節　噴火予警報等の種類及び連絡体制 …… 大 2-31
第３節　降灰対策 …… 大 2-34

原子力災害編

第１部　総　則

第１章　計画の方針 …… 原 1-1
第１節　計画の目的及び前提 …… 原 1-1
第２節　計画の習熟 …… 原 1-2
第３節　計画の修正 …… 原 1-2
第２章　放射性物質又は放射線の放出形態 …… 原 1-3
第３章　防災機関の役割 …… 原 1-4

第２部　災害予防・応急・復旧対策計画

第１章　災害予防計画 …… 原 2-1
第１節　情報伝達体制の整備 …… 原 2-1
第２節　市民への情報提供等 …… 原 2-1
第２章　災害応急対策計画 …… 原 2-2
第１節　基本方針 …… 原 2-2
第２節　応急活動体制 …… 原 2-2
第３節　情報の収集・伝達 …… 原 2-3
第４節　応援協力 …… 原 2-6
第５節　警備・交通規制 …… 原 2-6
第６節　広報活動 …… 原 2-6
第７節　市による放射線量等の測定 …… 原 2-6
第８節　市による放射性物質の除去作業 …… 原 2-6
第９節　飲料水、飲食物に対する措置等 …… 原 2-6
第１０節　広域避難者の受け入れ …… 原 2-7
第３章　災害復旧対策計画 …… 原 2-8
第１節　保健医療活動 …… 原 2-8
第２節　放射性物質への対応 …… 原 2-8
第３節　風評被害への対応 …… 原 2-8

【震災編】

第１部

防災力の高度化に向けて

目　次

（震 1-）
第１章　地域防災計画【震災編】の概要..... 1
　第１節　計画の目的及び前提..... 1
　第２節　計画の構成..... 2
　第３節　計画の習熟..... 2
　第４節　計画の修正..... 2
　第５節　他の法令に基づく計画との関係..... 2
第２章　東久留米市の現状と被害想定..... 3
　第１節　東久留米市の概況..... 3
　第２節　被害想定..... 6
第３章　地震に関する調査研究..... 11
第４章　計画の概要等..... 12
　第１節　令和３年度改訂に当たっての背景と計画の特徴..... 12
　第２節　対策の視点..... 12
　第３節　計画の全体像..... 14
　第４節　施策相互の連携相関イメージ..... 15
　第５節　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）..... 17

第１章　地域防災計画【震災編】の概要

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条及び東久留米市防災会議条例（昭和３８年条例第２７号）第２条第１項の規定に基づき、東久留米市防災会議が作成する計画である。

その目的は、市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が、その有する全機能を有効に発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、市の地域において地震災害の予防、応急・復旧対策及び震災復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、市の防災力を向上し、「防災力の高度化」を図ることにある。

資料編　第１　防災会議委員名簿

２　計画の前提

この計画は、第１部　第２章　第２節に掲げる「被害想定」を前提にするとともに、近年の社会経済情勢及び市を取り巻く環境の変化、さらに阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災、平成２８年熊本地震など最近の地震から得た教訓を反映させた。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を考慮した対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があり、都では、こうした指摘を反映し地域防災計画の修正が行われており、市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。

また、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、女性の登用・参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進していく。

このほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策を推進していくとともに、避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。

第２節　計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構　成	主な内容
第１部　防災力の高度化に向けて	多摩直下地震等の被害想定、減災目標等
第２部　施策ごとの具体的計画 （予防・応急・復旧計画）	・市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者が行うべき措置 ・地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第３部　災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第４部　南海トラフ地震等防災対策（東海地震事前対策を含む）	南海トラフ地震に対する防災対策、東海地震事前対策

第３節　計画の習熟

市各部課及び各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練等の実施などを通して本計画に習熟し、地震災害への対応能力を高める。

第４節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

市の担当部課及び関係機関は、所管する防災計画について検討し、修正の必要がある場合は、計画修正案を市防災会議に提出する。

第５節　他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市の地域における災害対策について、総合的かつ基本的な性格を有するものであることから、東京都地域防災計画（以下、「都地域防災計画」という。）及び関係機関が作成する計画と整合を図る。

第２章　東久留米市の現状と被害想定

第１節　東久留米市の概況

１　地　勢

（１）市の位置

日本最大の平野である関東平野の西南に、洪積台地の中では最大級の一つにあげられる武蔵野台地がある。武蔵野台地は、入間川、荒川、多摩川に囲まれている台地で、西端は関東の山々、東端は東京の山の手台地まで広がり、その東西の長さは約５０ｋｍである。本市は、この武蔵野台地のほぼ中央、都心より約２４ｋｍの西北部に位置し、水と緑に恵まれた環境である。

市のほぼ中心に位置する市立第一小学校は北緯３５度４５分１５秒、東経１３９度３０分５７秒にある。

市域は、東西約６．５ｋｍ、南北３．５ｋｍでほぼ三角形をなし、面積は１２．８８ｋ㎡である。

（２）市の地形

本市を含む武蔵野台地が、現在見られるような姿に至ったのは、洪積世と呼ばれる時代であるが、武蔵野台地を含む関東平野の形成を遡ってみると、現在は平野、台地、丘陵と起伏に富んでいるこの地域も、太古には一続きの盆地状であったと想像される。この盆地は、第三紀の中新世か鮮新世の地殻の大変動によって陥没したものと考えられている。本市を含む武蔵野台地は、古多摩川の形成した扇状地の上に、富士・箱根の山々の活発な火山活動によって噴出した火山灰が、何層かに堆積して形成された洪積台地である。

本市の地形は、比較的単調で、標高５０～６０ｍの台地と４０～５０ｍの低平な地域から成り立ち、西端に標高７０ｍの柳窪台地の一部がわずかに存在する。ローム層が完成した当時のテーブル状の大きな台地には、その後、市の北部地区に東西に伸びる黒目川の崖線、南部地区には立野川の崖線ができ、さらにこれらに前後して両方の崖線の中間に落合川の崖線ができ、南・北・中部の３地区に分かれたのである。次いで、各部の間に沖積層が堆積して狭い低地域をつくった。この低地域は、近年の宅地造成で消滅するまで、水田として利用されていた。また、数状の河川による浸食や低地によって地下水も複雑であり、市内でも、柳窪、前沢、南沢、浅間町等に湧泉がある。

次に、等高線を見ると、４０～７０ｍと西方に高く、東方に低い。三つの崖線に沿って大小様々の侵食谷が発達しており、黒目川では南側に、落合川と立野川では北側の方向に小規模な段丘が見られるものの、全般的に凹凸が比較的少なく、まず平坦であるといえる。各崖線の断面を見ると黒目川の段丘が最も顕著であるが、市の西北部に行くにしたがって高低の差が小さくなり、緩傾斜と変わっている。立野川の場合も前者とほぼ同様であり、落合川においては前二者より小規模であるが、南側に急崖が認められる。台地の状況を断面図で表すと次のとおりである。

≪東久留米市の位置≫

≪東久留米市の高低≫

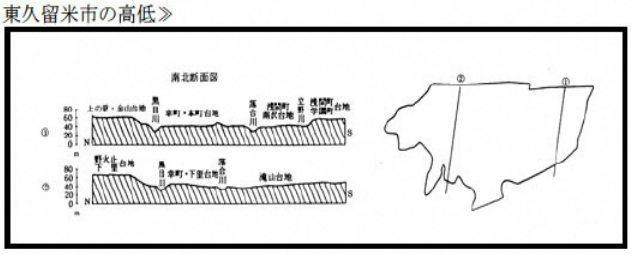

（３）市の地質

地形が示すように地質もまた極めて単純である。下層部は第四紀に属する関東ローム層であり、低地は河川が運搬して堆積した土砂泥からなる沖積層である。低地を除く他の土地は、浅い腐食層があり、すぐその下は関東ローム層に覆われている。上層のローム層は、立川ローム層に属するもので、次いで武蔵野ローム層となる。両者の厚さはおよそ５～７ｍ前後で、ローム層の下の地層は薄い東京浮石層があり、さらに粘土、砂、礫から成り立っている。礫は武蔵野礫層と、それより粘土の多い上部東京層となっている。

本市各地におけるボーリング（ロータリー式）による調査の結果は以下のとおりである。

ア　滝山三丁目（滝山台地の第九小学校校地）

関東ローム層は６．６５～６．９５ｍに達しているが、この付近は既に土壌の上層部が削平されており、表面の腐食土とローム層の一部が失われているため、ローム層の実際の厚さはこれより幾分大きく見る必要がある。ローム層の下部に黄褐色の極めて密度の高い砂礫層が記録されているが、これは武蔵野礫層である。この武蔵野礫層は、隣接した地点で、厚さが１．９５～５．８５ｍと大きく変わっている。その下に上部東京層が続いている。

イ　下里三丁目（滝山台地上の旧下里小学校校地）

ローム層は０．２～０．３ｍの表土の下に、わずか２．４５～２．９ｍの厚さで存在しているにすぎず、その下に下乗古層と思われる０．６５～１．３ｍの厚さを持つ粘性土の存在が記録されている。この粘性土の下には厚い砂礫層が続いており、地表から９ｍ前後の箇所に、０．８～１．１ｍに達する粘性土の存在する部分が認められる。

ウ　新川町二丁目（東京消防庁東久留米消防署新川出張所）

表土は、０．８ないし１．１ｍに達しており、関東ローム層は約５ｍ、武蔵野礫層は２ｍ前後で、その下層は上部東京層となっている。

エ　神宝町一丁目（大門低地に位置する神宝小学校校地）

黒色の表土は約１．１ｍ、その下に約０．５ｍの厚さの関東ローム層を挟む粘土質シルト層が１．５ｍ前後存在している。以下砂礫層、礫混じりシルト質砂層（上部黄褐色、下部黄灰色）、砂礫層の順になっており、ここが沖積層であることを物語っている。

ローム層の下方に存在する地層は、武蔵野砂礫層が主体となり、その他、荒砂、浮砂混じりの砂層、小砂利混じりの砂質粘土層（上部東京層その他）などからなり、さらに下層には余り大きくない砂や微細な砂がある。これら深部の地質の概略から想像すると、本市の地盤はかなり強固だといえる。また、この地層の地質年代は、下層の砂礫粘土質が新世代第三紀、ローム層が洪積世、低地の河岸の水田地域が沖積世である。したがって、本市の地層は第三紀以後のもので、変成岩的又は火山岩的色合は全くない地域である。

２　気　候

気候は、武蔵野特有の中間気象で、年間平均気温１５．５度、年間降雨量は１，５３２ｍｍで、四季を通じて南南西の風が全風向の２５％を占める。

資料編　第２　アメダス平年値（観測点：練馬）

３　人口分布

本市は２３町で構成され、約１１７，０００人（令和３年１月１日現在）の人口を擁する。

西武池袋線東久留米駅周辺、市中心部の東本町及び本町に人口が集中しており、それらの地域では人口密度が高くなっている。しかし、首都圏のベッドタウンということもあり市域全体に住宅地が広がり、上の原地域の東久留米団地やひばりが丘団地、滝山団地等、大規模住宅団地を有する。

資料編　第３　住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口（統計東久留米・令和２年版）

（１）昼間人口

本市は、首都圏のベッドタウンということから、昼夜間人口比率は７９．５％（平成２７年）となっている。

近年、市への流入人口増加と流出人口減少の傾向が見られることから、東京都の昼間人口の予測（令和２年３月）では、昼間人口は減少傾向で推移し、昼夜間人口比率は今

後増加するものと予測されている。

資料編　第４　昼間人口の予測

（２）高齢者

本市の人口において、６５歳以上の高齢者が占める割合は約２８．６％であり、都２６市平均より高く、年々増加の傾向が見られる。

資料編　第５　年齢別人口

（３）外国人

本市には、外国人が２，２６５人登録しており、総人口の約１．９％を占めている。主な国籍は、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、米国となっている。

資料編　第６　主要外国別外国人登録人口

４　土地利用

（１）地目別土地・面積

資料編　第７　地目別土地・面積

（２）都市計画区域用途別土地・面積

資料編　第８　用途地域別土地・面積

５　交　通

（１）道　路

幹線道路は、市域を東西に横断して都心方向に向かう新青梅街道と所沢街道、市域を南北に縦断する小金井街道、新小金井街道があり、周辺市や都心と結んでいる。

（２）鉄　道

市東部を、西武池袋線が南北に通っている。東久留米駅は、市内唯一の駅であり、多くの市民が利用している。

地域によっては、最寄り駅として、市域外の西武池袋線清瀬駅やひばりが丘駅、西武新宿線花小金井駅や小平駅等も利用されている。

第２節　被害想定

１　直下地震

東京都防災会議は、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災を踏まえ、「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、平成２４年４月に公表した。

この被害想定では、東京湾北部地震及び多摩直下地震を再検証するとともに、元禄型関東地震及び立川断層帯地震を新たに追加して検証しているが、市においては、従来と同様、多摩直下地震による被害が最も大きなものとなっている。そのため、前提となる地震モデ

ル及び条件を「多摩直下地震（冬の夕方１８時）」に設定し、本計画に反映させる。

（１）前提条件

ア　想定地震

項　目		内　容
想定地震	種　類	多摩直下地震（プレート境界多摩地震）
	規　模	マグニチュード７．３（以下Ｍ７．３と表記）
気象条件等	季節・時刻	冬の夕方１８時
	風　速	８ｍ／秒

イ　想定される被害

（ア）火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。

（イ）オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため、多数の滞留者が発生する。

（ウ）ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。

（エ）鉄道、道路はほぼラッシュに近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

（２）想定結果の概要

ア　全体の傾向

（ア）震度７の地域が発生するとともに、震度６強の地域が多摩地域の約４割にまで広がる。市では、市西部で６強、市東部で６弱が想定される。

（イ）都全体の人的被害は死者数約４，７００人、建物被害は全壊棟数約７６，０００棟が想定される。

（ウ）震度６強以上の地域では、区部西部から市部全域の市街地を中心に、沿道建物の倒れ込みによる細街路の閉塞が想定される。これらの地域では、救助・救急活動や消火活動等の応急活動や避難行動等へ支障が出る。

（エ）上水道の断水率は、約３０～４０％と想定され、下水道の管きょ被害率は、約２３％程度となる。

（オ）ゆれや液状化による建物全壊やライフラインの寸断に伴い、大量の避難者が発生する。

（カ）エレベーターに関する被害としては、管制運転等による停止を除いた「閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止」が想定される。

イ　総括表

区　　分			都全体	区部	多摩地区	市
建物被害	全壊棟数（棟）	計	75,668	44,194	31,474	719
		ゆれ	73,322	42,887	30,435	707
		液状化	817	773	45	0
		急傾斜地崩壊	1,528	534	995	13
	火災延焼	焼失棟数（棟数） ＊倒壊建物を含む。	65,770	23,480	42,291	768
		焼失率（%）	2.4	1.3	4.2	2.8
人的被害	死　者（人）	計	4,732	2,562	2,169	44
		ゆれ・液状化建物被害	3,220	1,975	1,246	28
		急傾斜地崩壊	109	44	65	1
		火災	1302	466	836	15
		ブロック塀等	97	76	21	1
		屋外落下物	2	2	0	0
	負傷者（人）	計	101,102	72,242	28,860	680
		ゆれ・液状化建物被害	92,831	67,840	24,991	630
		急傾斜地崩壊	137	55	82	1
		火災	4,614	1,593	3,020	29
		ブロック塀等	3,349	2,618	731	19
		屋外落下物	172	136	36	1
	重傷者（人）	計	10,902	7,098	3,804	74
		ゆれ・液状化建物被害	8,220	5,589	2,631	58
		急傾斜地崩壊	68	28	41	0
		火災	1,290	446	844	8
		ブロック塀等	1,306	1,021	285	7
		屋外落下物	18	14	4	0
避難者（人）		避難人口	2,756,681	1,877,243	879,437	22,450
		避難生活者数	1,791,842	1,220,208	571,634	14,592
		疎開者人口	964,838	657,035	307,803	7,857
帰宅困難者（人）			4,714,314	3,790,824	923,490	16,721
エレベーター停止台数			5,130	4,321	809	6
要配慮者　死者数（人）			2,549	1,348	1,201	29
自力脱出困難者（人）			30,626	20,586	10,040	233
震災廃棄物		重量（万ｔ）	3,121	2,071	1,050	24
		体積（万㎥）	3,771	2,465	1,306	31

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

ウ　東久留米市における想定地震別の被害状況

資料編　第９　市における想定地震別の被害状況

エ　ライフラインの被害

（%）

項　目			都全体	区部	多摩地区	市
電　力	停 電 率		8.8	7.8	11.0	7.7
通　信	固定電話不通率		2.0	1.3	4.1	2.7
ガ　ス	供給支障率	①＊1	6.5	0.1	29.1	0.0
		②＊2	84.6	81.1	97.2	100.0
上水道	断 水 率		36.9	38.7	33.1	31.2
下水道	管きょ被害率		23.2	23.5	22.9	19.5

＊１　低圧ガスブロック内の全域でＳＩ値が６０ｋｉｎｅを超える場合

＊２　低圧ガスブロック内の１／３でＳＩ値が６０ｋｉｎｅを超える場合

【参考】

ＳＩ値：地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるかを数値化したもの

ｋｉｎｅ：ＳＩ値の単位（ｃｍ／s）

２　南海トラフ地震

（１）想定地震

南海トラフ巨大地震は、東海地震、東南海地震及び南海地震を包括する南海トラフを震源域とした最大クラス（マグニチュード９）の地震である。都は、最大クラスの巨大地震が与える影響を把握するため、平成２５年５月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」を公表した。

本市は、震源から距離が大きく離れているため直接的な被害は小さいが、太平洋側に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、基礎資料として本市への影響を整理する。

なお、南海トラフ巨大地震による多摩地域の最大震度等の想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本市における対策は首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

（２）想定結果による傾向

多摩地域の震度は、ほとんどの地域で震度５強以下であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的（首都直下地震等の被害想定を大きく下回る）と想定された。

本市では、南海トラフ巨大地震（Ｍ９．０）東側ケースで震度５弱が主体で、東側ケース＋経験的手法による想定は震度５強の範囲が広がる結果となっている。また、液状化の危険度は、地震動が小さいことから、危険性は低いと想定されている。

（３）想定被害（定性評価）

ア　市域のほとんどが震度５強以下であり、揺れ・液状化等による建物倒壊は限定的である。また、出火件数も限定的であるが、出火場所が木造住宅密集地域等の場合は、多くの建物が延焼による焼失する可能性がある。

イ　揺れによるブロック塀や自動販売機等の倒壊、屋外看板等の落下、屋内での家具等の転倒・落下、ガラスの破損等が発生するものの、被害は限定的である。

ウ　死傷を伴う人的被害は限定的である。揺れに驚いたドライバーがハンドル操作を誤り、交通事故が発生する可能性がある。

エ　首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者及び徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。

オ　ライフライン及び交通施設の被害は、限定的である。鉄道は、発災当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。被害が大きいと想定される東海地方以西へ向かう道路や鉄道等は、中長期にわたり利用できない可能性がある。

カ　買いだめ、買い急ぎ行動により、小売店舗の食料品や生活必需品が品切れとなる可能性がある。さらに、流通機能の低下、農産物の生産地や飲食料品の製造工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。

キ　関連企業及び取引先企業の被災、サプライチェーン（流通経路）の寸断による経済・企業活動への影響は、甚大となる可能性がある。

第３章　地震に関する調査研究

震災対策には、現状の客観的な分析と将来の予測が重要な役割を果たす。

このため、中央防災会議、都防災会議等による被害想定・調査の情報は、防災市民組織や関係機関と共有する。

第４章　計画の概要等

第１節　令和３年度改訂に当たっての背景と計画の特徴

・平成２７年度の計画修正以降、災害に関する諸法令が改正となっているほか、新たな指針やガイドライン等が示されている。そのため、令和３年度改訂に当たっては、現行の法律等を踏まえた修正を行った。また、現行の施策について、時点修正を行っている。

・都は、都地域防災計画の震災編を令和元年度、風水害編・大規模事故編・原子力災害編、東京都水防計画を令和２年度に、それぞれ修正を行ったことから、これらとの整合を図ると共に、令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症の避難所での対策を示したガイドライン（令和２年６月）を踏まえた修正を行っている。あわせて、今回の改訂と同時に行っている東久留米市業務継続計画の改訂と連動した計画とした。

【令和３年度改訂のポイント】

①　新たに改正された法律等との整合（災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法、防災基本計画、防災に関する指針・ガイドライン等）
②　都地域防災計画、都水防計画等との整合
③　東久留米市の防災関連計画及びマニュアルの修正等との整合
④　最新の東久留米市事務分掌との整合
⑤　庁内各課・防災関係機関・防災会議委員の意見の反映
⑥　大規模災害の教訓等の反映

第２節　対策の視点

平成２４年４月に発表された被害想定では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。また、住民の暮らしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されている。

こうした被害を抑制し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、都市機能を維持するため、以下の３つの視点の下、対策を推進していく。

視点１　【自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり】

防災対策は、家具の転倒防止や避難経路の確認といった身近なソフト対策から、道路ネットワークの整備や都市の再開発といった大規模なハード対策まで、多岐にわたる。

また、市内においても、それぞれ異なった地域特性を有しており、それぞれの地域ごとに異なった災害のリスクを抱えている。防災対策を確実に進め、各地域が直面するリスクを低減するため、自助・共助・公助の力を束ねて、地震に強いまちづくりを推進していく。

（主な取組）

ア　市内全域に共通する対策

・防災市民組織など自助・共助の推進（第２部　第２章）
・道路等の都市基盤の防災性の向上（第２部　第３章・第４章）
・エネルギー・ライフラインの確保（第２部　第４章）

イ　地域特有の災害リスクを低減する対策

・木造棟数の密度の高い地域における対策（第２部　第３章）
・土砂災害対策（第２部　第３章）
・長周期地震動への備えなど高層ビルにおける対策（第２部　第３章）

視点２　【市民の命と都市機能を守る危機管理の体制づくり】

大規模な災害の発生時に、一人でも多くの命を救うためには、市が、国や都はもとより、近隣自治体や他地域からの応援部隊と一体となって、発災後のオペレーションを円滑に実施する必要がある。

とりわけ、発災直後の救出・救助活動において重要な役割を担う自衛隊や警察、消防といった部隊との緊密な連携が欠かせない。また、市の行政機能が著しく低下した場合、国及び都による支援、代行を求めることになる。こうした広域的な連携も含め、迅速かつ的確な災害対応を図れるよう、強固な危機管理体制を構築していく。

（主な取組）

・広域連携等による市の危機管理体制の強化（第２部　第５章）
・情報通信の確保（第２部　第６章）
・災害医療コーディネーターの設置など医療機能の確保（第２部　第７章）
・帰宅困難者対策の推進（第２部　第８章）

視点３　【被災者の生活を支え、東久留米市を早期に再生する仕組みづくり】

発災直後の揺れや火災などの被害から命を守った後は、それをしっかりつないで、早期に生活再建へと結び付け、震災前の生活や都市の活動を取り戻すことが重要である。

そのためには、指定避難所等の安全化や生活物資の供給など発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策や、り災証明手続及び応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策を進める必要がある。こうした手立てを着実に講じ、被災者の生活を支え、市を早期に再生する仕組みづくりを進めていく。

（主な取組）

・指定緊急避難場所及び指定避難所等の安全化などの避難者対策の推進（第２部　第９章）
・安定的な物資の供給など物流・備蓄・輸送対策（第２部　第１０章）
・被災者の生活再建の早期化（第２部　第１２章）

第３節　計画の全体像

第１部で総論、第２部で予防・応急・復旧対策、第３部で復興対策を定めている。

第２部の個別の施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の３つのスキームに分けて記載した。

第４節　施策相互の連携相関イメージ

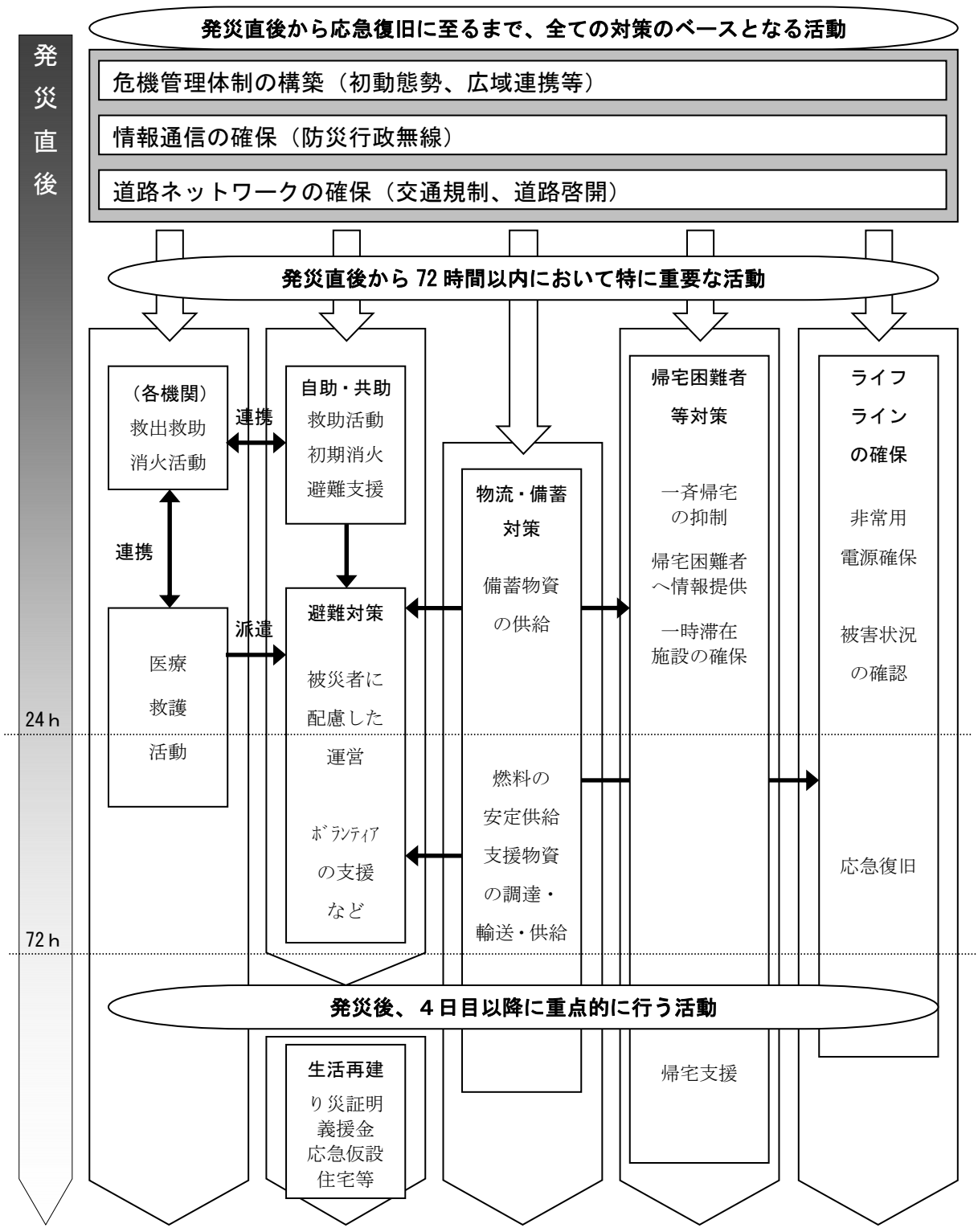

第２部各章の施策は密接に関連しており、特に発災後は各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、下記の３つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

１　発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動（危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク）

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線（移動系）等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、人流・物流の要となる交通ネットワークを確保することが重要である。

２　発災直後から７２時間以内において特に重要な活動（救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン）

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

指定避難所等に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

市民は、自らの命は自ら守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるため、気象情報や災害情報、避難指示等の避難情報を把握して、適切な行動を速やかに行う必要がある。

３　発災後７２時間以降（４日目以降）に重点的に行う活動（生活再建、帰宅支援）

発災後７２時間以降（４日目以降）については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第５節　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

市は、平成２０年度及び平成２７年度の改訂の際、都地域防災計画と整合を図り、減災目標を定めて、対策を推進してきた。

しかしながら、災害対策を推進する目的には、災害による人的･物的被害を軽減することのみにとどまらず、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。

このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、次のとおり目標を定めた。

この目標を今後１０年の間に達成できるよう努める。ただし、市の応急対応力の強化など速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。

市は、目標達成に向けて、国、都、事業者、市民と協力して対策を推進していく。

目標１　①死傷者を６割減少させる。
②避難者を４割減少させる。
③建築物の全壊・焼失棟数を６割減少させる。

多摩直下地震（冬の夕方１８時、風速８ｍ／秒）のケースで、揺れや火災による死者、避難者及び倒壊や焼失による建築物の全壊棟数について、それぞれ減少を目指す。

＜目標を達成するための主な対策＞

・耐震性が不十分な住宅を、おおむね令和７年度までに解消
・木造棟数の密度の高い地域における、建築物の耐震化促進に向けた補助事業や助成事業等の情報提供、緊急輸送道路や避難路の沿道建築物の耐震化等による輸送道路や避難路の安全な通行の確保等、災害に強い安全で快適なまちをつくるための事業の促進
・防災市民組織の活動を強化、促進するとともに、消防団が活動しやすい施設整備や組織形成、教育訓練、資機材整備等、消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

目標２　①中枢機能を支える機関（市、病院等）の機能停止を回避する。
②企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者の安全を確保する。

中枢機能を支える市施設や、病院などの関係機関について、発災後も、その機能を確実に発揮できるようにする。

また、市内で発生する帰宅困難者約１７，０００人については、企業による備蓄を推進して一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

＜目標を達成するための主な対策＞

（中枢機能の機能維持）
・指定避難所等や病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震性能を確保する。
・市災害医療コーディネーターを中心に、最適な医療資源の配分を行う。

・医療救護所などで医薬品等が不足した場合に対応できるよう、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。
・災害時に医療機能の維持が特に必要な病院については、災害時にも水や非常用発電に必要な燃料を確保するため、市や協定締結団体等と連携した供給体制を確立する。

（帰宅困難者の安全確保）
・東京都帰宅困難者対策条例(平成２４年東京都条例第１７号)に基づき、市内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や３日分の備蓄の確保などに取組む。
・企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。
・混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
・徒歩帰宅が困難な要配慮者のために、バスなどの代替輸送手段を確保する。

目標３　①ライフラインを６０日以内に９５%以上回復する。
②指定避難所等の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活 再建の道筋をつける。
③緊急医療救護所・医療救護所等の設置、避難行動要支援者対策、在宅訪問診療体制の構築などを通して、災害関連死の予防、市民が安心して復旧、復興に携われるような心身両面にわたる支援を行う。

市民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と都市機能を早期に回復する観点から、市はライフラインの復旧目標を設定する。具体的には、被災から６０日以内に全てのライフラインの機能を９５％以上回復させることを目標とする。

各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、多摩直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。

・電　力：　７日
・通　信：１４日
・上水道：３０日
・下水道：３０日
・ガ　ス：６０日

＜目標を達成するための主な対策＞

（ライフラインの回復）

・指定避難所等や病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震性能を確保する。

（生活再建の早期化）

・り災証明書を速やかに発行できる体制を構築する。
・義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。
・市は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

第２部

施策ごとの具体的計画
（予防・応急・復旧計画）

目　次

（震 2-）
第１章　市、市民及び事業者の基本的責務及び各機関の役割..... 1
　第１節　基本理念..... 1
　第２節　基本的責務..... 1
　第３節　防災機関の役割..... 3
第２章　市民と地域の防災力向上..... 16
　具体的な取組【予防対策】..... 16
　第１節　自助による市民の防災力向上..... 16
　第２節　地域による共助の推進..... 23
　第３節　消防団の活動体制の充実..... 24
　第４節　事業所による自助・共助の強化..... 25
　第５節　ボランティアとの連携..... 28
　第６節　市民・行政・事業所等の連携..... 33
　具体的な取組【応急対策】..... 35
　第１節　自助による応急対策の実施..... 35
　第２節　地域による応急対策の実施..... 35
第３章　安全なまちづくりの実現..... 38
　具体的な取組【予防対策】..... 38
　第１節　安全に暮らせるまちづくり..... 38
　第２節　建築物の耐震化及び安全対策の促進..... 43
　第３節　出火、延焼等の防止..... 48
　具体的な取組【応急対策】..... 57
　第１節　消火・救助・救急活動..... 57
　第２節　河川、社会公共施設等の応急対策による二次災害防止..... 57
　第３節　危険物等の応急措置による危険防止..... 59
　具体的な取組【復旧対策】..... 65
　第１節　公共の安全確保、施設の本来機能の回復..... 65
第４章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保..... 66
　具体的な取組【予防対策】..... 66
　第１節　道路・橋梁..... 66
　第２節　鉄道施設..... 68
　第３節　河川施設等..... 68
　第４節　緊急輸送ネットワークの整備..... 69
　第５節　水　道..... 73
　第６節　下水道..... 74

第７節　電気・ガス・通信等 74
第８節　ライフラインの復旧活動拠点の確保 76
第９節　エネルギーの確保 76
具体的な取組【応急対策】 77
第１節　道路・橋梁 77
第２節　鉄道施設 80
第３節　河川施設等 82
第４節　水　道 82
第５節　下水道施設 83
第６節　電気・ガス・通信等 83
第７節　エネルギーの確保 87
具体的な取組【復旧対策】 88
第１節　道路・橋梁 88
第２節　鉄道施設 88
第３節　河川施設等 88
第４節　水　道 89
第５節　下水道施設 89
第６節　電気・ガス・通信等 90
第５章　広域的な視点からの応急対応力の強化 93
具体的な取組【予防対策】 93
第１節　初動対応体制の整備 93
第２節　業務継続体制の確保 95
第３節　消火・救助・救急活動体制の整備 96
第４節　広域連携体制の整備 97
第５節　応急活動拠点の整備 98
第６節　応援協力体制 99
具体的な取組【応急対策】 102
第１節　初動態勢 102
第２節　消火・救助・救急活動 111
第３節　警備活動 114
第４節　応援協力・派遣要請 115
第５節　応急活動拠点の調整 121
第６章　情報通信の確保 122
具体的な取組【予防対策】 122
第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 122
第２節　住民等への情報提供体制の整備 126
第３節　住民相互の情報連絡等の環境整備 126
具体的な取組【応急対策】 127
第１節　情報連絡手段の確保 127
第２節　防災機関相互の情報通信（警報及び注意報などの第一報） 129

第３節　防災機関相互の情報通信（被害状況等）..... 130
第４節　広報体制..... 138
第５節　広聴体制..... 141
第７章　医療救護等対策..... 142
具体的な取組【予防対策】..... 142
第１節　初動医療体制の整備..... 142
第２節　医薬品・医療資器材の確保..... 144
第３節　医療施設の基盤整備..... 145
第４節　遺体の取扱い..... 145
具体的な取組【応急対策】..... 147
第１節　初動医療体制..... 147
第２節　医薬品・医療資機材の供給..... 154
第３節　医療施設の確保..... 157
第４節　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等..... 157
具体的な取組【復旧対策】..... 165
第１節　防疫体制の確立..... 165
第２節　火葬等..... 167
第８章　帰宅困難者対策..... 170
具体的な取組【予防対策】..... 170
第１節　帰宅困難者対策条例の周知徹底..... 170
第２節　帰宅困難者への情報通信体制整備..... 174
第３節　一時滞在施設の確保..... 174
第４節　徒歩帰宅支援のための体制整備..... 175
具体的な取組【応急対策】..... 177
第１節　駅周辺での混乱防止..... 177
第２節　事業所等における帰宅困難者対策..... 180
具体的な取組【復旧対策】..... 183
第１節　徒歩帰宅者の代替輸送等..... 183
第９章　避難者対策..... 184
具体的な取組【予防対策】..... 184
第１節　避難体制の整備..... 184
第２節　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成..... 186
第３節　避難場所・避難所等の指定・安全化..... 189
第４節　避難所の管理運営体制の整備等..... 191
具体的な取組【応急対策】..... 195
第１節　避難情報の発令..... 195
第２節　避難誘導..... 197
第３節　避難所の開設・管理運営..... 200
第１０章　物流・備蓄・輸送対策の推進..... 209
具体的な取組【予防対策】..... 209

第１節　食料及び生活必需品等の確保 209
第２節　飲料水及び生活用水の確保 210
第３節　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 211
第４節　輸送体制の整備 212
第５節　輸送車両等の確保 212
具体的な取組【応急対策】 214
第１節　食料の供給 214
第２節　飲料水及び生活用水の供給 216
第３節　義援物資の取扱い 218
第４節　輸送車両の確保 218
具体的な取組【復旧対策】 219
第１節　多様なニーズへの対応 219
第２節　炊き出し 219
第３節　飲料水の安全確保 219
第４節　生活用水の確保 220
第５節　物資の輸送 220
第１１章　放射性物質対策 221
具体的な取組【予防対策】 221
第１節　情報伝達体制の整備 221
第２節　市民への情報提供等 221
具体的な取組【応急対策】 222
第１節　市民への情報提供等 222
第２節　住民避難 222
第３節　放射線等使用施設の応急措置 222
第４節　核燃料物質輸送車両等の応急対策 222
具体的な取組【復旧対策】 223
第１節　保健医療活動 223
第２節　放射性物質への対応 223
第１２章　住民の生活の早期再建 224
具体的な取組【予防対策】 224
第１節　生活再建のための事前準備 224
第２節　トイレの確保及びし尿処理 225
第３節　ごみ処理 226
第４節　がれき処理 227
第５節　災害救助法等 227
第６節　応急教育 229
第７節　保育対策 230
具体的な取組【応急対策】 231
第１節　被災住宅の応急危険度判定 231
第２節　被災宅地の危険度判定 233

第３節　家屋･住家被害状況調査等..... 234
第４節　り災証明書の発行..... 234
第５節　義援金の募集・受付..... 235
第６節　し尿処理・ごみ処理・がれき処理に関する組織体制..... 235
第７節　トイレの確保及びし尿処理..... 236
第８節　ごみ処理..... 237
第９節　がれき処理..... 238
第１０節　災害救助法の適用..... 242
第１１節　激甚災害の指定..... 243
第１２節　土石、竹木等の除去..... 244
第１３節　災害時の応急教育..... 244
第１４節　災害時の保育対策..... 246
具体的な取組【復旧対策】..... 247
第１節　被災住宅の応急修理..... 247
第２節　応急仮設住宅の供給..... 249
第３節　建築資材等の調達..... 251
第４節　被災者の生活相談..... 251
第５節　義援金の募集・受付・配分..... 252
第６節　被災者の生活再建資金援助等..... 253
第７節　職業のあっ旋..... 254
第８節　租税等の徴収猶予及び減免等..... 254
第９節　その他の生活確保..... 256
第１０節　災害復旧時の応急教育..... 256
第１１節　中小企業への融資..... 259
第１２節　農林漁業関係者への融資..... 259
第１３節　労働力の確保..... 259
第１４節　がれき処理の実施..... 260
第１５節　災害救助法の運用等..... 260

第１章　市、市民及び事業者の基本的責務及び各機関の役割

第１節　基本理念

１　地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が重要である。また、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

２　震災対策の推進にあたっては、市が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものであるが、市民及び事業者は日頃から自主的に災害に備え、発災時には各防災機関が行う防災活動と連携協力するものとする。

第２節　基本的責務

１　市の責務

（１）市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

（２）市は、市における震災対策に関して、本計画に基づく個別の活動マニュアルの策定に努めなければならない。

（３）市は、震災時における避難、救出・救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

２　市民の責務

（１）市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

（２）市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。

①建築物、その他工作物の耐震性及び耐火性の確保
②家具類の転倒・落下・移動の防止
③出火の防止
④初期消火に必要な用具の準備
⑤食品、飲料水及びその他の生活必需品
⑥避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
⑦家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

（３）市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア、市及びその他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

（４）市民は、市及びその他の行政機関が実施する震災対策活動に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。

３　事業者の責務

（１）事業者は、市及びその他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

（２）事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

（３）事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成２５年４月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の３日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。

（４）事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

（５）事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災被害を最小限に止めるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（６）事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、都及び市が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。（東京都震災対策条例第１０条）

第３節　防災機関の役割

市及び市の地域における防災関係機関の役割は、おおむね次のとおりである。

なお、市災害対策本部の各班の分掌事務は、東久留米市業務継続計画【震災編】の分掌事務に準ずる。

１　東久留米市の役割

（１）東久留米市防災会議に関すること
（２）防災に係る組織及び施設に関すること
（３）災害情報の収集及び伝達に関すること
（４）緊急輸送の確保に関すること
（５）避難指示等及び誘導に関すること
（６）消防及び水防に関すること
（７）医療、防疫及び保健衛生に関すること
（８）外出者の支援に関すること
（９）救助物資の備蓄及び調達に関すること
(10) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
(11) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
(12) 公共施設の応急復旧に関すること
(13) 災害復興に関すること
(14) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
(15) 防災市民組織の育成に関すること
(16) 事業所防災に関すること
(17) 防災教育及び防災訓練に関すること
(18) 市管理の道路及び橋梁の保全に関すること
(19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

２　東久留米市災害対策本部の構成

部	班	班　長	所属組織
危機管理室	指令班	防災防犯課長	防災防犯課
	環境班	環境政策課長	環境政策課
			ごみ対策課
災害対策議会事務局	議会班	議会事務局長	議会事務局
災害対策企画経営室	情報連絡班	企画調整課長	企画調整課
			行政管理課
	秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課
	財政班	財政課長	財政課
災害対策総務部	記録班	総務課長	総務課
	動員班	職員課長	職員課
			選挙管理委員会事務局
	情報システム班	情報管理課長	情報管理課
	庁舎・調達班	管財課長	管財課
災害対策市民部	物資・給水班	市民課長	市民課
	地域班	産業政策課長	産業政策課
			生活文化課
	り災証明班	課税課長	課税課
	応援班	納税課長	納税課
			監査事務局
災害対策福祉保健部	福祉班	福祉総務課長	福祉総務課
	要支援者・二次避難所班	障害福祉課長	障害福祉課
			介護福祉課
			保険年金課
	医療救護班	健康課長	健康課
災害対策子ども家庭部	二次避難所（保育園）班	子育て支援課長	子育て支援課
			児童青少年課
災害対策都市建設部	応急復旧班	管理課長	管理課
			都市計画課
			道路計画課
			施設建設課
災害対策出納部	会計班	会計課長	会計課
災害対策教育部	学校班	教育総務課長	教育総務課
			学務課
			指導室
	生涯学習施設班	生涯学習課長	生涯学習課
			図書館
災害対策消防部	消防団本部	消防団長	１０個分団

【組織図】

本部長室
【危機管理室】危機管理室長
指令班（防災防犯課）
環境班（環境政策課、ごみ対策課）
【災害対策議会事務局】議会事務局長
議会班（議会事務局）
【災害対策企画経営室】企画経営室長
情報連絡班（企画調整課、行政管理課）
秘書広報班（秘書広報課）
財政班（財政課）
【災害対策総務部】総務部長
記録班（総務課）
動員班（職員課、選挙管理委員会事務局）
情報システム班（情報管理課）
庁舎・調達班（管財課）
【災害対策市民部】市民部長
物資・給水班（市民課）
地域班（産業政策課、生活文化課）
り災証明班（課税課）
応援班（納税課、監査事務局）
【災害対策福祉保健部】福祉保健部長
福祉班（福祉総務課）
要支援者・二次避難所班（障害福祉課､介護福祉課､保険年金課）
医療救護班（健康課）
【災害対策子ども家庭部】子ども家庭部長
二次避難所（保育園）班（子育て支援課、児童青少年課）
【災害対策都市建設部】都市建設部長
応急復旧班（管理課、都市計画課、道路計画課、施設建設課）
【災害対策出納部】会計管理者
会計班（会計課）
【災害対策教育部】教育部長
学校班（教育総務課、学務課、指導室）
生涯学習施設班（生涯学習課、図書館）
【災害対策消防部】
消防団本部（１０個分団）
【共通項目】
避難所初期活動班

３　各部の分掌事務

※網掛け箇所は、班長となる課長等の所属課等

■危機管理室（危機管理室長）		
班編成	担当課	分掌事務
指令班	防災防犯課	1　災害対策の総合調整に関すること
		2　災害対策本部長室への助言
		3　災害対策本部会議の運営に関すること
		4　災害関連情報の総括に関すること
		5　警戒区域の設定に関すること
		6　避難指示等、その他本部長指令の伝達に関すること
		7　防災行政無線の統制及び活用に関すること
		8　防災会議の運営に関すること
		9　災害救助法の適用に関すること
		10　他の部の所管に属さないこと
環境班	環境政策課 ごみ対策課	1　災害時の清掃その他環境衛生に関すること
		2　ごみ、がれき、廃材の処分場の確保に関すること
		3　柳泉園組合、関係業者との連絡調整に関すること
		4　し尿処理体制の確立及びし尿処理業者との調整に関すること
		5　災害時のトイレ対策に関すること
		6　指定緊急避難場所となる公園の被災状況の確認に関すること

■災害対策議会事務局（議会事務局長）		
班編成	担当課	分掌事務
議会班	議会事務局	1　市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務に関すること

■災害対策企画経営室（企画経営室長）		
班編成	担当課	分掌事務
情報連絡班	企画調整課 行政管理課	1　被災状況の統括に関すること
		2　都及び応援市町村との連絡調整（受援等）に関すること
		3　防災機関との連絡調整に関すること
		4　自衛隊の災害派遣要請依頼及び受け入れに関すること
		5　帰宅困難者への支援に関すること
秘書広報班	秘書広報課	1　市民に対する警報、特別警報及び地震情報等の広報に関すること
		2　災害応急対策に関する広報に関すること
		3　報道機関に対する発表及び要請に関すること
		4　見舞者、災害視察者等への対応に関すること
財政班	財政課	1　災害対策の予算措置に関すること

■災害対策総務部（総務部長）		
班編成	担当課	分掌事務
記録班	総務課	1　災状況及び対策の記録の収集及び整理に関すること
動員班	職員課 選挙管理委員会事務局	1　職員の非常配備及び解除に関すること
		2　職員の安否確認に関すること
		3　災害対策に必要な労務の提供に関すること
		4　職員等の給食に関すること
		5　避難所初期活動班の統括に関すること
情報システム班	情報管理課	1　電算システムの応急復旧に関すること
		2　情報収集・管理システムの構築及び運用に関すること
庁舎･調達班	管財課	1　来庁者及び職員の安全確保に関すること
		2　庁舎の保安維持に関すること
		3　車両の配車及び借り上げに関すること
		4　物資の調達に関すること
		5　燃料の確保に関すること

■災害対策市民部（市民部長）		
班編成	担当課	分掌事務
物資･給水班	市民課	1　物資集積場の確保及び運営に関すること
		2　備蓄品及び救援物資の配分並びに輸送に関すること
		3　トラック協会との連絡調整に関すること
		4　給水拠点での給水に関すること
		5　医療施設及び指定避難所等への給水に関すること
		6　給水拠点遠隔地への給水に関すること
		7　都水道局との調整に関すること
地域班	産業政策課 生活文化課	1　コミュニティ施設の被害調査及び応急措置に関すること
		2　自治会及び防災市民組織との連絡調整に関すること
		3　人権と男女共同参画の視点からの情報発信や支援に関すること
		4　被災者の相談所業務に関すること
		5　外国人への災害対応に関すること
		6　各産業の被害及び復旧状況の調査に関すること
		7　被災農家及び中小企業への融資に関すること
		8　二次避難所（福祉避難所）の設置（地域センター）に関すること
り災証明班	課税課	1　被災状況の調査に関すること
		2　り災証明の発行に関すること
応援班	納税課 監査事務局	1　本部長が特に命じる事項に関すること
		2　上記のほか、緊急を要する班への協力に関すること

■災害対策福祉保健部（福祉保健部長）		
班編成	担当課	分掌事務
福祉班	福祉総務課	1　義援金及び義援品（多量同一品）の受領に関すること
		2　義援金の配分に関すること
		3　災害弔慰金の支給に関すること
		4　災害援助資金の融資に関すること
		5　被災者の生活相談及び生活再建支援に関すること
		6　日本赤十字社との連絡調整に関すること
		7　社会福祉団体に対する協力要請に関すること
		8　遺体の収容、検索及び火葬に関すること
		9　遺体仮安置所の設置に関すること
要支援者・二次避難所班	障害福祉課 介護福祉課 保険年金課	1　施設利用者の避難及び救護の指示に関すること
		2　避難行動要支援者、要配慮者対策に関すること
		3　二次避難所（福祉避難所）の設置に関すること
		4　後方収容施設へのあっせんに関すること
医療救護班	健康課	1　災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の構築に関すること
		2　医療救護所の設置及び医療救護班の編成に関すること
		3　医療用機材及び薬品の調達に関すること
		4　感染症の予防（防疫グループ、消毒グループの編成）に関すること
		5　震災対策指定井戸の水質検査及び管理に関すること
		6　入浴施設の設置に関すること
		7　医師会・歯科医師会及び薬剤師会等との連絡調整に関すること
		8　被災者の健康相談・健康管理等に関すること
		9　被災者のこころのケア等に関すること

■災害対策子ども家庭部（子ども家庭部長）		
班編成	担当課	分掌事務
二次避難所（保育園）班	子育て支援課 児童青少年課	1　園児及びその保護者の避難及び救護に関すること
		2　施設の被害調査及び応急措置に関すること
		3　二次避難所（保育園）の設置及び運営への協力に関すること

■災害対策都市建設部（都市建設部長）		
班編成	担当課	分掌事務
応急復旧班	管理課 都市計画課 道路計画課 施設建設課	1　道路、河川、橋梁及び交通安全施設等被災状況の調査に関すること
		2　道路、河川、橋梁及び交通安全施設等の応急対策・復旧対策に関すること
		3　緊急輸送道路の確保に関すること
		4　水防活動及び排水活動に関すること
		5　市有施設の応急復旧工事に関すること
		6　下水道施設の被災状況の調査に関すること
		7　下水道施設の応急対策・復旧対策に関すること
		8　建設業協会及び下水道指定工事店等との調整に関すること
		9　国又は都が特に指定したときの倒壊家屋等の処分に関すること
		10　復興に関わる都市計画に関すること
		11　公共交通に関すること
		12　建築物の応急危険度判定の実施に関すること（応急対策時に実施する。）
		13　応急仮設住宅の建設に関すること
		14　応急仮設住宅の入居者募集に関すること
		15　災害救助法が適用されたときの災害にかかった住宅の応急修理に関すること

■災害対策出納部（会計管理者）		
班編成	担当課	分掌事務
会計班	会計課	1　災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること

■災害対策教育部（教育部長）		
班編成	担当課	分掌事務
学校班	教育総務課 学務課 指導室	1　児童及び生徒等の避難誘導並びに救護に関すること
		2　学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること
		3　教職員の非常配備及び調整に関すること
		4　学校施設を利用する指定避難所の開設及び運営の協力に関すること
		5　学校施設利用者の救護及び避難誘導に関すること
		6　学校施設の被害調査及び応急措置に関すること
		7　被災児童及び生徒等に対する学用品の支給に関すること
		8　児童及び生徒等の応急教育に関すること
生涯学習施設班	生涯学習課 図書館	1　文化財及び生涯学習施設利用者の避難、救護に関すること
		2　文化財及び生涯学習施設の被害調査に関すること
		3　生涯学習施設の指定避難所等の運営の協力に関すること

■災害対策消防部		
班編成	担当課	分掌事務
消防団本部	消防団	1　災害及び火災の警戒及び防御に関すること
		2　人命の救出及び救護の協力に関すること
		3　本部長が認める、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務に関すること

■共通項目		
班編成	担当課	分掌事務
全ての部班		1　他部班の応援に関すること
避難所初期活動班	―	1　その他指定避難所等の支援に関すること
		2　市民の避難誘導に関すること
		3　指定避難所及びその周辺地域の被災状況等の確認及び情報連絡に関すること
		4　指定避難所等の開設及び運営に関すること
		5　指定避難所内での広報及び広聴活動に関すること
		6　指定避難所運営組織への支援に関すること
		7　指定避難所内での要配慮者への支援に関すること

４　都関係機関の役割

名　称	内　容
警視庁 田無警察署	1　地域防災力向上に向けた事前対策に関すること 2　被害実態の把握及び各種情報の収集、情報発信に関すること 3　被災者の救出救助及び避難誘導に関すること 4　帰宅困難者対策に関すること 5　行方不明者の捜索及び調査に関すること 6　遺体の調査等及び検視に関すること 7　交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関すること 8　緊急通行車両確認標章の交付に関すること 9　複合災害対策に関すること 10　公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 東久留米消防署	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2　救急及び救助に関すること 3　危険物等の措置に関すること 4　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
都北多摩北部建設事務所	1　河川の保全に関すること 2　都管理の道路及び橋梁の保全に関すること 3　市が行う水防活動の支援に関すること 4　河川及び道路等における障害物の除去に関すること
都多摩小平保健所	1　防疫に関すること 2　避難住民等への健康管理に関すること 3　食品の安全確保に関すること 4　環境衛生の確保に関すること 5　毒劇物対策に関すること
都水道局 立川給水管理事務所	1　応急給水に関すること 2　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること
都下水道局 流域下水道本部	1　流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2　仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること
都西部公園緑地事務所	1　都立公園の保全、復旧に関すること 2　震災時の利用に関すること

５　指定地方行政機関の役割

名　称	内　容
関東農政局	１ 応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること ２ 農業関係､卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること ３ 応急用食料・物資の支援に関すること ４ 食品の需給・価格動向の調査に関すること ５ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること ６ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること ７ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること ８ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ９ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 10 農地･農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 11 被害農業者に対する金融対策に関すること
関東財務局 （立川出張所）	地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること
関東地方環境事務所	１ 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ２ 廃棄物処理施設等の被害状況､がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 ３ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 ４ 放射性物質（２０１１年３月１１日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。

６　自衛隊の役割

名　称	内　容
陸上自衛隊 練馬駐屯地 第１師団 第１後方支援連隊	１　災害派遣の計画及び準備に関すること （１）防災関係資料の基礎調査 （２）災害派遣計画の作成 （３）都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 ２　災害派遣の実施に関すること （１）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （２）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

７　指定公共機関の役割

名　称	内　容
日本郵便(株) 東久留米郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （3）被災地あて救助用郵便物の料金免除
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本） 東京武蔵野支店	1　電信及び電話施設の建設並びにこれら施設の保全に関すること 2　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること 3　気象予警報の伝達に関すること
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること
(株)ＮＴＴドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること
ＫＤＤＩ(株)	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
ソフトバンク(株)	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と通信設備等の早期復旧に関すること。
東京ガス(株) 東京西支店	1　ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること 2　災害時におけるガスの供給に関すること
東京電力 パワーグリッド(株) 武蔵野支社	1　電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2　災害時における電力の供給に関すること
日本赤十字社 東京都支部	1　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産、死体の処理を含む。）の実施に関すること 2　災害時における指定避難所等での医療救護所開設及び運営に関すること 3　こころのケア活動に関すること 4　赤十字ボランティアの活動に関すること 5　輸血用血液の確保、供給に関すること 6　義援金の受付・配分及び募金に関すること（原則として

名　称	内　容
	義援物資については受け付けない。） ７　赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置、運営に関すること ８　災害救援品の支給に関すること ９　日赤医療施設等の保全、運営に関すること 10　外国人安否調査に関すること 11　遺体の検案協力に関すること 12　都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること

８　指定地方公共機関の役割

名　称	内　容
西武鉄道（株） （石神井公園駅管区）	１　鉄道施設等の安全保安に関すること ２　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること ３　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること ４　列車の運行に関すること
（一社） 東京都トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること
（公社）東京都医師会	１　医療に関すること ２　防疫の協力に関すること ３　遺体の検案の協力に関すること
（公社）東京都歯科医師会	歯科医療活動に関すること
（公社）東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
（公社）東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関すること
（一社）東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること

９　協力機関の役割

資料編　第 58　災害対策関連協定締結先一覧

第２章　市民と地域の防災力向上

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　自助による市民の防災力向上	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、田無警察署
第２節　地域による共助の推進	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署
第３節　消防団の活動体制の充実	環境安全部防災防犯課、消防団
第４節　事業所による自助・共助の強化	環境安全部防災防犯課、市民部産業政策課、東久留米消防署
第５節　ボランティアとの連携	環境安全部防災防犯課
第６節　市民・行政・事業所等の連携	環境安全部防災防犯課

第１節　自助による市民の防災力向上

１　市民等の役割

市民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることにより、防災対策を推進する。

（１）建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
（２）日頃からの出火の防止
（３）消火器、住宅用火災警報器など防災用品の準備
（４）家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
（５）ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
（６）水（１日一人３リットル以上 ）、食料、生活用品の日常備蓄の実施（概ね７日分、最低３日分）、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
（７）地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
（８）買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
（９）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
(10) 市、都、消防署などが行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
(11) 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
(12) 避難行動要支援者がいる家庭においては、防災市民組織、消防署、警察署及び交番等への事前の情報提供（避難行動要支援者名簿作成・更新への協力）
(13) 災害発生時に備え、指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路等の確認・点検
(14) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

２　防災意識の啓発

（１）防災広報の充実

ア　市が行う広報内容等

（ア）印刷物等による広報

①広報「ひがしくるめ」を毎月１～２回発行し、全世帯に配付している。

②市は、防災対策の一環として、「防災マップ」、「洪水ハザードマップ」等の防災パンフレットを作成し、市民や事業所等を対象に配布している。

（イ）インターネット、ツイッター等の活用

市のホームページにおいて、「防災情報」のコーナーを設け、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、ツイッター、防災用メールシステム（安心くるめーる）等により、防災行政無線の内容や防災情報等を発信している。

（ウ）講演会等による普及

市職員による出前講座等において、自助・共助及び市民協働の重要性について啓発し、防災市民組織の養成及び育成等の推進を図り、地域防災力の向上に努める。

イ　市域に係る都関係機関が行う広報

機関名	内　　容　　等
都水道局	１　広報内容 （１）地震発生に際しての水道局の応急対策 （２）水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 （３）その他、地震発生後に必要な注意事項など ２　広報の方法 （１）各種パンフレットや局ホームページなどによる広報 （２）行事、集会及び研修会の場を活用 （３）視聴覚媒体を活用した広報
警視庁 田無警察署	１　広報内容 （１）地震に関する一般知識 （２）事前に市民等のとるべき措置等 （３）地域版（田無）パートナーシップへの参画要請 （４）地震発生時の対応措置 （５）地震発生時の警察署の諸活動 （６）大震災対策のための心理学的調査研究結果 ２　広報手段及び方法 （１）防災市民組織、自治会、町会等を通じての地域住民への働きかけ （２）保育園、幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ （３）事業所等に対する積極的な働きかけ

機関名	内　　容　　等
	（４）防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等の活動を通じての広報活動 （５）運転免許更新時における広報誌の配布 （６）防災相談コーナーの設置 （７）警視庁ホームページを通じた広報活動 ３　広報媒体 （１）パンフレット（日本語、英語） （２）パネル（大震災被害状況等）
東京消防庁 東久留米消防署	１　「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導、ホームページ・ＳＮＳ・消防アプリ等による広報の実施 ２　要配慮者については、「地震から命を守る「７つの問いかけ」」を活用した意識啓発」 ３　関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ４　消防団、災害時支援ボランティア、防火女性の会、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ５　消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ６　ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ７　「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ８　防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ９　「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 10　出火防止及び初期消火に関する備えの指導 11　「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発

ウ　市域に係る各機関が行う広報内容

機関名	内　　容　　等
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	防災展及び地域防災訓練等で災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板　（ｗｅｂ１７１）の利用体験、防災パンフレット等の配布、利用方法等の紹介を行い、 市民へ電話の混雑防止対策及び安否確認ツールの普及・啓発を行っている。
(株)ＮＴＴドコモ	防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布を行っている。
ＫＤＤＩ(株)	防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進、災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介を行っている。
ソフトバンク(株)	防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供、災害対策関連機器・サービスの紹介を行っている。
東京ガス(株)	防災イベント等において一般住民にパンフレットやチラシ等を配布し、マイコンメーターの復帰操作の方法や東京ガスの地震対策についてご紹介する。
東京電力グループ	市総合防災訓練において、訓練参加者に対し、震災時の電気安全に関するパンフレットを配布の上、パネルを活用した電気安全の説明を行い、防災意識の高揚を図っている。

エ　市域に係るインターネットを活用した広報内容

機　関　名	内　　容　　等
警視庁 田無警察署	災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等をホームページに掲載している。
東京消防庁 東久留米消防署	災害情報や応急救護に関すること、火災予防に関すること、地震防災対策に関すること、水災害対策に関すること及び各種相談窓口の案内等を消防署のホームページに記載している。
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	災害に強い通信サービスを実現するための様々な取り組みや災害用伝言ダイヤル１７１等のご利用方法等について紹介する。 １　ＮＴＴ東日本の災害対策 ２　災害用伝言ダイヤル１７１ ３　災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）

機　関　名	内　　容　　等
東京ガス(株)	「安全と防災」のタイトルで具体的な防災対策を紹介する。 １　東京ガスの防災と安全への取り組み （１）地震防災対策 （２）お客様を守る安全システム ２　いざという時のために　～みなさまの安全・防災対策～ （１）ガスを安全にご利用いただくために （２）地震のとき （３）マイコンメーター復帰方法 災害時にはホームページを通じて以下の情報をお知らせする。 ア　供給停止区域や復旧状況など、災害時のリアルタイムの情報 イ　ガス使用前のガス機器の確認と異常がある場合のガス使用禁止のお願い
東京電力グループ	大地震により広範囲、長時間停電が発生した場合の停電・復旧情報等をホームページ並びに携帯サイトで提供する。 １　電力施設の被害情報、復旧予定等についての情報 ２　地震発生時における電気による二次災害等を防止するための方法や避難時の電気安全に関する心構え等についての情報 ３　ホームページ上で具体的な防災対策の紹介 （１）災害に強い設備づくり （２）万一の災害に備えた復旧態勢の整備

（２）防災教育の充実

機　関　名	内　容
市	１　市民、防災市民組織のリーダーなどを対象に、防災シンポジウム、防災セミナー、各種講演会等を開催し、防災知識の向上と防災意識の高揚を図る。 ２　市民、防災市民組織のリーダーなどを対象に、実技を取り入れた実践的な防災教育を推進するとともに、防災知識の普及等を推進する際には、性別等による視点の違いに配慮して女性の参画促進にも努め、女性も含めた防災リーダーを育てる防災教育の実施等により、地域防災力の向上に努める。 ３　地域や事業所、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

機　関　名	内　容
東京消防庁 東久留米消防署	○ 防火女性の会、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるＶＲ（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ ＶＲ防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 市民等に対し、ＡＥＤの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生委員・児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
警視庁 田無警察署	１　田無パートナーシップ研修会 ２　合同訓練等の実施 ３　幼稚園・小・中・高校を対象とした防災教育の推進

（３）地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

ア　市及び都は、都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム　第１２集」（令和２年３月）によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。

イ　市及び都は、児童・生徒に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。

ウ　市及び都は、都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を広める。

３　防災訓練の充実

施　策	内　容
市総合防災訓練	市民が参画し、「自助」、「共助」を高め、地域防災力の向上を目指す。また、各防災関係機関及び市民が一体となった実効性のある、総合的、有機的な訓練を実施し、各防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画内容の理解と防災意識の高揚を図る。
防災市民組織等の訓練	防災市民組織及び町会・自治会を単位とした防災訓練は、東京消防庁東久留米消防署及び警視庁田無警察署の指導のもと、独自に期日を定めて世帯数や規模等、それぞれの実態に応じた訓練を実施する。 市は、必要に応じて防災資器材等の貸し出しを行い、防災訓練に協力する。
都総合防災訓練への参加	震度６弱以上の大地震を想定し、都、市、関係機関及び地域住民が一体となって実施する都主催の訓練に参加する。
その他の防災関係機関の訓練	消火・救出・救助・応急救護訓練、非常通信訓練、高圧ガス防災訓練、ライフライン復旧等訓練など、防災関係機関･団体等の訓練に市として参加する。 また、関係機関は、各種災害に対応するため、機会をとらえ、他の機関との連携および住民との協働による活動を重視した総合訓練の実施を図る。

４　外国人支援対策

市は、言語や生活習慣が異なり、地震の体験や知識のない市内在住外国人が災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及を図るとともに、国際交流団体等と連携し、指定避難所や避難場所への案内標識等の多言語化など、外国人に対する情報提供体制が確立できるよう努める。

さらに、都が作成・配布している防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版、多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」の周知を図る。

①地域の国際交流団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
②都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
③消火器、街区表示板、避難標識や指定避難所等施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
④東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
⑤都と連携協力し、在住外国人向けメディア（エスニック・メディア）や外国人支援団体

に対し、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行う。

第２節　地域による共助の推進

１　防災市民組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

（１）防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
（２）初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
（３）消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
（４）地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
（５）地域内の避難行動要支援者の把握及び震災時の支援体制の整備
（６）地域内の事業所（企業）との連携・協力体制の整備（協定締結等）
（７）行政との連携・協力体制の整備

２　防災市民組織の充実

（１）防災市民組織の結成促進

ア　市は、住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進める。

イ　市は、都と連携して防災市民組織の活性化を図るため、より一層きめ細かな指導・助言を行うとともに、未結成地域が解消するように努める。

（２）要配慮者に対する地域協力体制

市は、民生委員・児童委員・介護保険事業者・障害サービス事業者・ボランティア及び防災市民組織等と連携し、震災時における要配慮者の安全確保に努めるため、寝たきり高齢者や高齢者のみ世帯及び障がい者、妊産婦、外国人等の要配慮者に対する近隣住民の協力体制づくりを推進する。

（３）防災市民組織の活動環境の整備

市は、防災市民組織の活動用資器材の充実及び活動拠点の整備に努める。

（４）防災市民組織の活性化

市は、東京消防庁東久留米消防署と連携し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を行い、防災市民組織等による共助体制の強化を推進する。

また、リーダー養成講習会の実施（特に女性リーダーの育成）、防災講習会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、防災市民組織の活性化に努める。

なお、都は、防災市民組織の活動を活性化するため、必要に応じて、防災の専門家を派遣する。

３　東久留米消防署の活動

（１）防災意識の啓発

（２）防災教育・防災訓練の充実
（３）軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進
（４）初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施
（５）防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

第３節　消防団の活動体制の充実

消防団は、常備消防、区市町村をはじめとする行政機関と防災市民組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

市は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

１　消防団の現況

消防団は、震災時には東京消防庁東久留米消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消防活動や救出救護活動、避難誘導等に従事する。

また、平常時には、地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

今後も、消防団活動を強化・充実するため、消防資器材の整備・増強を図るとともに、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び東京消防庁東久留米消防署との連携による教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る。

２　詳細な取組内容

（１）消防団を紹介するリーフレットやホームページの活用など、多様な手法で消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

（２）震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団詰所の整備をはじめ、活動に必要な救助資機材や消防自動車等の整備を図る。

ア　消防ポンプ車の更新

消防機動力及び装備資器材の充実を図るため、年次計画的に消防ポンプ車の更新を図る。

イ　消防団員活動服の新調

災害現場における活動機能及び夜間活動における安全確保の向上を図るため、年次計画的に現行の消防団員制服基準に基づく消防団員活動服への更新を図る。

ウ　消防団員用招集メールシステム

火災等の災害発生を、確実に各分団員に伝達するため、携帯電話を活用した「団員用招集メールシステム」を平成１９年４月から導入している。

当該システムは、消防団員が所有する携帯電話をシステムに登録し、その登録した携帯電話に、東京消防庁東久留米消防署に設置したパソコンから火災情報　（現場の

住所、火災の種別 ）や指令内容が、メールで伝達されるものである。

エ　その他

災害現場における消防団員の活動強化を図るため、分団単位の携帯無線機の配備強化等を図る。

（３）各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

（４）応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

（５）新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

（６）消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

（７）地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて、消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

第４節　事業所による自助・共助の強化

市は、広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

また、市は、東久留米商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

１　事業所の役割

事業所は、　災害時の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

また、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

（１）社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の３日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策を行う。

（２）事業所防災計画、震災時対応マニュアルや安否確認体制等の整備を行う。

（３）重要業務継続のための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定する。

（４）組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を行う。

（５）東久留米市商工会や東京経営者協会など、横断的組織を通じた震災時の地域貢献の促

進を図る。

（６）外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「外出者の行動ルール」を遵守する。

資料編　第 10　外出者の行動ルール及び帰宅困難者心得１０か条

（７）帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドラ イン」参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の計画に反映する。（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。）

（８）要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

２　事業所自衛消防隊の活動能力の充実、強化

東京消防庁東久留米消防署は、震災時を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

（１）自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

ホテル、旅館、大規模量販店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第５５条の５の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが、義務付けられている。

震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効であることから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

また、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

（２）自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第８条の２の５により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

（３）防火管理者の選任を要する事業所

消防法第８条、第８条の２等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

（４）防災管理者の選任を要する事業所

消防法第３６条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練

の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

（５）防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第５５条の４により、自衛消防活動を効果的に行うため、自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。

震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効であることから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

３　事業所防災計画の作成指導

事業者は、その用途や規模にかかわらず事業所単位で事業所防災計画の作成が義務付けられている。

（１）防火管理者の選任を要する事業所

東京消防庁東久留米消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定められた次の事項について、消防計画に定めるよう指導する。

ア　震災に備えての事前計画
イ　震災時の活動計画
ウ　施設再開までの復旧計画

（２）防災管理者の選任を要する事業所

東京消防庁東久留米消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定められた前アからウの事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。

（３）防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

東京消防庁東久留米消防署は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成を指導する。

（４）防災対策上重要な施設の事業所防災計画

東京消防庁東久留米消防署は、都市ガス、電気、鉄道及び通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

４　応急救護能力の向上

東京消防庁東久留米消防署は、発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第５５条の５に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

第５節　ボランティアとの連携

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、市社会福祉協議会、都、ボランティア、ＮＰＯ等との連携を図る。

また、市・ボランティア・ＮＰＯ等の三者で連携し、研修や訓練を通じて、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

１　一般のボランティア・　ＮＰＯ

（１）市社会福祉協議会との連携

市と市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を結んでいる。

協定の内容は、市内で震度５強以上の地震が発生した際に、災害ボランティアセンターを設置して、市と市社会福祉協議会が相互に連携して、災害ボランティアの受け入れ、指定避難所等の運営支援及び避難行動要支援者の支援など、幅広い支援活動の応援を行うことである。

ア　災害ボランティアセンターの設置

（ア）災害ボランティアセンター設置基準

市内で震度５強以上の地震が発生した場合等、必要に応じて、市社会福祉協議会が市と連携・協力し設置する。

（イ）設置場所

わくわく健康プラザ

イ　災害ボランティアセンターの役割

（ア）全国から集まる災害ボランティアの登録受付及びコーディネート

【ボランティアの区分】

・地域ボランティア：地域の方々が主体

・外部ボランティア：日頃交流のない組織・個人から協力を受けるもの

・専門ボランティア：専門的な技能や知識を活かしたボランティア

（医療関係者、設備業者など）

（イ）ボランティア等から集まる指定避難所等の被災者ニーズの整理・情報提供

（ウ）指定避難所等の運営、維持等に対する支援・協力

（エ）高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する支援・協力

（オ）災害ＮＰＯとの連携・協働

（カ）災害応急及び復興に関する支援

（キ）ボランティアの安全性及び衛生環境の確保　等

（２）都との連携

市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。

２　登録ボランティア

（１）東京都防災ボランティア等

都は、平成７年５月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

ア　応急危険度判定員

所　管	要　件	活動内容
都都市整備局	建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条に規定する１級建築士、２級建築士、木造建築士又は都知事が特に必要と認めた者であって、都内在住又は在勤者	本震後の地震活動等による建築物の倒壊などの二次災害防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。

イ　被災宅地危険度判定士

所　管	要　件	活動内容
都都市整備局	・宅地造成等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する者。 ・国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験を有する者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地等が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

ウ　防災（語学）ボランティア

所管	要　件	活動内容
都生活文化局	一定以上の語学能力を有する者（満１８歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

エ　建設防災ボランティア

所管	要　件	活動内容
都建設局	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

（２）交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成８年８月から運用を開始している。

「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

機関名	要　件	活動内容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1　大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2　平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3　その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

（３）東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、平成７年７月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成１８年１月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定した。

機関名	要　件	活動内容
東京消防庁	原則として、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある１５歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 １　応急救護に関する知識を有する者 ２　過去に消防団員、消防少年団として１年以上の経験を有する者 ３　元東京消防庁職員 ４　震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	１　災害時 東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 ２　平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

（４）赤十字ボランティア

赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む。）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民・団体などにより構成される。活動は主に震災発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、震災時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機関名	要件及び活動内容
日本赤十字社 東京都支部	1　赤十字災害救護ボランティア （1）要件 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア （2）活動内容 平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、震災時には、医療救護班の支援活動及び＊赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。 2　地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、震災時には市と連携し、指定避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。 3　特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、震災時は各団の特色を生かし、指定避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 4　赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動する個人登録されたボランティアで、震災時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

【赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）】

項　目	内　容
目　的	帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション）を設置し、徒歩で帰宅する帰宅困難者を支援する。
内　容	炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供などを、必要に応じ組み合わせて行う。
開設時期・時間	災害発生直後から３６時間以内
活動主体	地域赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア及び周辺住民などの協力者

第６節　市民・行政・事業所等の連携

１　相互に連携した社会づくり

従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所（企業）、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携・協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが必要である。

市は、相互に連携しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

（１）都と連携し、事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域の協力体制づくりを支援する。

（２）都と連携し、防災市民組織と地元事業者間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど、関係者への協定締結の働きかけを行う。

（３）駅周辺の混乱防止のための対策会議を計画する等、市、都、事業所（企業）及び地域との相互支援を協議する場の設置についての検討を行う。

（４）自治体間の相互支援体制の強化を図る。

（５）行政、事業所（企業）、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発を図る。

（６）行政と企業（事業所）との災害時の協力・連携等に関する協定の締結促進を図る。

（７）震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会等の開催を行う。

（８）寝たきりの高齢者、障がい者等避難行動要支援者の所在等の状況が把握できる仕組みづくりの検討及び安否確認やその情報提供、救出、救護などの支援体制を整える。なお、ネットワーク化にあたっては避難行動要支援者へのプライバシーに十分配慮する。

２　地域における防災連携体制の確立

市及び関係防災機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連絡体制の確立を図る。

（１）地域、事業所及びボランティア間相互の連携・協力体制の推進

防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

（２）地域コミュニティの活性化

自治会・町会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど、地域防災体制の強化を図る。

（３）合同防災訓練の実施

ア　地域の防災連携体制を確立するため、地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合

同防災訓練の充実を図る。

イ　応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

（４）地区防災計画の策定促進

自治会・町会等を中心とした地区防災計画の策定の提案を促進し、きめ細かい計画策定を図る。

また、住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、市防災計画の中に位置づける。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　自助による応急対策の実施	関係各部
第２節　地域による応急対策の実施	関係各部

第１節　自助による応急対策の実施

１　市民自身による応急対策

（１）発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。

（２）災害情報、避難情報の収集を行い、指定避難所においては自ら活動する。

（３）地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、あらかじめ各家庭で準備しておいた概ね７日分（最低３日分）の食料・水・生活必需品を活用する。

第２節　地域による応急対策の実施

１　対策内容と役割分担

消防団及び防災市民組織や事業所等は、市の避難行動要支援者ごとの避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画等に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うほか、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機関名	対策内容
防災市民組織	①近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ②安否や被害についての情報収集 ③初期消火活動 ④救出活動 ⑤負傷者の手当・搬送 ⑥住民の避難誘導活動 ⑦避難行動要支援者の避難支援 ⑧指定避難所の運営 ⑨自治体及び関係機関の情報伝達 ⑩炊出し等の給食・給水活動
消防団	①消防隊と連携した消火活動 ②地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ③災害情報の収集・伝達活動 ④住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事業所	事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

２　防災市民組織の詳細な取組内容

（１）市民消火隊等による活動

火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、街頭消火器等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

（２）救出・救護活動

地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。

倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、緊急医療救護所、医療救護所への搬送を実施する。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿をもとに安否確認を行うとともに、市と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

（３）指定避難所の運営支援

指定避難所運営主体である市や地域住民と連携し、防災市民組織リーダーを中心に、女性や避難行動要支援者等にも配慮し、指定避難所の運営支援を行う。

３　消防団による応急対策の実施

（１）発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

（２）災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

（３）同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。

（４）東京消防庁東久留米消防署の消防署隊と連携して、消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

（５）救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

（６）避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び指定緊急避難場所の防護活動を行う。

４　事業所による応急対策の実施

（１）来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。

（２）出火防止の実施、出火時は安全を確保した上で、初期消火を速やかに実施する。

（３）正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。

（４）施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。

（５）事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。

（６）初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。

（７）応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

（８）買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

５　ボランティアとの連携

市は、東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが被災者のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

また、都と連携し、市社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

市の対策内容は以下のとおりである。

・市社会福祉協議会との協定に基づく市災害ボランティアセンターの設置・運営
・ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。また、医療ボランティアなどの専門ボランティアについては、各機関が協力して受け入れを行う。
・警視庁田無警察署は、交通規制支援ボランティアへの支援を要請する。

また、東京消防庁東久留米消防署は、東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を開設し、東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行う。

６　外国人の情報収集等に係る支援

市は、市内在住外国人への情報提供を実施するとともに、都生活文化局が都庁に開設する外国人災害時情報センターとの情報交換を密にする。

外国人災害時情報センターの主な業務は、次のとおりである。

・外国人が必要とする情報の収集・提供
・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
・東京都防災（語学）ボランティアの派遣

第３章　安全なまちづくりの実現

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　安全に暮らせるまちづくり	都市建設部各課
第２節　建築物の耐震化及び安全対策の促進	都市建設部施設建設課、教育部生涯学習課
第３節　出火、延焼等の防止	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、消防団

第１節　安全に暮らせるまちづくり

平成７年１月の阪神・淡路大震災においては、建物をはじめ高速道路、鉄道、港湾施設のほか、電気・ガス・水道等のライフラインが損壊するなどの被害が発生した。また、平成２３年３月の東日本大震災では、市庁舎等の流失による行政機能の麻痺、燃料不足による救援活動の制約など、これまで推進してきた防災対策のあり方が根本から問われることとなり、さらに平成２９年４月の熊本地震における大規模な地震の連続発生等、あらためて災害に強いまちづくりや施設構造物の安全化の重要性が認識されるに至った。さらに、複合災害（※）の発生可能性についても認識しておく必要がある。

こうした教訓を踏まえ、今後、都市計画マスタープランにも記載されている「災害に強いまちをつくる」の実現に向け必要な施策を展開する。

また、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

※複合災害：同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

１　地域特性に応じた防災まちづくり

（１）地震に強いまちづくりの推進

防災まちづくりを考える上で、留意すべき条件は、以下の２点である。

ア　安全を基本として、快適さや利便性といった日常あるべき都市環境と整合したものであること

イ　防災そのものを目指した計画、事業だけでなく、都市計画事業をはじめとした各種の計画が積み重ねられて、防災性の強化が進められていくものであること

以上のことを踏まえ、今後、市の都市計画行政においては、災害に強い都市構造へ転換するため、ハード面からの防災まちづくりを目指していかなければならない。

施策の視点としては、次のようなものがある。

①防災生活圏の形成　―　延焼遮断帯網・避難路の整備　―
②オープンスペースの確保
③市街地の整備
④建築物の安全性の向上
⑤水害対策の推進
⑥エネルギーの確保

（２）安全な市街地の整備

阪神・淡路大震災においては、木造住宅密集地域（※）の建物の倒壊や火災などにより、大きな被害を生じた。市にも木造住宅の密度の高い地域があり、大地震発生時には大きな被害が生じるおそれがある。

これに対処するため、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画制度等の活用、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の活用の検討など、災害に強い安全で快適なまちをつくるための事業を推進していく。

特に、木造住宅の密度が高い地域については、住宅の更新や不燃化を促進する。

また、空き家の適切な管理について、所有者への啓発を行う。

（３）都市空間の確保

避難者の安全確保と火災の延焼阻止等の効果の大きいオープンスペースを確保することは、「震災に強いまちづくり」の基本的課題といえる。

オープンスペースは、公園、グラウンド、緑地等の空地が考えられる。このうち、都市公園の整備及び緑地・生産緑地の保全・確保についての施策を計画的に展開する。

２　高層建築物及び地下空間等における安全対策

建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じて、高層建築物及び地下空間の安全性を確保する。

多摩直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

このため、都、市、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。

（１）警視庁における対策

警視庁は、高層建築物 における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図る。

・震災対策に関する管理者対策の実施
・関係機関との連携による合同防災訓練の実施

（２）東京消防庁における対策

ア　高層建築物

高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。

・高層の建築物の防火安全対策
・乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（１００ｍ以上の高層建築物を対象とした安全対策）
・大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
・鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
・高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

イ　関係事業所

関係事業所に対して次の対策を指導する。

（ア）火災予防対策

・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒、落下、移動防止措置
・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
・消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

（イ）避難対策（混乱防止対策）

・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
・ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
・事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
・警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

（ウ）防火・防災管理対策

・従業員に対する消防計画の周知徹底
・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
・防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
・実践的かつ定期的な訓練の実施

（エ）消防活動対策

・消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

３　ブロック塀等の崩壊防止

熊本地震や大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊による死傷者を出し、新たな災害要因として危険性が注目された。また、ブロック塀の倒壊は避難活動、消防活動及び救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。

そのため、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊危険の周知やブロック塀からネットフェンス等への転換の推奨など、日ごろから地震に強いまちづくりを推進しなければならない。

（１）ブロック塀等の安全化

建築基準法に定める技術基準を充たさないブロック塀･石塀は震災時に倒壊しやすい。ブロック塀対策は原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、新たにブロック塀を設置するものに対しても、配筋や基礎の根入れ等について建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化について関係機関と連携を図っていく必要がある。

平成２４年４月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震（冬１８時　風速８ｍ／ｓ）の場合、東京都の死者数４，７３２人のうち、９７人がブロック塀等の倒壊が原因によるものと想定されている。

そのため、避難路及び通学路沿いや、接道部のブロック塀等の生垣等への造り換えを推進するとともに、建築物の新設に際しても生垣等の安全施設の設置を誘導するよう努める。

（２）市立小・中学校の施設整備

敷地を囲うブロック塀等のある市立小・中学校については、ネットフェンスへの改修を図るものとする。

（３）民間の施設に対する市の対策

ア　生垣への転換に伴う補助

生垣造成に対する助成制度を設け、補助要綱に基づき必要な経費の一部を補助する制度の構築について研究する。

イ　ブロック塀撤去等に伴う補助

ブロック塀の倒壊を原因とする人的被害を減少させるため、ブロック塀の撤去又はブロック塀からネットフェンスへの転換にかかる費用の一部を補助する制度の構築について研究する。

ウ　事前指導

市報や市ホームページ等を活用し、「震災時には、すばやくブロック塀等から離れ、ブロック塀等の倒壊に巻き込まれないよう注意する。」旨を広く周知する。

４　災害危険地予防対策及び改修・改良計画の推進

（１）崖崩れの危険性のある地域の安全化対策

都では、崖地に建築物やよう壁を設ける場合、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。宅地造成工事規制区域にあっては、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）及び宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づき、崖・よう壁の指導、監督を行っている。また、既設の危険な崖・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行っている。

現在、市内では浅間町地区に１ヶ所指定されており、市では、引き続き都における規制に基づき、急傾斜地の安全を確保する。

（２）急傾斜地の安全化対策

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律では、傾斜度が３０度以上ある土地を急傾斜地と定め、このうち、高さ５m以上で想定被害区域内に５戸以上の人家が存在するなど、一定の要件を満たすものを急傾斜地崩壊危険箇所としている。現在、市内では１１ヶ所が抽出されている。

資料編　第 11-1　急傾斜地崩壊危険箇所図
資料編　第 11-2　急傾斜地崩壊危険箇所

都では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、特に危険度の高く対策が必要な箇所について順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。

また、市においては、土砂災害警戒情報が発表されるなど、土砂災害の発生する危険性が高まった場合に、指定避難所等を開設するとともに避難路を確保し、住民を適切に避難誘導できるよう体制整備に努める。

なお、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市に報告するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（３）ソフト・ハードの連携による土砂災害対策

都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。

本市においては、土砂災害警戒区域は令和２年３月６日現在、１４ヶ所（うち特別警

戒区域８ヶ所）を指定している。

市は、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、災害発生時の避難方法等について周知徹底を図る。

（４）宅地造成工事規制区域の安全化対策

宅地造成等規制法は、宅地造成に伴う崖崩れや、土砂の流出等の災害を防止することを目的とし、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれのある市街地の土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として都知事が指定することができるとしている。この区域内における宅地造成工事の施工には、都知事の許可を要し、工事完了にあたっては、工事完了検査を実施するほか、同法に定める技術的基準に従った造成を確保するために必要な指導監督を行うとともに、宅地の所有者等に宅地保全の努力義務を課している。

市においては、浅間町区域の一部が宅地造成工事規制区域に指定されているため、引き続き都における規制に基づき、本地域の安全を確保する。

（５）火災の延焼の危険性のある地域の予防対策及び改修・改良計画

震災時における被害は、家屋の倒壊のほか、その大部分が火災によるものと予想されている。地震後の火災対策を科学的、効果的に推進するためには、出火防止、初期消火及び火災の拡大防止等に関する調査研究を行うことが必要であるが、防災まちづくりの視点から予防対策事業が重要である。

このため、火災の延焼の危険性のある地域について、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画制度等を活用し、住宅等の整備を行い、住環境の改善を図るとともに、災害に強いまちづくりの調査研究を行う。

第２節　建築物の耐震化及び安全対策の促進

１　建築物の耐震化の促進

（１）建造物の現況

市内の全建築物の棟数は、３０，８４６棟（令和２年３月３１日現在）であり、そのうち、木造建築物は棟数で全体の８３．４％を占めている。

住宅については、市内の住宅総数は２７，３９３棟（令和３年１月１日）で、そのうち、耐震性を満たしていると推計される住宅は２４，９８２棟であり、耐震化率は９１．２％と推計される。

（２）市内の防火・準防火地域の指定

都市の災害に対する体質の強化を図る目的で、都市計画法による地域地区制度の一環として、防火・準防火地域の指定を行ってきた。

市の防火地域の指定状況は、資料編　第 15 防火･準防火地域指定状況のとおりである。

（３）公共建築物の耐震化

公共建築物の耐震診断及びこれに伴う補強は、震災時において防災活動の拠点となる施設及び被災者の収容施設となる小中学校等のうち、昭和５６年の建築基準法改正以前

の建築物を対象に、年次計画を定めて順次実施したことにより、市有建築物の耐震化率は、平成３０年１２月に１００％となった。

なお、都営住宅、公社賃貸住宅については、令和２年度までに耐震化率１００％となるよう改修が行われることとなっている。

（４）民間建築物の耐震化

民間建築物の耐震診断については、所有者・使用者の自主的判断と自覚に負うところが大きい。そこで、建築物の耐震改修の促進に関する法律等を参考に、大規模建築物のほか、小規模建築物、住宅等に対し普及啓発を行い、耐震診断の徹底を図る。

また、都が養成している応急危険度判定員（ボランティア）との連携も深め、災害時の対応を強化していく。

なお、同法第５条第７項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図る計画を推進していく。

（５）緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

都は、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や耐震化アドバイザーの派遣、改修計画作成支援により、市や関係団体と連携して耐震化を推進することを受けて、市は、市内の特定緊急輸送道路沿道の対象建築物の耐震化を促進するための啓発を図る。

２　エレベーター対策

震災時におけるエレベーター閉じ込めの発生抑制及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

（１）エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア　都有施設

（ア）都営住宅の既設エレベーターには、Ｐ波感知型地震時管制運転装置等を設置済みのため、都都市整備局は、今後、停電時自動着床装置の設置を推進する。

（イ）都は、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

≪エレベーター閉じ込め防止装置 ≫

装　置　名	機　　能
リスタート運転機能	地震を感知して救出運転中に他の安全装置が作動し階と階の間に停止した場合でも、安全装置が復帰し一定の安全条件が満たされている場合には、かごを最寄り階まで低速運転で着床させた後にドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する機能
停電時自動着床装置	エレベーターが停電により階と階との間に停止した場合に、バッテリー電源により自動的にエレベーターのかごを最寄り階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込められていた乗客

装　置　名	機　　能
	を救出する装置
Ｐ波感知型 地震時管制運転装置	初期微動（Ｐ波）を感知すると本震（Ｓ波）が到着する前に最寄り階に停止してドアを開き、乗客を降ろす装置

イ　市有施設

市は、上記の都有施設の対策に準じて、市の関係施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

ウ　民間施設

市は、市民にエレベーター閉じ込め防止装置の設置を普及・啓発するとともに、ビルやマンションの管理事業者・団体などに対し、エレベーター閉じ込め防止装置の設置を働きかける。

特に医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

（２）優先通報先の周知

市は、震災時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合、消防機関等の対応が困難となることから、エレベーター会社への通報を優先するよう、市報及びホームページを活用し、広く周知する。

（３）早期復旧体制の構築

ア　「１ビル１台」ルールの徹底

（ア）地震の影響で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。

このため、１ビルにつき１台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の復旧を早期に図る。

（イ）市は、「１ビル１台」のルールを市報及びホームページを活用し、エレベーター利用者や建物管理者等に普及・啓発する。

イ　自動診断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検を行わなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

市は、自動診断仮復旧システムの開発状況に合わせて、防災上重要な市関係施設への当該システムの設置について検討していく。

また、民間施設に対しても、(一社)日本エレベーター協会とともに、本システムの導入の働きかけを検討する。

３　落下物、家具等の転倒・落下・移動防止

震災時には、屋外では窓ガラスや広告塔・看板等の落下、自動販売機の転倒など、また、屋内では大規模空間の天井の落下や家具等の転倒などにより人的被害を受ける可能性がある。

そのため、震災時に被害を及ぼす可能性がある屋外・屋内設備等の安全化対策の推進に努める。

（１）大規模空間の天井や窓ガラス等の落下物の安全化

近年、中高層ビル・マンションが増加傾向にあり、震災時における破損した構築物や窓ガラス等の落下による被害の発生が懸念される。

このため、市は、市有建築物の窓ガラス落下防止対策の一環として、強化ガラスへの改修及び飛散防止フィルムの貼付、大規模空間の天井の落下防止等の措置を、今後も継続して実施する。

また、民間の建築物に対しては、大規模空間の天井の落下防止、強化ガラスへの改修や飛散防止フィルムの貼付等による安全対策についての啓発を行う。

（２）屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。

このため、都及び市は、東京都屋外広告物条例（昭和２４年東京都条例第１００号）及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請時及び設置後に維持管理に関する指導を行う。

（３）自動販売機の転倒防止

道路沿いに設置している自動販売機は、震災時には転倒して人的被害を誘発し、さらに道路上の障害物となり、緊急車両等の通行の妨げとなることが予想される。

このため、国等は、自動販売機設置に当たり日本工業規格で制定している「自動販売機の据置基準」に基づき、必要な措置を講じるよう指導している。

また、市は、道路上への「はみ出し」自動販売機について、今後も自動販売機の管理者に対し、道路上への「はみ出し」禁止の指導を徹底する。

（４）家具等の転倒・落下・移動防止対策

東日本大震災では、東京都内においても、ゆれにより家具が転倒したり、ガラスが飛び散ったりするなど、深刻な被害が生じた。

特に、ビルやマンションの高層階ほどゆれは大きく、改めて長周期地震動のリスクが浮き彫りになった。

市は、この教訓を踏まえ、次に掲げる対策の推進に努める。

ア　市の対策

（ア）市民の安全確保を図るため、家具転倒等による被害の危険性について啓発し、家

具類の転倒・落下・移動防止対策の普及を図る。
（イ）市有施設においても、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
（ウ）家具等の転倒・落下・移動防止対策を含め、耐震診断・耐震改修など震災対策全般にわたる相談窓口を設けており、市民の利便性を図るよう努めている。

イ　東京消防庁東久留米消防署の対策

（ア）具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用
（イ）防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
（ウ）関係機関、関係団体等と連携した周知
（エ）長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業者に周知

４　文化財施設の安全対策

震災時には、指定文化財をはじめ多くの文化財に被害が生じるおそれがある。
市は、以下のように災害予防対策の充実を図るとともに、速やかな復旧を図る。

【実施計画】

機　関	予　防　計　画
市	市教育部は、所蔵文化財リストを整備する。
所有者又は管理者	１　定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施する。 ２　消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。 ３　文化財防災点検表を作成する。 ＜点検内容（主要項目）＞ （１）文化財周辺の整備・点検 ア　文化財の定期的な見回り・点検 イ　文化財周辺環境の整理・整頓 （２）防災体制の整備 ア　防災計画の作成 イ　巡視規則や要項の作成等 （３）防災知識の啓発 ア　国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 イ　ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ （４）防災訓練の実施 （５）防災設備の整備と点検 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備 （６）緊急時の体制整備

機　関	予　防　計　画
	消防機関への円滑な通報体制、近隣の応援体制の確立、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

資料編　第 16　文化財一覧

第３節　出火、延焼等の防止

震災被害は、建物の倒壊など揺れによる直接的な一次災害と、火災などによる二次災害に分けられる。阪神・淡路大震災では、地震火災による家屋の被害は７，０００棟を超えており、その焼失床面積は６５．１万㎡にも達した。

１　消防水利の整備、防火安全対策

震災時には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの火災の発生も予想される。

このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策を進める。

市民は、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図り、震災時における出火をできる限り防止する。

（１）出火等の防止

ア　火気使用設備・器具の安全化

現在、市内では多くの火気使用設備・器具等が使用されている。過去の地震の被害状況から考慮して、震災時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は高いと予想される。

東京消防庁東久留米消防署は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

今後も適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

イ　石油等危険物施設の安全化

東京消防庁東久留米消防署は、石油等危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。また、震災時等において危険物の仮貯蔵・仮取扱い等が想定される事業所等に対する安全対策も指導する。

ウ　液化石油ガス消費施設の安全化

東京都環境局は、液化石油ガス（ＬＰＧ）販売業者等に対して、立入検査の強化などを行うとともに、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置、料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコ

ック）の設置等の措置を講じるよう指導する。また、災害時のＬＰＧ活用の在り方について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえて検討を行う。

エ　化学薬品、電気設備等の安全化

（ア）化学薬品からの出火防止

市立小・中学校は、関係法規・通達等を踏まえて、東京都教育委員会により編集された「理科の観察・実験事故防止の手引」に基づき、実験室の安全対策を行う。

【主な指導事項】

①化学薬品容器の転倒、落下、移動防止措置
②化学薬品収納棚の転倒、落下、移動防止措置
③混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
④化学薬品収納場所の整理整頓
⑤初期消火資器材の整備

（イ）電気設備からの出火防止

変電設備、自家発電設備などの電気設備は、都の火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備が義務付けられている。

また、東京消防庁東久留米消防署は、電気設備に対する耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を促進し、出火防止等の安全対策を図る。

（ウ）電気器具からの出火防止

東京消防庁東久留米消防署は、震災時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い（感震機能付住宅用）安全装置の設置や出火防止対策を講じた電気器具を使用するよう啓発する。

（エ）停電復旧時の安全化

東京消防庁東久留米消防署は、停電復旧時の通電火災防止対策等を啓発する。

オ　その他火災予防のための立入検査等

（ア）病院等に対する立入検査・指導

東京消防庁東久留米消防署は、病院、飲食店、大規模物品販売店舗等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対して、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導する。

（イ）その他の事業所及び一般住宅等に対する防火防災指導

東京消防庁東久留米消防署は、その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火防災診断を通じた同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止徹底の

ため、安全確保要領の指導を行う。

（ウ）危険物施設に対する査察・指導

東京消防庁東久留米消防署は、給油取扱所（営業用）等に対して立入検査を実施し、適正な貯蔵、取り扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

（エ）事業所防災計画の作成・指導

東京消防庁東久留米消防署は、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所には、計画の作成を指導する。

カ　住民指導の強化

市及び東京消防庁東久留米消防署は、各家庭における震災時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、実践的な出火防止訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。

さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

（ア）出火防止等に関する備えの主な指導事項

①住宅用火災警報器の普及
②消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
③耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
④家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底
⑤火を使う場所の不燃化及び整理・整とんの徹底
⑥カーテンなどへの防炎品の普及
⑦灯油など危険物の安全管理の徹底
⑧防災訓練への参加

（イ）出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

①ＶＲ防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進
②地震の時は、まず身の安全を図り、ゆれがおさまるまで様子をみることの指導
③火を使っている時は、ゆれがおさまってから、あわてずに火の始末をすること及び出火したときは、落ちついて消火することの徹底
④避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
⑤ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
⑥ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

キ　消防団員による住民指導

消防団員の火災予防に関する知識及び指導力を高め、地域住民の出火防止に対する行動力の向上を図る。

（２）初期消火体制の強化

震災発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。

このため、市及び東京消防庁東久留米消防署は、消防用設備等の適正な設置及び維持管理、初期消火資器材の普及並びに地域における自主防災体制の充実強化等、事業所の防火安全や市民の防災行動力向上を図っている。

ア　消防用設備等の耐震措置の指導

東京消防庁東久留米消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

イ　住宅用火災警報器の設置の推進

全ての住宅に住宅用火災警報器が設置されるよう、啓発を図る。

ウ　市民、事業所の自主防災体制の強化

（ア）市民の防災行動力の向上

市民に対し、さまざまな機会、手段を用い、震災時の出火防止、初期消火の必要性を認識してもらい、その具体的方法の周知徹底を図る。

実施の機会として、防災訓練、防災キャンペーン、防災市民組織等の訓練、学校教育の場等を通じて、消火器等訓練資器材の使用方法等を周知する。

（イ）自衛消防隊の活動能力の強化

東京消防庁東久留米消防署は、自衛消防隊が震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

（ウ）街頭消火器の設置

ａ　計画目標

市は、震災時に市内各地で予想される同時多発火災に対し、近隣住民が協力して初期消火活動を行えるよう、街頭消火器の配置を行う。

ｂ　現　況

木造、簡易耐火構造等の住宅密集地を中心に、街頭消火器を市内全域に設置している。

【市が設置した街頭消火器の現況（令和３年４月）】

型　式	粉末ＡＢＣ型消火器（１０型）
本　数	６８３本

ｃ　事業計画

街頭消火器を、常に使用可能な状態にしておくため、定期保守点検を行い、薬剤の詰替、器具の補修を速やかに行うとともに、不良箇所の発見、簡易な補修、清掃等を実施する。

また、できるだけ多くの人が使用できるよう使用方法、設置場所のＰＲに努める。

ｄ　家庭への消火器の普及

（ａ）計画目標

市及び東京消防庁東久留米消防署は、家庭に設置する消火器具について、各個人が備えるよう指導する。

（ｂ）事業計画

市民への啓発を通じて、各家庭での消火器、三角バケツ、風呂水の溜め置き等の備えを呼びかける。

エ　消防団活動の強化

地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高めるとともに、住民に対する初期消火に関する指導能力の向上を図る。

（３）火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想されることから、震災による火災が想定される地域について、市及び東京消防庁東久留米消防署は、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要である。

ア　装備資器材の整備

消防機動力、装備資器材及び通信資器材の充実を図るとともに、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。

イ　消防水利の整備

（ア）市は、公共施設及び特殊建築物を整備するときは、原則として、防火水槽を設置する。

（イ）消防水利の現況等は資料編による。

資料編　第 17　消防水利の現況等

（ウ）耐震性貯水槽の整備をはじめ、市及び関係機関が連携し、経年防火水槽の耐震化

を進め、あらゆる水源を活用して消防水利の確保に努める。

（エ）市及び関係機関は、消防水利開発補助金制度の活用を推進する。

（オ）市及び関係機関は、宅地開発に伴う消防水利の確保について指導する。

（カ）市及び関係機関は、河川から消防車両が容易に揚水できる場所等を整備し河川を利用した消防水利の確保に努める。

ウ　消防活動路の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等の工作物の倒壊、道路の陥没等により消防車両等が通行不能になることが予測される。

このため、市は、次の対策を推進し、消防活動路の確保を図る。

（ア）緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化・不燃化を誘導する。

（イ）橋梁の耐震化地震対策や電線類の無電柱化を進めるとともに、ブロック塀などの生垣化や倒壊防止対策を誘導する。

（ウ）行き止まり道路や狭あい道路が多い地域では、住民同士の協力を促す。

（エ）道路啓開に関する警察署との協議を実施する。

エ　消火活動が困難な区域への対策

震災時には、道路の狭あいに加え、道路周辺建築物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、市は、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防団体制の充実などの施策を推進する。

東京消防庁東久留米消防署は、地域別延焼危険度の測定結果や震災時における焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等に対して、消防活動を実施する機関としての立場から意見を述べ、消火活動が困難な地域の解消に努める。

オ　地域防災体制の確立

震災時には、火災や救助・救急事象の同時多発や、さまざまな障害の発生により、円滑な消防活動が実施できなくなる可能性がある。

このため、それぞれの地域で防災機関、市民、事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図るため、次の施策の推進を図る。

（ア）防災市民組織と事業所等との連携体制

市及び東京消防庁東久留米消防署は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

（イ）防災市民組織による初期消火体制の整備

防災市民組織による初期消火体制の整備に努める。

（ウ）地域合同防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する防災市民組織、事業所の自衛消防隊等の各組織の協力が必要である。

このため、市及び東京消防庁東久留米消防署は、消防団をはじめ災害時支援ボランティアなど組織間の連携促進を目的として、定期的な地域合同防災訓練の実施を推進する。

２　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

（１）石油等危険物施設の安全化

【東京消防庁東久留米消防署】

ア　危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

イ　給油取扱所(営業用)等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

ウ　東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

エ　消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導する。

（２）高圧ガス保管施設

（保安計画）

機　　関	予　防　計　画
都多摩 環境事務所	１　製造者、貯蔵所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導あるいは措置命令を行う。 ２　販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導あるいは措置命令を行う。 ３　関係防災機関と連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。
東京消防庁 東久留米消防署	震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
警視庁 田無警察署	１　施設の実態把握に努める。 ２　職員に対し、高圧ガスに関する知識の普及を徹底する。 ３　災害が発生した場合は、個々の事案について原因を究明し、不備欠陥の発見に努め、防災施設対策等の改善について指導する。
市	ＬＰＧを使用している一般家庭に対し、ボンベの転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

（３）毒物・劇物取り扱い施設

（保安計画）

機　関	予　防　計　画
都福祉保健局 （多摩小平保健所、 健康安全研究センター）	１　毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、毒物及び劇物取締法に基づく適切な施設を維持させる。 ２　毒物劇物営業者等に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。また、危害防止規定の作成を指導し、関係機関への連絡等防災上適切な措置が講ぜられるようにする。 ３　毒物劇物取扱事業者のうち、シアン化合物等注意を要する毒物劇物を使用する業者を特に重点的に指導する。 ４　業務上取扱者に対し、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講じるよう指導する。
東京消防庁 東久留米消防署	震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
警視庁 田無警察署	貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
市	１　関係職員に対し、毒物・劇物を保管貯蔵する施設の周知徹底を図る。 ２　毒物・劇物の保管、貯蔵の実態を把握し、災害発生時の避難誘導、広報活動等の措置方針を策定する。

（４）放射線等使用施設

放射線等使用施設については、原子力規制委員会が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、ＲＩ（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により安全確保を強化する。

また、平常時はもとより、震災時においても監視体制がとれるよう、各種の安全予防対策を講じる。

（保安計画）

機　関	予　防　計　画
都福祉保健局	放射性同位元素を所有する各医療機関においては、医療法に基づき、放射性同位元素取扱者及び責任者の教育の実施、漏えい放射線の測定、汚染排水の管理及び汚染拡散防止対策等を行っており、放射線障害防止に万全を期している。
東京消防庁 東久留米消防署	震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

（５）危険物等の輸送の安全化

ア　危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

イ　輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

ウ　予防計画は、次のとおり。

機　関	予　防　計　画
都福祉保健局	要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努める。
東京消防庁 東久留米消防署	１　タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接市と連絡を密にし、安全指導を進める。 ２　「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
警視庁 田無警察署	１　危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 ２　危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導、取り締まりを推進する。 ３　関係機関等の連絡通報体制を確立する。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　消火・救助・救急活動	東久留米消防署、消防団
第２節　河川、社会公共施設等の応急対策による二次災害防止	災害対策都市建設部応急復旧班、関係各部班
第３節　危険物等の応急措置による危険防止	危機管理室司令班、環境班、東久留米消防署、田無警察署

第１節　消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（第２部　第２章　具体的な取組【応急対策】　第２節参照）
（第２部　第５章　具体的な取組【応急対策】　第２節参照）

第２節　河川、社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

１　河川施設等の応急対策

護岸等の公共土木施設が地震等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。

被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

２　社会公共施設等の応急対策

病院、社会福祉施設、学校等の社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合には応急措置を速やかに行う必要がある。

（１）社会公共施設等の応急危険度判定

社会公共施設等については、本震後の地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

ア　市は、所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

イ　社会公共施設の管理者は、所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その判定が困難な場合、都又は市に判定実施の支援を要請する。

（２）病院等

ア　施設長は、事業継続計画（ＢＣＰ）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

イ　通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

（３）社会福祉施設等

ア　社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等危険箇所の有無を確認するとともに、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

イ　社会福祉施設等の責任者は、利用者及び職員の状況並びに施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ、施設の応急計画を策定する。

ウ　施設独自での復旧が困難である場合は、市総務部や関係機関等に連絡し、援助を要請する。

エ　震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、受け入れ等の支援を行う。

（４）学校施設

ア　学校長は、児童・生徒の安全確保を図るため、事前に作成した学校危機管理マニュアル等に基づいて行動する。

イ　学校長は、自衛防災組織を編成し、あらかじめ定められた役割分担に基づき行動する。

ウ　緊急時には、関係機関に通報して臨機の措置を講じる。

エ　学校施設が、指定避難所になった場合は、市と連携して避難者の安全の確保に努めるとともに、火災予防についても十分な措置をとる。

オ　学校施設の応急修理を迅速に実施する。

（５）文化財施設

ア　文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、ただちに東京消防庁東久留米消防署へ通報するとともに、被害の拡大防止に努める。

イ　文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会へ報告する。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

資料編　第 16　文化財一覧

（６）社会教育施設・コミュニティ施設等

ア　社会教育施設等の利用者は、不特定多数であることから、利用者の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた指定緊急避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

イ　災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

第３節　危険物等の応急措置による危険防止

１　危険物、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

石油、火薬、高圧ガス等の危険物や毒劇物（取扱施設）等は、地震災害時においては振動、火災等により、危険物、毒劇物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

従って、これらの取扱施設については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都震災対策条例等に基づく防災計画の作成が義務付けられており、防災体制の強化が図られているところであるが、災害が発生した場合に備え、被害を最小限に止めるための応急措置を確立しておく必要がある。

なお、市は、事態発生時、必要に応じて、以下に示す措置を行う。

①市民に対する避難指示等
②市民の避難誘導
③指定避難所等の開設
④避難住民の保護
⑤情報提供
⑥関係機関との連絡等

（１）石油類等危険物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
施設管理者	１　発火原因を除去し、油類の流出、拡散を防止する。 ２　消防署、警察署への通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。 ３　石油類等危険物が下水道に流入するおそれがある事故が発生したときは、市に通報し、指示・指導がある場合は、その指示・指導事項を履行する。
東京消防庁 東久留米消防署	１　関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導する。 ２　必要に応じて、応急措置命令等を実施する。

機関名	対応措置
警視庁 田無警察署	1　災害の発生が予想される場合においては、実態調査によって得た資料に基づき、特に危険と認められる施設に対して警察官を派遣し、施設責任者に対して必要な防災措置の実施について指導する。 2　災害が発生した場合においては、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとって、警戒区域の設定、被災者の救出救護、付近住民の避難誘導その他必要な防災措置をとる。
市	必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

（２）火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
施設責任者	1　保管貯蔵中の火器類の安全措置又は必要に応じた移動を行う。 2　消防署、警察署への通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
東京消防庁 東久留米消防署	火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。
警視庁 田無警察署	1　保管施設の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、速やかに火薬を安全な場所へ搬出し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくのを禁止する。 2　搬出の余裕がない場合には、爆発により危害を受けるおそれのある全ての地域に対し、立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
市	必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

（３）高圧ガス保管施設の応急措置

機関名	対応措置
施設責任者	1　作業員の避難・安全措置をとる。 2　消防署、警察署及び都（環境局）へ通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
東京消防庁 東久留米消防署	1　火災に際しては防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を阻止する。 2　関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護等を実施する。 3　災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 4　人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報 5　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制

機関名	対応措置
警視庁 田無警察署	1　災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、施設の管理者、消防隊の責任者等と連絡を密にして敏速に措置をとる。 2　爆発、火災又は不燃性ガスの漏出に際しては、状況に応じて次の措置を講じる。 （1）負傷者の救出救護 （2）警戒区域の設定 （3）火気厳禁の広報 （4）漏出防止措置の下命 （5）避難の指示 （6）引火性、爆発性物品の移動
市	必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

（4）毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
施設管理者	1　毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止する。 2　毒物・劇物の飛散、漏えいした場合は、中和剤等による除毒作業を行う。 3　消防署、警察署及び都（保健所）へ通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
都福祉保健局 (多摩小平保健所、健康安全研究センター)	1　毒物・劇物取扱施設等が災害により被害を受け、毒物・劇物等が飛散、漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生、又はそのおそれがある場合、緊急措置命令により、その取扱施設等の事業者に対し、保健所、警察署又は消防機関へ迅速な情報連絡を実施させる。 2　毒物・劇物取扱事業者に対し、危険防止のための応急措置を講じるよう指示するとともに、必要に応じて、消防署、警察署等関係機関と連携し、立入禁止措置等の情報を住民へ提供する。
東京消防庁 東久留米消防署	1　火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。 2　災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 3　人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報 4　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
市	必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 【有害物質等の下水道流入事故が発生した場合】

機関名	対応措置
	1　事業場に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。 2　関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達に努める。 3　都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

（５）放射線等使用施設の応急措置

機関名	対応措置
施設管理者	1　施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図る。 2　放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命の安全に関する措置を行う。 3　消防署、警察署及び都（都福祉保健局・産業労働局）へ通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
東京消防庁 東久留米消防署	1　放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請する。 2　火災に際しては、施設放射線取扱主任者と連絡を密にして、施設の延焼を阻止する消防活動を行い、汚染防止のため管理区域を設定する。 3　放射線の大量放出に際しては、警察署と連絡をとり、危険区域内の救出作業を実施する。
都福祉保健局	容器の破損等により、ＲＩ（放射性同位元素）使用医療施設で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、ＲＩ管理測定班（１班４名体制）を編成し、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立ち入り禁止措置を行うなど、住民の不安の除去に努める。
市	必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

２　高圧ガス等危険物輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
市	災害時は必要に応じ、次の措置を行う。 1　市民に対する避難指示等を行う。 2　市民の避難誘導 3　指定避難所等の開設 4　避難住民の保護 5　市民への情報提供 6　関係機関との連絡

機関名	対応措置
都多摩 環境事務所	１　正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ２　必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時移動禁止等の緊急措置命令を発する。 ３　災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業者に対し、環境改善部を通して応援出動を要請する。
警視庁 田無警察署	１　高圧ガス等危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、市民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ２　施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ３　関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 東久留米消防署	１　関係機関と密接な情報連絡を行う。 ２　災害応急対策は震災消防活動により対処する。

３　核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合の、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和５８年１１月１０日設置）において安全対策を講じる。

機関名	対策内容
警視庁	１　事故の状況把握及び都民等に対する広報 ２　施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ３　関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	１　事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ２　事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都総務局	１　事故の通報を受け、直ちに区市町村はじめ関係機関に連絡 ２　国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
市	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

４　危険動物逸走時の応急措置

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
市	逸走時は必要に応じ、次の措置を行う。 １　市民に対する避難指示等を行う。 ２　市民の避難誘導 ３　指定避難所等の開設 ４　避難住民の保護 ５　市民への情報提供 ６　関係機関との連絡
警視庁 田無警察署	１　情報の受理及び伝達を行う。 ２　その他必要な措置（警察官職務執行法）を行う。
東京消防庁 東久留米消防署	１　情報の受理及び伝達を行う。 ２　被害者の救助及び搬送を行う。

具体的な取組【復旧対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　公共の安全確保、施設の本来機能の回復	災害対策都市建設部応急復旧班、災害対策教育部学校班、生涯学習施設班

第１節　公共の安全確保、施設の本来機能の回復

１　河川施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

２　社会公共施設等の復旧

（１）学校施設

学校施設が甚大な被害を受け、通常の教育活動ができないと判断した場合、市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力して、事前に作成した学校危機管理マニュアル等に基づき、教育活動に可能なかぎり中断がないよう対応し、児童・生徒の不安を解消する。

（２）文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において、修復等について協議する。

（３）社会教育施設・コミュニティ施設等

ア　社会教育施設等は、市民が日ごろから利用する施設であることを考慮し、震災後、ただちに被害状況を調査し、被害の状況によっては、施設ごとに再開等の計画をたて、早急に開館する。

イ　当面の応急措置が終了し、社会一般が安定してきた場合は、復旧計画を策定し、これを実施する。

３　二次的な土砂災害防止対策

市は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第４章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　道路・橋梁	都市建設部管理課
第２節　鉄道施設	事業者
第３節　河川施設等	都市建設部管理課
第４節　緊急輸送ネットワークの整備	事業者
第５節　水　道	都水道局
第６節　下水道	都市建設部施設建設課
第７節　電気・ガス・通信等	事業者
第８節　ライフラインの復旧活動拠点の確保	環境安全部防災防犯課
第９節　エネルギーの確保	総務部管財課

第１節　道路・橋梁

道路・橋梁は、単に人や物を輸送する交通機能のみならず、災害時においては、火災の延焼防止効果、避難路、消防活動、緊急物資等の輸送ルートとなる等、多様な機能を有している。特に、都市計画道路は、都市の根幹的都市施設であり、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、今後も引き続き、東京都と特別区及び２６市２町が連携・協働して策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を踏まえ、防災効果の高い都市計画道路の整備を推進するとともに、救援・消防活動にも有効な生活道路の整備に努める。また、都市計画道路と生活道路の連結により、多重性のある交通ネットワークの形成を図る。

資料編　第 18　市内公道現況
資料編　第 19　市内橋梁現況
資料編　第 20　都市計画道路網図

１　道路・橋梁の安全性の確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去（※）用資機材の確保等を進める。

また、共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効で、道路の陥没など大きな被害を避ける効果もあり、事業の促進や適切な維持を図る。

機関名	対策内容
都建設局	・外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進・骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ・東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ・多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。 ・緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ・情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保 ・分かりやすい標識整備等
都都市整備局	・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進
関東地方整備局	・緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ・首都近隣区域において防災資機材備蓄基地を計画的に整備 ・首都圏三環状道路(外環、圏央道)等の高速道路網を早期に完成
警視庁 田無警察署	・震災時の交通情報収集方策の検討 ・ＩＴＳを活用した震災時の交通情報発信の検討
東京消防庁 東久留米消防署	・一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握している。 ・非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。
市	道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」(国土交通省都市局長、道路局長通達：平成２４年２月)及び「道路橋示方書・同解説」（日本道路協会：平成２４年３月)に従い、地質・構造などの状況に応じ、想定される多摩直下地震に対しても、落橋や倒壊を生じないよう、耐震性の強化を図るとともに、必要な防災施設を整備する。

※（道路）障害物除去：災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

２　緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等（※）として使用を予定している車両について、事前に確認する。

機関名	対策内容
警視庁 田無警察署	緊急通行車両等の確認
東京消防庁 東久留米消防署	緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

※緊急通行車両：災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第３２条の２で定める次の車両をいう。

①道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項の緊急自動車

②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

第２節　鉄道施設

１　対策の方針

鉄道事業者（西武鉄道）は、東京消防庁東久留米消防署等の指導により、事業所防災計画を作成し、東久留米駅の災害対策を事前に実施するとともに、災害が発生した場合には、列車車両と施設を護り、不特定多数の旅客及び係員の安全を確保して、被害を最小限に防ぐように努める。

また、地震被害等により鉄道事業者（西武鉄道）が運行する交通が途絶した場合は、「地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定書」に基づき、市と鉄道事業者が協力して帰宅困難者への対応を行う。

（１）駅は、事前に作成した計画の遂行のため、勤務する多数の係員との相互連絡態勢を確立する。

（２）鉄道による旅客の常時及び異常時における輸送計画、訓練並びに災害時における非番者等の動員計画を樹立しておく。

（３）駅長を災害管理の総括責任者とし、日頃から防災訓練等を行い、万全を期する。

２　防災事業

（１）旅客の安全確保対策並びに事故防止対策に基づき、点検整備を行い、非常災害に対処する。

（２）施設被害の予防に対しては、定例巡回を実施するとともに、保守関係者との連携を密にし、早期補修に努める。

第３節　河川施設等

一級河川の黒目川と落合川については、護岸の整備率が９９％、１００％と高く、ほぼ完了している。なお、黒目川では、平成２９年７月に調節池本体の整備が完成し、落合川につ

いては、引き続き調節池の整備を進めるとともに、今後、両河川では、暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量５０ミリ規模に引き上げていく予定である。

普通河川の黒目川上流については、公共下水道（雨水）計画による整備を行った。また、その他の普通河川（出水川、立野川等）の整備（耐震化を含む）については、今後の検討課題である。

市の対策内容は以下のとおりである。

・管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
・管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

資料編　第 21　河川の現況

第４節　緊急輸送ネットワークの整備

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送ネットワーク（※１）を整備する。

整備の基本的な考え方は次のとおりである。

１　緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急自動車専用路（※２）」、「緊急交通路（※３）」との整合を図る。

資料編　第 22　緊急交通路

２　緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線（※４）」との整合を図る。

資料編　第 23　緊急道路障害物除去路線

３　市は、都が震災時の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送ネットワークの拠点を指定するとともに、緊急輸送ネットワークを整備することについて、協力する。

※１ 緊急輸送ネットワーク：震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク

※２ 緊急自動車専用路：発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線

※３ 緊急交通路：災害対策基本法第７６条第１項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

※４ 緊急道路障害物除去路線：原則として上下各１車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線

なお、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークがある。

・第一次緊急輸送ネットワーク：応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
・第二次緊急輸送ネットワーク：第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
・第三次緊急輸送ネットワーク：トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点】

区　分		指定拠点の種類	箇所	機能
都・区市町村		・都庁本庁舎、立川地域防災センター ・区市町村本庁舎	2 53	一次
輸送路管理等	道路管理等	・関東地方整備局、国道事務所 ・警視庁（本部庁舎） ・都建設事務所 ・東日本高速道路、中日本高速道路 ・首都高速道路	3 1 11 3 5	一次
	鉄道管理等	・鉄道本社	14	一次
	空港管理等	・東京航空局東京空港事務所、東京空港整備事務所（東京国際空港） ・東京都調布飛行場管理事務所（東京都調布飛行場） ・東京港管理事務所ヘリポート係（東京ヘリポート）	1 1 1	一次
	港湾管理等	・東京港管理事務所、東京港建設事務所、高潮対策センター、第二高潮対策センター ・関東地方整備局、東京港湾事務所	4 1	一次
	河川管理等	・荒川下流河川事務所 ・※都建設事務所 ・都建設局江東治水事務所(都建設事務所に含む) ・水門管理センター	1 11 1 1	一次
放　送		・放送局	15	二次

区　分		指定拠点の種類		箇所	機能
主要初動対応	防災拠点	・基幹的広域防災拠点		2	一次
	自衛隊	・陸上自衛隊駐屯地 ・航空自衛隊基地		9 2	二次
	警 察	・※警視庁（本部庁舎）、多摩総合庁舎、新橋庁舎 ・機動隊、特科車両隊、自動車警ら隊、交通機動隊 ・方面本部 ・警察署		3 30 10 97	二次
	消 防	・東京消防庁（本庁舎） ・消防方面本部・訓練場 ・消防署 ・稲城市消防本部(消防署)		1 25 81 1	二次
	医 療	病院等	・災害拠点病院 ・日赤東京都支部	82 1	二次
		医薬品等備蓄倉庫	・※立川地域防災センター ・備蓄倉庫 ・都薬剤師会医療薬品・情報管理センター ・医薬品卸売販売業者倉庫 ・医療用ガス販売業者倉庫	1 6 15 32 8	二次
		血液センター	・日赤東京都支部血液センター ・献血供給事業団	4 1	二次
		保健所等	・保健所、保健センター	58	二次
	救出救助拠点	救出救助拠点	・大規模救出救助活動拠点（告示済箇所） ・医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 ・河川等船着場（災害拠点病院近接）	47 83 16	二次
		その他	・都建設局公園緑地事務所	2	二次
ライフライン		電信電話	・ＮＴＴ東日本、ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ、ＮＴＴコミュニケーションズ、ソフトバンク	66	二次
		電　気	・東京電力グループ	29	二次
		ガ　ス	・東京ガス	15	二次
		水　道	・水道局支所等、給水管理事務所	9	二次
		下水道	・下水道事務所、流域下水道本部	8	二次

区　分			指定拠点の種類	箇所	機能
輸送拠点	広域輸送基地	陸上輸送基地	・※立川地域防災センター ・トラックターミナル	1 4	三次
		航空輸送基地	・※東京国際空港（羽田空港） ・※東京都調布飛行場 ・※東京ヘリポート	1 1 1	一次
		海上輸送基地	＜緊急物資輸送対応施設＞ ・大井食品ふ頭（２バース）、芝浦ふ頭（５バース）、辰巳ふ頭（２バース）、１０号地その１多目的ふ頭（１バース）、品川ふ頭（内貿）（２バース）、中央防波堤内側内貿ふ頭(１バース) 注）上記以外に島しょ部１２ ＜幹線貨物輸送対応施設＞ ・大井コンテナふ頭（３バース）、中央防波堤外側コンテナふ頭(１バース)、中央防波堤内側内貿ふ頭（１バース） ＜緊急物資輸送等対応施設＞ ・その他のふ頭	6 3 9	一次 一次 三次
	水上輸送基地		・河川等船着場（その他）	96	三次
	地域内輸送拠点		・区市町村庁舎等	101	三次
	その他		・駅　東京、秋葉原、上野、日暮里、池袋、新宿、渋谷、品川（山手線）、赤羽、蒲田（京浜東北線）、錦糸町、大崎、新橋、立川、八王子（中央線）、三鷹、国分寺、北千住、多摩センター（京王相模原線）、浅草（東武伊勢崎線）、テレコムセンター（臨海新交通線） 八王子、隅田川、東京貨物ターミナル（ＪＲ貨物） ・高速道路ＰＡ、ＳＡ（首都高 15、中央高速 2） ・都中央卸売市場	21 3 17 7	三次
車両基地			・都交通局自動車営業所 ・その他車両基地	11 2	三次
備蓄倉庫			・備蓄倉庫（直営倉庫） ・※備蓄倉庫（兼用倉庫）	10 6	三次
その他			・火葬場	18	三次

（注）※印は対象施設に重複があることを示す。

第５節　水　道

１　基本方針

都及び市は、地震による水道施設の被害を最小限にとどめて、可能な限り給水を確保するために、施設の耐震性を強化し、また、震災時の応急給水に必要な施設整備を行う。

２　市内水道施設の現況

（１）給水所施設

資料編　第 24-1　上水道施設の現況（１）給水所施設

（２）配水管施設

資料編　第 24-2　上水道施設の現況（２）配水管施設

３　施設の耐震性強化

（１）震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

（２）管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を完了するとともに、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。

（３）震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

（４）大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。

（５）震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。
（都は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。）

（６）医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、給水車の拡充を行う。

（７）水道局施設内に存在する、現行法規に適合しないブロック塀や劣化したブロック塀等について、令和２年度までに安全対策を講じる。

第６節　下水道

１　計画目標

都及び市は、下水道施設の耐震性を向上させるため「下水道施設地震対策指針と解説」（日本下水道協会）及び「下水道施設耐震設計の手引き」に基づき、下水道システム全体の安全性を高める。

２　施設の現況

枝線管きょや取付管の接続部などにおいて、部分的な被害が想定される。

３　市の震災対策

（１）多摩地域の下水道事業における災害時支援連絡体制を整備する。

（２）既設管の調査に基づき、老朽管の取り替え、接続部の改良補修を実施する。また、「重要な幹線等」の区分設定を行い、耐震施設の構築を図る。

第７節　電気・ガス・通信等

１　電気施設（東京電力グループ）

（１）基本方針

電気施設の耐震性については、法令等の設計基準に則した設備構築を実施し、震災時の被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じる。

（２）安全化対策

震災時における電力供給の確保を図るため、次の耐震設計基準に基づき電気施設を設置し、軟弱地盤の地域など、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を行い施工する。なお、電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
変　電		機器は、動的設計（０．３Ｇ 共振正弦２波）、屋外鉄構は静的水平加速度０．５Ｇ（地震時においては風圧加重を考慮しない。） 機器と屋外の基礎は、水平加速度０．２Ｇ以上
送電	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいため、これらの荷重を基礎として設計
	地中線	油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計
配　電		地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基 準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成
通　信		変電、送電、配電設備に準じて設計

※１Ｇは、おおむね地球の重力による加速度に相当する９８０ガル

２　ガス施設（東京ガス）

（１）施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である基地が４箇所、供給施設である整圧所が１２箇所、導管（総延長６４，５４５ｋｍ）からなる。（令和２年３月末時点）

（２）製造所・整圧所設備

ア　重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性はもともと高く設計されているが、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。

イ　防火、消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害防止を図る。

（３）供給設備

ア　導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状況に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

イ　ほぼ全ての地区ガバナにＳＩセンサーを設置し、揺れの大きさ（ＳＩ値）、ガスの圧力・流量も常時モニタリングする。この情報を解析し、被害推定を行い、必要な場合に地区ガバナを遠隔遮断し、地震被害が大きなＬブロックを供給停止する防災システムを整備している。

（４）施設別安全化対策

設備・施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいている。

施設名	安　全　化　対　策
製造施設	１　施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ２　緊急遮断弁、防消火設備、ＬＮＧ用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	１　新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。 ２　二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など 189-204 緊急対応設備を整備する。
通信施設	１　ループ化された固定無線回線の整備 ２　可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	**１　地震計の設置** 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう、工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置している。 **２　安全装置付ガスメーターの設置** 建物内での二次災害を防止するため、震度５程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

３　通信施設（各通信事業者）

震災時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、通信の果たす役割は非常に大きい。

このため、各通信事業者は、震災による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

（１）東日本電信電話(株)（ＮＴＴ東日本）

指定避難所のうち、市が要望する施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保する。

また、市が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

（２）(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)

市役所等の重要エリアの通信を確保するため、エンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。

（３）各通信事業者

人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策、早期サービス復旧のための対策等を行う。

第８節　ライフラインの復旧活動拠点の確保

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。

このため、市は、都が広域応援を受け入れるために実施する、ライフライン復旧活動拠点の確保に協力する。

第９節　エネルギーの確保

市は、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や指定避難所等の拠点施設の機能を維持するためのコージェネレーションシステムや太陽光発電をはじめとした自立･分散型電源の設置などにより電力の確保に努め、ＬＰガスの活用を促進するなど、民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。

なお、市は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用発電設備及びその燃料（灯油・全負荷運転で１０時間分）を備蓄している。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　道路・橋梁	災害対策都市建設部応急復旧班
第２節　鉄道施設	事業者
第３節　河川施設等	災害対策都市建設部応急復旧班
第４節　水　道	都水道局
第５節　下水道施設	災害対策都市建設部応急復旧班
第６節　電気・ガス・通信等	事業者
第７節　エネルギーの確保	災害対策総務部庁舎・調達班

第１節　道路・橋梁

災害が発生した場合、道路管理者等は、交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じるとともに、パトロール等による広報を行う。

また、被災道路、橋梁について、応急措置を実施する。

１　市の応急措置

（１）区域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急措置を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都（総合防災部及び建設局）に報告する。また、通行止め等を行う場合は、警察署等関係機関に連絡・連携のうえ、措置する。

（２）上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する手段がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、危険の周知等、市民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡するものとする。

２　東京都北多摩北部建設事務所の応急措置

道路、橋梁に関する被害報告をまとめ、総合対策の樹立と指導、調整を行う。

また、状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

３　交通規制

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の応急対策活動を実施する上で不可欠である。

そのため、道路管理者及び交通管理者は、災害対策基本法、道路法及び道路交通法に基づき交通規制を行う。

（１）道路における危険を防止し、又は円滑な交通の確保を図るため、交通の規制を必要とする場合は東京都公安委員会の告示により実施する。

資料編　第 25　大震災時における交通規制措置の概要

（２）緊急の必要がある場合は、上記告示のあるまでの間、警視庁田無警察署長又は道路管理者が法令の定めるところにより交通の制限、禁止等を行う。

（３）市は、交通の妨害となっている倒壊樹木・電柱その他障害物の除去及び損壊した道路橋架等の応急補修等について、警察署及び関係防災機関と協力して応急対策に努め、交通の確保を図る。

（４）交通規制支援ボランティアについては、緊急交通路等の確保のため、現場の警察官の行う交通規制の支援を行う。

（５）緊急通行車両等の確認並びに交通規制対象除外車両の認定については、資料編　第 26 緊急通行車両等の確認事務を伴う事前届出制度の運用について、及び第 27 交通規制対象除外車両の認定のとおりとする。

なお、災害対策基本法第７６条第１項に定める緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法第２４条に定める緊急輸送車両の確認について、確認に係る事務処理の省力化、効率化を図るため、緊急通行車両等の事前届出制度を導入した。

また、各車両の確認等（標章及び証明書の交付）は、警視庁田無警察署管内では、本署並びに北原町交差点（北原町検問所）で行う。

資料編　第 28-1　緊急通行車両等事前届出書
資料編　第 28-2　緊急通行車両等確認申請書等
資料編　第 28-3　交通規制対象除外車両通行申請書

（６）現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

運転者のとるべき措置（警視庁）
1　原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。 2　現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。 3　やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。 ① 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。 ② エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておく。 ③ 窓は閉め、ドアはロックしない。 ④ 貴重品を車内に残さない。

４　緊急道路障害物除去等

緊急交通路や緊急輸送道路等を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時には選定した路線について路上障害物の除去及び陥没、亀裂等の応急補修を優先的に行う。

道路管理者は、災害対策基本法第７６条の６に基づき、緊急通行車両の通行の妨害とな

ることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。

（１）緊急道路障害物除去路線の選定

市は、被災地及び被災者に対する救護活動、支援物資・食料等の輸送を迅速かつ確実に実施するため、主要市道を中心に緊急に道路障害物を除去する路線を選定する。

資料編　第22　緊急交通路
資料編　第23　緊急道路障害物除去路線
参考資料　東久留米市　防災マップ

（２）緊急道路障害物除去等の作業分担

市は、選定した緊急道路障害物除去路線について、緊急車両の通行に必要な上下各１車線を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂を応急補修したりするなどの措置を行う。

機　関　名	実　施　内　容
市 （災害対策都市建設部 応急復旧班）	市内道路の被害状況を把握し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路の障害物除去及び補修等を応急措置する。 また、市のみでは十分な応急措置が取れない場合、「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づき、東久留米市建設業協会に協力を要請する。 １　緊急輸送道路の被害状況を確認し、市災害対策本部に報告する。 ２　市災害対策本部から指示された必要個所の確保を図る。また、被害の状況により応急補修ができないと判断される場合、東京消防庁東久留米消防署等の関係機関と調整のうえ、通行止め等の必要な措置を講じる。 ３　人員、車両、資器材等に不足がある場合、他部又は協定に基づき東久留米市建設業協会に応援を要請する。 ４　片側のみ確保完了時で必要な場合は、手信号等による交通の整理、誘導の措置を講じる。 ５　市道の道路管理者として放置車両の移動等の措置にあたる。 ６　緊急輸送道路の確保が完了した場合は、市災害対策本部に報告する。

機　関　名	実　施　内　容
都北多摩 北部建設事務所	被害状況報告に基づき、総合的な対策を立案し、必要な指導、調整を行うとともに路上障害物、放置車両を除去する。 市域における所管道路は以下のとおり。 ・小金井街道　・新青梅街道　・一般都道 ・新小金井街道　・所沢街道　・234 号線の一部区間
警視庁 田無警察署	緊急交通路確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げになっている放置車両の排除にあたる。 また、倒壊建物、倒木等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関等と連携し、除去等の作業に協力する。

第２節　鉄道施設

震災時において、多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、鉄道事業者（西武鉄道）は機敏かつ適切な応急措置を次により実施する。

１　活動態勢

鉄道事業者（西武鉄道）は、震災が発生し、運行に重大な被害が生じた時は、災害対策本部を設置する。

また、災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線機を利用する。

さらに、「地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定書」に基づき、市と鉄道事業者は協力して帰宅困難者への対応を行う。

２　発災時の初動処置

鉄道事業者（西武鉄道）は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、会社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応 ／列車の運転	その他の措置
西武鉄道(株)	①震度４未満 →運転規制なし ②震度４ →一旦停止後、５５km/h以下で注意運転 異常のないのを確認後、平常運転に復す ③震度５弱 →一旦停止後、２５km/h以下で注意運転 異常のないのを確認後、平常運転に復す ④震度５強以上 →全列車停止、全線の点検が終了するまで運転中止	１　列車の運転が危険と判断した場合又は停止指令があった場合停止する。 ２　安全な位置に停止し、パンタグラフを降下し転動防止処置をとる。 ３　列車が駅に到着した時は、その区間の状況を駅長〔運転司令長〕に報告する。	１　駅長は、構内を巡視し、異常の有無を運転司令長に報告する。 ２　電気司令長は、必要に応じて、一次送電中止の処置をとる。 ３　駅長は、震度５強の場合、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、１５km/h以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令することができる。

３　旅客の避難誘導

鉄道事業者（西武鉄道）は、駅における旅客の集中による混乱の防止や列車内の乗客の安全確保のため、旅客を避難させる必要がある場合、会社の規定に基づき、避難させる。

（１）駅にいる旅客に対しては、混乱防止の案内放送等による情報提供を行い、安全な場所に案内する。

（２）列車内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄りの駅まで、駅長〔運転司令長〕と連絡のうえ、誘導する。

（３）外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。

（４）自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

４　事故発生時の救護活動

（１）震災時に事故が発生した場合、鉄道事業者（西武鉄道）の災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や避難行動要支援者の救護を優先的に実施する。

（２）併発、続発事故等、二次災害の防止に万全を期し、引き続き旅客・乗客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努め、必要に応じて関係機関の出動・救護の要請を行う。

機関名	事故発生時の救護活動
西武鉄道(株)	災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 ① 負傷者の救出の際には、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。 ② 付近に病院等がある場合には、その医師に協力を求める。 ③ 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 ④ 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所を設置する。

第３節　河川施設等

市は、水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視する。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。

機関名	実施要領等
市	都管理の河川について、被害状況を速やかに把握のうえ、都北多摩北部建設事務所に連絡し、指示により、立入り禁止措置等の応急措置を実施する。
都北多摩 北部建設事務所	被害を受けた所管施設の応急措置を行うとともに、関係機関に対し速やかに被害状況を報告する。 また、市の実施する応急措置に関して、技術的な援助を行う。

第４節　水　道

都水道局は、情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

１　情報収集

地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から、異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

２　施設点検・被害調査等

貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

また、管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の

把握に努める。

３　応急措置

（１）導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

（２）漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

（３）管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

（４）配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。

（５）倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

第５節　下水道施設

市は、東久留米市下水道事業業務継続計画に基づき、震災時における下水道施設の被害について、下水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水機能を確保する。

１　活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づき職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急対策活動を行う。

２　震災時の応急対策

（１）下水道管きょの被害に対しては、汚水、雨水のそ通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。その他幹線の被害は、被害の程度に応じて応急対策を行う。

（２）工事施工中の個所は、請負者に被害を最小限に留めるよう、指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資器材の補給等を行わせる。

第６節　電気・ガス・通信等

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、ライフライン施設としての機能を維持する。

なお、電気施設応急対策計画については、都地域防災計画に準じて実施するものとする。

１　電気施設（東京電力グループ）

（１）活動態勢

大地震が発生した場合、東京電力グループは非常態勢の発令をするとともに、次に掲げる組織を編成し、非常災害対策活動を行う。

<table>
<tr><th>項目</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>非常態勢の組織</td><td>１　非常態勢の組織は、本社、店所及び本社、店所が指定する事業所（「第一線機関等」という。）を単位として編成する。
２　非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、電力供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。</td></tr>
<tr><td>非常態勢の発令</td><td>災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための非常態勢は、次の区分による。<table><tr><th>態　勢</th><th>基　準</th></tr><tr><td>第１非常態勢</td><td>１　災害の発生が予想される場合
２　災害が発生した場合</td></tr><tr><td>第２非常態勢</td><td>１　大規模な災害が発生した場合（発生が予想される場合を含む。）
２　東海地震注意情報が発せられた場合</td></tr><tr><td>第３非常態勢</td><td>１　大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合
２　警戒宣言が発せられた場合</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>対策要員の確保</td><td>１　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報、その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
２　非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに支部に出動する。
３　交通途絶等により支部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する支部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</td></tr>
</table>

（２）応急対策

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>応急対策の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">資材の調達・輸送</td><td>資機材の調達</td><td>第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。</td></tr>
<tr><td>資機材の輸送</td><td>非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約している協力会社の車両等により行うが、必要に応じ、他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険予防措置</td><td>震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察並びに消防機関等</td></tr>
</table>

区　分	応急対策の内容
	からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
応急工事	応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中枢となる公共施設、指定避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。
災害時における電力の融通	各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

２　ガス施設（東京ガス）

（１）活動態勢

東京ガスは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

（２）応急対策

応急対策の内容
ア　被害情報の収集 ①地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。 ②被害状況に応じてあらかじめ定めたＢＣＰ（事業継続計画）を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 ③社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。 イ　事業所設備等の点検 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。 ウ　製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置を行う。 エ　被害推定に基づく応急措置 ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。 オ　遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ①被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。 ②その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。 カ　資機材等の調達 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。 キ　移動式ガス発生設備による臨時供給を行う。

応急対策の内容
ク　指定避難所等へのＬＰガス供給 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と(一社)東京都ＬＰガス協会が協力し、指定避難所等にＬＰガスを救援物資として供給するよう努める。

３　通信施設（各通信事業者）

（１）活動態勢

ア　非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める態勢により対処する。

非常態勢の区分		非常事態の情勢
準　備	警戒態勢	・災害の発生が予想される場合
アクション	第１非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合
	第２非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第３非常態勢	・中規模な災害が発生した場合

イ　災害対策組織

（ア）非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

（イ）対策組織を次のとおり区分する。

対策組織	機　　能
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

（２）応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保するとともに対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

なお、ＮＴＴ東日本は、「災害救助法」が適用された場合等には、指定避難所などに、り災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

応急対策の内容
震災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。 ①気象状況、災害予報等 ②電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 ③当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 ④被災設備、回線等の復旧状況 ⑤復旧要員の稼働状況 ⑥その他必要な情報

第７節　エネルギーの確保

市は、非常用発電設備やコージェネレーションシステムをはじめとした緊急時の予備電源としても機能する自立・分散型電源等の活用により、病院や社会福祉施設など市民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図る。

具体的な取組【復旧対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　道路・橋梁	災害対策都市建設部応急復旧班
第２節　鉄道施設	事業者
第３節　河川施設等	災害対策都市建設部応急復旧班
第４節　水　道	都水道局
第５節　下水道施設	災害対策都市建設部応急復旧班
第６節　電気・ガス・通信等	事業者

第１節　道路・橋梁

１　市の復旧対策

（１）震災が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から復旧対策を行うものとする。

道路構造物、付属施設その他管理施設について、その状況を緊急点検し、必要に応じ復旧対策計画を樹立して、復旧に努める。

工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講じる。

（２）道路・橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

２　都北多摩北部建設事務所の復旧対策

復旧作業は、主に業者に委託して行い、当初は緊急道路障害物除去を最優先とする。

その後、逐次一般道の障害物除去作業及び障害物の搬出を実施するとともに、道路の陥没等で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがある箇所の復旧作業を進めていく。

第２節　鉄道施設

（１）鉄道事業者（西武鉄道）は、震災後の都市機能を早期に確保するため、速やかに応急復旧を行い、輸送の確保に努める。

（２）鉄道事業者（西武鉄道）は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、その結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう復旧計画を策定し、これを実施する。

第３節　河川施設等

各施設の管理者は被害状況を速やかに調査し、復旧対策を実施する。

機関名	実施要領等
市	河川施設等に被害が生じた場合の復旧対策
都北多摩北部建設事務所	市の実施する復旧対策に関して、技術的な援助を行う。

第４節　水　道

都水道局は、施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

１　取水・導水施設

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

２　浄水施設

施設の機能に重要な影響を及ぼす被害については、速やかに復旧活動を行う。

３　送・配水管路、給水装置

（１）断水区域を限定し、可能な限り給水を継続するため、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧活動を行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

【配水施設の復旧優先順位】

①首都中枢機関等への供給管路
②送水管及び広大な区域を持つ配水本管
③配水本管及び配水小管の骨格となる路線
④震災対策用応急給水施設、指定避難所等に至る管路

（２）公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

（３）首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

（４）一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第５節　下水道施設

市は、公共下水道の復旧活動等について、具体的な取組【応急対策】第５節「下水道施設」により対処し、下水道の応急・復旧体制が市の対応力のみでは十分でないと認められる場合は、必要に応じて都下水道局に復旧・技術支援の応援を要請する。

第６節　電気・ガス・通信等

１　電気施設（東京電力グループ）

（１）災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

（２）各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。主な手順は以下のとおり。

・供給区域内において震度６弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
・電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
・復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
・発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
・送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
・変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
・配電設備については、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。
・通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

（３）停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

２　ガス施設（東京ガス）

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を抑止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。

区　分	復旧対策の内容
製造施設・供給施設（共通）	ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼動を再開する。
中圧導管の復旧	中圧導管及び整圧器の送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩個所を修理する。

区　分	復旧対策の内容
需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）	各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。
復旧地域のセクター化	導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。
ガス本支管の点検	１　管内に水等が浸入していた場合は、採水ポンプ等を利用して排出する。 ２　ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理する。 ３　ガスの供給源から修理が完了した範囲の導管にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出する。
需要家宅のガス管・排気管等の点検	需要家宅内のガス栓から空気を封入し､圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し､配管取替等の修理を行う。
ガスの供給再開（開栓）	メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い､供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

３　通信施設（各通信事業者）

災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

（１）災害復旧

ア　応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

イ　被災地における地域復興計画の作成･実行にあたっては､これに積極的に協力する。

（２）復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、次表に従って実施する。

順　位	復旧する電気通信設備
第１順位	・気象機関に設置されるもの ・水防機関に設置されるもの ・消防機関に設置されるもの ・災害救助機関に設置されるもの ・警察機関に設置されるもの ・防衛機関に設置されるもの ・輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

順　位	復旧する電気通信設備
第２順位	・ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・水道の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・選挙管理機関に設置されるもの ・都防災計画（別冊資料）第 105～106 に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除く。）
第３順位	第１順位及び第２順位に該当しないもの

第５章　広域的な視点からの応急対応力の強化

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　初動対応体制の整備	環境安全部防災防犯課、全部
第２節　業務継続体制の確保	環境安全部防災防犯課、全部
第３節　消火・救助・救急活動体制の整備	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、田無警察署、消防団
第４節　広域連携体制の整備	環境安全部防災防犯課
第５節　応急活動拠点の整備	環境安全部防災防犯課
第６節　応援協力体制	環境安全部防災防犯課

第１節　初動対応体制の整備

市は、発災直後から応急対策活動を円滑に実施するため、必要な施設及び体制等を事前に整備する。また、市職員の災害対応力の向上を図るため、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修や、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

１　活動庁舎

発災時に、各関係機関との情報連絡や災害対策の活動拠点となる市庁舎等は、極めて重要な位置づけとなる。そのため、震災に強い建築物であると同時に、非常時用の設備も兼ね備えたものでなければならない。よって、発災時に備え、適切に保守点検等を行い、機能維持を図っていく。

（１）市庁舎の概要と設備

項目		市庁舎
構造		鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　　地下１階・地上７階
面積	敷地	6,794 ㎡
	延床	20,129 ㎡
電気設備		高圧受変電設備　6.6kv 契約電力　740kw
発電設備		非常用発電設備　300kw 発電のための灯油備蓄量　3490ℓ （全負荷運転で１０時間）
給水衛生設備		上水受水槽　51 ㎥
雨水槽		満水時　80 ㎥

（２）その他の市の施設の概要と設備

項目		東部地域センター	西部地域センター	南部地域センター
構造		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ９階建　１・２階部分	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ３階建	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建
面積	敷地	2,084 ㎡	2,756 ㎡	791 ㎡
	延床	2,591 ㎡	3,350 ㎡	1,802 ㎡
電気設備		300kw 契約電力　180kw	300kw 契約電力　154kw	150kw 契約電力　105kw
発電設備			非常用発電設備　35kw 軽油備蓄量　40ℓ	
給水衛生設備		40 ㎥	25 ㎥	4 ㎥
雨水槽				

項目		スポーツセンター	わくわく健康ﾌﾟﾗｻﾞ
構造		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ３階建（鉄骨トラス造）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建
面積	敷地	6,012 ㎡	9,571 ㎡
	延床	8,044 ㎡	6,362 ㎡
電気設備		437kw	契約電力　517kw
発電設備		非常用発電設備 850kw 給油備蓄量　0ℓ	
給水衛生設備		上水受水槽　30ｔ	受水槽　20 ㎥
雨水槽		満水時　21ｔ	

（３）市施設の停電対策

ア　災害発生に伴う停電に備え、市庁舎及び地域センター等では非常用発電機を整備し対策を講じている。

イ　災害発生時には、非常用発電機用の燃料など、各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。

　このため、市は、事業者と各種の燃料油の優先供給に関する協定を締結している。各施設においては、電力を供給する設備の優先順位を定めておく。

ウ　災害発生に伴う停電を想定した訓練を計画するなど対応力の強化に努める。

２　発災時の受援体制の整備

発災時には、「首都直下地震応急対策活動要領」や、それに基づく具体的な活動内容に係る計画により、都は、国などから支援物資や人的支援等を受けることになることから、市は、それら支援を受け入れるための受援体制等の構築に協力する。

このため、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整えておくものとする。

なお、都は、災害発生時に想定される主な受援応援対象業務について、次のとおり整理している。

・避難所運営、物資仕分け・荷下ろし等、都市復興基本計画策定のための家屋被害状況調査、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅等供与に係る業務、応急修理に係る業務、災害廃棄物の処理、医療支援（医師の派遣等）、応急給水、水道施設応急復旧、下水道施設応急復旧、道路・河川・橋梁等応急復旧、港湾施設応急復旧

３　防災訓練の実施

（１）市

市は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。

訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、避難開設訓練、図上訓練等とし、参加関係機関は、市、地域住民、事業者、都、防災機関等とする。

（第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】　第１節参照）

（２）東京消防庁

震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年１回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

参加関係機関は、都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。

（３）警視庁

９月１日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区市町村及び地域住民と協力して随時実施する。

参加関係機関は、都、防災機関、防災市民組織、地域住民、交通規制支援ボランティア、事業所等とする。

第２節　業務継続体制の確保

市は、災害に備えて、平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、消火、救助、救急などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

しかしながら災害時には、応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを維持するとともに、全ての業務が最短で提供できる

よう、業務継続体制を確保しておく必要がある。

このため、業務継続計画（ＢＣＰ※）を策定するとともに、発災時における業務の継続性を高め、より実効性のある計画とするため、ＰＤＣＡ（※）サイクルを通じてＢＣＰの持続的改善を図っていく。

※ＢＣＰ：Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

※ＰＤＣＡ：Plan(計画)・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

第３節　消火・救助・救急活動体制の整備

各機関は、消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

１　東京消防庁（東京消防庁東久留米消防署）の消防活動体制の整備強化

平時の消防力を震災時にも最大限に活用するため、被害想定に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

２　警視庁（警視庁田無警察署）の救出・救護体制

災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、それらを効果的に活用した迅速、的確、安全な救出救護活動ができるようにする。

３　消防団の救出・救護活動能力の向上

市は、消防団の応急救護資器材の増強・充実に努め、応急手当指導員を養成するとともに簡易救助器具等を整備する。

また、地域住民に対し、救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。

４　市民の救出・救助活動能力の向上

（１）救出活動技術の普及・啓発

東京消防庁東久留米消防署は、防災市民組織の救出救護班員及び一般市民に対する救出活動に関する知識並びに技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

（２）応急救護知識の普及及び技術の向上

東久留米市医師会と東京消防庁東久留米消防署は、関係機関と連携して市民に対し応急救護知識及び技術の普及・啓発を推進するとともに、事業所等における応急手当の指導者を養成することにより、積極的に自主救護能力の向上を図る。

（３）事業所の救出・救護活動能力の向上

東京消防庁東久留米消防署は、自衛消防隊がバール、とび口等、震災に備えた装備を

活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

５　市の救助実施体制の整備

（１）救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実現するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

そのため、市は、災害救助法適用後、災害対策本部の組織を救助実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、救助業務の習熟に努める。

（２）被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

（３）救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助業務の実施にあたっては、事案ごとに帳票の作成が義務付けられていることから、災害時に遅延なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておく。

第４節　広域連携体制の整備

１　広域連携体制の構築

災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、市においては、他の地方公共団体と協定を締結し、協力態勢を構築している。

・震災時等の相互応援に関する協定（多摩３１市町村）
・災害時における五市相互応援に関する協定
（東京都東村山市、清瀬市、東久留米市、埼玉県所沢市、新座市）

２　応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和３年５月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

市は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は当該制度を活用し、都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する総

括支援チームの派遣を要請することができる。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第５節　応急活動拠点の整備

１　オープンスペースの確保

（１）市は、都が計画している「都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議のうえ、把握し具体的な使用方法等を確立する。」ことについて協力する。

（２）震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が市及び都の協力のもとに取り組むとともに、施設管理者は発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

２　ヘリコプター活動拠点の確保の協力

都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場所を国や区市町村及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

市は、都がヘリコプター活動拠点を確保することについて協力する。

市内の候補地は以下のとおり。

①滝山グラウンド
②柳泉園グラウンド

３　大規模救出救助活動拠点の確保

市は、都による自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）及びその他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプのためのオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）の事前確保について協力する。

市内の活動拠点は以下のとおり。

①滝山公園

４　市内及び隣接市における大規模救出救助活動拠点の候補地

都は、大規模救出救助活動拠点として、屋外施設と屋内施設の候補地を設定している。

市内及び隣接市（北多摩北部エリア）においては、東京都立東村山中央公園（屋外施設）及び柳泉園クリーンポート（屋内施設）が候補地となっている。

５　ヘリサインの設置

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、指定避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。

市は、平成２５年度にヘリコプターの離発着場として想定している滝山公園に隣接する市立西中学校の校舎屋上に、また、平成２８年度には柳泉園組合の施設屋上にも同様の目的でヘリサインを設置している。

引き続き、所有する建築物等の屋上に、ヘリコプターから視認できる施設名の表示を行う。また、既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていく。

第６節　応援協力体制

１　防災機関との協力

（１）市は、防災機関と災害対策上必要な資料及び調査研究の成果を相互に交換するなど、平素からの連絡を活かし、災害時における協力体制を確立する。

（２）災害時において、他の機関の円滑な協力が得られるよう、市では次のとおり協定を締結している。

①(一社)東久留米市医師会（医療救護活動）
災害時の医療救護活動についての協定書
災害時の医療救護活動実施細目
医療救護にかかわる費用弁償等に関する覚書
東久留米市災害対策用医療服等貸与に関する覚書
②(一社)東京都トラック協会（緊急輸送業務）
災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定
災害応急対策用貨物事業者供給協定書
③(一社)東京都東久留米市歯科医師会（歯科医療救護活動）
災害時における歯科医療救護活動についての協定書
災害時の歯科医療救護活動実施細目
災害時における歯科医療救護活動についての覚書
災害時における歯科医療救護活動についての覚書
歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書
東久留米市災害対策用医療服等貸与に関する覚書
④日本郵便(株)東久留米郵便局（相互応援協定）
災害時における相互応援に関する協定
⑤東久留米市柔道整復師会（医療救護活動）
災害時における応急救護活動についての協定書
⑥(一社)東久留米市薬剤師会（医療救護活動）
災害時における救護活動についての協定書
医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書
⑦(公社)東久留米市獣医師会（動物の医療救護活動）
災害時における動物救護活動についての協定書
⑧東日本電信電話(株)東京武蔵野支店（特設公衆電話設置）
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

２　民間団体との協力

市は、災害時に積極的協力が得られるよう民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

現在、次の団体と協定を締結し、協力業務、方法を定めている。

①コカ・コーラボトラーズジャパン（株)多摩工場（飲料水供給）
　災害時における飲料水の供給に関する協定書
②山崎製パン(株)（食料及び飲料水供給）
　災害時における飲料水の供給に関する協定書
　災害時における食料の調達に関する協力協定書
③東久留米市建設業協会（応急対策活動）
　災害時における応急対策活動に関する協力協定書
④(株)イトーヨーカ堂（応急用食料及び日用品等供給）
　災害時における応急用食料品及び日用品等供給に関する協定書
⑤東京都麺類協同組合東久留米支部（食料供給）
　災害時における食料調達業務に関する協定書
⑥東京みらい農業協同組合（生産緑地借り上げのあっ旋、生鮮食料品の提供）
　災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定書
　災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定細則
⑦イオンリテール（株）南関東カンパニー東京・山梨事業部　イオン東久留米店（応急用食品及び日用品等供給）
　災害時における応急物資の供給等に関する協定
⑧（株）ＪOMOネット東京事業部（燃料供給）
　災害時における燃料等の優先供給に関する協定
⑨東洋カーマックス（株）（燃料提供）
　災害時における燃料等の優先供給に関する協定
⑩（有）貫井商事（燃料提供）
　災害時における燃料等の優先供給に関する協定
⑪（株）クルメディア（ＦＭひがしくるめによる災害情報の臨時放送）
　災害時における放送に関する協定

３　公共的団体等との協力

（１）市内における公共的団体等は、おおむね次のとおりである。市は、これらの団体の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、これらの団体の協力業務及び協力方法等、協力体制の確立に努める。

・東久留米市社会福祉協議会　・東久留米市シルバー人材センター
・柳泉園組合　・東久留米市管工事組合
・東久留米災害防止協会　・東久留米市防犯協会
・東久留米市交通安全協会　・東久留米市赤十字奉仕団

・東久留米ＣＰＲ友の会　　・東久留米防火女性の会
・東久留米市商工会
・東久留米市自治会連合会
・(一社)東京バス協会

（２）協力業務として考えられる内容はおおむね次のとおりである。

①異常現象、災害危険箇所等を発見した場合は、市又は防災機関に連絡すること
②災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること
③震災時における広報広聴活動に協力すること
④震災時における出火の防止及び初期消火に協力すること
⑤避難誘導、指定避難所内等の被災者の救助業務に協力すること
⑥被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること
⑦被災状況の調査に協力すること
⑧被災区域内の秩序維持に協力すること
⑨り災証明書交付事務に協力すること
⑩その他の災害応急対策業務に協力すること

４　国による支援・代行

市の行政機能が著しく低下し、応急対策や復旧活動が困難な場合は、災害対策基本法に基づき、国による支援・代行を求める。

５　各機関の経費負担

（１）国、都及び他区市町村から市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第１８条の規定による。

（２）防災機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画の定めるもののほかは、その都度又は事前に相互に協議して定める。

６　広域支援・救助部隊等の受入体制の整備

市は、発災直後から関係機関等による広域支援・救助部隊等の受入れを円滑に行うため、東京都災害時受援応援計画（平成３０年１月）等を踏まえて、市の受援体制、派遣要請や受入れの手順及びルール等を明確にした「東久留米市災害時受援応援計画」を策定しておくものとする。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　初動態勢	各部
第２節　消火・救助・救急活動	東久留米消防署、消防団
第３節　警備活動	田無警察署
第４節　応援協力・派遣要請	危機管理室指令班、災害対策企画経営室情報連絡班
第５節　応急活動拠点の調整	危機管理室指令班、災害対策企画経営室情報連絡班

第１節　初動態勢

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、東久留米市災害対策本部（以下、「市本部」という。）を設置するとともに、市、都、その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を実施する。

応急復旧活動の流れ

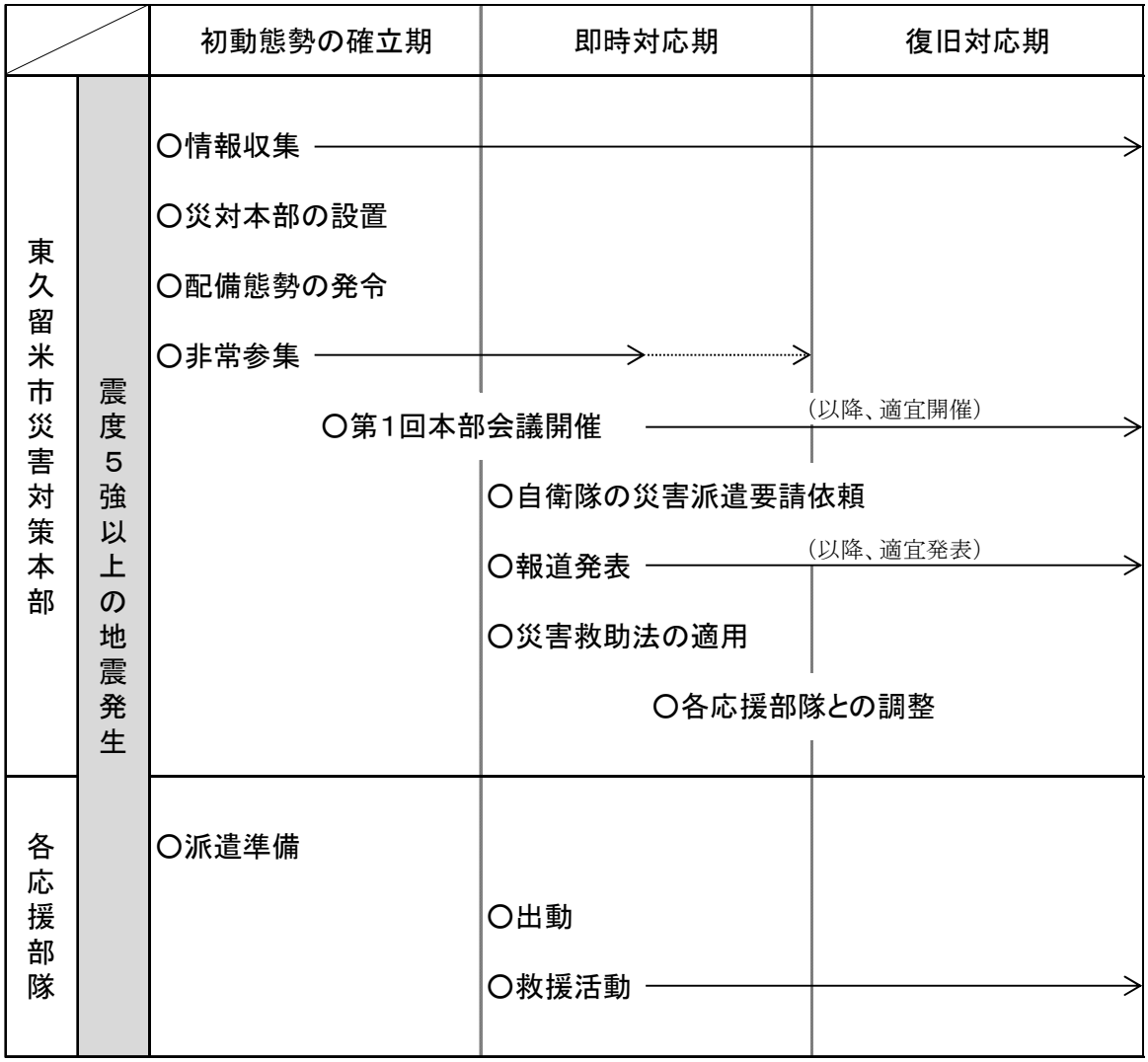

１　市本部の組織

（１）市本部の構成

市本部は、東久留米市災害対策本部条例の定めるところに基づいて構成する。

※環境安全部は、危機管理室を兼ねる。

（２）災害対策本部長

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、市長とする。

（３）本部長の代理

本部長に事故あるときは、次の順位でその職務を代理する。

第１　副市長
第２　教育長
第３　危機管理室長
第４　東久留米市組織条例（平成２６年東久留米市条例第２５号）に定める組織順位にある部長

（４）災害対策本部長室の構成等

ア　災害対策本部長室（以下、「本部長室」という。）は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって組織する。

本 部 長	市　長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	危機管理室長、企画経営室長、総務部長、市民部長、 福祉保健部長、子ども家庭部長、都市建設部長、教育部長、教育部参事、 議会事務局長、その他部長相当職、消防団長、危機管理室防災防犯課長 東京消防庁東久留米消防署長又はその指名する消防吏員

イ　本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地対策本部を設置する。

（５）本部長等の職務

ア　本部長は、市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

イ　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ　本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、部の事務を掌理する。

（６）本部長室の分掌事務

本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議決定する。

①市本部の非常配備態勢及び解除に関すること
②重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
③避難指示等に関すること
④国、都、他の区市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること
⑤自衛隊の災害派遣要請に関すること
⑥区市町村との相互応援に関すること
⑦災害救助法の適用の申請に関すること
⑧公用令書による公用負担に関すること
⑨災害対策に要する経費の処理方法に関すること
⑩部・班長会議の招集に関すること
⑪上記の各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

（７）本部派遣員の派遣要請等

ア　本部長は、特に必要があると認めたときは、防災機関の長に当該機関の職員の派遣を要請することができる。

イ　本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（８）本部連絡員の役割

本部連絡員は、部長が部に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室並びに部相互間の連絡調整にあたる。

（９）本部員代理の役割

本部員代理は、部長が部に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、災害発生時に本部員である部長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指示するなど、本部員の職務を代理する。

（10）各部（各班）の分掌事務

各部（各班）の災害対応における分掌事務は、第２部　第１章　第３節のとおり。

（11）現地対策本部の分掌事務等

項　目	説　明　等
構成員	（１）現地対策本部長は、本部長が指名する副本部長（副市長又は教育長）とする。 （２）現地対策本部副本部長は、危機管理室長とする。 （３）現地対策本部班長は、災害対策企画経営室秘書広報班長（秘書広報課長）、災害対策総務部動員班（職員課長）及び地域班長（生活文化課長）で構成する。 （４）現地対策本部員は、防災防犯課の係長級職１名及び災害対策本部の各部から部長が指名する者とする。
分掌事務	（１）被災状況の把握 （２）各機関の部隊派遣状況および見込み状況の把握 （３）災害現場における各機関車両の出入方向の調整 （４）各機関の役割分担及び分担区域の調整 （５）自衛隊の災害派遣要請についての意見具申に関すること （６）軽症者の医療救護に関する調整 （７）重症者の医療救護に関する状況の把握 （８）警戒区域の設定に関すること （９）避難指示等に関すること (10) 遺体の搬送及び安置場所等の調整 (11) 応急公用負担に関すること (12) 各機関が発表する広報内容の確認に関すること (13) 市災害対策本部等との調整 (14) 現地連絡調整所との連携及び調整
設置場所	災害現場又は地域センター等の市が管理する施設等

２　市災害対策本部の運営

市長は、市の地域に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、法令及び本計画の定めるところにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、東久留米市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営については、災害対策基本法、東久留米市災害対策本部条例（昭和３８年条例第２８号）、同施行規則（昭和５０年東久留米市規則第３５号）等の定めるところによる。

（１）市本部の設置及び廃止

ア　市本部の設置基準

（ア）市内で震度５強以上の地震が発生したとき

（イ）その他市本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

イ　市本部の設置場所

市本部は、市役所本庁舎２階２０３会議室に設置する。

また、本庁舎が被災し使用不能の場合は、本庁舎北側の屋外広場に仮設の市本部を設置する。

これによらない場合は、被災状況に応じて市本部の設置場所を決定する。

ウ　関係機関への通知等

（ア）環境安全部長は、市本部が設置されたときは直ちにその旨を各部長及び都知事に通知しなければならない。また、必要があると認めたときは、次に掲げるものに対して、市本部の設置を通知する。

（通知先）

警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署、東久留米市消防団、東久留米市医師会、隣接市、協定締結団体、その他の防災機関の長又は代表者

ただし、「東久留米市災害医療コーディネーター」については、東久留米市医師会への通知に関わらず、原則として（１）アの市本部設置基準又は医療コーディネーターの判断により、東久留米市災害対策本部及び「わくわく健康プラザ」の２か所へ参集する。（東久留米市災害医療コーディネーターの体制については、第７章の具体的な取組【予防対策】第１節を参照）

（イ）企画経営室長は、市本部が設置されたときはその旨を報道機関に発表する。

（ウ）各部長は、前記の通知を受けた場合、その旨を所属職員に対し周知徹底する。

（エ）市本部が設置された場合は、市役所庁舎正面に「東久留米市災害対策本部」の標示を掲出する。

エ　市本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

市本部廃止の通知等は、市本部の設置に準じて処理する。

（２）本部長室の運営等

ア　本部長室の運営

（ア）本部長室は、原則として市本部設置場所（市役所本庁舎２階２０３会議室）に開設する。

（イ）危機管理室長は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。

（ウ）本部長は、本部長室の分掌事務について審議する必要がある場合、副本部長及び本部員を招集する。
（エ）本部長室開設後は、危機管理室長が運営を統括し、危機管理室指令班長（防災防犯課長）が補佐する。
（オ）本部長は、特に必要があると認める場合、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。
（カ）各部長は、その分掌事務に関し、本部長室に付議すべき事項がある場合、速やかに本部長室に付議する。

イ　本部長室の審議

（ア）本部長は、本部長室の分掌事務について審議する必要がある場合、副本部長及び本部員を招集する。
（イ）本部長は、特に必要があると認められる場合、本部員以外の市職員の出席を求める。
（ウ）本部員は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項がある場合、速やかに本部長室に付議する。

ウ　部班長会議

本部長は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めた場合、又は各部長から要請があった場合、部班長会議を開くものとする。

（３）都の現地対策本部との連携

都の現地対策本部が設置された場合、市本部は都現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

（４）市本部と報道機関との連絡

市本部の報道機関に対する発表は、企画経営室長が庁議室（市庁舎４階）又は臨時記者室において行う。

なお、夜間、勤務時間外等に突発災害が発生し、企画経営室長が決定できないときは、災害対策企画経営室秘書広報班長（秘書広報課長）が関係部の連絡責任者と協議のうえ発表する。

（５）市本部の通信

市本部の通信の運用管理は、災害対策企画経営室長（情報連絡班）が統括し、危機管理室指令班長（防災防犯課長）が補佐する。

各部長は、市本部が設置されたときには、ただちに通信連絡態勢の確保を図る。

（６）本部長への措置状況等の報告

各部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

ア　調査、把握した被害状況等
イ　実施した応急措置の概要
ウ　今後実施しようとする応急措置の内容
エ　本部長から特に指示された事項
オ　その他必要と認められる事項

（７）本部長室の庶務

本部長室の庶務は、危機管理室指令班が行う。

３　市職員の活動態勢

（１）市の責務

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第１次防災機関として、災害対策基本法をはじめとする法令及び本計画の定めるところにより、都、他の市町村、防災機関及び市内の公共的団体並びに市民、事業所の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

（２）活動態勢

ア　市は、上記（１）の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

イ　災害対策本部が設置される前、又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

ウ　市の地域に災害救助法が適用された場合、市長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

（３）市職員の配備態勢

災害に対処するための市職員の配備態勢は、災害の状況により、次表の配備態勢のうち、市本部長が必要と認める態勢とする。

ア　配備態勢

区分	配備態勢	参集基準	態　勢
災害警戒体制	情報監視態勢 （危機管理室）	震度４の地震の発生又は災害が発生するおそれがある場合	市内の災害発生状況等の情報収集活動、関係機関との情報連絡を主とする態勢とする。
	危機管理対策会議 （庁議等の設置及び運営に関する規則第４条に規定する構成員）	震度５弱の地震の発生又は局地的災害が発生した場合	災害情報の監視を強化し、局地的災害に直ちに対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
災害対策本部	非常配備態勢	震度５強以上の地震の発生	市の全力をもって対処する態勢とする。
	夜間、休日等における災害発生時の非常配備態勢	夜間、休日等の勤務時間外に震度５強以上の地震が発生したとき、もしくは発生するおそれがある場合	１　各部の避難所初期活動班員は、あらかじめ指定された避難所等に速やかに出動し、所定の活動を行う。 ２　上記を除く職員は災害即応態勢又は特別非常配備態勢に準じ速やかに勤務場所に参集し、災害状況を報告するとともに災害応急対策に従事する。

※指定業務職員：各部であらかじめ指定された職員（応急対策、問合せ対応、施設等の安全確認作業等に必要とする職員）

イ　勤務時間外の初動態勢

市では、夜間、休日等の勤務時間外に発生する災害等の非常事態に対処するため、「東久留米市における災害発生時の避難所初期活動班に関する要綱」（東久留米市訓令乙第１３６号）を作成した。避難所初期活動班員は、あらかじめ指定された避難所等に参集し、災害に直ちに対処できる態勢をとる。

資料編　第 30　東久留米市における災害発生時の避難所初期活動班に関する要綱

ウ　配備態勢の特例

本部長は、災害、その他の状況により必要があると認めた場合、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発することができる。

また、特定の部に対し、異なる配備態勢の指令を発することができる。

エ　配備態勢に基づく措置

（ア）各部長は、配備態勢の指令を受けた場合、ア項に基づき、所属職員に対して必要な指示を出す。

（イ）配備態勢別の各部の職員動員数は、あらかじめ定めることとする。ただし、各部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況により、所属職員の動員数を適宜増減することができるものとする。

オ　夜間休日等における初動態勢の確保

夜間休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、「勤務時間外の災害対策本部員等連絡網」により、初動態勢を確保する。

４　職員の服務

職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。

（１）非常災害に関する情報及び本部の指示に注意すること
（２）不急の行事、会議、出張等は中止すること
（３）正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
（４）勤務場所を離れる場合には、上司に対して常に所在を明らかにすること
（５）配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること
（６）自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招くこと、又は本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意すること
（７）災害対策本部もしくは所属部・班と連絡が不能な場合、職員は自らの判断に基づき、適切な行動をとること

５　市防災会議の招集

市の地域に災害が発生し、災害応急対策に関して、防災機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められる場合、市防災会議の委員は、会長（市長）に市防災会議の招集を要請する。

なお、市防災会議委員は、次のとおりである。

（令和３年４月現在）

区　分	職　名
会　長	市　長
都	北多摩北部建設事務所　所長
	多摩小平保健所　所長
	警視庁田無警察署長
	東京消防庁東久留米消防署長
	水道局　立川給水管理事務所　所長

区　分	職　名
指定公共機関	日本郵便(株)東久留米郵便局　局長
	(株)ＮＴＴ東日本　東京武蔵野支店　支店長
	東京ガス(株)東京西支店　支店長
	東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社　支社長
指定地方公共機関	西武鉄道(株)石神井公園駅管区　管区長
	(一社)東久留米市医師会　会長
	(一社)東京都東久留米市歯科医師会　会長
	(一社)東京都トラック協会多摩支部第六地区　地区長
協力機関	東久留米市建設業協会　会長
	東久留米市民生委員・児童委員協議会　西部地区会長
消防団	東久留米市消防団　団長
市	副市長
	教育長
	都市建設部長
学識経験者	学識経験者（１名 ）
市　民	東久留米市自治会連合会　会長
オブザーバー	陸上自衛隊練馬駐屯地第１師団第１後方支援連隊補給隊　隊長

第２節　消火・救助・救急活動

１　東京消防庁等における初動態勢の確保

名　称	活動概要
震災配備態勢	東京都２３区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度５弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都２３区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度５強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

資料編　第 31　東京消防庁等の震災消防活動

２　東久留米市における消防体制

市における消防体制は、常備消防と非常備消防とに区分でき、その体制は次のとおりである。

（１）常備消防

東京消防庁 東久留米消防署	―	新川出張所

（２）非常備消防：東久留米市消防団

団　長	副団長	第一分団
		第二分団
		第三分団
		第四分団
		第五分団
		第六分団
		第七分団
		第八分団
		第九分団
		第十分団

（３）東京消防庁東久留米消防署の活動要領

ア　活動方針

（ア）延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。

（イ）震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。

（ウ）延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

イ　部隊の運用等

（ア）地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

（イ）地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

ウ　消火活動

（ア）防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

（イ）延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や指定緊急避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。

（ウ）道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

エ　救助・救急活動

災害事故現場における救助、救急活動は次のとおりとする。

（ア）特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。

（イ）救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

（ウ）救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。

（エ）救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。

（オ）警視庁田無警察署、自衛隊、東京ＤＭＡＴ、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

オ　態勢の確立

災害発生状況により現場の指揮本部を開設し、災害現場における救助、救急態勢の確立を図る。

（４）消防団による応急対策の実施

ア　発災と同時に、地域住民に対して、出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。

イ　災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

ウ　同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を、消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。

エ　東久留米消防署の消火活動等の応援を行うとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。

オ　救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ　避難指示等が発令された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

３　救急告示医療機関

資料編　第 32　救急告示医療機関

４　防災機関の活動体制

（１）責　務

地震による災害が発生した場合、関係防災機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力するものとする。

（２）活動体制

関係防災機関は、上記（１）の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておくものとする。

第３節　警備活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、警視庁田無警察署は速やかに総力を挙げて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取り締まり及びその他公共の安全と秩序維持等を行う。

１　警備本部の設置

警視庁管内に大震災が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。

２　部隊運用等

（１）東京都に震度６弱以上の地震が発生した場合、警備要員は、自主参集し所要の任務を遂行する。

（２）東京都に震度５強の地震が発生した場合、当務員以外の指定された警備要員は、自所属に参集し、現場警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。

（３）警視庁田無警察署は、部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等にあたる。

（４）被害の状況に応じ、長期間警備本部を設置して警備にあたる必要がある場合は、応援部隊等の派遣を求め、所要の部隊を編成して警備にあたるものとする。

３　警備活動

「警視庁震災警備実施計画」及び内規に定めるところにより、適切な警備活動を行うものとする。大震災時の任務は、次のとおりとする。

（１）地域防災力向上に向けた事前対策に関すること
（２）被害実態の把握及び各種情報の収集、情報発信に関すること
（３）被災者の救出救助及び避難誘導に関すること

（４）帰宅困難者対策に関すること
（５）行方不明者の捜索及び調査に関すること
（６）遺体の調査等及び検視に関すること
（７）交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関すること
（８）複合災害対策に関すること
（９）公共の安全と秩序の維持に関すること

第４節　応援協力・派遣要請

地震等により災害が発生した場合、防災機関は、あらかじめ定めた分掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求めるなど災害対策を円滑に実施していかなければならない。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、市の防災機関のみでは対応が困難であり、被災していない他の自治体や民間団体の協力を得て災害対策を実施することが有効である。

このため、市は、他の自治体や民間団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結し、応援体制のネットワーク化を図るとともに、既存の協定を見直し、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図り、災害活動の相互応援体制を強化している。

また、都は、被災道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて都内区市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、市は、都から要請があった場合には、可能な範囲で対応を行う。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、受入れの際は応援職員の執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

１　応援協力

（１）市は、都と災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するなど、平素からの連絡を活かし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して市域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

（２）本部長は、災害が発生し、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、都又は他市あるいは自衛隊等の応援について、下記の「２　応援要請」の定める手続きにより、都知事に要請するものとする。

（３）市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市の地域内で行われる都の災害応急対策について積極的に協力するものとする。

（４）都知事から他の区市町村又は防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

２　応援要請

大規模な災害が発生し、市内の関係機関の防災能力だけでは対応が不十分であり、都及び他区市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定等

に基づき、予め必要事項を明確にした上で、災害対策本部が応援要請の手続きを行う。

（１）都に対する応援要請

都に応援又は応援の斡旋を求める場合、都本部（都総務局総合防災部防災対策課）に対し、口頭又は電話等により要請し、後日改めて文書にて処理する。

口頭又は電話等により報告する内容は以下のとおりとする。

①災害の状況及び応援を求める理由（又は応援の斡旋を求める理由）
②応援を希望する機関名
③応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
④応援を必要とする場所、期間
⑤応援を必要とする活動内容
⑥その他必要な事項

（２）他区市町村等との協力

ア　災害時における応急対策の万全を期するため、隣接市等と平素から協力体制の確立に努めている。

イ　災害対策基本法第６７条の規定に基づき、市が隣接市等に対し応援を求める、又は応援する場合に、その事務が円滑に行われるようあらかじめ隣接市等と応援の種類・手続等必要な事項について相互応援の協定を締結している。

ウ　市が相互応援協定を締結している市町村は、次のとおりである。

（ア）東京都２７市３町１村
　　震災時等の相互応援に関する協定

（イ）東京都東村山市、清瀬市、埼玉県所沢市、新座市
　　災害時における五市相互応援に関する協定

エ　他の自治体等からの応援職員の受け入れと配置は、災害対策企画経営室情報連絡班が応援職員名簿を作成し、宿泊施設等を確保して行う。

オ　上記の応援の職員を要請しようとする各部、各班は、災害対策総務部動員班へ要請するものとする。

（３）防災機関等との協力

ア　市及び防災機関は、災害対策本部が設置された場合、地域防災行政無線等により情報の収集・交換などを行い、迅速かつ適切な応急対策をとる。

イ　市各部は、各々の分掌事務に関し、関係する公共的団体等とあらかじめ協議、明確化した市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を踏まえ、災害時には、積極的な協力を求める。

３　自衛隊への災害派遣要請

市長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、都知事に対し、自衛隊法第８３条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を要求する。

（１）災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に応じて次のような方法がある。

ア　都知事の要請による災害派遣

（ア）災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合

（イ）災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合

（ウ）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ　都知事が要請する猶予がない場合における災害派遣

（ア）災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（イ）災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（ウ）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

（エ）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

（オ）災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待つ暇がないと認められる場合

（カ）庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

（２）災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア　要請手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（都総務局総合防災部）に要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話又は口頭をもって連絡し、事後速や

かに文書を送付する

①災害の情況及び派遣を要請する事由
②派遣を希望する期間
③派遣を希望する区域及び活動内容
④その他参考となるべき事項

なお、市長は、市の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣要請の要求が出来ない場合には、直接関係部隊に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

≪緊急連絡先≫

部隊名称	陸上自衛隊練馬駐屯地第１師団第１後方支援連隊
連絡責任者	【時間内】 第３科長又は防衛・災害 03（3933）1161　内線 2403、2441
	【時間外】 部隊当直司令 03（3933）1161　内線 2405

イ　災害派遣部隊の受入体制

（ア）他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他防災機関と競合重複しないよう重点的･的確･効率的な作業分担となるよう配慮する。

（イ）作業計画及び資器材の準備

市長は、いかなる状況において、どのような分野（救助・救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

（ウ）活動拠点及びヘリポート等使用の通報

都知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、市と協議の上、使用調整を実施し、部隊に通報する。

なお、市内における派遣部隊の仮泊地及び臨時ヘリポートは、次の場所を予定する。

仮泊予定地	滝山グラウンド　：東久留米市滝山 2-4 柳泉園グラウンド：東久留米市下里 4-3-10
臨時ヘリポート	滝山グラウンド　：東久留米市滝山 2-4 柳泉園グラウンド：東久留米市下里 4-3-10

（エ）連絡員の配置

派遣された部隊が効率的かつ円滑に救援活動ができるよう、部隊の誘導及び本部との連絡のため、本部の中から自衛隊担当の連絡員を配置する。

ウ　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

都知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各防災機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班（都）と協議して行う。

エ　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

（ア）派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

（イ）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

（ウ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

（エ）天幕等の管理換に伴う経費

（オ）その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

（３）災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の実施する業務は、概ね次のとおりである。

区　分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢の作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	１　その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ２　災害対策基本法第６３条第３項、第６４条第８項～第１０項及び第６５条第３項に基づき、市長、警察官等がその場にいない場合に限り、自衛隊は、市長に代わって、警戒区域の設定等の必要な措置を取る。

４　応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

市は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、都を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

５　受援体制の整備

災害対策総務部動員班は、関係機関等に応援を要請した場合は、応援要員の職種、人数、必要資機材等について、要請先と調整を行う。

また、災害対策本部内に関係機関との連絡室を設置し、連絡員の派遣を要請するとともに、活動についての調整を行う。

さらに、応援部隊の車両等が駐車可能な受入場所の指定、燃料の確保等の必要な支援を行う。

なお、応援職員の食料、資機材、宿泊等は、原則として、応援側に確保を要請するが、必要に応じ可能な範囲で支援を行う。

第５節　応急活動拠点の調整

市は、地震発生後、市内のオープンスペースの被害状況、使用の可否について、都に報告する。

また、状況に応じて、都の確保したオープンスペースの利用を要望する。

第６章　情報通信の確保

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	環境安全部防災防犯課、企画経営室企画調整課、行政管理課
第２節　住民等への情報提供体制の整備	環境安全部防災防犯課、企画経営室秘書広報課
第３節　住民相互の情報連絡等の環境整備	環境安全部防災防犯課、企画経営室企画調整課、行政管理課

第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

１　都本部及び関係防災機関との情報連絡体制の構築

機関名	情報連絡要領等
市	１　地域防災行政無線又はその他の手段により、市域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 ２　電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備に努める。
都	１　都防災行政無線や都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 ２　中央防災無線等を利用して関係省庁との情報連絡を行う。
警視庁 田無警察署	防災行政無線等により、関係機関との情報連絡を行う。
東京消防庁 東久留米消防署	消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、市、本部、消防団及び関係防災機関と情報連絡を行う。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

≪通信連絡の系統図≫

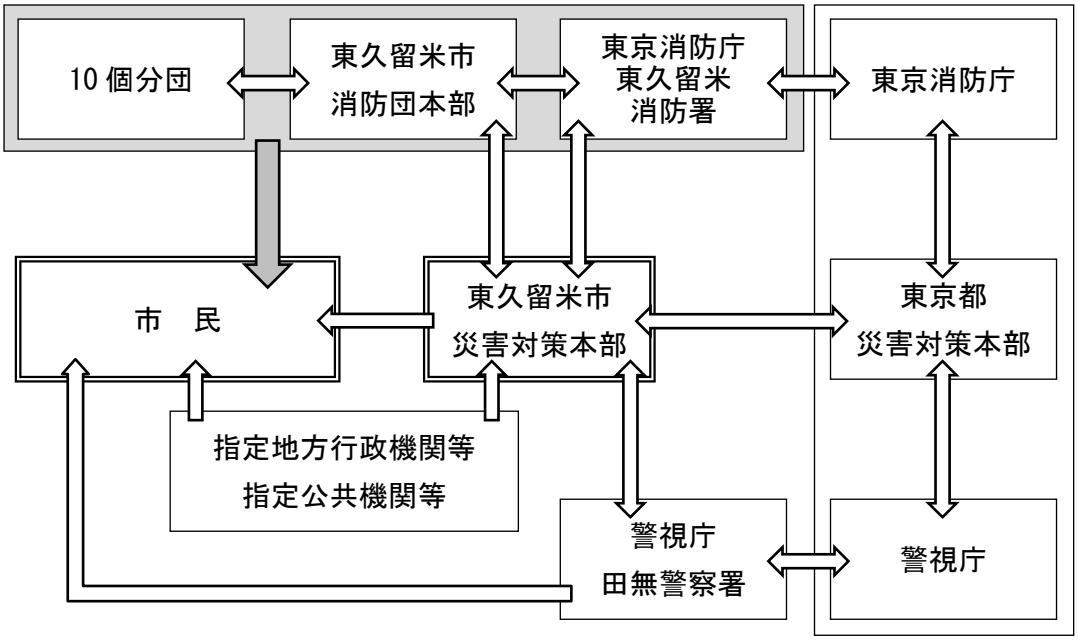

２　固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備等

（１）主な通信施設等の整備

ア　防災行政無線

都防災行政無線（電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信）により、市と都の通信連絡態勢は確立している。

・東京都防災行政無線局設置等に関する協定
・東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書

市における各防災機関及び主要施設等との通信は防災行政無線を基幹としたものとなっている。防災行政無線の構成は、以下のとおりである。

東久留米市防災行政無線局管理運用規程

≪都防災行政無線構成図≫

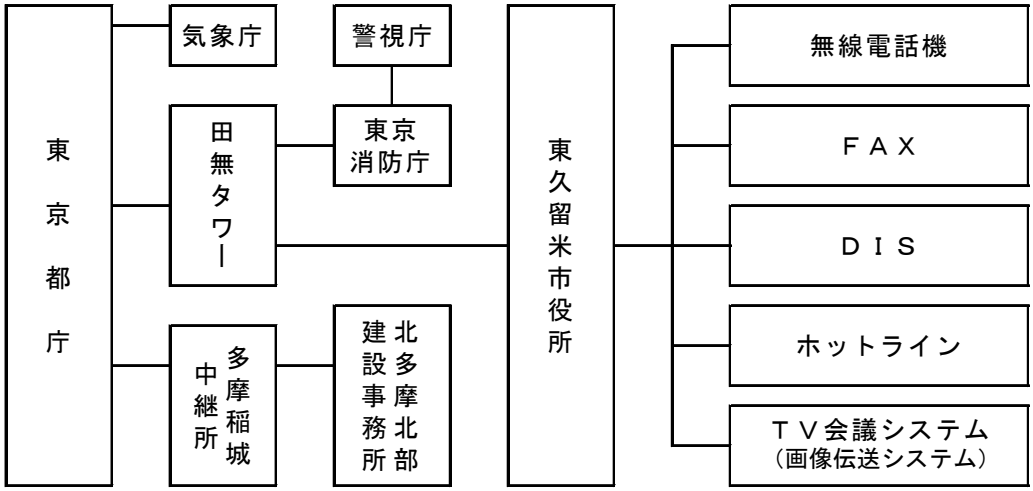

非常発電装置　10Ｈ

≪東久留米市防災行政無線構成図≫

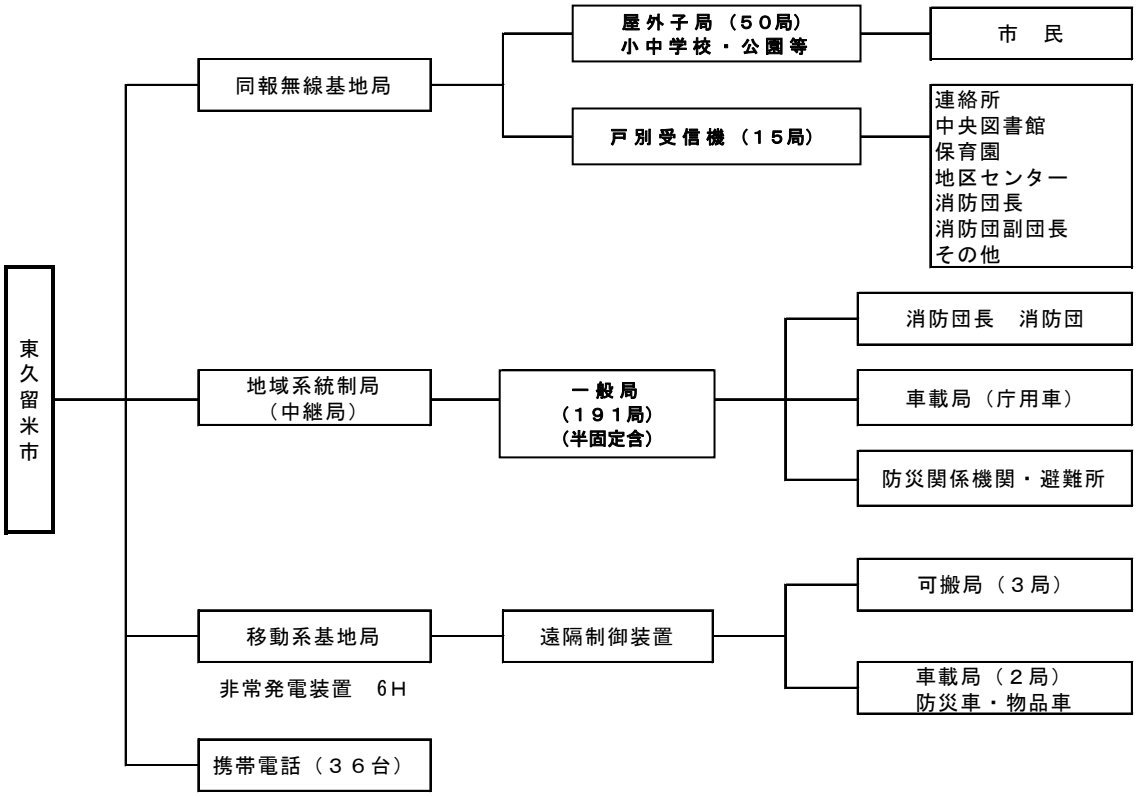

イ　電話緊急回線等

情報収集・伝達を確実なものとしていくためには、通信手段の多重化を進めていく必要がある。

なお、指定避難所となる小・中学校等には、防災行政無線を配置している。

３　各種情報システムの活用

（１）緊急地震速報

気象庁から配信される緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報である。

強い揺れの前に、自らの身を守る態勢を整えるなどの活用が期待されることから、施設の館内放送、受信端末等の整備に努める。

ア　緊急地震速報（警報）

強い揺れ（震度５弱以上）が予想される地域及び震度４が予測される地域に対し発表し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で広く伝達される。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付けている。

イ　緊急地震速報（予報）

最大予測震度３以上又はマグニチュード３．５以上等と予想されたときに発表し、利用者のニーズに合わせて専用の受信端末等で入手することができる。

※緊急地震速報は短時間の限られたデータから予想を行っていることから、実際に観測された震度に比べ、大きく、あるいは、小さく予想される場合がある。

（２）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

（３）緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）

総合行政ネットワーク（ＬGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおりファクシミリ（以下、「ＦＡＸ」という。）による情報伝達も並行して行う。

（４）Ｌアラート（災害情報共有システム）

総務省が全国に普及促進しているもので、ＩＣＴを活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

市は、災害時に通信を断絶させないため、Ｌアラート等をはじめ、あらゆる通信・放送手段を連携させて、市民に情報を伝達する。

第２節　住民等への情報提供体制の整備

被災者にとって情報は、水、食料等と同様に重要なものとなっている。的確に情報等の提供を行うため各部、各班及び各防災機関からの情報を一元的に収集し提供できる体制を整備し、マスコミ等との間において情報交換できる体制の強化が必要である。

なお、市では、ホームページや市公式ＳＮＳ（ＹｏｕＴｕｂｅ、フェイスブック、ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス）、防災用メールシステム等、多様なメディアを駆使した情報提供システムを確立し、市民に情報発信を行っている。

１　地域住民への情報提供のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備
２　新聞社及び放送機関との連携体制を整備
３　住民への情報伝達手段の多様化

コミュニティＦＭなど様々な情報提供手段を検討するとともに、住民に情報入手方法等を周知する。

第３節　住民相互の情報連絡等の環境整備

市及び関係防災機関は、市民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、市民は、事前にその方法を把握する。

また、市民が災害情報・安否情報などの入手方法等を確認できる体制を整備する。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を確立しておく。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　情報連絡手段の確保	災害対策企画経営室情報連絡班、秘書広報班、災害対策総務部情報システム班
第２節　防災機関相互の情報通信（警報及び注意報などの第一報）	災害対策企画経営室情報連絡班、秘書広報班
第３節　防災機関相互の情報通信（被害状況等）	災害対策企画経営室情報連絡班、各部
第４節　広報体制	災害対策企画経営室情報連絡班、秘書広報班、災害対策市民部地域班
第５節　広聴体制	災害対策市民部地域班

第１節　情報連絡手段の確保

市域において震度４以上の地震が発生したとき、市は、直ちに電話、ＦＡＸ、市防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフライン、その他の防災機関との情報連絡手段を確保する。

なお、都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。

１　通信手段の機能確認

（１）電話・ＦＡＸ等の機能確認

市の各部、各班は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能確保に努める。

なお、各施設の所管する通信施設（電話・携帯電話・ＦＡＸ等）については、各施設の担当者が応急修理に努める。

（２）無線施設の機能確認

市防災行政無線及び都防災行政無線の機能確認は、本部危機管理室指令班が実施する。ただし、都防災行政無線については、都と協力して実施する。

（３）庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認

庁内ネットワーク通信施設の機能確認は、災害対策総務部情報システム班が行う。

ＤＩＳの機能確認は、災害対策総務部情報システム班が、都と協力して実施する。

（４）一般電話及び防災行政無線が機能しない場合の措置

伝令による連絡体制を構築する。

２　通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

【相互通信手段（双方向通信）】

通信手段	主な通信区間	主な使用条件	通信区分
一般電話	市災害対策本部・市の各施設・防災機関	災害初動期は通信規制により繋がりにくい状況となる。	有線回線
ＦＡＸ		左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてＦＡＸ文書で行う。	
災害時優先電話		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。	
パソコンメール		停電時やケーブルが切断した場合は使用できない。	
庁内ネットワーク	庁内・各出先機関	停電時やケーブルが切断した場合は使用できない。	
非常用公衆電話	設置予定場所（指定避難所・東久留米駅周辺）	通信手段を失った市民の利用に供するため、特に必要な場所に非常公衆電話の設置を要請する。	
携帯電話 携帯メール	職員間	災害初動期は通信規制により繋がりにくい状況となる。	無線回線
防災携帯電話	市災害対策本部（職員）	市災害対策本部職員には、災害時に優先的に通話できる防災携帯電話を貸与している。	
携帯電話	教育部・子ども家庭部	教育部、子ども家庭部の各施設と保護者等との通信手段として使用する。	
都防災行政無線	市災害対策本部・都・近隣市町・防災機関	無線電話が使用不可の場合はバックアップ用ＭＣＡ無線を使用する。 また、無線が通信不能な場合には、東京消防庁東久留米消防署の無線を使用する。	
市防災行政無線（地域系）	市災害対策本部・指定避難所・警察署・消防署・消防団・防災機関・現地災害対策本部・災害現場職員等	＜管理方法＞ 本部班長の指示による携帯局の搬出。 統制者による通信指示。	
伝　令	災害対策本部会議 ～各部・市内防災機関	市各部、市内防災機関は市本部に連絡員を派遣する。 なお、連絡員は可能な限り無線機・携帯電話を携行する。	口頭

第２節　防災機関相互の情報通信（警報及び注意報などの第一報）

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や市民等に、災害に関する警報及び注意報などを迅速かつ正確に伝達する必要がある。

機　関	通報する内容及び要領等
市	1　異常現象の通報 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、若しくは自ら知った時は直ちに都に通報する。 2　一般の災害原因に関する情報の通報 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、防災市民組織及び市民等に周知する措置をとる。 3　予警報の伝達 市は、重要な注意報及び警報、特別警報について、都、警視庁田無警察署又は東京消防庁東久留米消防署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、防災市民組織等に通報するとともに、警察機関又は消防機関の協力を得て、市民に周知する。
都	1　重要な情報の通報 都は、災害原因に関する重要な情報で、市に関係するものについて、気象庁、他市町村その他の関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに市に通報する。 2　注意及び警報の通報 都は、重要な注意報及び警報、特別警報で、市に関係するものについて、気象庁から通報を受けたとき、又はその発令を知ったときは、直ちに市に通報する。
警視庁 田無警察署	1　異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。
東京消防庁 東久留米消防署	1　異常現象の通報 消防署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報するとともに、市民に周知する。 2　災害情報の通報 消防署長は、災害情報（地震に起因する水防情報を含む。）について、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに市に通報するとともに、市民に周知する。

第３節　防災機関相互の情報通信（被害状況等）

市及び防災機関は、災害の発生した場合又は災害の発生が予測される場合には、速やかに被害状況等を収集把握し、通報及び伝達する。

１　東京消防庁における情報収集

各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。

・高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
・地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
・消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握

２　市における情報収集

（１）地震情報の収集

市域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を覚知した場合、本部災害対策企画経営室情報連絡班および各防災機関は、速やかに次の情報を収集する。

ア　市内で観測された震度
イ　震源位置（震央及び震源の深さ）
ウ　地震の規模（マグニチュード）
エ　震度分布状況（主要な各地の震度及び周辺市の震度）

なお、市役所本庁舎に設置された震度計等において、震度４以上の地震が観測された場合には、市防災行政無線屋外拡声子局等により市民等に情報を伝達する。

収集先	通報基準
市内震度計・気象庁・都	市域において震度４以上の地震が観測されたとき

※震度計は、市役所本庁舎に設置されている。

（２）被害情報の収集

各部、各班は、地震発生後直ちに参集し、所管する施設の被害状況や所管事項等に関する概況調査を実施し、本部災害対策企画経営室情報連絡班に報告する。

概況調査は、初動期において市が行う応急対策活動と市民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施するものであり、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、各部、各班が創意工夫して実施する。

【災害発生時の情報の種別の流れ】

時　間	種　別	内　容
地震発生 ～24 時間	緊急時被害情報	被害全体像の早期把握、災害対策本部の方針決定、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要判断等に使用する。
24 時間～ ３日	初動期被害情報	緊急時被害情報の補完、激甚被災地の限定、現地対策本部設置の要・不要の判断、数値被害情報の確定、応急対策の実施、広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要判断等に使用する。
３日～	定時報告情報	広域応援職員、ボランティアの配置、派遣自衛隊の再配置、今後の復旧・復興計画策定等に使用する。

（３）情報収集の区分と担当部

被害区分	内　容	特記事項	担当部	集約
人的被害	死者、負傷者、行方不明者、避難行動要支援者の安否確認	負傷の程度や人数について情報を収集する。 避難行動要支援者名簿登録者の安否情報を収集する。	災害対策企画経営室 ※災害対策市民部 災害対策福祉保健部	災害対策企画経営室
建物被害	倒壊、一部損壊、火災	人的被害の有無、道路閉塞の情報についても収集する。	災害対策企画経営室 ※災害対策都市建設部	
道路橋梁被害	道路閉塞、亀裂、損壊、橋梁落下	通行止めの必要性について調査を行う。	災害対策企画経営室 ※災害対策都市建設部	
教育施設被害	倒壊、一部損壊、火災	指定避難所としての使用可否についても調査を行う。	災害対策企画経営室 ※災害対策教育部	
福祉施設被害	倒壊、一部損壊、火災	避難行動要支援者の被害状況等の情報を収集する。二次避難所（福祉避難所）としての使用可否についても調査を行う。	災害対策企画経営室 ※災害対策福祉保健部 災害対策子ども家庭部	
商業関係被害 農業関係被害	商業施設被害、農業施設被害	東久留米駅前の商業施設については、帰宅困難者対策を含め情報を収集する。	災害対策企画経営室	
医療機関被害	倒壊、一部損壊、火災、機能停止	医療機関建物の被害状況、負傷者の受け入れ状況、入院患者等の状況などの情報を収集する。	災害対策企画経営室 ※災害対策福祉保健部	
水道被害	水道施設被害、断水状況、復旧見通し	都水道局と連携して情報収集にあたる。	災害対策企画経営室 ※災害対策市民部	
下水道被害	下水道施設被害、復旧見通し	下水道使用自粛の必要性について調査を行う。	災害対策企画経営室 ※災害対策都市建設部	
電力供給被害	電力被害、停電状況、復旧見通し	東京電力を通じて情報収集にあたる。	災害対策企画経営室	
ガス供給被害	ガス被害、供給状況、復旧見通し	東京ガスを通じて情報収集にあたる。	災害対策企画経営室	

被害区分	内　容	特記事項	担当部	集約
電話通信被害	通信被害、復旧見通し	ＮＴＴを通じて情報収集にあたる。	災害対策企画経営室	
鉄道被害	運行状況、復旧見通し	ＪＲ､私鉄等を通じて情報収集にあたる。	災害対策企画経営室	
バス被害	運行状況、復旧の見通し	復旧状況とともに振替輸送の可否についても情報を収集する。	災害対策企画経営室	

※災害発生後、２４時間以内は本部企画経営室を中心として、情報を収集・整理・分析し、応急対策方針等の決定に資する。また、２４時間以後は被害区分に応じて※の部が被害の詳細情報を収集・整理・分析し、個別の応急対策を実施する。

３　被害状況等の報告

市各部、各班及び各防災機関は、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、市の災害対策企画経営室情報連絡班に報告する。

本部企画経営室は、災害対策基本法第５３条第１項及び消防組織法第４０条の規定に基づき、集約した被害情報を、ＤＩＳ（東京都災害情報システム）（※）への入力により、遅滞なく都へ報告する。

ただし、障害等によりＤＩＳに入力できない場合は、従来の報告様式により、口頭又は文書（ＦＡＸ）で報告する。また、報告ができない場合は、直接、国（総務省消防庁）に報告する。

※ＤＩＳ：東京都災害情報システム

災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ標記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。

【報告する事項】

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害状況（被害の程度は、都地域防災計画の認定基準に基づく。）
- 災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

【概況調査のとりまとめにおける留意点】

・災害の全体像の把握に努める。
・被害情報の集まらない地区について、情報収集の手立てを講じる。
・情報の確認・未確認の区別を明確にする。

【関係機関への情報の提供】

次に挙げる関係機関のうち必要と認めたもの対して、電話その他適当な方法により通知する。災害対策本部設置の通知の際は、必要に応じて市本部へ連絡員の派遣を要請する。

（情報提供先）

都、東京消防庁東久留米消防署、警視庁田無警察署、隣接市、市防災会議委員、防災機関、その他協定先、報道機関、市民

（１）被害情報の報告要領

市及び関係防災機関の被害状況等の報告の要領は、具体的な取組【予防対策】　第１節　１のとおり。

（２）市本部内の報告要領

市各部、各班は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部長に報告する。

ア　報告すべき事項

報告事項及び報告主管は、別表－１及び２のとおり。

別表－１【報告すべき情報項目】

情報項目
・災害対策本部設置・廃止年月日 ・配備人員、参集人員 ・避難指示等発令・解除年月日 ・指定避難所等の開設・廃止年月日
・死　者 ・行方不明 ・重傷者、軽傷者 ・住家全壊（全焼）、住家半壊（半焼）、住家一部破損（一部損焼） ・床上浸水、床下浸水 ・非住家被害（公共建物、その他） ・ライフライン被害（上下水道、電気、ガス、電話） ・文教施設、病院、清掃施設 ・その他 　崖崩れ 　屋根瓦の落下 　倒木 　窓ガラスの破損 　ブロック塀の倒壊箇所 　道路冠水 　道路・橋りょうの損壊 　鉄道運行状況 　河川状況 ・公立文教施設被害額 ・農林水産業施設被害額 ・公共土木施設被害額 ・その他公共施設被害額 ・農産被害額 ・畜産被害額 ・商工被害額

別表－２【各部、各班において報告すべき情報項目：初動期】

被災情報源		情報項目
危機管理室	1　環境班	（１）災害時の清掃その他環境衛生に関する状況 （２）ごみの一時集積場の設置状況 （３）柳泉園組合の運営状況 （４）し尿処理状況
災害対策議会事務局	2　議会班	（１）市議会及び市会議員との連絡状況
災害対策企画経営室	3　秘書広報班	（１）警報、特別警報や地震情報等の状況 （２）災害応急対策の状況
	4　財政班	災害対策の予算措置状況
災害対策総務部	5　記録班	（１）被災状況及び対策の収集状況
	6　動員班	（１）職員参集状況 （２）職員の安否確認状況 （３）災害対策に必要な労務者の雇用状況 （４）職員及び応援職員の給食状況
	7　情報システム班	（１）電算システムの応急復旧状況 （２）情報収集・管理システムの構築、運用状況
	8　庁舎・調達班	（１）庁舎の保安維持状況 （２）庁有車両の配車状況 （３）車両借り上げ状況 （４）物資・燃料の調達状況
災害対策市民部	9　物資・給水班	（１）物資集積場の確保及び運営状況 （２）備蓄品及び救援物資の配分並びに輸送状況 （３）トラック協会との連絡調整状況 （４）給水対策状況
	10　地域班	（１）コミュニティ施設の被害状況
	11　り災証明班	（１）被災状況 （２）り災証明発行数
	12　応援班	（１）本部長が特に命じる事項に対する対応状況 （２）緊急を要する班への協力状況 （３）指定避難所等の応援状況
災害対策福祉保健部	13　福祉班	（１）遺体の検索、収容及び火葬の状況 （２）遺体安置所の設置状況 （３）社会福祉団体の活動状況 （４）義援金及び義援品の受理状況 （５）義援金の配分状況 （６）災害弔慰金の支給状況
	14　要支援者・二次避難所班	（１）二次避難所（福祉避難所）の設置状況 （２）後方収容施設への斡旋状況
	15　医療救護班	（１）市内病院の状況 （２）医療救護所の設置状況 （３）機材及び薬品の調達状況 （４）感染症発生及び措置状況 （５）震災対策指定井戸の状況 （６）入浴施設の設置状況

被災情報源		情報項目
		（７）被災者の健康相談・健康管理等の状況 （８）こころのケア等の状況
災害対策子ども家庭部	16　二次避難所（保育園）班	（１）園児・児童等の安全確保及び引渡し状況 （２）施設の被害調査及び応急措置状況 （３）二次避難所（保育園）の設置状況
災害対策都市建設部	17　応急復旧班	（１）道路、河川、用水路、下水道、下水道施設及び橋りょうの調査・応急対策並びに復旧状況 （２）水防活動の状況 （３）市有施設の応急復旧工事の状況 （４）倒壊家屋等の処分状況
災害対策教育部	18　学校班	（１）児童生徒の避難誘導、救護の状況 （２）学校施設の被害及び応急対策の状況 （３）学校施設を利用する指定避難所の開設状況 （４）教職員の出勤状況 （５）炊き出しの状況 （６）授業再開の状況 （７）学用品の支給状況 （８）応急教育の状況
	19　生涯学習施設班	（１）文化財及び生涯学習施設の利用者の避難・救護状況
災害対策消防部	20　消防団本部	（１）災害及び火災の状況 （２）人員、車両等の活動状況
共通	21　避難所初期活動班	（１）市民の避難誘導状況 （２）指定避難所及びその周辺地域の被災状況等の確認状況 （３）指定避難所等の開設及び運営状況 （４）指定避難所内での広報及び広聴活動状況 （５）指定避難所運営組織への支援状況 （６）指定避難所内での要配慮者への支援状況 （７）帰宅困難者への支援状況 （８）指定避難所等の運営状況

別表－３【各部、各班において報告すべき情報項目：初動期の後】

被災情報源		情報項目
危機管理室	１　環境班	（１）災害時の清掃その他環境衛生に関する状況 （２）ごみの一時集積場の設置状況 （３）柳泉園組合の運営状況 （４）し尿処理状況
災害対策議会事務局	２　議会班	（１）市議会及び市会議員との連絡状況
災害対策企画経営室	３　秘書広報班	（１）警報、特別警報や地震情報等の状況 （２）災害応急対策の状況
	４　財政班	災害対策の予算措置状況

被災情報源		情報項目
災害対策総務部	5　記録班	（１）被災状況及び対策の収集状況
	6　動員班	（１）職員参集状況 （２）職員の安否確認状況 （３）災害対策に必要な労務者の雇用状況 （４）職員及び応援職員の給食状況
	7　情報システム班	（１）電算システムの応急復旧状況 （２）情報収集・管理システムの構築、運用状況
	8　庁舎・調達班	（１）庁有車両の配車状況 （２）車両借り上げ状況 （３）救援物資の出納状況 （４）物資の調達状況
災害対策市民部	9　物資・給水班	（１）物資集積場の確保及び運営状況 （２）備蓄品及び救援物資の配分並びに輸送状況 （３）トラック協会との連絡調整状況 （４）給水対策状況
	10　地域班	（１）防災市民組織及び自治会の活動状況 （２）コミュニティ施設の被害状況
	11　り災証明班	（１）被災状況 （２）り災証明発行数
	12　応援班	（１）本部長が特に命じる事項に対する対応状況 （２）緊急を要する班への協力状況 （３）指定避難所等の応援状況
災害対策福祉保健部	13　福祉班	（１）遺体の検索、収容及び火葬の状況 （２）遺体安置所の設置状況 （３）社会福祉団体の活動状況 （４）義援金及び義援品の受理状況 （５）義援金の配分状況 （６）災害弔慰金の支給状況
	14　要支援者・二次避難所班	（１）二次避難所（福祉避難所）の設置状況 （２）後方収容施設への斡旋状況
	15　医療救護班	（１）市内病院の状況 （２）医療救護所の設置状況 （３）機材及び薬品の調達状況 （４）感染症発生及び措置状況 （５）震災対策指定井戸の状況 （６）入浴施設の設置状況 （７）巡回健康相談・健康管理等の状況 （８）こころのケア等の状況
災害対策子ども家庭部	16　二次避難所（保育園）班	（１）施設の被害調査及び応急措置状況 （２）二次避難所（保育園）の設置状況
災害対策都市建設部	17　応急復旧班	（１）道路、河川、用水路、下水道、下水道施設及び橋りょうの復旧状況 （２）倒壊家屋等の処分状況 （３）建築物の応急危険度判定の実施状況 （４）災害危険地の復旧改良工事の実施状況 （５）応急仮設住宅の建設状況 （６）住宅の応急修理の状況 （７）応急仮設住宅の募集状況

被災情報源		情報項目
災害対策教育部	18　学校班	（１）教職員の出勤状況 （２）炊き出しの状況 （３）授業再開の状況 （４）学用品の支給状況 （５）応急教育の状況
	19　生涯学習施設班	（１）文化財の被災状況 （２）施設再開の状況
災害対策消防部	20　消防団本部	（１）災害及び火災の状況 （２）人員、車両等の活動状況
共通	21　避難所初期活動班	（１）市民の避難誘導状況 （２）指定避難所及びその周辺地域の被災状況等の確認状況 （３）指定避難所等の開設及び運営状況 （４）指定避難所内での広報及び広聴活動状況 （５）指定避難所運営組織への支援状況 （６）指定避難所内での要配慮者への支援状況 （７）帰宅困難者への支援状況 （８）指定避難所等の運営状況

イ　報告区分

（ア）速　報

①被害状況：被害の大小にかかわらず、現況を把握しだい、直ちに報告する。

②措置状況：災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。

（イ）中間報告

①被害状況：被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分を報告する。

②措置状況：災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日までの分を報告する。

（ウ）決定報告

①被害状況：被害状況が確定しだい、速やかに文書により報告する。

②措置状況：災害応急対策が完了しだい、速やかに文書により報告する。

４　被害程度の認定基準

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和２年３月、内閣府（防災担当））に準拠する。

第４節　広報体制

災害時には、市民の無用な混乱を防止し、適切な判断、行動ができるよう災害や生活に関するさまざまな情報を提供することが必要である。

市は、その広報網を十分に活用し、あるいは関係機関に協力を要請して、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

１　広報の要領

災害対策企画経営室秘書広報班は、市の地域に災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、速やかに次に掲げる広報活動を実施する。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

（１）災害発生時の広報

ア　災害の規模、気象、被災の状況等の災害情報
イ　ガス、石油ストーブ等火災予防注意
ウ　初期消火や救出活動への協力要請
エ　流言、飛語等のデマ情報に対する注意
オ　避難指示等に関する情報
カ　避難の際の注意と避難誘導経路の周知
キ　その他、市民の生命と財産を守るために必要な事項

（２）被災者に対する広報

ア　医療救護、衛生知識の周知
イ　給水、給食等の実施及びり災証明、応急仮設住宅の募集など災害対策の周知
ウ　電気、通信、交通機関等ライフラインの復旧状況
・計画停電に関する事項
・応急給水に関する事項
・下水道使用自粛に関する事項（節水の呼びかけ、水洗トイレの使用自粛等）
・代替え輸送に関する事項
エ　被災地の状況
オ　その他、被災者の生活に必要な事項

（３）広報の手段

ア　同報無線による広報
イ　広報車による広報
ウ　広報車が不足する場合には、警察署、消防署その他の防災機関に協力を要請する。
エ　臨時広報等の印刷物の配布、指定避難所などへの掲示物による広報
オ　避難行動要支援者（視覚・聴覚障害者、外国人）に対してはボランティアを要請し情報提供を行う。
カ　ホームページへの掲載
キ　防災メール・ツイッター・音声自動応答システム等の活用
ク　ケーブルテレビ等との連携

（４）放送への協力要請

市が災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第５７条に基づき放送要請を行うときは、原則として都（都知事に要請依頼）を経由して行う。

ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、直接要請することとする。

この場合、事後速やかに都へ報告するものとする。（都「災害時等における放送要請に関する協定」及び「同実施細目」）

２　報道機関への発表

（１）市の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、災害対策企画経営室秘書広報班とする。

（２）災害対策企画経営室秘書広報班長は、災害に関する情報及び本部の災害対策事項、その他市民に対する広報事項について、事項の軽重、緊急性等を検討のうえ必要な事項を報道機関に発表する。

なお、特に重要な事項の発表については、本部長が行い、関係部班長を同席させることとする。

（３）各部、各班は、発表に必要な資料を災害対策企画経営室秘書広報班へ提供するものとする。

（４）発表は、記者会見のほか、ＦＡＸ等通信機器を利用して行う。

３　災害の記録撮影

災害対策総務部記録班は、災害時に置ける被災地の状況等を写真及びビデオに記録撮影し、都への情報提供、広報活動及び復旧対策の資料として活用する。

４　関係機関の広報活動

資料編　第 35　関係機関の広報活動内容

５　住民等からの問合せに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、都、他市町村、東京消防庁東久留米消防署、警視庁田無警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第５節　広聴体制

市（災害対策市民部地域班）は、市役所に被災者のための相談所を設けるほか、必要に応じて、被災地及び指定避難所等を巡回するなどして、被災者の相談要望及び苦情等を聴取し、災害対策本部との情報連携を図りつつ、速やかに市関係部をはじめ関係機関等に連絡し、早期解決に努力する。

第７章　医療救護等対策

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　初動医療体制の整備	福祉保健部健康課
第２節　医薬品・医療資器材の確保	福祉保健部健康課
第３節　医療施設の基盤整備	福祉保健部健康課
第４節　遺体の取扱い	福祉保健部福祉総務課

第１節　初動医療体制の整備

１　情報連絡体制等の確保

市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。

また、市災害医療コーディネーターが、市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、さらに、都の東京都地域災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン（※）等の関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

※災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者

【災害医療コーディネーター】

名　称	説　明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的助言を行う、市が指定する医師

【医療対策拠点等】

名　称	説　明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所

名　称	説　明
地域災害医療 連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

２　医療救護活動の確保

（１）市は、医療救護班等を編成できるよう、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と連携する。

（２）市は、あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。

（３）市は、災害拠点連携病院等の近接地等、市があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。

（４）市は、医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

【医療救護所等】

名　称	説　明
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点連携病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて傷病者の治療優先度を決めること

（５）東京消防庁は、都福祉保健局及び東京ＤＭＡＴ（※）と連携した活動訓練を実施し、活動体制を強化する。

※東京ＤＭＡＴ：（東京 Disaster Medical Assistance Team＝ディーマット）
大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム

また、都福祉保健局は東京ＤＰＡＴ（※）隊員を養成し、都立病院(松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター)・公社病院(豊島病院)は東京ＤＰＡＴを整備する。

※東京ＤＰＡＴ：（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team＝ディーパット）
被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

３　負傷者等の搬送体制の整備

災害時に適切な医療救護活動を実施するためには、医師会をはじめとする医療機関など医療機関相互が緊密な連携のもとに、医療情報を迅速、的確に把握する必要がある。

特に、医療救護班では対応できない重症者等については、災害拠点病院等に搬送・収容するため、搬送体制の整備と応急医療情報の伝達体制の整備が重要である。

このため、市は、次の対策を実施するため、車両等を保有する関係機関との協定締結を推進し、さらに搬送手段の拡充を図る。

（１）負傷者の搬送方法の検討
（２）医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築

４　防疫体制の整備

市は、防疫（消毒）用資器材の備蓄を進める。

また、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

第２節　医薬品・医療資器材の確保

市は、医療救護班が使用する医療資器材・医薬品について、初期活動用として指定避難所に配備している。

今後は、これら医療資器材・医薬品の内容を見直すとともに、市薬剤師会の協力を得て災害薬事センターの設置による供給体制を確保する等、医薬品の備蓄・供給体制の充実強化を図る。

１　市薬剤師会等や関係機関との連携・協力体制を整備しておく。

２　市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と協議の上、医療救護所で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。

３　市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数か所設置）、災害薬事コーディネーター、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（原則として、卸売販売業者が、医療救護所で使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。）

４　市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。なお、市は、円滑に医薬品等を調達できるよう医薬品卸売販売業者と協定を締結している。

第３節　医療施設の基盤整備

都は、広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図っている。

【災害拠点病院等】

指定区分	説　明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容･治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に、専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 （災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

【災害拠点精神科病院等】

指定区分	説　明
災害拠点 精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院
災害拠点 精神科連携病院	医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院

第４節　遺体の取扱い

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案（※）等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

※検視・検案：検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

１　市は、遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
・行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
・遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

２　市は、遺体収容所について、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を充たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

・屋内施設
・避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
・検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

３　遺体収容所の設置場所は、資料編に示す。

資料編　第 36　遺体収容予定施設一覧

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　初動医療体制	災害対策福祉保健部医療救護班
第２節　医薬品・医療資器材の供給	災害対策福祉保健部医療救護班
第３節　医療施設の確保	災害対策福祉保健部医療救護班
第４節　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	災害対策福祉保健部福祉班

第１節　初動医療体制

医療救護は、災害時における市民の生命と身体を守る要である。災害時には、停電や断水などのライフラインの停止により診療機能の低下が予想される。

こうした中で、医療救護を迅速・的確に行うため、市は、都及び関係機関と密接な連携を図り、被災者の救護に万全を期す。

１　医療情報の収集・伝達体制

（１）発災直後の連携体制（イメージ）

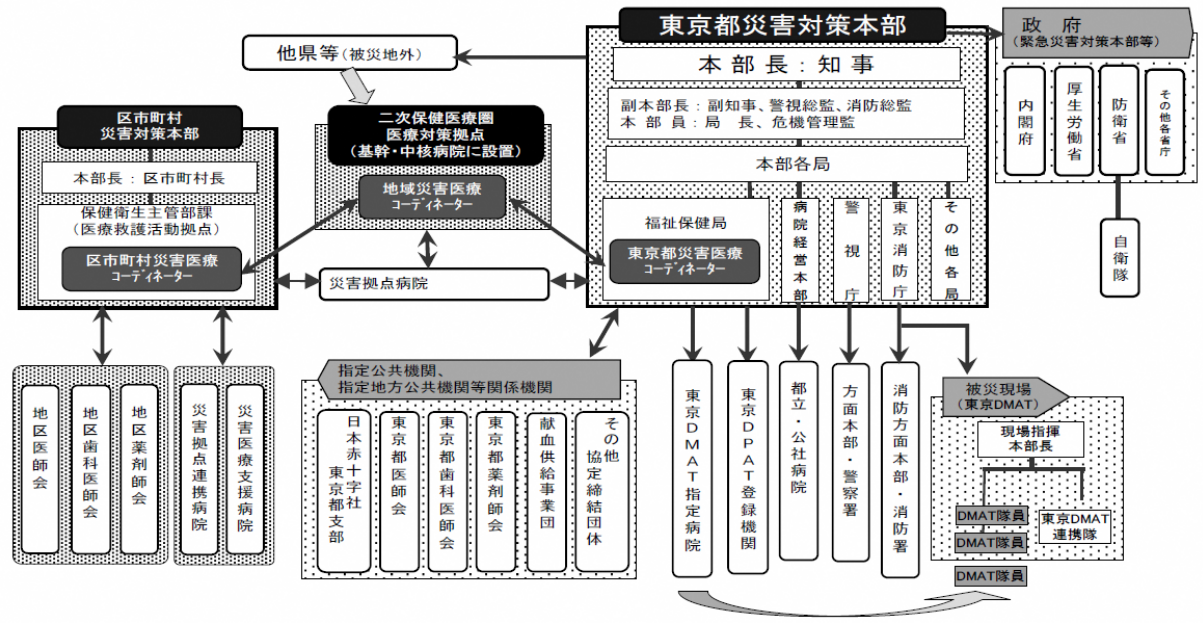

（２）情報収集・伝達に関する機関毎の活動内容

機関名	活動内容
市	１　医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等を把握し、市災害医療コーディネーターを介して、区域内の医療対策拠点に報告する。 ２　市内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努める。 ３　医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。 ４　医療情報の周知や医療相談に対応するため、市民に対する相談窓口を設置する。
東久留米市医師会	市が行う人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等の情報収集に協力する。
東久留米市歯科医師会	市が行う人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等の情報収集に協力する。
東久留米市薬剤師会	市が行う人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等の情報収集に協力する。
都福祉保健局	１　東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。 ２　二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。 ３　収集した医療機関の被害状況や活動状況を市や関係機関に伝達するとともに、東京都災害対策本部を経由し、各種広報媒体や報道機関等を通じて一般に広報する。

２　初動期の医療救護活動

医療救護は、市が医療救護所を設置し、一次的に実施する。

なお、災害の状況により、東久留米市医師会等が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合については、初動後直ちに市に報告するものとし、この場合、市の要請があったものとして取り扱う。

【災害時医療救護の流れ】

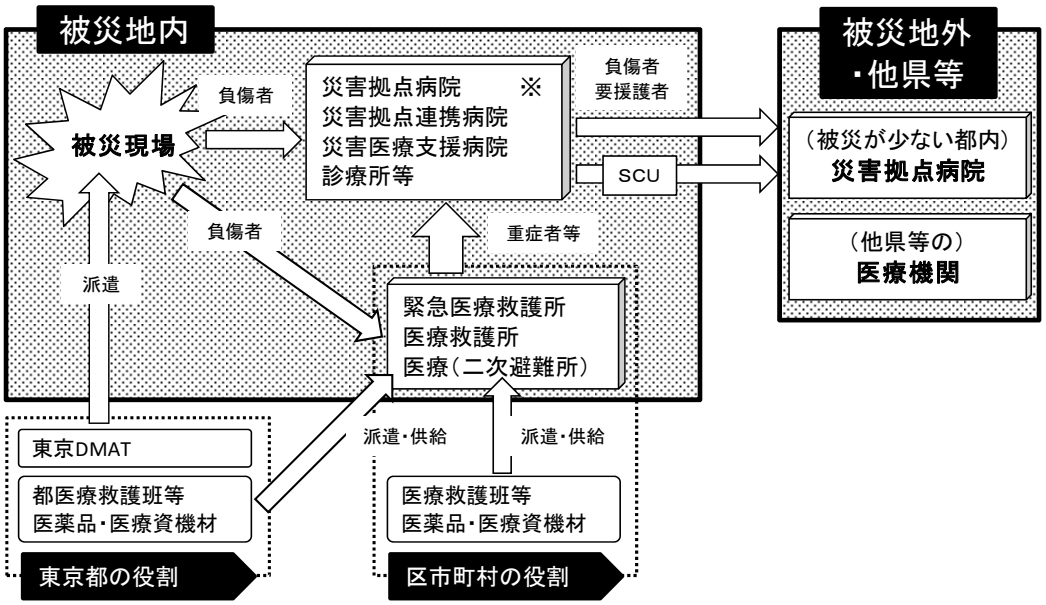

※災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
　災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

（１）緊急医療救護所等の設置

市は、負傷者の医療救護を迅速に行うため、災害時の医療救護活動についての協定に基づき、東久留米市医師会等と連携し、次の場所に緊急医療救護所、医療救護所、医療救護活動拠点を設置する。

この場合、市長は緊急医療救護所及び医療救護所の設置状況について都知事に報告する。

ア　緊急医療救護所

（ア）滝山病院の敷地内
（イ）前田病院の敷地内
（ウ）アルテミスウイメンズホスピタルの敷地内

イ　医療救護所

（ア）スポーツセンター
（イ）久留米中学校
（ウ）生涯学習センター
（エ）わくわく健康プラザ

ウ　医療救護活動拠点

わくわく健康プラザ

（２）医療救護班等の派遣要請

ア　指定避難所その他において、医療救護を必要とする場合、次の事項を明らかにし、市福祉保健部長に応援を要請するものとする。

（ア）救護を受けようとする場所
（イ）救護を受けようとする者の数
（ウ）救護を受けようとする種類及び程度

イ　市福祉保健部長は、医療救護班の派遣要請を受けたとき、又は災害の状況により医療救護の必要を認めたときは、その旨市長に報告する。

ウ　市長は、医療救護活動の必要を認めたときは、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び接骨師会等に医療救護班の派遣を要請する。

エ　市長は、市の能力のみで医療救護活動が十分実施できないと判断した場合は、市災害医療コーディネーターを介して、地域災害医療コーディネーターに応援を要請する。

都は、区市町村の医療救護活動を応援し、補完する立場から、都立病院のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院において都医療救護班を編成し、区市町村からの要請に応じて派遣する態勢を講じている。

（３）医療救護班の編成

医療救護班の編成は、原則として、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、看護師、保健師、栄養士、事務員、その他医療関係者等で必要な人員とする。

出動する班の数は、災害の状況により、市災害医療コーディネーターが検討し、市長等と協議して決定する。

（４）医療救護班の活動

医療救護班等による医療救護活動は、原則として医療救護所において行うものとする。

ただし、止むを得ず医療救護所を設置できない場合は、被災地周辺の医療施設において実施する。

≪超急性期における被災傷病者の流れ≫

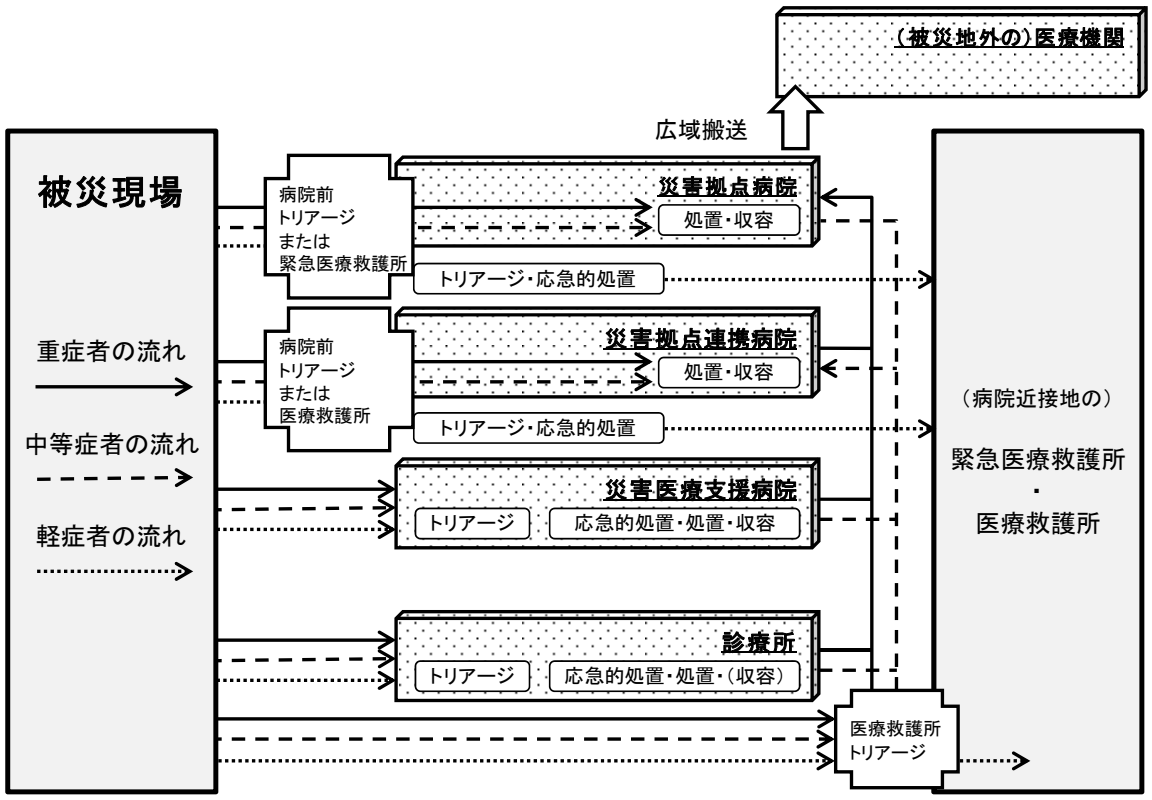

ア　医療救護班の活動内容

活動内容
1　傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療
2　災害医療病院等への転送の要否及び転送順位の決定
3　転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
4　感染症のまん延防止と衛生面のケア
5　助産救護
6　死亡の確認
7　指定避難所内等における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導
8　医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
9　医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
10　以上のほか状況に応じて遺体の検案に協力

イ　医療救護班の時期別活動

時　期	活動内容
発生直後 （発災～６時間）	・医療救護の対象は、主として災害により負傷した者とする。 ・負傷者が多数発生した災害現場等、又は負傷者が殺到する病院などの医療救護所の活動を主とする。 ・救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京ＤＭＡＴと連携して行う。
超急性期 （６～７２時間）	・多数の負傷者がいる場合は、必ずトリアージを行い、応急処置は原則として必要最小限に止め、重症者などはできるだけ災害拠点病院等への搬送に努める。 ・医薬品・医療資器材などは、主に外傷の対応とする。
急性期 （７２時間～１週間）	・医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ・指定避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ・市災害医療コーディネーターと医師会が役割分担し、市医師会員とボランティアが協力し合える体制を構築する。
亜急性期 （１週間～１か月） 慢性期 （１～３ヵ月） 中長期 （３ヵ月以降）	・歯科医療救護活動を実施する。 ・重症者などは、できるだけ災害拠点病院等への搬送に努める。 ・指定避難所等の状況によっては、必要に応じて、医療救護所は２４時間体制をとり、医療ボランティアを活用していく。 ・地元医師会員は、可能な限り自院の診療を再開する。 ・医薬品・医療資器材などは、主に内科系、慢性疾患、精神科対応などとする。 ・医療救護班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。

（５）東京ＤＭＡＴの活動

東京ＤＭＡＴの出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京ＤＭＡＴ運営要綱」に基づき活動する。

（６）助産救護活動

出産間近の妊婦に対して、助産師会と連携し、安全な助産のために、専門医療機関等への搬送等の支援を行う。

３　負傷者等の搬送体制

区　分	活動内容
現場からの搬送	被災現場から医療救護所までの搬送については、原則として市が対応し、医療救護所から医療機関までは、都及び市が対応する。
傷病者等の搬送	医療救護班は、医療救護を行った被災者のうち、病院等に収容する必要がある者について、搬送の手配をする。
傷病者の救護態勢	傷病者の救護態勢は、次のとおりとする。 １　庁有車の手配要請 ２　民間業者の手配要請 ３　その他の対策の手配検討
東京消防庁 東久留米消防署 の対応	１　被災現場等から医療機関までの搬送は、可能な範囲で協力する。 ２　搬送は、重症者を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送施設等の受入体制を確認し行う。

４　保健活動

指定避難所等や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響をおよぼす。

避難者や在宅療養者等の健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行うことが重要である。

（１）保健活動

①市は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士、その他必要な職種から成る医療救護班を編成して指定避難所等に派遣する。

②医療救護班は、都福祉保健局の環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

③医療救護班は、指定避難所等における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な活動を行う。

④派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

（２）こころのケア

①医療救護班は、必要に応じて、こころのケアに必要な相談窓口を設置する。

②医療救護班は、被災住民の心的外傷後ストレス（ＰＴＳＤ）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

③精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

④被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを、都福祉保健局へ要請する。

⑤被災した精神障害者や災害ストレスに関する被災住民については、都に東京ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、東京ＤＰＡＴと連携し対応する。

（３）在宅難病患者への対応

市は、平常時から難病医療費助成申請や多摩小平保健所を通じて在宅難病患者の把握を行う。

また、市は、必要に応じ、都へ応援要請を行うとともに、医療機関及び他県市等と連携し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

（４）透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、１人１回の透析に約１２０リットルの水を使用する血液透析を週２～３回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

①市は、都、医師会、東京都透析医会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。
②市は、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

（５）在宅人工呼吸器使用者への対応

①市は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
②人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
③在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。

（６）被災動物の保護

ア　被災地域における動物の保護等

市は、飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等について、都福祉保健局、市獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等へ協力し、動物の保護を行う。

イ　指定避難所等における動物の適正な飼養

指定避難所等における動物の適正な飼養に関しては、第９章に記述する。

第２節　医薬品・医療資機材の供給

市は、市薬剤師会と連携して、医療救護所や指定避難所等への医薬品等の発注、供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。

発災直後の医療救護所や指定避難所等における医薬品・医療資機材は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と協議の上、市の備蓄を使用する。

不足する場合は、市薬剤師会と協議の上、薬局等へ提供を要請する。

それでもなお不足する場合は、以下の要領で調達する。

①都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する。
（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う。）
②備蓄及び市薬剤師会等からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、市薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

なお、災害薬事コーディネーター、災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

【災害薬事コーディネーターの業務】
①医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
②薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
③薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等

１　区市町村が使用する医薬品等の調達手順

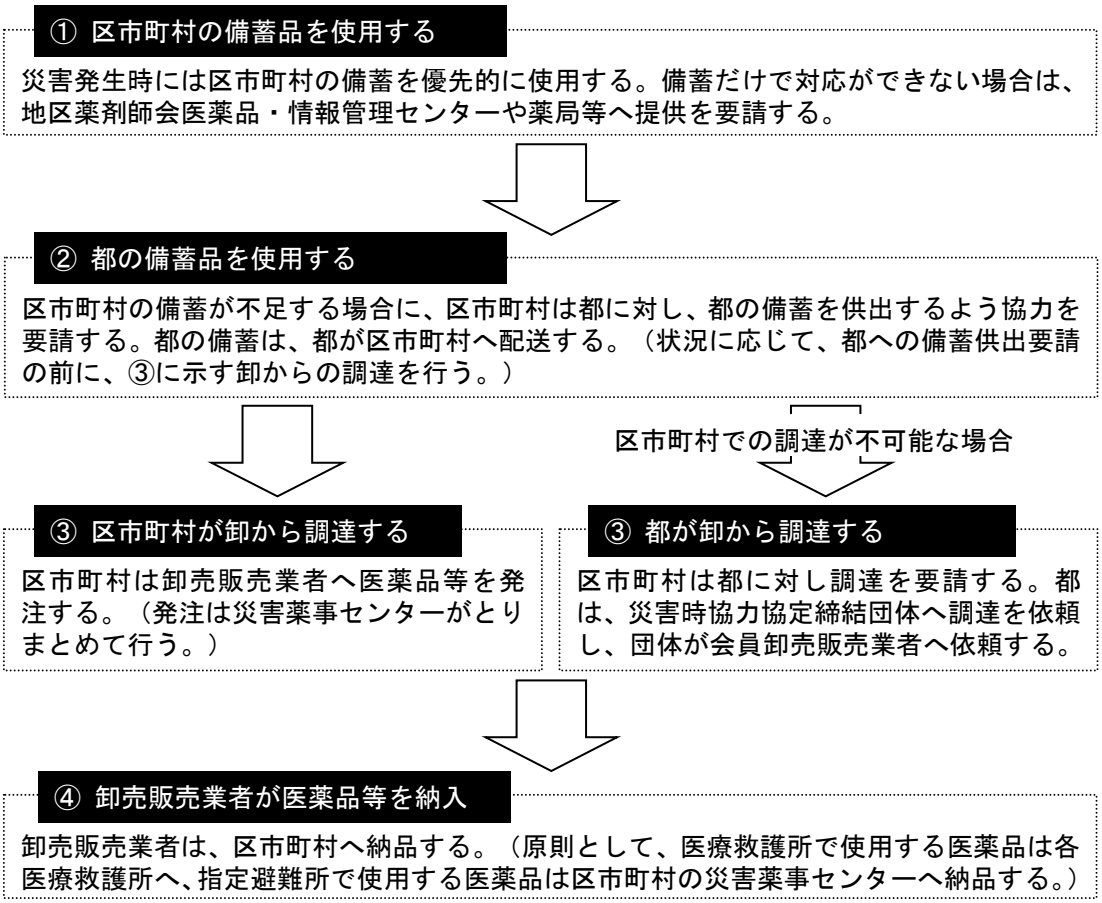

２　卸売販売業者からの医薬品調達の流れ

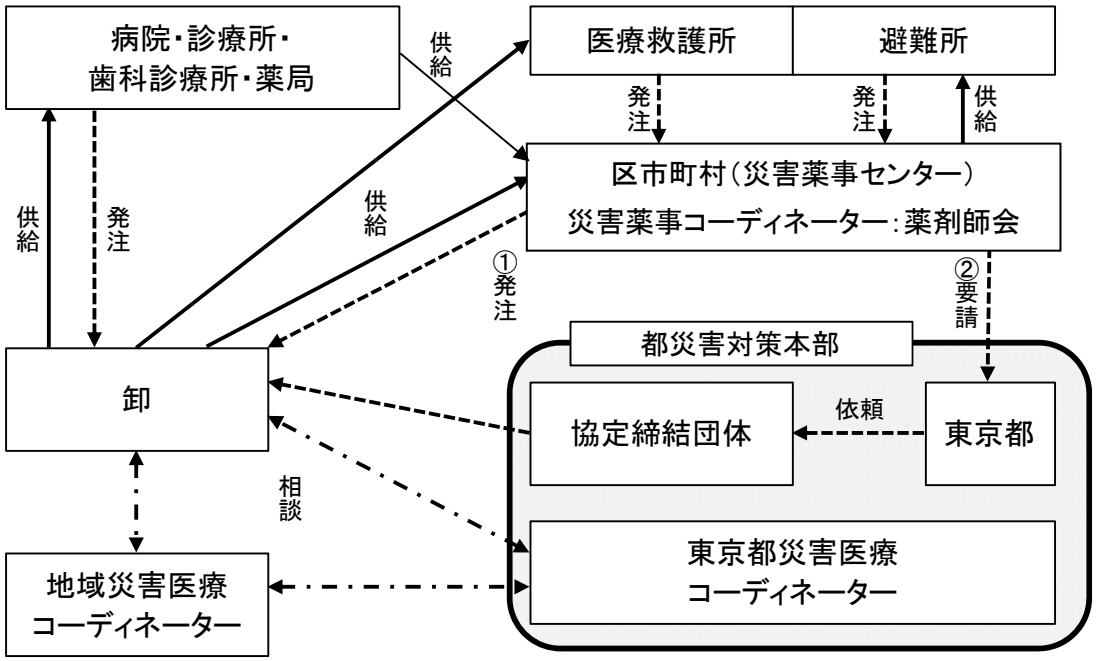

３　支援物資供給の流れ

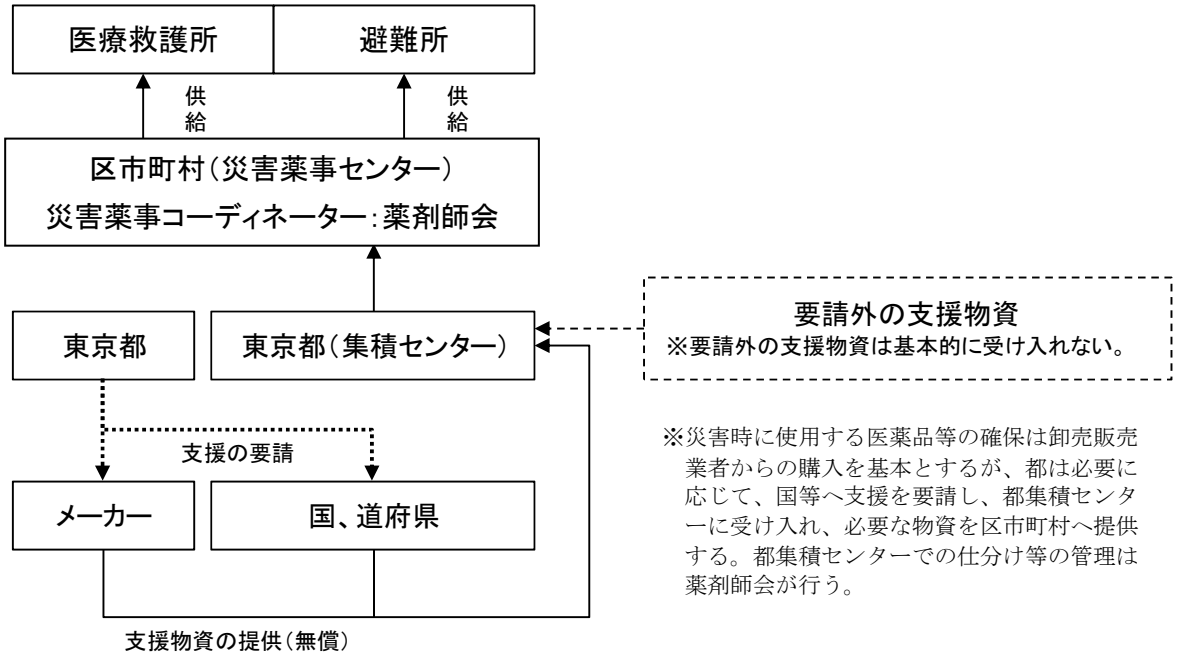

※災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とするが、都は必要に応じて、国等へ支援を要請し、都集積センターに受け入れ、必要な物資を区市町村へ提供する。都集積センターでの仕分け等の管理は薬剤師会が行う。

４　血液製剤の供給体制

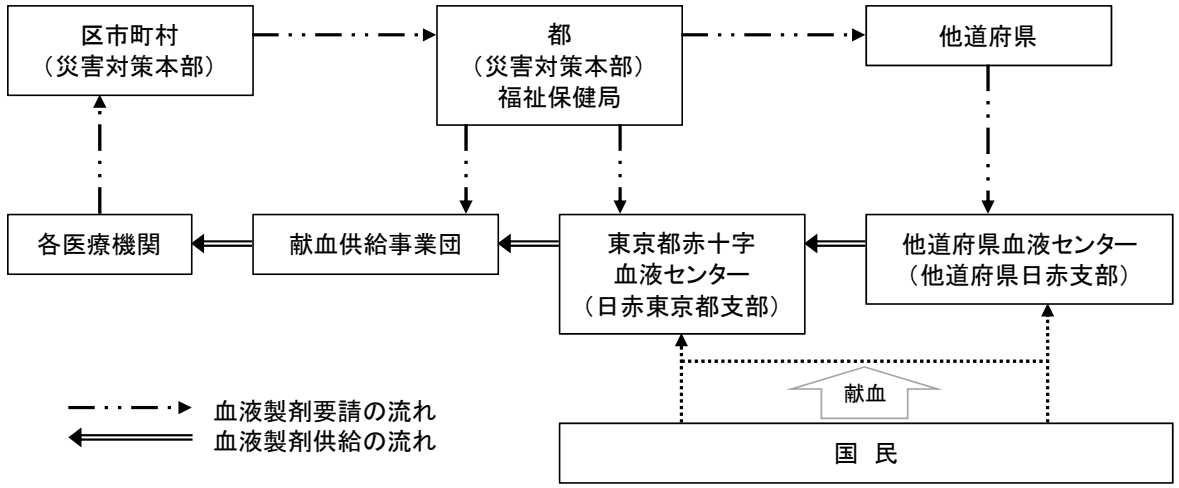

第３節　医療施設の確保

災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点連携病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る必要がある。

陸上自衛隊は、災害派遣要請に基づき、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。

第４節　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は、都と連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

１　捜索、収容等

（１）遺体の捜索

ア　機関別活動内容

遺体の捜索に関して、市及び関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

機関名	活動内容等
市	警視庁田無警察署等関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括及び遺体の遺体収容所への収容を行う。
都総務局	市からの要請等に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整にあたり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警視庁 田無警察署	１　救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適切に取り扱う。 ２　市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ３　警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ４　身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。

機関名	活動内容等
自衛隊	都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

イ　捜索の捜索期間と国庫負担

区　分		内　容
捜索の期間		災害発生の日から１０日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から１１日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（１０日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ①延長の期間 ②期間の延長を要する地域 ③期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） ④その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等）
国庫負担	対象となる経費	１　捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ２　捜索のために使用した機械器具の修繕費 ３　機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡に関わらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	捜索のために要した「人件費」及び「輸送費」も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分け、人件費及び輸送費として各々一括計上する。

ウ　必要帳票等

市は、行方不明者の捜索及びそれに伴う遺体の発見･収容を実施した場合、次の書類・帳票により処置する。

①救助実施記録日計票
②捜索用機械器具燃料受払簿
③死体の捜索状況記録簿
④死体の捜索用関係支出証拠書類

（２）遺体の搬送（遺体収容所まで）

市及び都は、次のとおり遺体収容所まで遺体を搬送する。

機関名	活動内容
市	1　遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 2　遺体の搬送時には、警察署への通報を行うとともに、状況に応じて、都及び関係機関へ協力を依頼し、作業員の雇い上げやボランティア等を活用する。 3　遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。
都総務局	市が行う遺体の搬送について、市及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

（３）遺体収容所

ア　遺体収容所の設置に関する事前準備

市は、次の事項について、あらかじめ、都、警察署及び関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

①遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
②遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項
③検視・検案未実施遺体の一時保存等の取り扱いに関する事項
④遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
⑤遺体収容所の開設・運営等に関して市の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、都及び関係機関に応援を要請する。

イ　遺体収容所の設置場所

遺体収容所の設置場所については、原則として資料編　第 36 遺体収容予定施設一覧より開設するものとし、遺体収容に適当な既存建物が無い場合は、テント・幕張り等を設備する。

ウ　遺体収容所の設置

機関名	活動内容
市	1　災害発生後、速やかに遺体収容所の設置準備を実施し、順次開設する。 2　必要器具を用意した上で、遺体を収容し、開設状況について、都及び警視庁田無警察署に報告する。 3　遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認

機関名	活動内容
	められる場合は、都及び関係機関に応援を要請する。
都	市長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。

（４）遺体収容所での活動

市は、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や、遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等にあたる。

遺体収容所においては、検視・検案業務の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

ア　活動の基準

項　目	活動内容
遺体の一時保存	災害時の遺体は、その顔貌の形状を留めていない場合が多く、識別を正確に行うため遺体の一時保存を行う。 なお、検視・検案が未実施の遺体については、市は一時保存に関する事項について、都及び警視庁田無警察署と緊密な連携の上、その取り扱いに適正に対応する。
遺体の洗浄等	泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上好ましくないと同時に、いたずらに腐敗を速め感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも、洗浄等の処置が必要となる。 このため、市は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
遺体収容所に関する市民への周知	市は、都及び警視庁田無警察署と連携の上、遺体収容所の設置場所、遺体収容状況等に関し、報道機関等へ情報提供を行い、市民への周知に努める。

イ　遺体処置の期間等と国庫負担

区　分	内　容
遺体処置の期間	災害発生の日から１０日以内とする。
期間の延長 （特別基準）	災害発生の日から１１日以上経過してもなお遺体を処置する必要がある場合は、期間内（１０日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ①延長の期間 ②期間の延長を要する地域 ③期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

区　分	内　容
	④その他（延長することによって処理されるべき遺体数等）
国庫負担の 対象となる経費	1　遺体の一時保存のための経費 2　遺体の洗浄、縫合、消毒の処理等のための経費

ウ　必要帳票等

市は、遺体の処理を実施した場合、次の書類・帳票により処置する。

①救助実施記録日計票
②死体処理台帳
③死体処理費支出関係証拠書類

２　検視・検案・身元確認等

（１）検視・検案に関する連携

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。

そのため、検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、市は、医療活動との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

（２）都等が行う対策

検視・検案に関する機関別の対策内容は、次のとおりである。

機関名	対策内容
都福祉保健局	1　監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。 2　検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、これに必要な措置を講じる。 3　検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。 4　市長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。
監察医務院	1　監察医務院長は、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 2　検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 3　検案班は、警視庁検視班と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 4　大規模災害時等においては、監察医制度の施行区域（区部）に関わらず、東京都全域において監察医務院長が統一して検案班の編成・派

機関名	対策内容
	遺等を行う。
警視庁 田無警察署	１　警視庁田無警察署は、検視班等を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ２　警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ３　検視班は、検視規則（昭和３３年国家公安委員会規則第３号）及び死体取扱規則（昭和３３年国家公安委員会規則第４号）並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

（３）協力機関が行う対策

検視・検案に関する機関別の協力内容は、次のとおりである。

機関名	対策内容
医師会	医師会の医療救護班は、市の要請に基づき、必要に応じて警察が実施する遺体の検案に協力する。
歯科医師会	歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて警察が実施する遺体の身元確認に協力する。

※検視・検案に関係機関が協力する際、検視については警察署等の検視責任者、検案については都福祉保健局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

（４）検視班等の編成

検視班の指揮者は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整の上、検視活動を進める。

（５）検案班等の編成

都福祉保健局（編成責任者は監察医務院長）は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整の上、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、検案活動を進める。

（６）検視・検案・身元確認活動の場所

検視・検案は、市が設置する遺体収容所において行う。

ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

（７）市民への情報提供

災害発生時における検視･検案・遺体の引き渡しを円滑に実施するため、市は、都及び関係機関等と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

（８）遺体の身元確認

時間帯によっては、外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。また、外国人のうち、旅行者等で住民登録の対象外の者については、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

機関名	活動内容
警視庁 田無警察署	１　「身元確認班」は、ＤＮＡ採取器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ２　身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ３　概ね２日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。
市	身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
歯科医師会	警視庁（田無警察署）から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに１班につき２名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁（田無警察署）の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

（９）遺体の遺族への引き渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警視庁（田無警察署）及び市が協力して行う。

なお、市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁（田無警察署）「遺体引渡班」の指示に従う。

（10）死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機関名	活動内容
市	１　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ２　死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都	迅速かつ適切な死亡届の受理と火葬許可証等の発行等に係る体制に関して、状況に応じて必要な支援措置を講ずる。

３　遺体取り扱いの流れ

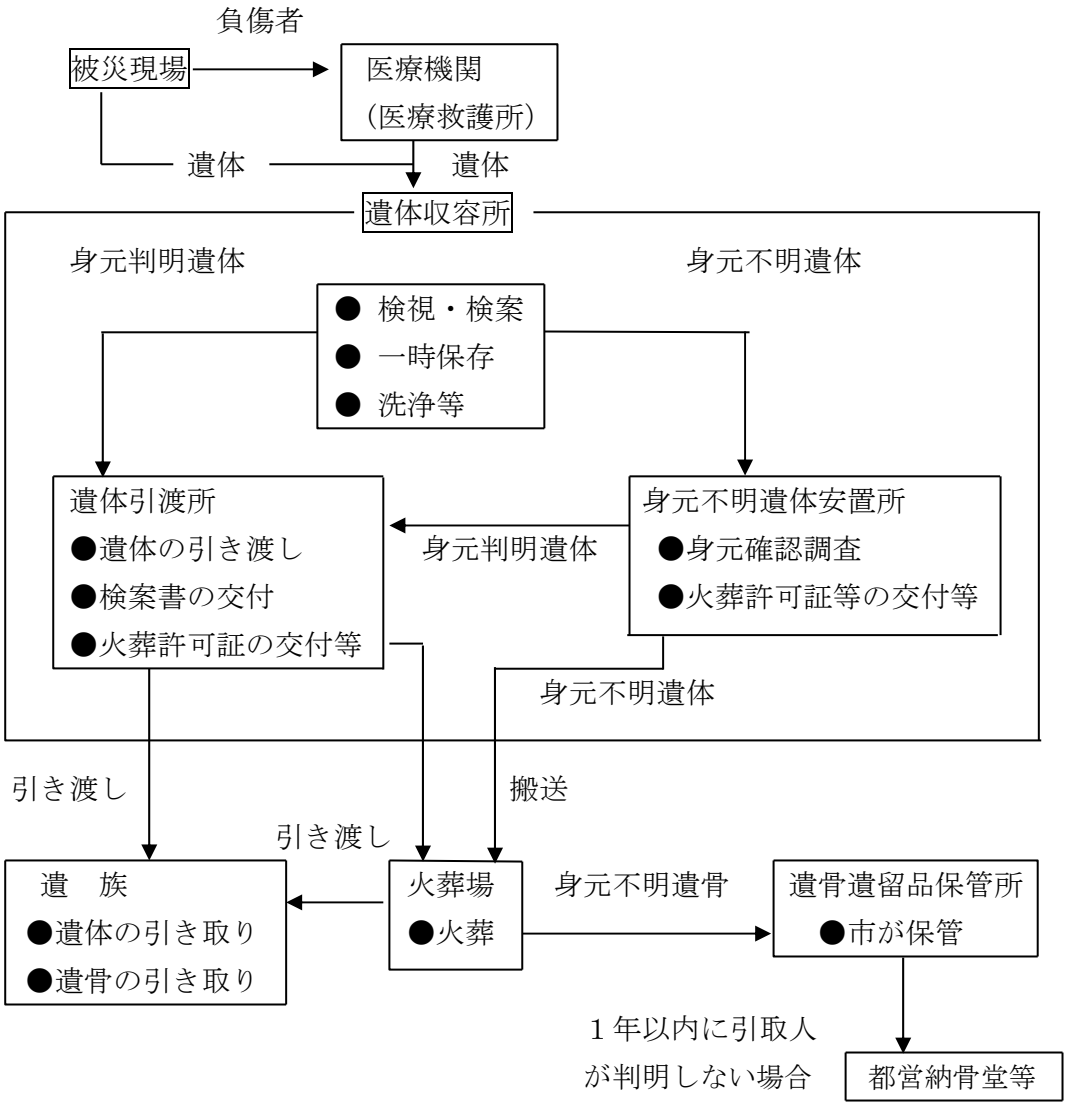
負傷者
被災現場
医療機関
（医療救護所）
遺体
遺体
遺体収容所
身元判明遺体
身元不明遺体
● 検視・検案
● 一時保存
● 洗浄等
遺体引渡所
●遺体の引き渡し
●検案書の交付
●火葬許可証の交付等
身元判明遺体
身元不明遺体安置所
●身元確認調査
●火葬許可証等の交付等
身元不明遺体
引き渡し
搬送
引き渡し
遺　族
●遺体の引き取り
●遺骨の引き取り
火葬場
●火葬
身元不明遺骨
遺骨遺留品保管所
●市が保管
１年以内に引取人
が判明しない場合
都営納骨堂等

具体的な取組【復旧対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　防疫体制の確立	災害対策福祉保健部医療救護班
第２節　火葬等	災害対策福祉保健部福祉班

第１節　防疫体制の確立

市及び都は、災害時における感染症の予防及び拡大防止対策を実施するため、防疫グループ、消毒グループ等を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

１　防疫活動

（１）市は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、感染症患者発生時の消毒、指定避難所内等の消毒やねずみ族、昆虫等（※）の駆除を行うものとし、これらの業務は都災害対策本部設置後も、市において実施する。

※ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

（２）市は、状況に応じ、災害対策福祉保健部医療救護班及び危機管理室環境班を中心に、防疫グループ、消毒グループ等を編成し、防疫活動の実施、患者発生時の消毒等を迅速かつ的確に行う。

ア　防疫グループの役割

防疫グループは、災害対策福祉保健部医療救護班、危機管理室環境班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症拡大防止のための広報及び健康指導等を行う。

①健康調査及び健康相談
②指定避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握
③感染症予防のための広報及び健康指導
④指定避難所等におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

イ　消毒グループの役割

消毒グループは、防疫グループと緊密に連携をとりながら、消毒及び消毒に関する指導等を行う。

①感染症患者発生時の消毒及び指導
②指定避難所等の消毒及び指導

（３）市は、被災戸数及び防疫活動の実態について、都福祉保健局に対して迅速に連絡する。

（４）市は、防疫活動の実施にあたって、市の能力をもって十分でないと認めるときは、都福祉保健局又は医師会に協力を要請する。

（５）市は、都が実施する防疫活動について協力する。

（６）感染症（インフルエンザ、麻しん等）の流行状況等を踏まえ、予防接種の実施について都と調整する。

（７）被災動物の保護に関しては、都、関係団体等に協力する。

２　各防疫業務の実施概要

（１）指定避難所等の防疫措置

ア　市（消毒グループ）は、指定避難所等の開設後、ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ　防疫グループは、指定避難所等の開設後、速やかに災害対策福祉保健部医療救護班、危機管理室環境班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

ウ　防疫グループは、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び指導を行う。

エ　市は、指定避難所等の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

（２）消毒とその確認

ア　市（消毒グループ）は、感染症患者発生時の消毒、下水及びその他要消毒場所（トイレやゴミ保管場所等）の消毒を行うとともに、消毒薬を配布して指導する。

イ　多摩地域においては、都福祉保健局で編成した環境衛生指導班が、指定避難所等において飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているかの確認を行う。

　また、環境衛生指導班は、市の要請に基づき、消毒薬の配布に関して必要な協力を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるよう、市が実施する消毒方法や確認方法等の指導を支援する。

（３）感染症予防のための広報及び健康指導

防疫グループは、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

実施にあたっては、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知徹底を図る。

（４）感染症発生時の都等の対応

一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と多摩小平保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

また、都福祉保健局と多摩小平保健所は、被災地や指定避難所における感染症の発生

状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を行う。

多摩小平保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に行う。

３　防疫用資材の備蓄・調達

災害時、市において防疫（消毒）用資器材・消毒薬等が不足する場合は、市薬剤師会に協力を求めて調達し、さらに不足する場合には、都福祉保健局に要請する。

第２節　火葬等

震災時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなど、困難が予想される。

このような状況において、遺体を迅速かつ適正に火葬するため、次のとおり必要な措置を講ずる。

１　火葬許可の特例

通常の火葬では、市の発行する火葬許可証が必要であるが、緊急時に通常の手続きに従っていては、迅速かつ適正な処理に支障をきたし、公衆衛生上問題が発生するおそれがある。

このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬の実施に努める。

２　広域火葬の実施

市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

（１）広域火葬の実施

機関名	活動内容
市	1　平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 2　都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と、市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 3　都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 4　遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場までの遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

機関名	活動内容
都福祉保健局	1　広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 ※都は、平成１１年３月に「東京都広域火葬実施計画」を策定し、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、発災時における円滑な広域火葬体制の整備を行った。 2　市からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定する。決定後は、速やかに市及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 3　対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 4　各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 5　火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 6　遺体の搬送について市から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。

（２）広域火葬体制

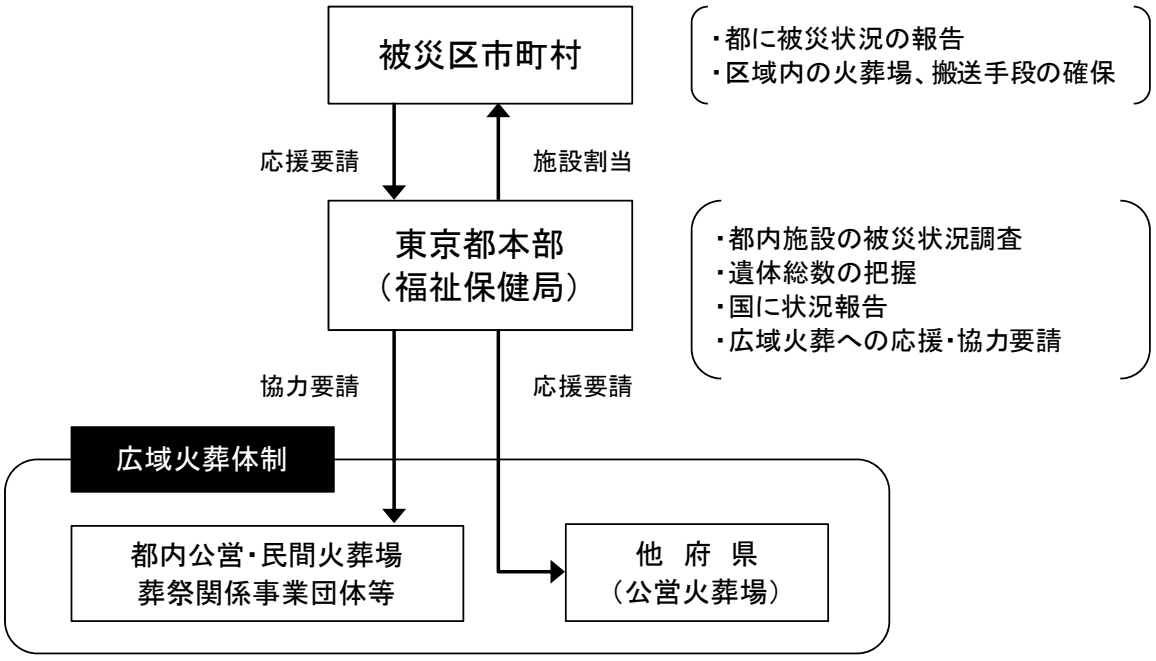

３　身元不明遺体の取り扱い等

機関名	活動内容
市	１　警視庁田無警察署（身元確認班）により引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね１週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ２　身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂その他別に定める場所に保管する。 ３　引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

４　死亡者に関する広報

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（警視庁田無警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

第８章　帰宅困難者対策

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　帰宅困難者対策条例の周知徹底	企画経営室企画調整課、行政管理課
第２節　帰宅困難者への情報通信体制整備	企画経営室企画調整課、行政管理課
第３節　一時滞在施設の確保	企画経営室企画調整課、行政管理課
第４節　徒歩帰宅支援のための体制整備	企画経営室企画調整課、行政管理課

第１節　帰宅困難者対策条例の周知徹底

１　東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

多摩直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者（※）等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。

市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により周知徹底を図る。また、同様に都が作成した社会秩序としての「４つの行動ルール」やラジオ、帰宅地図等の携帯の進めなどを記載した「帰宅困難者心得１０か条」の普及を図る。

資料編　第 10　外出者の行動ルール及び帰宅困難者心得１０か条

※帰宅困難者：東京都帰宅困難者対策条例第１条によると、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
・企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

２　事業者における施設内待機計画の策定

（１）計画の策定

事業者は、東京消防庁東久留米消防署の指導及び「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

また、事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機に係る計画を従業員等に周知する。

（２）備　蓄

発災後３日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

そのため、事業者は、従業員等が企業等の施設内に３日間待機するのに必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー・女性用品等）、乳幼児用品、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく。

その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

また、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、１０％程度の量を余分に備蓄することも検討する。

備蓄の考え方は、以下のとおり。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

１　対象となる企業等
　国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
２　対象となる従業員等
　雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
３　３日分の備蓄量の目安
　・水については、１人当たり１日３リットル、計９リットルとする。
　・主食については、１人当たり１日３食、計９食とする。
　・毛布については、１人当たり１枚とする。
　・その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
４　備蓄品目の例示
（１）水　：ペットボトル入り飲料水
（２）主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
　※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
（３）その他の物資（特に必要性が高いもの）
　・毛布やそれに類する保温シート
　・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー・女性用品等）、乳幼児用品
　・敷物（ビニールシート等）

・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
・救急医療薬品類

＜備 考＞
１　上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
２　企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

（３）施設内の安全対策

事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

さらに、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておくように努める。

（４）連絡手段及び手順

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

（５）帰宅ルールの設定

ア　帰宅時間が集中しないよう、あらかじめ帰宅者の順序を定めておく。
イ　従業員等が安全に帰宅したことを、メール等の方法により確認する。

（６）施設内待機に関する手順の確認

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

３　帰宅困難者対策協議会の設置

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会による「駅前滞留者対策ガイドライン」（平成２４年９月）を参考に、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署、第八消防方面本部、鉄道事業者（西武鉄道）、駅周辺事業者等を構成員とする、帰宅困難者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める必要がある。

また、電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、携帯電話、無線機など、参

加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備し、あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、帰宅困難者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。

帰宅困難者対策協議会では、地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

①　組織は組織で対応する（自助）

地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。

②　地域が連携して対応する（共助）

帰宅困難者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。

③　公的機関は地域をサポートする（公助）

市が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

４　集客施設及び駅等の利用者保護

（１）計画の策定

事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会による「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」（平成２４年９月）を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。

また、事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者の保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

（２）利用者の安全確保

事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、避難行動要支援者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。対応のポイントは、以下のとおり。

ア　高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。

また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ　外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内

板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

（３）施設内の安全対策

日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努めるとともに、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。

（４）利用者保護に関する手順の確認

事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年１回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

５　学校等における児童・生徒等の安全確保

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

６　市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な準備をする。

第２節　帰宅困難者への情報通信体制整備

市は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

第３節　一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保するとともに、首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議による「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成２７年２月改定）を踏まえて、運営体制の事前準備を推進する。

しかしながら、市においては、確保できる一時滞在施設の数や収容能力には限りがあるため、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など）の受け入れを優先することを基本とする。そのため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、多言語による誘導案内板等による対応を検討するなど、受け入れのための態勢を整備する。

１　一時滞在施設の指定

市は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。また、地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

事業者や学校等は、市の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市と協定を締結する。

資料編　第 37　一時滞在施設の確保状況

２　一時滞在施設の確保に当たっての行政の支援策

（１）一時滞在施設に関する普及啓発

市は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。

また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

（２）防災関係機関への周知

市は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

資料編　第 38　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方

資料編　第 39　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営

第４節　徒歩帰宅支援のための体制整備

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

１　災害時帰宅支援ステーションによる支援

都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーション（※）に指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。 また、帰宅支援の対象道路等の沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。

市内単一で営業する事業者とは、市が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、市は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

※災害時帰宅支援ステーション：災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等であるが、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

２　徒歩帰宅訓練の実施

行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。

徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機となるように行う。

訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後４日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　駅周辺での混乱防止	災害対策企画経営室情報連絡班
第２節　事業所等における帰宅困難者対策	災害対策企画経営室情報連絡班

第１節　駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、救命救助・消火・避難者の保護等に重点が置かれるため、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

機関名	対策内容
市	１　駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。 ２　滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
警視庁 田無警察署	市等へ、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
東京消防庁 東久留米消防署	市等へ、災害情報等の提供・駅周辺の二次災害発生防止に係わる支援を行う。
西武鉄道(株)	駅周辺事業者等の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から誘導場所までの人の流れをつくるとともに、列車の運行状況などを駅前等に掲示するなど、情報提供する。

１　集客施設及び駅等における利用者保護

（１）業務手順

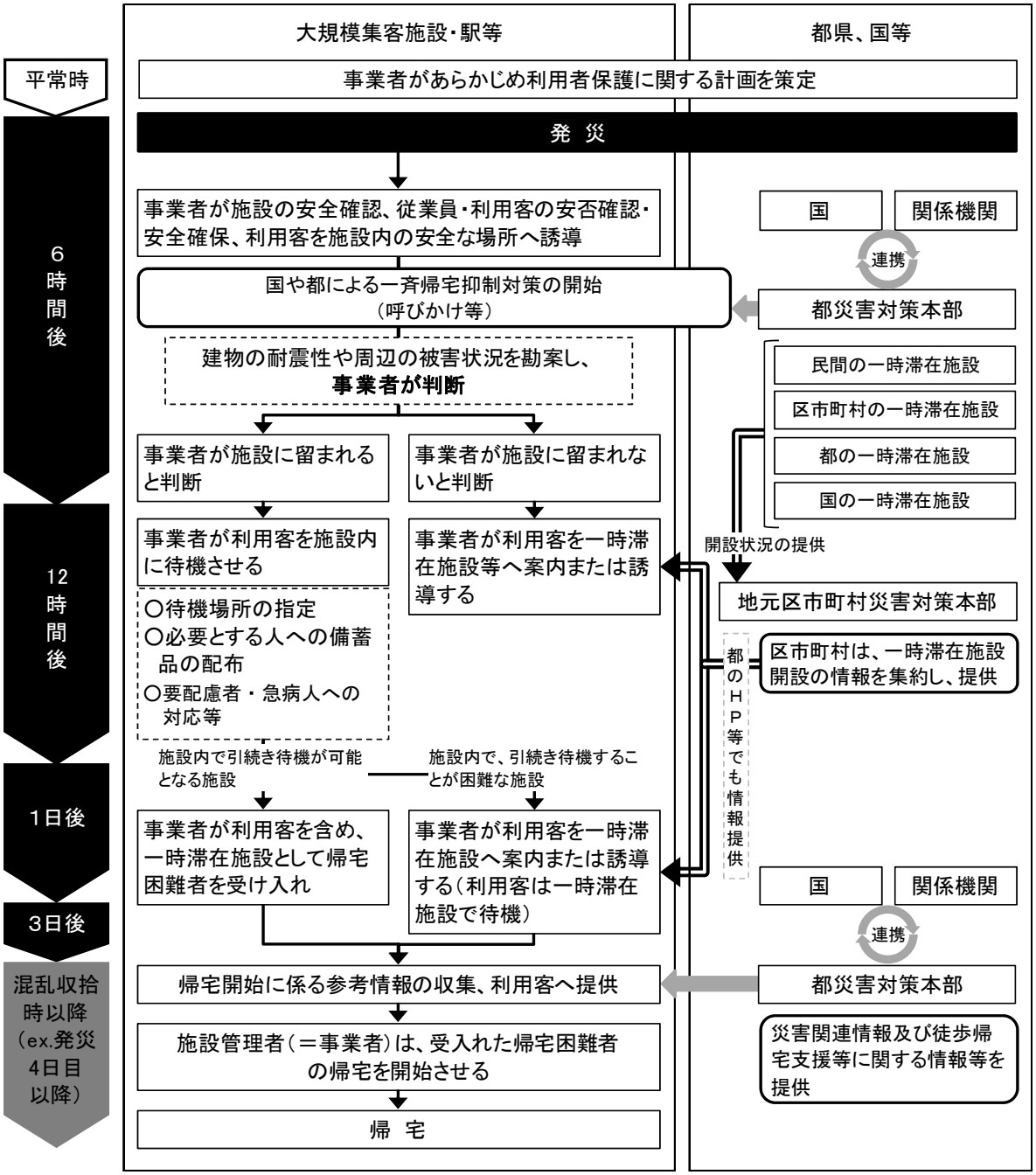

※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している。
　災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

：　都や国の対策等の情報の流れ
：　一時滞在施設開設等の情報の流れ

（２）集客施設及び駅等の事業者の主な取組内容

ア　施設の安全性の確認
イ　一時滞在施設への誘導及び一時的な受入れ
ウ　要配慮者、特に避難行動要支援者への配慮
エ　利用者に対する情報提供

２　一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

（１）業務手順

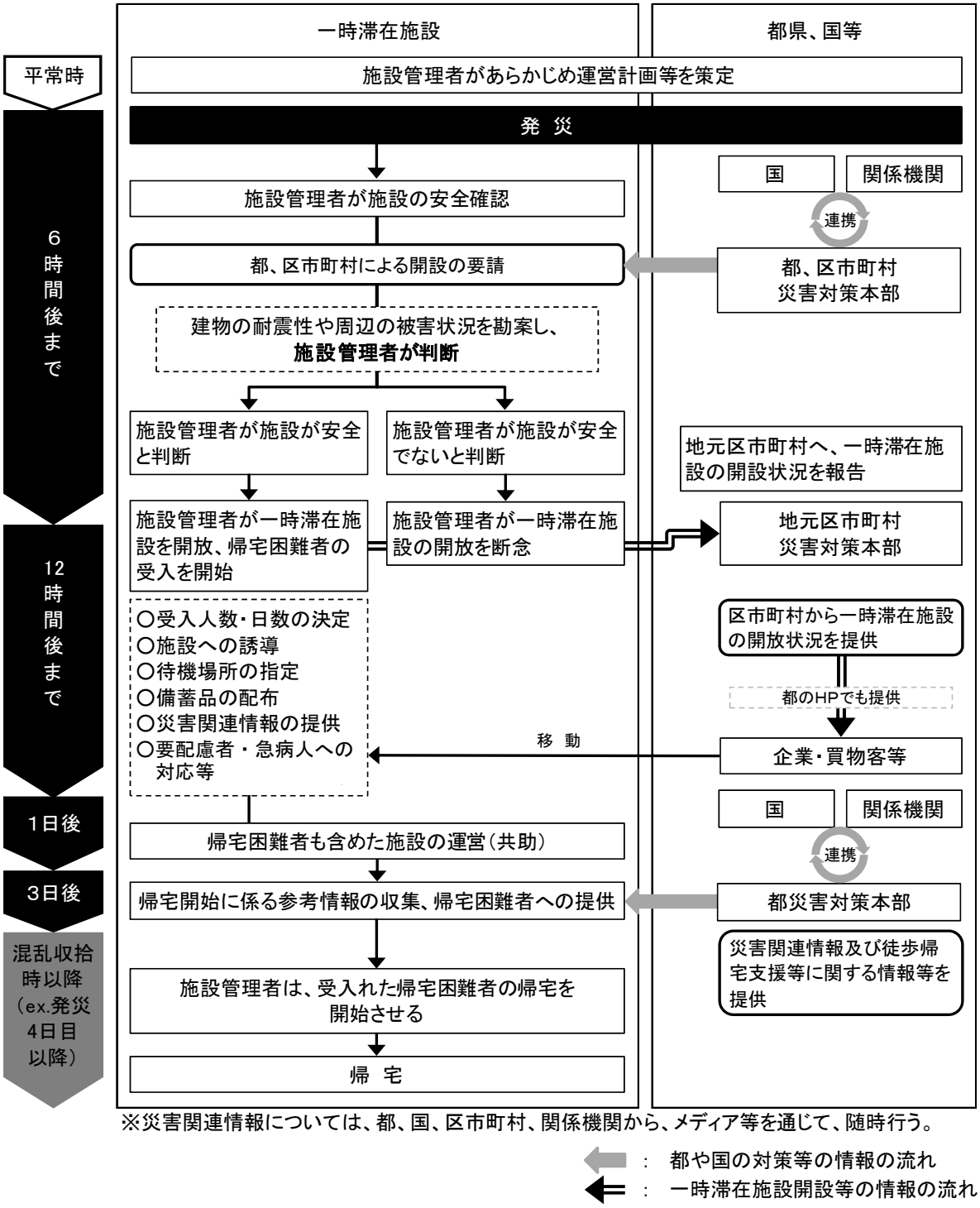

（２）一時滞在施設の施設管理者の取組内容

ア　施設管理者の取組

施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設を妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が被害等により開設できない場合で、一時滞在施設としてあらかじめ公表されている施設においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

イ　一時滞在施設運営の流れ

災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりである。

（ア）発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね６時間後まで）

・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
・施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
・従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
・施設利用案内の掲示等
・電話、特設公衆電話、ＦＡＸ、Wi-Fi 等の通信手段の確保
・市等への一時滞在施設の開設報告

（イ）帰宅困難者の受入等（おおむね１２時間後まで）

・帰宅困難者の受入開始
・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
・計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
・し尿処理・ごみ処理のルールの確立
・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
・受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告

（ウ）運営体制の強化等（おおむね１日後から３日後まで）

・受入者も含めた施設の運営
・公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

（エ）一時滞在施設の閉設（おおむね４日後以降）

・一時滞在施設閉設の判断
・帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

第２節　事業所等における帰宅困難者対策

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要である。

機関名	対策内容
事業者	従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡

１　一斉帰宅の抑制

事業所等は、従業員等の安全確保・保護、家族の安否確認等を行うとともに、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

（１）業務手順

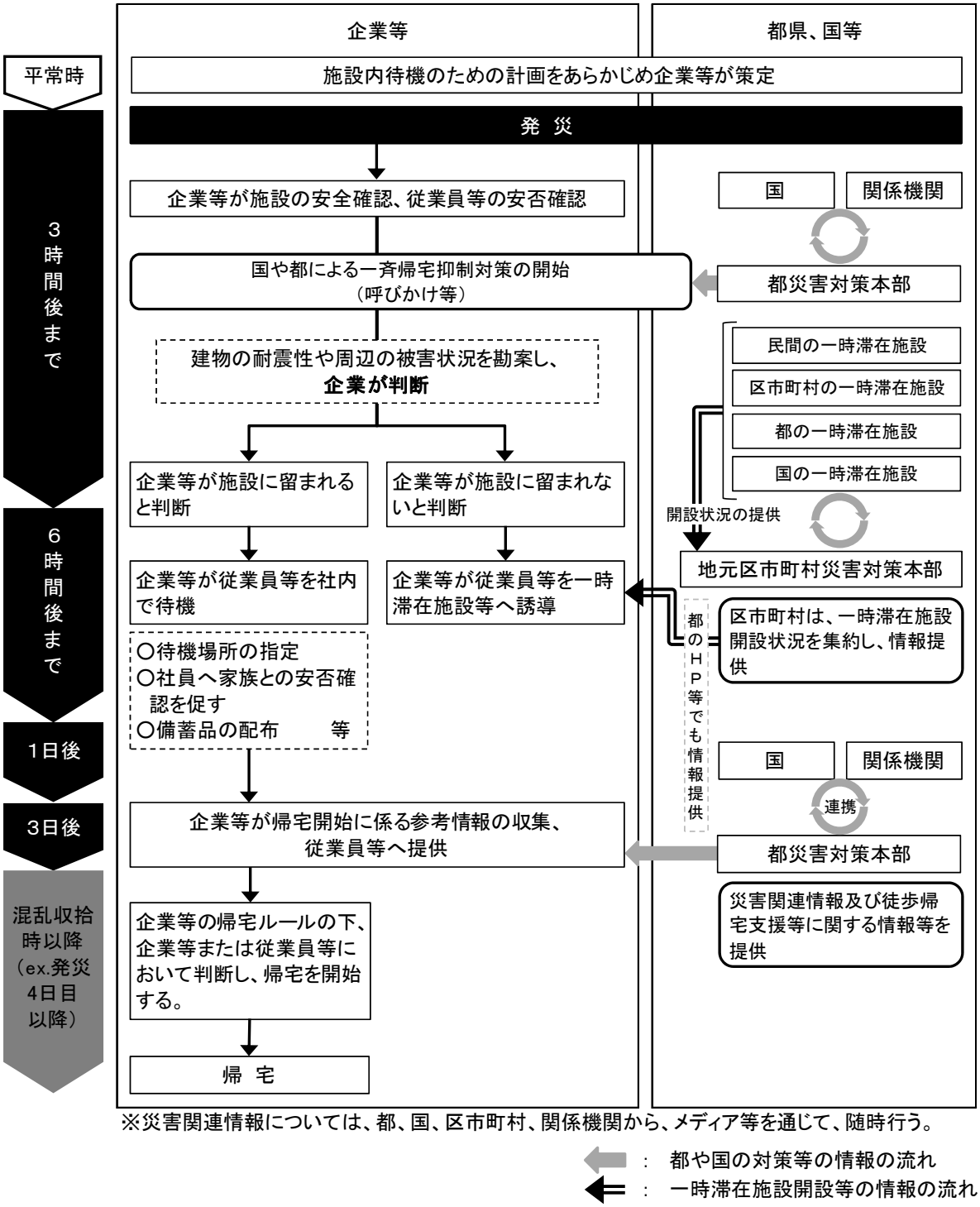

※災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

：　都や国の対策等の情報の流れ

：　一時滞在施設開設等の情報の流れ

（２）事業者の主な取組内容

ア　従業員等の施設内待機

事前に作成した災害時の対応マニュアル等に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（最低３日分）を活用して、従業員等を一時的に事業所等に待機させる。

イ　一時滞在施設等への従業員等の誘導

事業者は、建物や周辺が安全でない場合は、行政機関からの一時滞在施設や避難場所等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

ウ　防災活動への参加

事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の防災活動要員として活用し、事業再開に努める。

また、留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助となるよう努める。

エ　情報提供体制の確保

事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。

市は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

（３）学校等の対応

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。

児童・生徒等の安否等については、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

具体的な取組【復旧対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　徒歩帰宅者の代替輸送等	災害対策企画経営室情報連絡班

第１節　徒歩帰宅者の代替輸送等

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね４日目以降、順次帰宅することを想定している。

しかしながら、多摩直下地震等が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。

１　鉄道運行情報等の提供

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

２　代替輸送手段の確保

機関名	活動内容
市	１　バス運送事業者に対し、代替輸送の協力を要請する。 ２　タクシー等運送事業者団体に対し、代替輸送の協力を要請する。 ３　バス等の大型車両を保有する事業者に対し､代替輸送の協力を要請する。 ４　代替輸送の利用者については、避難行動要支援者を優先する。
西武鉄道(株)	バス等の代替輸送手段を確保する。

３　徒歩帰宅者への支援

団体名	活動内容
市	１　近隣の帰宅支援ステーションへの案内等の情報提供を実施する。 ２　公共施設等において徒歩帰宅者に対し、水、トイレ、沿道情報の提供を行う。
警視庁 田無警察署	避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保を行う。また、必要と認められる関連情報の発信を行う。
東京消防庁 東久留米消防署	火災情報の伝達、市民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。
東京ガス(株)	帰宅者支援のための施設の熱源を確保するよう努める。

第９章　避難者対策

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　避難体制の整備	環境安全部防災防犯課、福祉保健部、教育部
第２節　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	福祉保健部福祉総務課、障害福祉課、介護福祉課
第３節　避難場所・避難所等の指定・安全化	環境安全部防災防犯課、環境政策課 都市建設部施設建設課
第４節　避難所の管理運営体制の整備等	市民部市民課、福祉保健部健康課、 環境安全部環境政策課

第１節　避難体制の整備

１　市における対策

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するとともに、火災や水害、土砂災害等の複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（１）発災時に備えた地域の実情の把握

地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

（２）避難方式等

ア　市における避難方式は、２段階避難方式（指定緊急避難場所に集合した後、広域避難場所へ避難）を基本とする。

イ　市は、混乱の発生を防止するため、広域避難場所に移動する前に、避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える身近な場所として、指定緊急避難場所を選定する。

（３）指定緊急避難場所使用に関する他の区市町村との調整

２つ以上の区市町村にわたって所在する指定緊急避難場所又は２つ以上の区市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。

（４）運用要領の策定

ア　市は、避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講じる

ものとし、その内容及び方法等については、あらかじめ運用要領を定める。

イ　措置内容等はおおむね次のとおりである。

（ア）指定緊急避難場所や広域避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
（イ）情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
（ウ）傷病者に対し救急医療を施すため、応急医療救護所及び医師等を確保する。
（エ）指定緊急避難場所や広域避難場所の衛生保全に努める。
（オ）避難期間に応じて、在宅避難者を含めて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ効率的な配給を実施する。
（カ）避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は指定避難所等への移動を安全かつ円滑に誘導する。

（５）避難情報発令基準の整備

市は、「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月内閣府）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難情報が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

また、避難情報に関するガイドラインに記載されている「避難情報等と居住者等がとるべき行動」について、日頃から市民への周知徹底に努める。

（６）避難行動要支援者への支援対策

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

また、東久留米市要配慮者避難支援計画に基づく支援対策を推進し、障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。

２　東京消防庁における対策

（１）市等と協働して、防災市民組織を中心とした避難行動要支援者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

（２）市が整備する緊急通報システム等を活用して、避難行動要支援者の情報収集及び安全確保を図る。

（３）社会福祉施設と事業所、社会福祉施設と町会、自治会等及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、その促進を図る。

（４）「地震その時１０のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

第２節　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

従来、市では、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者等を想定）を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正（平成２６年４月１日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」を定義する。

【用語の定義】

用　語	定　義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者。 具体的には、市が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象者。
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

１　避難行動要支援者名簿

市は、災害対策基本法第４９条の１０第１項の規定に基づき、避難の際に特に支援を必要とする避難行動要支援者について名簿を作成する。

名簿の作成にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定）を参考にするとともに、その活用方法について検討し、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

２　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、市内在宅で以下に該当する者とする。

【避難行動要支援者の範囲】

高齢者	①　７５歳以上の一人暮らしの者 ②　介護認定区分が要介護１～５の者
障害者	①　身体障害者手帳１～３級の交付を受けている者、視覚障害４級～６級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害４級～６級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ②　精神障害者保健福祉手帳１～２級の交付を受けている者 ③　愛の手帳１～３度の交付を受けている者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

３　避難行動要支援者名簿の作成

市は、名簿の記載事項について、以下のとおりとしたうえで、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

名簿の記載事項	・登録番号 ・氏名（カナ・漢字） ・性別 ・年齢（生年月日） ・住所（又は居住地） ・電話番号その他連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

４　避難支援等関係者による適正な情報管理

名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、名簿の適正な管理の徹底を図る。

５　名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努める。

名簿は、原則として年１回更新し、更新に当たっては、関係部課と連携し、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行う。

６　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等の生命、身体の安全を確保した上で、可能な範囲で避難行動要支援者に対する支援を行うものとする。

なお、避難支援等関係者及び避難行動要支援者に対して、災害時における支援行動や支援の限界などについての理解を得るよう努めるものとする。

平時のうちから避難行動要支援者に対して、同意により災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではない旨周知する。避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解していただく。

７　防災知識の普及、防災訓練の実施

避難支援等関係者となりうる市民、又は、避難行動要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配付するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する啓発活動に努める。

８　平常時の避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備

高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。

９　災害時要援護者制度位置づけの見直し

平成２４年３月に作成された東久留米市災害時要援護者避難支援計画に位置づけられていた災害時要援護者制度については、内閣府による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定（令和３年５月）を踏まえて、避難行動要支援者として位置づける。

１０　個別避難計画の作成体制の整備

個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努めるとともに、適切な管理に努める。また、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

なお、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成する体制を整備する。

第３節　避難場所・避難所等の指定・安全化

震災時においては、行政と市民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、同時多発的に火災が発生、延焼拡大し、人命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。市は、そのような事態に備えて、あらかじめ避難場所を指定しているが、避難場所や避難道路周辺における避難者の安全を確保する必要がある。

また、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。

さらに、多くの住民が集まる避難所で感染を広げないため、事前に各避難所の施設管理者と、医療救護所での受け入れとなること等について検討しておくものとする。

避難所での感染症のまん延防止対策等については、「避難所における感染症対策マニュアル」によるものとする。

１　避難場所の指定

避難場所は、震災により発生した火災から市民の生命を守るために、あらかじめ安全に待機できる場所を確保し、市民への周知を図るものである。

このため、避難場所の指定にあたっては、常にその安全性が確保されるよう周辺環境を含めた確認調査が必要であり、公園緑地の新設、整備等により適地が生じた場合には、適宜指定し、見直しを図るものとする。

なお、避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること、避難場所と避難所（福祉避難所を含む。）の役割が異なることについて、市民等への周知徹底に努める。

※災害対策基本法での指定緊急避難場所を指す。（災害対策基本法第 49 条の４）

なお、南海トラフ地震のような巨大地震警戒対応における避難期間は一週間程度の避難生活が必要となることから、後発地震に備えつつ避難先を確保する必要がある。

（１）広域避難場所（市内全域対象）

広域避難場所は、延焼火災のふく射熱やその他の危険から住民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保する必要がある。このため、指定基準は、地区の割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空地を、原則として１人あたり１㎡を確保するものとし、次の施設を指定している。

・都立小平霊園（柳窪３－５）

資料編　第 40　広域避難場所

（２）指定緊急避難場所

市は、災害時における火災の延焼や家屋の倒壊等から命を守るため、学校の校庭や公園等を指定緊急避難場所（いっとき避難場所）として指定している。

指定緊急避難場所は、災害の種類ごと（地震時、風水害時）に指定し、防災マップや洪水ハザードマップにより市民等への周知に努めているが、避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについても、市民等への周知徹底に努める。

資料編　第 41　指定緊急避難場所一覧

（３）　関連施設の整備

市は、東日本大震災等による教訓を踏まえ、指定緊急避難場所、公園等の公共施設に災害用トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレなど）や防災用井戸等の確保に努める。

また、避難を円滑に行うため、指定緊急避難場所等を表示する標識の整備を行う。

なお、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

２　指定避難所の指定

（１）市は、地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、市民に周知する。

※災害対策基本法での指定避難所を指す。（災害対策基本法第49条の７）

（２）指定した避難所の所在地等については、警視庁田無警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（ＤＩＳ）への入力等により、都に報告する。

（３）指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

①指定避難所は、原則として、自治会又は町丁を単位として指定する。
②指定避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
③指定避難所に受入れる避難者数は、おおむね居室３．３㎡あたり２人とする。

（４）避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別を踏まえたプライバシーの保護や良好な生活環境保持のため、施設の活用方法（女性専用スペースなど）を検討する。

（５）市立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、指定避難所機能の強化に努める。

（６）避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

３　二次避難所（福祉避難所）の指定

（１）市は、自宅や指定避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じた必要なサービスを提供するため、耐震・耐火・鉄筋構造に加えバリアフリーを備えた建物を、二次避難所（福祉避難所）として指定している。

なお、二次避難所（福祉避難所）として利用する施設の管理者と市は、「災害時における二次避難所施設利用に関する協定」を締結している。

（２）市は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ二次避難所（福祉避難所）として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。なお、公示の際は、事前に福祉避難所の施設管理者等と調整する。

また、公示を活用しつつ、二次避難所（福祉避難所）で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に二次避難所（福祉避難所）へ直接避難することができるよう努める。

（３）災害時には、事前に指定した、わくわく健康プラザ、さいわい福祉センター、各地域センター等のうち、適切な施設を二次避難所（福祉避難所）として開設する。

（４）市は、二次避難所（福祉避難所）の名称、受入対象者等に関する情報等を要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。

また、二次避難所（福祉避難所）は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、一般避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、市民に周知する。

４　避難行動要支援者搬送体制の整備

市は、社会福祉施設等との連携を深め、特殊車両の確保など、避難行動要支援者の搬送体制の整備に努める。

５　避難道路等の安全化

（１）避難道路等の整備

市は、災害時の地域の避難・救助活動あるいは延焼防止の機能を確保するため、狭あい道路の拡幅、整備を推進していく。

（２）消防水利の整備

市は、指定緊急避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、東京消防庁が規定する震災時の水利整備基準に準じ、防火水槽等の整備に努める。

第４節　避難所の管理運営体制の整備等

１　避難所運営マニュアル

指定避難所の管理運営を混乱なく円滑に行うため、「避難所運営マニュアル」を別途定めている。

２　施設・設備の整備

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

なお、都は、避難所機能の向上を図るため、避難所となる公立学校の体育館等へ空調設置の整備を行う区市町村を支援する。

３　避難所の火災予防

東京消防庁東久留米消防署は、指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について確認し、必要に応じて行政指導を行う。

４　食料等の備蓄

食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を備蓄するなど、指定避難所の機能の強化を図る。

市は、災害時における食料の供給を図るため、災害救助用クラッカー、アルファ化米（五目ごはん、おかゆ等）、アレルギー対策食品（粉ミルクを含む。）等の備蓄を進めてきた。

今後は東日本大震災等の事例を踏まえ、避難行動要支援者に配慮した食品（低蛋白米等）の確保についても調査検討する。

５　女性等への配慮

避難所には男女の管理責任者を置くとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着、乳幼児用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

６　車両を利用した避難の抑制

市は、発災時の混乱防止に向け、次の事項について、市ホームページやＳＮＳ、その他媒体等で、あらかじめ市民に対して、避難時の車両利用禁止について普及啓発し、意識の醸成に努める。

- 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- 緊急輸送道路以外の市道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- 大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

また、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。

７　ボランティアの受入れ

指定避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

特に、福祉関連のボランティアの派遣については、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制を整備する。

８　運営組織の設置と強化

避難所の運営は、避難者による自主的な運営が望ましいと考えられることから、自主防災組織や地域の自治会などの地域住民の協力を得て、避難所の運営組織として、「避難所運営連絡会」を各避難所に設置する。

また、女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、避難所の管理責任者は女性と男性による２名を配置するとともに、運営組織に女性の参画を促し、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立する。

さらに、運営組織の中に、衛生管理担当や防火担当を設置するなど、避難所運営組織を強化し、対策を促進する。

９　動物救護体制の整備

市は、動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、市獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

（１）同行避難

ペットを飼っている方が、ペット同行で避難することを前提に、指定避難所ごとに受入れ体制等を事前に検討し、その結果に基づいた対策を行う。

（２）対策の要点

ア　ペットの管理は、飼い主の責任（危険回避、えさの備蓄、糞尿の処理など）とする。

イ　飼養にあたっては、屋外を原則とする。

ウ　その他の事項については、「避難所運営マニュアル」に準ずる。

10　仮設トイレ等に関するマニュアル

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

11　避難所の感染症対策

（１）避難行動の普及

平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

ア　ハザードマップによる避難の要否の確認

イ　避難時の持出品（マスク、消毒液、体温計等）の準備

ウ　避難所以外の避難先（親戚、知人等）の確保

（２）自宅療養者等の避難確保

平時から多摩小平保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、避難指示等発令時の避難方法、避難先等の体制を確立できるよう努める。

（３）感染症対策に必要な備蓄等

平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておく。

特に、マスク、消毒液のほか、パーティション等の感染症対策に必要な備蓄を推進する。

（４）避難所開設・訓練の実施

運営職員等においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　避難情報の発令	危機管理室指令班
第２節　避難誘導	危機管理室指令班、災害対策市民部地域班、災害対策福祉保健部要支援者･二次避難所班、災害対策教育部各班
第３節　避難所の開設・管理運営	災害対策市民部地域班、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班、医療救護班、災害対策教育部各班

第１節　避難情報の発令

避難情報の発令基準については、概ね次のとおりとする。

○大地震後の地震活動により、建物及び塀の倒壊のおそれがある場合
○火災が発生し、延焼の危険性がある場合
○危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し又は予想され、被害のおそれがある場合
○燃焼ガス、有毒ガス等が広範囲に流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想される場合
○大地震後の地震活動や降雨等により、土砂災害や洪水の発生が予想され、住家等に被害が及ぶおそれがある場合

地震に伴う土砂災害は、土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、発生危険性の高い箇所の特定が困難であることに加えて、移動した土砂により被害がおよぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難であることも考慮する必要がある。

なお、避難指示等は、発災後の気象予測、大雨警報、土砂災害警戒情報の発表状況、現場からの巡視報告告等を総合的に判断して発令する。

【土砂災害】※土砂災害警戒区域等を対象

区　分	判断基準等
高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨の言及がある場合など）
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布が「非常に危険」になった場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等で次の状態が予想される場合 ・夜間から明け方に接近・通過 ・立退き避難が困難となる暴風を伴って接近・通過 ○市内で土砂災害の前兆現象が発見された場合
緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○市内で土砂災害の発生が確認された場合

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】（警戒レベル一覧表）

※避難情報に関するガイドライン（令和３年５月、内閣府）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急 避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第２節　避難誘導

１　避難指示等

（１）土砂災害警戒情報が発表された時、あるいは市域内に危険が切迫した場合、市長は、警視庁田無警察署長及び東京消防庁東久留米消防署長に連絡のうえ、必要に応じて要避難地域及び避難先を定めて、避難指示をするとともに、速やかに都に報告する。避難指示は空振りをおそれず早めの発令を図る。

なお、平成２５年６月の災害対策基本法の改正により、市区町村長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第６０条第１及び第３項）。

これは、災害によって屋外を移動して指定避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

また、市区町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された。（災害対策基本法第６１条の２）

（２）市長は、人命及び身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限もしくは禁止するとともに、当該区域外への退去を命ずる。

（３）各機関が行う避難指示は次のとおりである。

機関名	活動内容
都	１　都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ２　災害の発生により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。
警視庁 田無警察署	１　火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 ２　前記１による避難の指示を行った場合は、ただちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
東京消防庁 東久留米消防署	１　東京消防庁東久留米消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難指示を行う。 ２　前記１による避難指示を行った場合は、ただちに市長に報告する。 ３　避難指示がなされた場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示の伝達を行う。

【高齢者等避難、避難指示の手順】

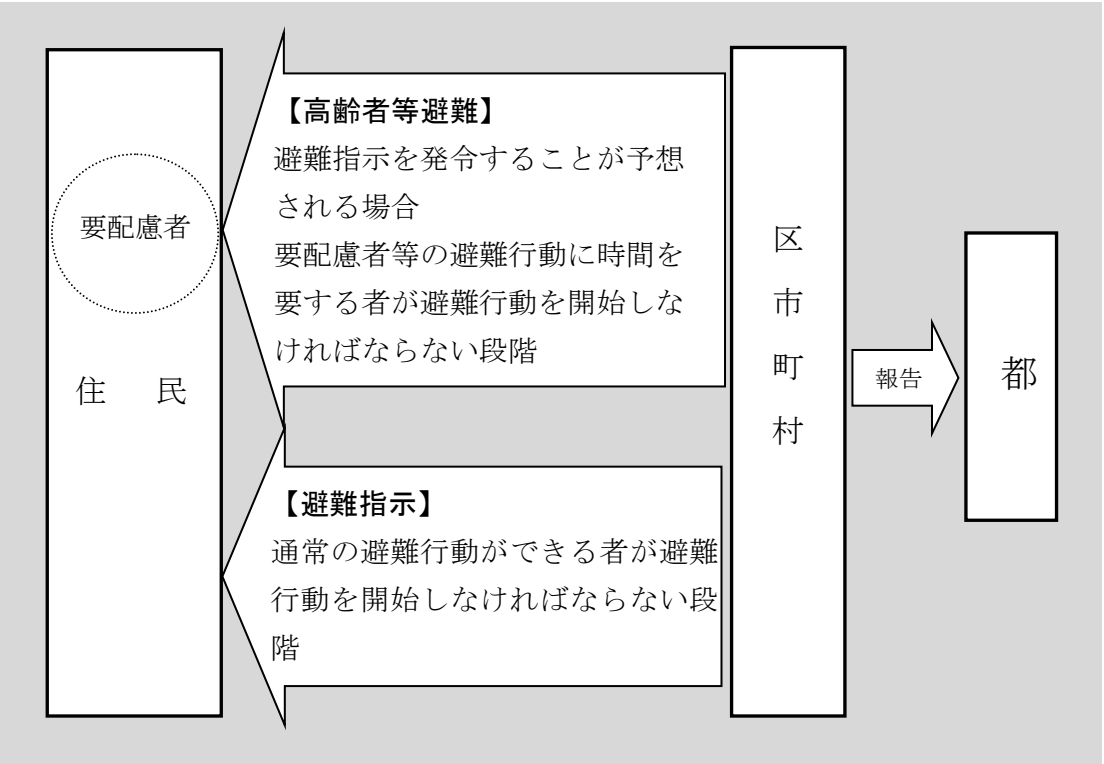

２　避難誘導

（１）市民の避難誘導は、避難所初期活動班が警察官、消防職員及び消防団員等の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に、一時集合場所として市が指定する「指定緊急避難場所等」に避難者を集合させた後、防災市民組織等の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある指定避難所等に誘導する。

（２）災害の状況により、市が避難指示を行ういとまがない場合で、地域の実情や災害の状況により、住民が必要と判断したときは、指定緊急避難場所への直接避難を行う。

（３）子ども家庭部長及び教育部長は、災害の状況に応じ、学校長、教職員、保育士等を中心に全職員が協力し、あらかじめ検討した避難計画に基づき、児童及び生徒の安全確保を図る。

（４）各機関が行う避難誘導は次のとおりである。

機関名	活動内容
警視庁 田無警察署	１　町会（自治会）や事業所単位で編成した集団で、指定された避難場所等に誘導する。 ２　この場合、避難行動要支援者を優先して避難させる。 （１）避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報活動を行う。 （２）火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、市民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講

機関名	活動内容
	じる。 （３）指定緊急避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、指定緊急避難場所の秩序維持に努める。
東京消防庁 東久留米消防署	１　避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市及び警察署等に連絡する。 ２　避難指示が出された時点以降の消火活動は、指定避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【避難誘導の手順】

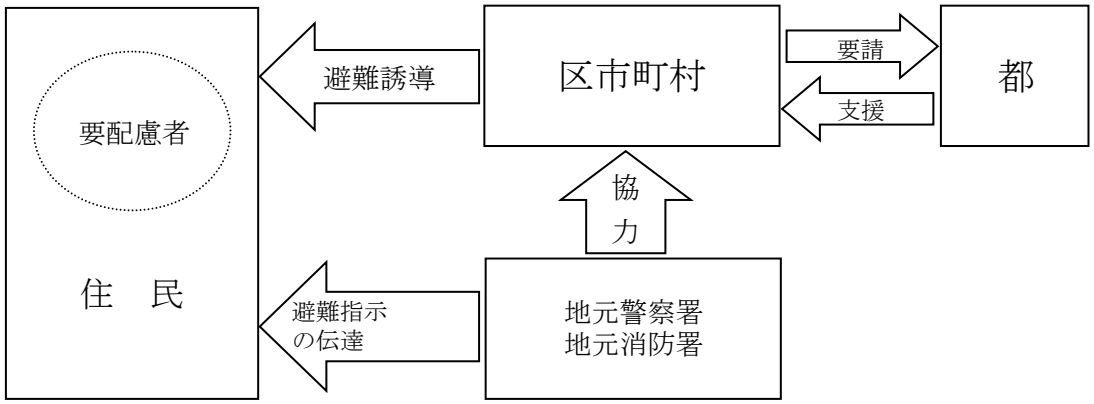

【避難誘導上の留意事項】

①自動車による避難及び家財の持出し等は中止させる。
②避難時の携行品は、貴重品、照明具、最小限必要な食料など応急必需品程度にとどめ、火災等危険な状態が切迫した場合においては、身体の安全を図るため背負荷物等は放棄させるよう指導する。
③避難にあたっては、努めて自治会、事業所等の組織を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資器材を有効に活用して、混乱、事故防止に配意して誘導路の確保に努める。

第３節　避難所の開設・管理運営

市は、災害により被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者に対して、指定避難所等を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。また、避難行動要支援者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した運営上の対策を講じる。

なお、在宅での避難生活を余儀なくされた市民に対しては、自治会や市職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して市が適切な対応を取ることで、

情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

新型コロナウイルス等の感染症に対しては、避難所が過密にならないように、可能な限り滞在スペースの拡充を図るなど、感染拡大を防止する対策を実施する必要があることから、小中学校を避難所としている場合には、体育館以外の教室や他の諸室の活用も検討し、施設管理者と調整を行う。また、自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある避難者と一般避難者が交わることがないよう、避難所外に検温・問診所を設置し、避難者の滞在場所の振り分けを行う体制を確立する。

なお、避難所での感染症対策の実施については、避難所における感染症対策マニュアルに基づくものとする。

このほか、自宅が安全な場合には自宅に留まる在宅避難や、市が設置する避難所ではなく親戚宅等に避難する方法についても周知する。

１　避難所初期活動班

避難所初期活動班は、休日・夜間等の勤務時間外において、震度５強以上の地震が発生、もしくは発生するおそれがある場合に、災害対策本部の指示に従い、直ちに指定された避難所に参集し、指定避難所開設に必要な準備を行う。

本部長が、指定避難所開設の指令を発したときは、直ちに指定避難所を開設し、管理運営を行う。なお、発令前であっても、市民が指定避難所に避難してきた場合は自己の判断で開設し､本部へ事後報告するものとする。

延焼火災等により避難指示が発令されたときは、警視庁田無警察署、交通安全協会、消防団の協力を仰ぎ、延焼火災等で危険の迫った指定緊急避難場所から避難者を広域避難場所（都立小平霊園）へ誘導する。

また、開設された指定避難所は、災害対策教育部学校班が管理運営に協力する。

２　避難所の開設

災害により被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者については、応急的な食料の配布などの保護を行うため、指定避難所を開設する。

なお、指定している全ての避難所を開設するわけではなく、開設前に安全性を確認する等、被害の状況により開設しない指定避難所もある。

また、指定された二次避難所（福祉避難所）だけでは施設が量的に不足する場合には、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等の協力により、実質的に二次避難所（福祉避難所）として開設するよう努める。

（１）開　設

ア　指定避難所を開設するときは、ただちに避難所初期活動班を派遣して必要な準備を行い、速やかに住民に周知するとともに、開設の日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を、所定の様式により、都福祉保健局、警視庁田無警察署及び東京消防庁東久留米消防署等関係機関に連絡する。

なお、都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(ＤＩＳ)への

入力等により行うこととし、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。

イ　指定避難所を開設した場合は、避難所初期活動班から男女の管理責任者を置く。

ウ　指定避難所の開設に当たっては、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室を早期に設置する。

エ　指定避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

オ　二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を、都福祉保健局、警視庁田無警察署及び東京消防庁東久留米消防署等関係機関に連絡する。

（２）野外受入れ施設の開設

ア　指定避難所等が不足する場合には、一時的に避難住民を受け入れるため、野外に受け入れ施設を開設する。なお、野外に受け入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、指定避難所等の開設時と同様とする。

イ　野外受け入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。

ウ　野外受け入れ施設の開設期間は、指定避難所等が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

（３）新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針、多摩小平保健所の「新型コロナウイルス感染症流行期における災害時避難所対応について」（令和２年９月）等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。

ア　自宅療養者等の避難確保

自宅療養者等に避難指示等の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。

イ　宿泊施設等の活用

指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設、研修施設等と避難所の協定を推進し、これらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

ウ　避難所の感染防止

（ア）滞在スペースのゾーニング

一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある者、発熱・咳等がある者を適切にゾーニングし、動線の分離を図る。

（イ）健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。

また、避難者が発症した場合は、直ちに多摩小平保健所に報告し、病院等への移送を要請する。

（ウ）衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援の際は、衛生管理を考慮した方法で実施する。

また、避難者には、手洗い、マスク等による咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

（エ）車中泊の避難者への対策

やむを得ず車中泊の避難者が発生した場合には、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じる。

３　避難所の運営等

可能な限り町内会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成のうえ、受け入れる。

発災初期の避難所運営は、避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班が中心となり、都教職員の協力・援助のもと、防災市民組織、自治会、避難者と連携しながら実施し、その後、自治会等による自主運営とする。

また、二次避難所（福祉避難所）等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合には、福祉専門職員の二次避難所（福祉避難所）等への派遣調整を行う。

なお、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

さらに、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

（１）発災初期の運営要領

ア　避難者名簿等の作成

①避難者名簿は、以後の食料、生活用品の供給対応に必要であり、さらに市民からの問い合わせに応じるためにも早急に作成する必要がある。

②避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班は、指定避難所を開設し避難者の受け入れを行った際には、ただちに避難者名簿を作成する。

③名簿の作成は世帯単位とし、避難者に避難者カードを交付し、避難者本人に内容を記入してもらう。自分で記入のできない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班で記入する。

④避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班は、避難者カードを集計・整理し、避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するなど状況に

応じて作成する。なお、都合で指定避難所の変更があるときは、当該指定避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、変更先指定避難所に提出するよう指導する。

イ　班編成等

①班編成は、指定避難所内での食料等の支給、指示・伝達、意見の把握等をより効率的に行うためのものであり、班編成の単位は、自治会単位や指定避難所内の区割り単位等とし、適当な人員（３０人程度）で編成する。

②班編成は、原則として避難者の自主的な編成とし、状況により避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班が指導する。

③各班は、食料等の支給、指示・伝達、意見の把握等を円滑に行うために、班長を選定する。

≪班長の役割≫

１　避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班からの指示・伝達事項の周知
２　避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
３　物資の配布の指示
４　避難行動要支援者の措置に対する協力
５　施設の保全管理に対する協力
６　各避難者の要望のとりまとめ
７　その他指定避難所の運営に必要な協力

ウ　食料、生活用品の請求、受払い等

各指定避難所に集約した食料や生活用品のうち、そこで調達の不可能なものについては、危機管理室指令班及び災害対策総務部庁舎・調達班へ要請する。

また、到着した食料や生活用品を受け入れ、指定避難所内の各班に配布する。

この際、物品の受払簿に記帳する。

エ　状況報告及び運営記録

①傷病者の発生等特別に事情があるときは、その都度、危機管理室指令班へ報告する。

②指定避難所責任者は、指定避難所内での運営の状況について、避難所日誌に記録するとともに、避難者名簿、物品受払いの状況、配備人員その他運営状況について、１日に１回、午前１０時までに市民部長に報告する。市民部長は、これを集約のうえ、正午までに本部長（又は危機管理室指令班）へ報告する。

オ　避難行動要支援者への支援

民生委員・児童委員・介護保険事業者・障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については、市に報告する。

（２）食料・生活必需品等の供給・貸与

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、原則として、市 が開設する指定避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て、実施する。

【指定避難所における物資供給のスキーム】

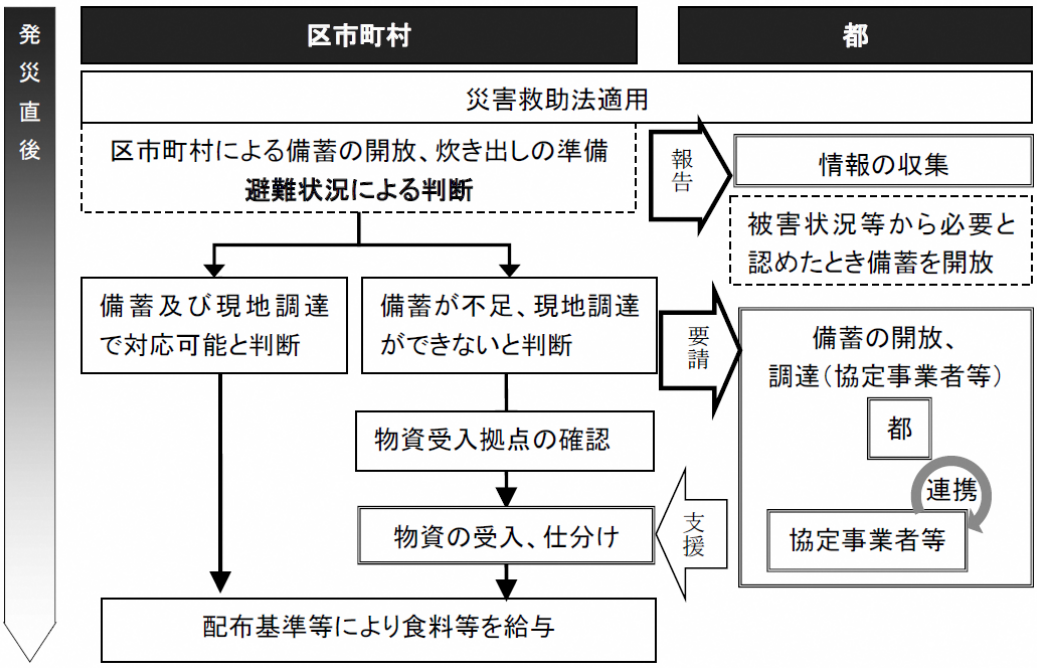

（３）飲料水の安全確保

市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

（４）食品の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

ア　市は、都が編成する「食品衛生指導班」と協力し、必要に応じて、食品衛生監視グループを編成し、食品の安全確保に努める。

イ　食品衛生監視グループが実施する活動の内容は次のとおりである。

①炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

②食品集積所の衛生確保

③指定避難所の食品衛生指導

④関係施設の貯水槽の簡易検査
⑤仮設店舗等の衛生指導
⑥その他食品に起因する危害発生の防止

ウ　市は、都と連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取り扱いの指導等を行う。
①指定避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
②食品の衛生確保、日付管理等の徹底
③手洗いの励行
④調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
⑤残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
⑥情報提供
⑦殺菌、消毒剤の手配、整備
⑧乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導
⑨指定避難所の衛生管理

（５）トイレ機能の確保

ア　被災後、断水した場合には、下水道管路を確認した上で、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

イ　災害用トイレの備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

ウ　市は、災害用トイレの確保に関して都への要請のほか、「災害時における資機材調達に関する協定書」に基づき、委託業者から仮設トイレを必要数確保する。

（６）衛生管理

ア　住民の指定避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。

イ　立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。

ウ　避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。

エ　入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

オ　ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

カ　インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

（７）公衆浴場等の確保

ア　市は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場及びシャワー施設の設置状況を把握する。

イ　避難住民に対して、その情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め、指定避難所の衛生管理を支援する。

４　車中泊者等の対策

市は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努めるとともに、車中泊者の状況を都福祉保健局へ報告する。

また、避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。

５　動物救護

開設した指定避難所に、同行避難動物の飼養場所をそれぞれの指定避難所施設に応じて確保する。指定避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した指定避難所等に飼養場所を確保する。

また、指定避難所等における動物の飼養状況を把握し、都・関係団体へ情報提供を行うとともに、指定避難所等における動物の適正飼養の指導等を実施する。

なお、飼養にあたっては、屋外を原則とする。

６　ボランティアの受入れ

市は、「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れ、市災害ボランティアセンターを通じて、指定避難所で活動するボランティアを派遣する。

指定避難所の運営にあたって、東京都防災ボランティア等の協力が必要な場合には、都に支援を要請する。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ボランティア等との連携・協働体制に関する役割分担は以下のとおり。

機関名	役割分担
市	ボランティア等の活動支援は、地域に精通した被災地の市が中心となる。 市は、必要な情報や資器材を提供するなど、ボランティア等を直接的に支援する。
都	東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。

７　被災者の他地区への移送（広域避難、広域一時滞在）

（１）市長は、市内の指定避難所に被災者を受入れることが困難な場合、被災者の他地区(近隣の非被災地区、小被災地区又は隣接県)への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。なお、事態に照らし緊急を要するときは、都知事に報告したうえで、他道府県の市町村と協議することができる。

平成２５年６月の災害対策基本法の改正により、内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災住民の生命もしくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長や当該都道府県の知事が実施すべき措置の全部もしくは一部を実施しなければならないこととなった（災害対策基本法第８６条の１３）。

（２）市長は、被災者の他地区への移送を要請した場合、市職員の中から移送先の避難所管理者を定め、移送先に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

（３）市長は、都から被災者の受け入れを指示された場合、ただちに指定避難所の選定、開設を行い、受け入れ態勢を整備するとともに、避難所運営に協力する。

（４）移送先の避難所運営は、移送元の区市町村が行う。

（５）その他必要事項については、マニュアル等による。

第１０章　物流・備蓄・輸送対策の推進

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　食料及び生活必需品等の確保	環境安全部防災防犯課
第２節　飲料水及び生活用水の確保	環境安全部防災防犯課
第３節　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	環境安全部防災防犯課
第４節　輸送体制の整備	環境安全部防災防犯課
第５節　輸送車両等の確保	市民部産業政策課、総務部管財課

第１節　食料及び生活必需品等の確保

震災の発生によって、流通機構は混乱状態になることが予測される。そのため、被災者に対する水、食料、その他生活必需品の供給について、市は、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証し、平時から計画的な備蓄をするほか、民間業者との協定を進めるなど、緊急に調達し得る措置を講じ、災害時における調達可能数を把握しておく必要がある。

１　食料の備蓄・調達体制

食料の供給は、災害が発生してから、災害救助法が適用されるまでは、市が行わなければならない。そのため、市は、災害発生当初の食料の調達を図る。まず、市の在庫で出来る限り対応し、状況に応じて、都からの調達物資や市内の民間物資等を活用するものとする。

（１）食料の備蓄については、都の発表する被害想定（最大避難者数等）に基づき、分散備蓄等により、発災後３日分を年次的に整備していく。

（２）市は、高齢者、乳幼児、病人等のために缶詰おかゆ、乳児用粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）等を備蓄する。

（３）食料品の供給に関し協定を締結しているのは以下のとおり。

団体名等
山崎製パン㈱武蔵野工場
㈱イトーヨーカ堂東久留米店
東京都麺類協同組合東久留米支部
イオンリテール㈱南関東カンパニー　東京・山梨事業部　イオン東久留米店

２　生活必需品等の備蓄・調達体制

寝具（毛布）については、都の発表する被害想定に基づき、年次的に整備していく。

また、女性や避難行動要支援者の視点を踏まえた備蓄物資の検討、充実に努めるとともに、その他生活必需品については、民間業者との協定に基づき、協定先から調達する。

第２節　飲料水及び生活用水の確保

１　災害時における水の確保

（１）飲料水の確保

市は、飲料メーカー等の事業者と災害時における飲料水の供給に関する協定締結を行うことにより、災害時に飲料水を供給できるよう努めている。

（２）生活用水の確保

市は、災害時において生活用水が不足する場合に備えて、震災対策用井戸に指定している井戸について、毎年、水質検査を実施し、震災対策用井戸の水質管理を行い、災害時の生活用水の確保に努めている。

【水の種類による用途】

水の種類＼用途			飲料水 調理用水	手洗い・洗顔 歯磨き 食器洗浄用	浴用水 洗濯用水	トイレ 洗浄用
水道水	直結給水※1		◎	◎	◎	◎
	貯水槽水道※2		◎	◎	○	○
	給水車	水道事業者※3	◎	◎	○	△
	給水拠点		◎	◎	○	△
ペットボトル等飲料水※4			◎	◎	×	×
井戸水※5			△	△	△	◎
雨水※6			×	×	△	◎
河川水※7			×	×	△	◎
プール水※8			×	×	△	◎
地域再生水		雑用水※9	×	×	×	◎
個別再生水			×	×	×	◎
雨水処理水			×	×	×	◎

※1直結給水とは、水道水を直接（又は、増圧ポンプ等）で建物内に給水している水であるため、上水道から安定的な供給がある場合に使用可能となる。

※2貯水槽水道とは、水道水のみを貯水槽に貯めて、建物内に給水している水であり、上水道からの供給が停止している場合には、飲料水としてのみ使用する。

※3東京都水道局、市、町の水道事業者から供給されているので、飲料水として利用し、他の用途への利用は控える。

※4ペットボトル等飲料水は、優先的に飲料水として利用し、他の用途への利用は控える。

※5井戸水は、日常から飲用に管理されている場合のみ、ろ過、消毒後、飲料水にできると考えられるが、飲料水には可能な限り□枠内の水を利用する。
※6雨水には、ゴミやチリが含まれているため、浴用には使用せず、洗濯用水に利用する。
※7河川水、※8プール水は、臭気や着色等の影響がないようであれば洗濯用水に利用する。
※9雑用水は、原則的にトイレ洗浄用として使用されているため、人に触れるような場所での利用はできない。なお、温水洗浄便座には水道水が使用されているので、利用を制限する。

【凡例】◎：最適な使用方法　○：使用可能　△：やむを得ない場合に使用可能
×：使用不可　□太枠内：飲料水として利用すべき水

２　市民等の備蓄促進

（１）市民、事業者による飲料水の備蓄を促進する。

（２）市民、事業者による水の汲み置き等生活用水の確保を促進する。

第３節　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

市は、大規模な地震が発生した場合の被害、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

１　備蓄倉庫

（１）市は、備蓄物資を避難者に迅速かつ円滑に供給できるよう、市内８か所に備蓄倉庫を整備している。

資料編　第42　備蓄倉庫整備状況（水防倉庫を含む。）

（２）市は、指定避難所として指定した学校で、一時的に使用していない教室等を活用して、分散備蓄を推進する。

２　輸送拠点

（１）広域輸送基地

都は、他県等から受け入れた緊急物資等の一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、広域輸送基地を定めている。

市が属する基地は次のとおりである。

区　分	施設名称	所在地	備　考
陸上輸送基地	立川地域防災センター	立川市緑町 3233 の２外	都総務局

（２）地域内輸送拠点

市は、緊急物資等の受け入れ、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を次のとおり定めている。

施設名	所在地
市本庁舎	東久留米市本町３－３－１

（３）地域内輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、予定した地域内輸送拠点が確保できない場合は、できるだけ速やかに代替地を選定、確保する必要がある。

市における予備輸送拠点は次のとおりである。

施設名	所在地
わくわく健康プラザ	東久留米市滝山４－３－１４

また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制の構築に努める。

第４節　輸送体制の整備

１　市の備蓄（都の事前配置分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送並びに配分の方法について決定する。

２　都福祉保健局が、市に事前配置している備蓄物資のうち、都福祉保健局長の承認を得て市が使用するものについては、市が輸送することとし、輸送体制を整備する。

第５節　輸送車両等の確保

１　庁有車両

市各部が応急対策活動に使用する車両は、第１次的には庁有車両とする。

その他の車両については、市各部の要請に基づき、災害対策総務部庁舎・調達班長がその運用を調整し配分する。

資料編　第 43　庁有車及び配車先

２ 協定に基づく車両の調達

（１）乗用車

救急活動に関して使用するものについては、民間業者から借り上げができるよう協定を結ぶ。

（２）貨物自動車

(一社)東京都トラック協会多摩支部第六地区より、協定に基づき借り上げる。

資料編　第 44　車両調達予定先一覧

（３）バ　ス

西武バス(株)と供給に関し協定を締結しておくものとする。

（４）借り上げ料金

業者から借り上げた車両の使用料金については、協定に定める場合を除き、平常時の料金を基に当該業者と協議して定める。

（５）車両燃料の確保

「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」に基づき、協定を締結している業者から市保有車両の燃料を確保する。

３　緊急通行車両等

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制（第４章　具体的な取組【応急対策】　第１節参照）により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和５３年政令第３８５号）第１２条に基づく緊急通行車両及び災害対策基本法施行令第３２条の２に基づく緊急輸送車両を優先して通行させることになる。

このため、庁有車については、応急対策等に使用する車両について、警視庁田無警察署交通課へ事前申請しておくものとする。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　食料の供給	災害対策市民部物資・給水班、災害対策教育部学校班
第２節　飲料水の供給	災害対策市民部物資・給水班
第３節　義援物資の取扱い	災害対策市民部物資・給水班、災害対策福祉保健部福祉班
第４節　輸送車両の確保	災害対策市民部物資・給水班、災害対策総務部庁舎・調達班

第１節　食料の供給

１　食料の配布基準及び配布

（１）配布基準

被災者に対する炊き出し、その他食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。この基準によりがたい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、指定避難所の期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

ただし、米飯は労力奉仕によることとし、原則として手数料は含まない。

（２）給食の範囲

給食の範囲は、指定避難所に収容された被災者及び住家が損害を受けて炊事のできない在宅避難者に対して行うものとする。

（３）給食数の把握

災害対策市民部物資・給水班及び災害対策教育部学校班は、指定避難所ごとに、毎日の必要数を災害対策総務部庁舎・調達班に報告しなければならない。

２　食料の調達

（１）被災者に対する食料の供給は、災害救助法が適用されるまでは、市が単独で行わなければならない。適用後については、都と協力して行う。

（２）炊き出し等の体制が整う３日目までは、備蓄しているクラッカー、アルファ化米又はパン等を調達し、それ以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うものとする。

（３）市備蓄の食料で不足が生じた場合は、まず、市内の民間業者から調達し、さらに不足するときは、都福祉保健局に要請する。

（４）乳幼児用として必要な調製粉乳が不足する場合は、都福祉保健局に要請する。

（５）米穀の調達は次のとおり行う。

ア　災害時における応急供給による措置

①市長は、被害の状況により、市内の登録小売販売業者から、必要量を購入する。
②①による調達量に不足のある場合、市長は都知事に調達を要請する。

イ　災害救助法が適用された場合の措置
①災害救援物資の調達は、都知事が行う。
②アにより市長が実施した米穀の調達は、災害救助法に基づき、都知事の指示により実施した救助とする。
③交通、通信等の途絶により、都知事との連絡が不能となったときは、市長は、登録卸売業者、政府倉庫又は政府指定倉庫から必要な米穀の引き渡しを受け、交通、通信等の回復後速やかに都知事へ報告する。

３　生活必需品等の配布基準及び配布

（１）配布基準

被災者に対する生活必需品等の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準によりがたい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、指定避難所の期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を得て定めるものとする。

（２）配　布

ア　生活必需品等の給（貸）与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

イ　生活必需品等の給（貸）与期限は、災害発生の日から１０日以内とする。

（３）給（貸）与する品目の決定

ア　被災者に給（貸）与する品目、数量は、被害の状況に応じて、配布基準に定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、災害救助法施行細則に定める生活必需品等の給（貸）与は、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

①寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
②外衣（洋服、作業衣、子供服等）
③肌着（シャツ、パンツ等の下着）
④身回り品（タオル、手拭、靴下、傘等）
⑤炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
⑥食器（茶碗、皿、箸等）
⑦日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
⑧光熱材料（マッチ、ロウソク、ＬＰＧ 等）
⑨その他衛生用品等

イ　災害救助法適用後は、都知事の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により

指示を受けられない場合は、上記のアより市が決定し、被災者に配布後は、直ちに都知事に報告するものとする。

（４）配布記録及び報告

福祉保健部長は、生活必需品等の配布状況を、随時、本部長に報告するとともに、配布に関する業務を完了後、速やかに本部長に報告する。

４　生活必需品等の調達

（１）被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、災害救助法が適用されるまでは、市が行わなければならない。適用後については、状況により都福祉保健局に要請する。ただし、被災地の状況により現地調達が適当と認められる場合については、市長が現地調達する。

（２）生活必需品等の指定品目及び数量は、季節及び被害の状況によりその都度定める。

（３）避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班は、避難所収容者数等に基づき、生活必需品等の必要数量を把握し、災害対策総務部庁舎・調達班に要請する。

５　物資の調達

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、市は、調達した食料及び生活必需品等を下記の場所に集積し、必要に応じて指定避難所等へ輸送する。

物資集積地には、災害対策総務部庁舎・調達班及び災害対策教育部学校班が責任者をおいて管理する。

施設名	所在地	電話番号
市役所	東久留米市本町３－３－１	042―470－7777
市立久留米中学校	東久留米市幸町５－９－11	042―471－0030
市立大門中学校	東久留米市大門町２－13－８	042―474－1753

第２節　飲料水及び生活用水の供給

１　震災時の応急給水方法

（１）給水拠点での応急給水

飲料水は、原則として、住民等自らが容器を持参し、給水拠点・応急給水所に出向き、給水を受ける。

下記の２箇所の給水拠点において、住民等への応急給水及び給水車・輸送車両への応急給水を行う。

なお、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、施設用地内に応急給水エリアが区画されている給水拠点においては、市や防災市民組織等が、あらかじめ設置されている常設給水栓を用いて応急給水を実施する。

給水拠点	最大容量㎥	確保量㎥	所在地
南沢給水所	10,000	3,330	南沢 3-9-21
滝山給水所	5,900	1,960	滝山 6-1-1

（２）車両による応急給水

市は、必要に応じて、保管されたポリタンクやウォーターバルーンなどを車両に積み、応急給水を行う。

（３）応急給水栓等を活用した応急給水

都は、給水拠点での応急給水を補完するため、市と覚書を締結の上、消火栓等からの応急給水用資器材は貸与、避難所応急給水栓からの応急給水用資器材は譲渡を行っている。

発災時、応急給水栓等を活用した応急給水については、市が、通水状況を都水道局に確認した後、災害対策市民部物資・給水班や住民が、応急給水用資器材を接続し応急給水を行う。

２　医療施設等への給水

病院や福祉施設等に対し、市は、都に給水車両等の出動を要請し、応急給水を行う。

３　都と市の役割分担

震災が発生した場合、災害対策市民部物資・給水班は、市庁舎に参集した後、指定された給水拠点に移動し、応急給水の態勢を取り、作業にあたる。

給水拠点においては、都が応急給水に必要な資器材等の設置を行い、市は住民等への応急給水を行う。

なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、市が指定した住民による応急給水を可能とし、都及び市は、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

４　飲料水の給水基準

震災時の飲料水の供給は、１日１人当たり３リットルとする。

５　飲料水の供給

市は、災害時における飲料水の供給に関する協定を締結している飲料メーカー等の工場等から飲料水の提供により供給する。

６　生活用水の供給

市は、災害時において生活用水が不足する場合には、震災対策井戸を活用して生活用水を供給する。

７　応急給水所等における応急給水

応急給水所は、指定緊急避難場所、指定避難所等を単位として設置する。

指定緊急避難場所、指定避難所等に応急給水所を設置した場合には、当該場所にその旨を表示する。

指定応急給水所等における応急給水は、災害対策市民部物資・給水班及び避難所初期活動班が連携して行う。

第３節　義援物資の取扱い

平成２４年７月３１日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

市は、都福祉保健局と連携し、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第４節　輸送車両の確保

１　車両の確保

市保有車両に不足が生じる場合、災害対策総務部庁舎・調達班長は、市内の運送業者等からの借り上げを要請し、調達する。

所要車両が調達不能になった場合は、都財務局に対して調達斡旋を要請する。

２　借り上げ車両の配車

市各部長及び各班長は、車両が必要なときは次の事項を明示し、災害対策総務部庁舎・調達班長に要請する。

①車種及び積載量
②台　数
③日時及び引渡場所

具体的な取組【復旧対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　多様なニーズへの対応	災害対策市民部物資・給水班
第２節　炊き出し	災害対策市民部地域班、災害対策教育部学校班
第３節　飲料水の安全確保	災害対策市民部物資・給水班
第４節　生活用水の確保	災害対策市民部物資・給水班
第５節　物資の輸送	災害対策市民部物資・給水班

第１節　多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、避難行動要支援者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

都は、広域的見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

また、企業、団体からの大口の義援物資については、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

第２節　炊き出し

１　震災後およそ４日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

２　炊き出しの作業は、原則として配給対象者、防災市民組織等が行うものとし、避難所初期活動班及び災害対策教育部学校班は給食、炊き出しの指揮及び連絡調整を行う。

３　市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

第３節　飲料水の安全確保

市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

また、ライフライン復旧後は、住民が「環境衛生指導班」の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

第４節　生活用水の確保

１　避難所における対応

（１）市は、各指定避難所において、避難者数に応じた生活用水を確保する。

（２）市は、学校プール、震災対策用井戸等により、生活用水を確保する。

２　事業所・家庭等における対応

上水道機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。

第５節　物資の輸送

集積する物資には、市の調達分、都からの放出分等があり、これらを計画的に集積する場所が必要である。

そのため、市では、指定避難所等へ物資を搬送するための仕分け、一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ検討された地域内輸送拠点及び物資集積地から、状況に応じた場所を選定し、都福祉保健局に報告する。

また、事前に決定した輸送並びに配分の方法を基づき、地域内輸送拠点（物資集積地）で受入れた物資を指定避難所等へ輸送する。

第１１章　放射性物質対策

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　情報伝達体制の整備	企画経営室企画調整課
第２節　市民への情報提供等	企画経営室秘書広報課

第１節　情報伝達体制の整備

市は、原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、緊急事態の区分、運用上の介入レベルの設定のための情報収集に努め、より迅速かつ機能的に対応できる情報伝達体制を構築する。

（１）防災機関相互の情報通信連絡体制

（２）防災機関等からの情報収集体制

（３）住民等への情報提供体制

第２節　市民への情報提供等

市は、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

また、その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

（１）放射性物質及び放射線の特性に関すること

（２）原子力施設の概要に関すること

（３）原子力災害とその特性に関すること

（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

（５）被害状況、消防活動状況等に関すること

（６）緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　市民への情報提供等	危機管理室環境班
第２節　住民避難	危機管理室指令班、災害対策市民部地域班、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班、災害対策教育部各班
第３節　放射線等使用施設の応急措置	危機管理室司令班、環境班、東久留米消防署、田無警察署
第４節　核燃料物質輸送車両等の応急対策	危機管理室司令班、環境班、東久留米消防署、田無警察署

第１節　市民への情報提供等

１　危機管理室環境班は、空間及び学校給食等の放射線量の測定・検査を実施し、その内容及び測定結果を公表する。

２　都や関係機関の測定データ等を収集・整理し、市民に提供する。

第２節　住民避難

市は、関係機関との連絡を密にし、原子力災害発生時には必要に応じて、次の措置を実施する。

・住民に対する避難指示等
・住民の避難誘導
・指定避難所の開設、避難住民の保護
・情報提供、関係機関との連絡

第３節　放射線等使用施設の応急措置

第３章　具体的な取組【応急対策】　第３節　１を参照のこと

第４節　核燃料物質輸送車両等の応急対策

第３章　具体的な取組【応急対策】　第３節　３を参照のこと

具体的な取組【復旧対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　保健医療活動	災害対策福祉保健部医療救護班
第２節　放射性物質への対応	危機管理室指令班、関係各部、 東久留米消防署

第１節　保健医療活動

１　住民の求めに応じて、外部被ばく線量等の測定等を実施する。

２　健康相談に関する窓口を設置する。

第２節　放射性物質への対応

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第１２章　住民の生活の早期再建

具体的な取組【予防対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　生活再建のための事前準備	市民部課税課、福祉保健部福祉総務課
第２節　トイレの確保及びし尿処理	都市建設部施設建設課、危機管理室環境班
第３節　ごみ処理	環境安全部ごみ対策課
第４節　がれき処理	環境安全部環境政策課、ごみ対策課
第５節　災害救助法等	環境安全部防災防犯課
第６節　応急教育	教育部学務課、指導室
第７節　保育対策	子ども家庭部子育て支援課、各保育園

第１節　生活再建のための事前準備

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

１　り災証明書の発行に関する事前準備

機関名	対策内容
市	１　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び都が作成したガイドラインを参考とし、住家被害認定調査手法や、り災証明書発行体制等について定める。 ２　住家被害認定調査手法や、り災証明書事務手続きに関する職員研修を実施する。 ３　り災証明発行処理の迅速化を進めるため、システムの導入を検討する。 ４　応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。
東京消防庁 東久留米消防署	１　火災による被害状況調査体制の充実 ２　市との協定締結や事前協議による火災のり災証明書交付に係る連携体制を確立する。

２　義援金の配分事務

市は、義援金の募集・配分について、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方における必要な手続を明確にする。

第２節　トイレの確保及びし尿処理

震災に伴い、ライフラインの供給が停止することにより、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、その対策を検討する。

１　対象廃棄物

対象とする廃棄物は、以下のとおり。

（１）通常のし尿：通常に収集しているし尿

（２）避難所（仮設トイレ）のし尿：指定避難所から発生する仮設トイレのし尿

２　役割分担

機関名	対　　応
市	１　公共下水道の管きょの耐震性能確保 ２　災害用トイレの確保 ３　し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ４　想定される指定避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ５　都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等
都環境局	市の対応のみでは困難となった場合に備え、市と、し尿収集関連事業者との協定等の締結を推進
都下水道局	１　流域下水道幹線の下水道管の耐震化 ２　し尿の受け入れ体制の整備

３　災害用トイレの確保

（１）災害発生当初は、避難者約５０人当たり１基、その後、避難が長期化する場合には約２０人当たり１基の災害用トイレの確保に努める。

（２）仮設トイレだけではなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立トイレ(マンホール用)等、多様な災害用トイレの確保に努める。

（３）強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。

（４）避難行動要支援者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について特に配慮する。

（５）仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

４　し尿処理体制の整備

（１）都下水道局との間で、平成２３年２月２５日に「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結し、清瀬水再生センターでのし尿の受入れ体制が整備された。今後は、し尿収集車の効率的な運用や搬入体制の充実を図る。

（２）利用可能な下水道機能を有効利用するため、学校のプール、震災対策用井戸、用水等の水を確保する。

（３）備蓄している便袋の活用及び収集体制を整備する。

（４）民間企業との協定により、バキュームカーの利用等、し尿を収集運搬できる体制を整備する。

なお、市は、平成３１年４月現在、５事業者と「災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定」を締結（単年度協定を含む）している。

５　普及啓発等

（１）市は、仮設トイレ等の設置にあたって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

（２）各機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、３日分を目標に、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。

（３）災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であるため、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施する。

第３節　ごみ処理

１　対象廃棄物

通常の生活や事業活動から発生する通常ごみで、次のものとする。

（１）生活ごみ　：家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）、缶、びん、ペットボトル、有害、プラスチック製容器包装、紙類、粗大ごみ

（２）避難所ごみ：指定避難所から発生する生活ごみ

（３）事業ごみ　：事業系一般廃棄物

２　ごみ処理体制の構築

市は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するとともに、処理機能の確保策に関する見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

第４節　がれき処理

１　対象廃棄物

（１）震災がれき　　：震災により建物が倒壊、焼失することによって発生もしくは損壊した建物を解体することによって発生するコンクリートくず、木くず、金属くず、その他瓦やモルタル片などの廃棄物

（２）有害物・危険物：アスベスト、ＰＣＢ、ガスボンベ、消火器等の有害性・危険性がある適正処理が困難な廃棄物

【その他の用語定義】

・災害廃棄物：震災がれきと災害等によって特に処理することが必要となった廃棄物及びし尿のことで、国庫補助事業の対象としての廃棄物
・解　　体：震災により焼失又は損壊した建物を廃棄物として収集できる形状に壊すこと
・撤　　去：震災により発生した震災がれきを収集し所定の搬入先まで運搬すること

２　がれき処理マニュアルの策定

市は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するとともに、震災時のがれき処理マニュアルを策定する。

３　仮置場候補地の指定

仮置場は、積み替えによるがれきの輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの臨時的な貯留用地として公園・広場等に設置する。

（１）一次集積場所・仮置場：処理（リサイクルを含む）前の震災がれき等を一定期間、分別・保管しておく場所

（２）二次集積場所・仮置場：場内に仮設中間処理施設を設置して破砕・選別、さらに仮設焼却炉で焼却処理を行い、一定期間、分別・保管しておく場所。一次集積場・仮置場で分別が不十分な場合に開設することもある。

（３）粗大ごみ等の仮置場　：生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から出る災害廃棄物（粗大ごみ等）を仮に集積する場所

第５節　災害救助法等

１　災害救助法の適用

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならない。

そのため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

（１）災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによるが、都においては次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

ア　市の区域内で住家が滅失した世帯の数が、１００世帯以上であること

イ　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が、2,５００世帯以上であって、そのうち市の区域内で住家が滅失した世帯の数が、５０世帯以上であること

ウ　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が、１２,０００世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、住家が滅失した世帯が多数あること

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受ける、又は受けるおそれがあること

（２）被災世帯の算定基準

ア　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した１世帯とみなす。

イ　住家の滅失等の認定

（ア）住家が滅失したものは、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの

（イ）住家が半壊・半焼する等著しく損傷したものは、住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの

（ウ）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

（エ）上記ア、イに該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等が堆積し、一時的に居住できなくなったもの

ウ　世帯及び住家の単位

（ア）世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

（イ）住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備

を有しているもの等については、それぞれをもって、１住家として取り扱う。

２　激甚災害法の適用

市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならない。

そのため、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

（１）激甚災害指定基準

昭和３７年１２月７日、中央防災会議が決定した。国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

（２）局地激甚災害指定基準

ア　昭和４３年１１月２２日、中央防災会議が決定した。災害を市町村段階の被害規模でとらえ、激甚災害として指定する基準を定めている。

イ　局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

第６節　応急教育

災害時における児童、生徒等の生命及び身体の安全とともに、教育活動の確保を図るため、市立の小・中学校等における災害予防対策等について万全を期する必要がある。

１　学校危機管理マニュアルの活用

（１）市立小・中学校の学校長は、都が都立学校を対象に危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、共通事項を明らかにした「学校危機管理マニュアル」に準じ、個別にマニュアルを作成する。また、市は、今後も市立小・中学校に対し、マニュアルの作成及び更新を指導する。

（２）市立小・中学校における日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に関しては、作成した「学校危機管理マニュアル」を活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

２　市立小・中学校の学校長による事前準備

（１）学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の教育、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。また、学校長不在時の代理順位を明確にする。

（２）児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練についても、教職員、児童・生徒の参加について協力する。

（３）在校中や休日等の部活動など、児童・生徒が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう、

避難計画を立案、周知徹底し、教育課程に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。

（４）登・下校時に災害が発生した場合に備え、通学路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

（５）市教育委員会、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署、東久留米市消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

（６）勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

（７）児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。

（８）学校医や地域医療機関等との連携を図る。

３　学童保育所における事前準備

学童保育所に入所している児童及びその保護者については、災害の発生に備え学校ごとに行う一斉引き渡し訓練や地区別一斉下校等に参加する。

第７節　保育対策

災害時における市立保育園児（以下「園児」という。）の生命及び身体の安全とともに、保育の確保を図るため、市立の保育園における災害予防対策等について万全を期す必要がある。

このため、子ども家庭部子育て支援課及び各保育園は、震災時の保育に関する計画を策定する。

なお、私立保育園については、市立保育園に準じて災害予防、応急対策等がとれるよう十分な指導を行う。

１　各保育園長は、保育園の立地条件等地域の実情を勘案した震災時の保育に関する計画を策定する。

２　各保育園長は、震災の発生に備えて、次のような措置を講じる。

①園児の避難訓練を実施する。
②警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署等との連絡網を確立する。
③保育時間内に震災が発生した場合、すべての保護者による引き取りは困難と予想されるため、残留園児の保護対策を検討する。

具体的な取組【応急対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　被災住宅の応急危険度判定	災害対策都市建設部応急復旧班
第２節　被災宅地の危険度判定	災害対策都市建設部応急復旧班
第３節　家屋･住家被害状況調査等	災害対策市民部り災証明班
第４節　り災証明書の発行	災害対策市民部り災証明班
第５節　義援金の募集・受付	災害対策福祉保健部福祉班
第６節　し尿処理・ごみ処理・がれき処理に関する組織体制	危機管理室環境班
第７節　トイレの確保及びし尿処理	危機管理室指令班、環境班
第８節　ごみ処理	危機管理室環境班
第９節　がれき処理	危機管理室環境班
第１０節　災害救助法の適用	危機管理室指令班
第１１節　激甚災害の指定	危機管理室指令班
第１２節　土石、竹木等の除去	災害対策都市建設部応急復旧班
第１３節　災害時の応急教育	災害対策教育部学校班
第１４節　災害時の保育対策	災害対策子ども家庭部二次避難所（保育園）班

第１節　被災住宅の応急危険度判定

被災建築物に対する二次災害防止のための被害状況調査、及び本震後の地震活動等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を的確かつ迅速に行い、必要な措置を講じることが求められるため、それぞれの役割、及び行動について記載した業務マニュアルを整備する。

１　判定の実施

市長は、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、本震後の地震活動等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、地震活動等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

（１）対象となる建築物の用途

対象となる建築物の用途は、戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎を対象とする。

住宅以外の木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の通常構法の建築物については、所有者等の「要請」に応じて調査を検討する。

（２）市の公共施設

市の公共施設は、災害時の活動拠点や指定緊急避難場所としての機能を有することか

ら、地震に備え計画的な耐震診断・耐震工事が実施されている。

地震発生後は、第一に応急危険度判定を実施する。

２　判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき、建築物ごとに当該建築物の出入口等見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。

なお､判定ステッカーには､判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

３　判定員

（１）判定員

判定の業務に従事する者として、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成７年５月１１日６総災防第２８０号総務局長決定）に基づき、東京都知事が定める応急危険度判定員で、東久留米市内に在住又は在勤するものをいう。

（２）判定員の業務

判定員は、原則として、実施本部の要請により判定業務に従事し、実施本部が定めた業務基準を遵守し、迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行なうこととする。

判定結果の中で、特に注意を必要とされた被災建築物等については、必要な措置について具申する。

４　判定コーディネーター

（１）判定コーディネーター

判定を行う際、被災建築物応急危険度判定実施本部と前項の判定員との連絡調整等に従事する応急危険度判定コーディネーターをいう。

（２）判定コーディネーターの業務

判定コーディネーターは、判定員の受入れ準備、判定チーム及び班の編成、判定結果の取りまとめ等を行なう。

【建築物の被災度判定フロー図】

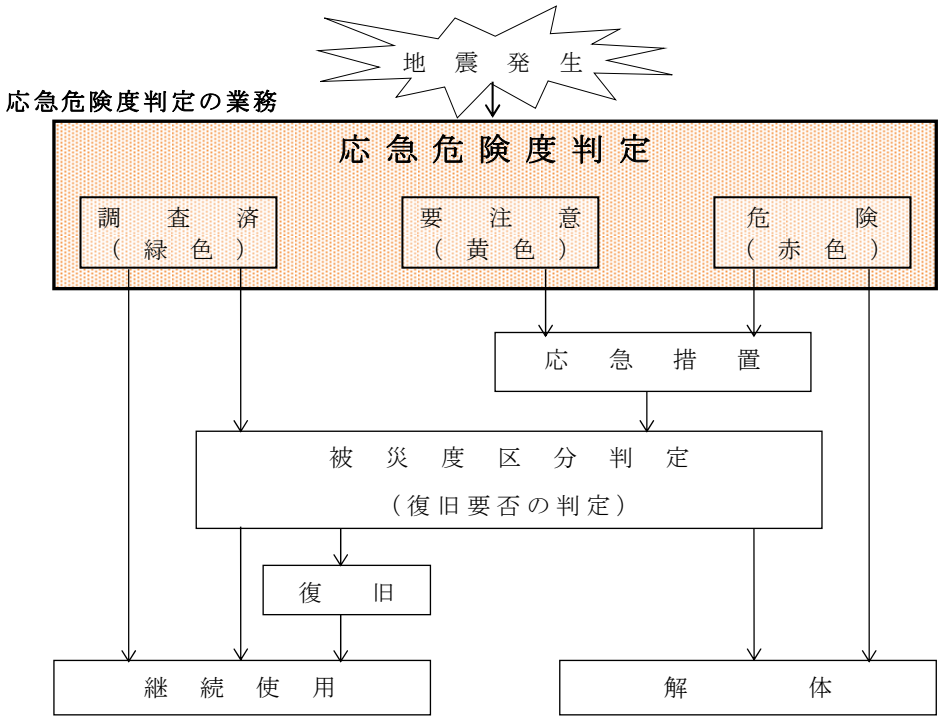

【防災ボランティア　応急危険度判定員手帳（東京都）　抜粋】

第２節　被災宅地の危険度判定

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、市民の安全確保を図る。

１　判定対象地

宅地造成等規制法第２条第１号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

２　判定の実施

（１）市は、震災等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

（２）市は、被害の規模が極めて大きく広範囲にわたる場合、必要に応じて、都知事に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

３　判定結果の表示

（１）被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」及び「調査済宅地」の３種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

（２）当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第３節　家屋･住家被害状況調査等

住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料とするため、被災直後から、家屋・住家の被害状況を把握する。

機関名	対策内容
市	あらかじめ定めた住家被害認定調査手法に基づき、火災以外の住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
東京消防庁 東久留米消防署	火災による被害状況調査の実施に向けて、市と調整する。

第４節　り災証明書の発行

市は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を発行するとともに、被災者台帳を作成する。

機関名	対策内容
市	１　家屋･住家被害状況調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、り災証明書の発行に備える。 ２　家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかに火災以外のり災証明書を発行するとともに、消防署と連携し、被災者がり災証明書を請求しやすい環境づくりに努める。 ３　調査の結果を被災者に説明しながらり災証明書を発行し、被災者から同意が得られない場合には、必要に応じて住家被害の再調査（第２次調査）を行う。 ４　り災証明書発行時に、確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
東京消防庁 東久留米消防署	市と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を支援する。

【業務手順】

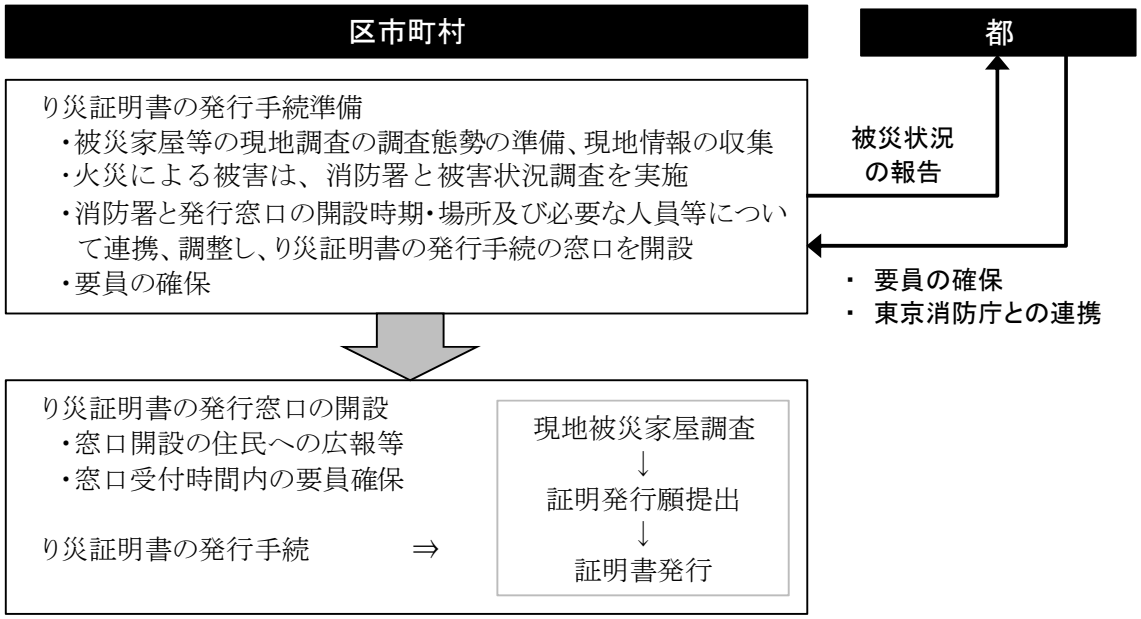

第５節　義援金の募集・受付

１　義援金募集の検討

市は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

２　義援金の受付

（１）市に寄託された義援金は、災害対策福祉保健部福祉班で受け付けるほか、銀行等に市長名義の普通預金口座を開設し、振り込みにより受け付ける。また、指定避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け付け後、災害対策福祉保健部福祉班に引き継ぐ。

（２）受領した義援金については、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。ただし、口座への振り込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

（３）義援金の受付状況については、東京都義援金配分委員会（注１）が設置された場合には、これを報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。

（注１）東京都義援金配分委員会とは、義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため都に設置される委員会であり、委員会は都、区市町村、日本赤十字社東京都支部等の関係機関から選出された委員による構成となる。

第６節　し尿処理・ごみ処理・がれき処理に関する組織体制

１　組織図

災害がれきの処分についての組織は下記のとおり。

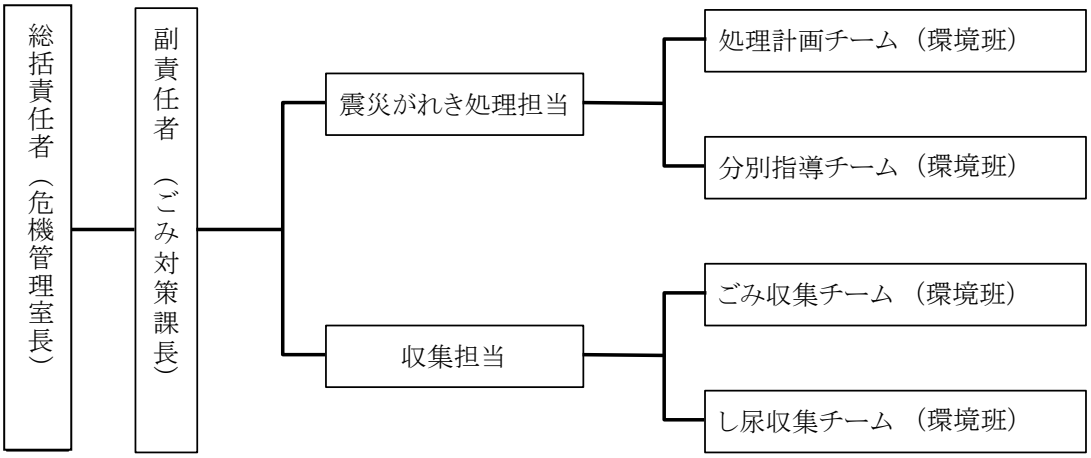

２　各チームの業務概要

チーム		担　当	業務内容
危機管理室	処理計画チーム	管理係	１　災害がれき搬出運搬車両･処理施設能力の算定及び手配 ２　ごみ・災害廃棄物処理計画の作成 ３　柳泉園組合との調整
	分別指導チーム	業務係	ごみ・災害廃棄物処理計画に基づく分別指導
	ごみ収集チーム	業務係	１　避難所ごみの収集 ２　通常ごみの収集 ３　収集委託事業者との調整
	し尿収集チーム	管理係	１　し尿処理業者との調整 ２　し尿収集体制の確立

第７節　トイレの確保及びし尿処理

市は、各指定避難所等の避難者数、災害用トイレ、し尿収集車の台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して清瀬水再生センターへのし尿の搬入を実施する。

１　仮設トイレの設置

仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの検討や設置場所の選定等を行う。

２　し尿の収集・搬入

（１）市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールなどに搬入する。

（２）市は、確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合には、都に応援を要請する。

３　避難所等における対応

（１）指定緊急避難場所における対応

ア　市は、雨水貯留槽、震災対策用井戸等によって生活用水を確保する。

イ　市は、水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

（２）指定避難所における対応

ア　被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸、河川等によって生活用水を確保する。

イ　発災後３日までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保に努める。

ウ　発災後４日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

エ　備蓄分が不足した場合には、市は、都福祉保健局に要請する。

（３）事業所・家庭等における対応

ア　上水道機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ　下水道機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。なお、携帯トイレや簡易トイレについては、燃やせるごみとして処理される旨を周知する。

第８節　ごみ処理

１　処理方針等

（１）災害発生により排出される多量のごみ等を迅速に収集処理し、被災地の環境衛生の確保を図る。

（２）危機管理室環境班は、本計画に準じて策定する災害廃棄物処理計画、又は一般廃棄物処理計画に基づきこれに対処する。

２　処理要領

（１）燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの処理については、危機管理室環境班をもって、指定避難所に設けられたごみ集積所及び被災地域のごみ集積所並びに収集可能な場所に設けられた臨時集積所を優先的に収集する。

（２）衛生上速やかに処理する必要から、燃やせるごみ（特に、生ごみ、携帯トイレ等）を優先的に収集する。

（３）被害が大きく、市職員だけで処理できない場合は、清掃業者に応援を求める。なお、人員及び車両に不足を生じたときは、他自治体及び都に応援を求めるものとする。

（４）処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、幹線道路に面した適正な空地を中継所として活用し、収集の効率化を図る。

（５）焼却処理にあたっては、柳泉園組合の全面的な協力を仰ぐものとする。

（６）柳泉園組合の焼却炉が損傷等により使用不能な場合は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書に基づき処理を依頼する。なお、この場合においては柳泉園組合に一時的にストックヤードの確保を図る。

（７）発災後の道路状況によっては、必要に応じて、ごみの収集運搬車輌を緊急車両扱いとし、緊急道路を使用して、支障なくごみの収集運搬を行えるようにする。

第９節　がれき処理

１　処理方針

（１）計画的な対応・処理

震災がれきの組成及び量をできるだけ正確に推計した上で、道路の寸断等に適切に対応しながら仮置場を適正に配置する。

既存の処理施設、最終処分場の処理・処分能力を的確に把握し、効率的な処理計画を策定し、処理を行う。

（２）リサイクルの推進

震災時に発生する多量のがれきは、建築物解体時から極力分別し、廃木材及びコンクリートがら等の再利用、再資源化を図ることで処理・処分量の軽減を図る。

（３）迅速な対応・処理

住民の生活再建の早期実現を図るため、震災がれき処理は時々刻々変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。

処理期間を定め、処理能力が不足する場合は、都内自治体での処理を調整した上で、足りない場合には都と協力して周辺や広域での処理に関して協議・調整を進める。

（４）環境に配慮した処理

震災時の混乱の状況下においても、可能な限り環境に配慮し、震災がれきを適正に処理する。

特に、建築物解体の際にはアスベストの飛散防止対策に配意するとともに、仮置場の管理者は、火災の防止等の二次的被害の防止に努める。また、なるべく早期に環境モニタリング（監視、測定）等を実施し、情報開示することで住民と十分にリスクコミュニケーションを図る。

（５）衛生的な処理

仮置場の設置にあたっては、夏場の悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生的な処理を図る。（また、一時的に多量に発生するがれき以外の廃棄物やし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応する。）

（６）安全作業の確保

震災時の収集業務等は、通常業務と異なる事態等の発生が想定されるため、作業の安全性の確保、可能な限り適切な保護具着用の徹底を図る。

２　処理計画

（１）公費負担による、がれき処理

市域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

（２）がれき処理計画の策定

発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、市域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたがれき処理計画を策定する。

（３）緊急道路障害物除去作業の準備

災害対策都市建設部応急復旧班は、発災後、市域におけるがれき処理を円滑に推進するために、道路上の障害物の状況等の調査を行い、速やかに市本部に報告するとともに、緊急道路障害物除去作業の準備を行う。

（４）緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの搬入

災害対策都市建設部応急復旧班は、発災直後、救援活動を円滑に行うため、東久留米市建設業協会の協定締結業者との連携により、速やかに緊急道路障害物除去作業を実施する。

収集したがれきは、あらかじめ定められた集積場所に搬入し、分別する。都道の緊急道路障害物除去作業に伴うがれきについても、緊急輸送路を確保するため、やむを得ない事情がある場合は、市の仮置場に搬入することを許可する。

（５）がれきの撤去及び倒壊建物の解体

ア　がれき撤去に関しては、原則としてその所有者が行うこととするが、市は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市民からの申請受付、民間業者のあっ旋等の事務を行うとともに、その適正な処理について指導等を行う体制を整える。

なお、国が倒壊建物等の解体処理について、市の業務として特別措置を講じた場合は、当該措置による。

また、災害等廃棄物処理事業が適用された場合は、公費負担で倒壊建物の運搬、処理を行うほか、解体についても事業が適用される場合は解体工事を公費負担で行うものとし、市は、被災者への申請等の案内、処理事業者との調整等を行うものとする。

イ　がれきを種類別に分別して搬出させるとともに、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

（６）がれきの仮置場の設置

仮置場は、積み替えによるがれきの輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの臨時的な貯留用地として、事前に検討した候補地（公園・広場等）に設置する。

（７）がれき仮置き後の中間処理・再利用・最終処分

「がれき処理マニュアル」に準じ、適切に処置する。

３　処理に必要な協力体制について

がれきの処理にあたっては、次の業務に関して、東久留米市建設業協会等関係業者に、資器材の提供を含めた協力を求め、効率的に実施する。

（１）倒壊建物の解体・がれきの撤去

ア　倒壊建物の解体業務

イ　発生がれきの撤去業務

（２）がれき仮置場の設置

ア　仮置場の維持管理業務

イ　仮置場からのがれきの搬出

（３）がれきの中間処理、再利用、最終処分

ア　廃木材・コンクリートがら等破砕処理

イ　廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供

ウ　再利用施設への搬入

エ　再利用施設での優先的な処理

オ　最終処分場への搬入

４　都への報告

市は、震災発生後３日目以降に廃棄物処理施設及び家屋等、並びに震災がれきの発生量等について、都環境局に随時報告する。

≪がれき処理の基本的流れ≫

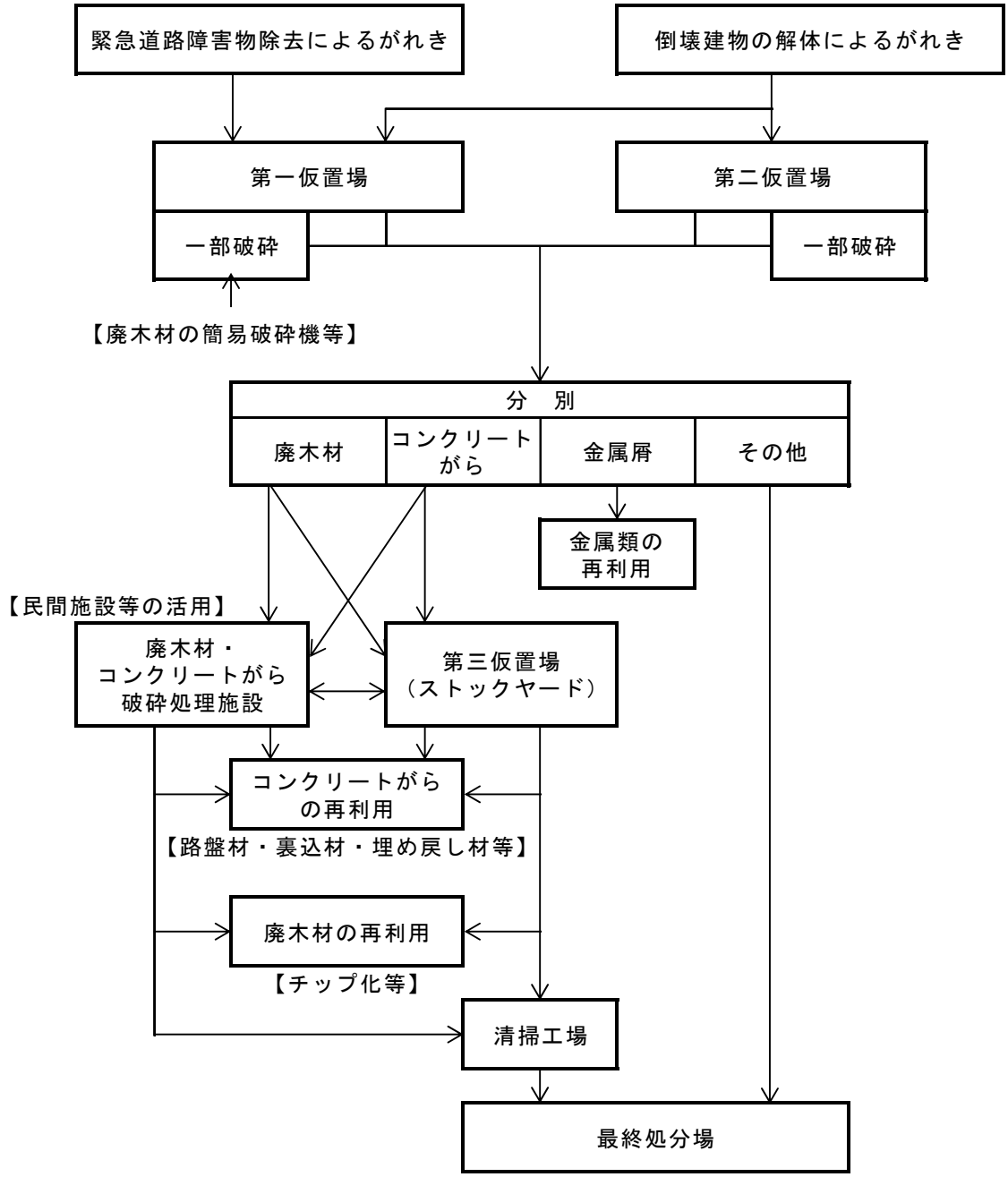

第１０節　災害救助法の適用

１　救助の実施

（１）都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は災害救助法第２条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

（２）市長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長に委任する。

（３）災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法の規定による救助の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に基づく救助に着手し、その状況をただちに都知事に報告する。また、その後の処理について都知事の指示を受ける。

２　災害救助法の適用手続き

（１）適用の手続き

ア　災害に際し、市における災害が前記の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長はただちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。

イ　災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法の規定による救助の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に基づく救助に着手し、その状況をただちに都知事に報告する。また、その後の処理について都知事の指示を受ける。

ウ　市本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て、適用手続きをとる。

（２）要請事項

市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局（総合防災部）に対して、無線電話等により、次に掲げる事項を伝達し、後日文書によりあらためて処理する。

①災害発生の日時及び場所
②災害の原因及び被害の状況
③適用を要請する理由
④必要な救助の種類
⑤適用を必要とする期間
⑥既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
⑦その他必要な事項

（３）実施報告

各部長は、所掌する救助事務について実施の都度又は完了後速やかに市長に報告する。

第１１節　激甚災害の指定

大規模な震災被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

１　激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

２　激甚災害指定手続

（１）大規模な震災が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断する。

（２）中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

【激甚災害指定の流れ】

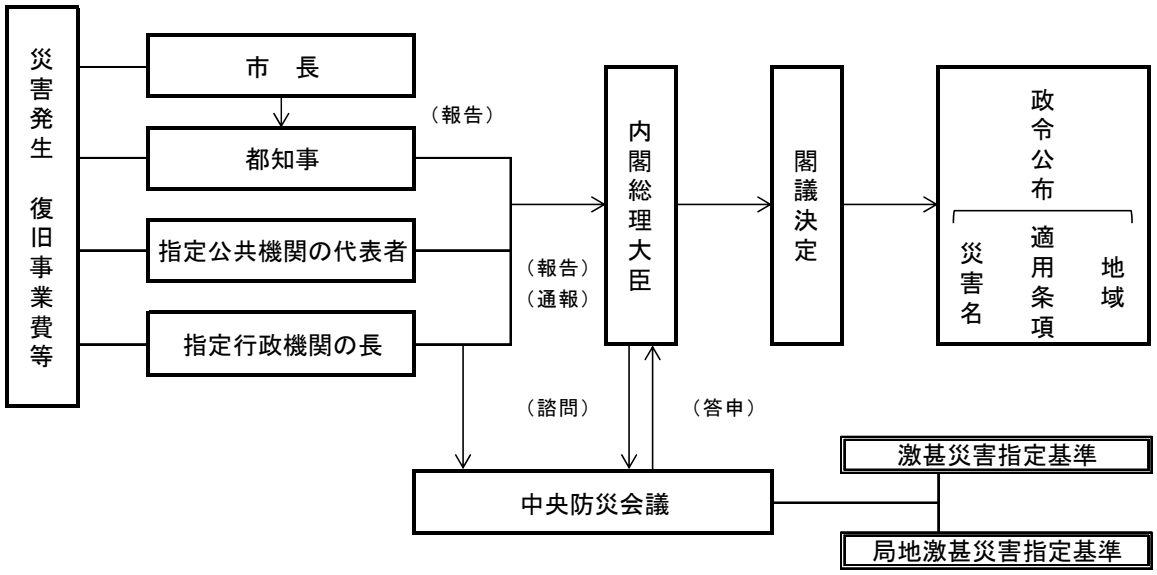

３　特別財政援助等の申請手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

４　激甚法に定める事業及び関係局

激甚法に定める事業及び都関係局は、都地域防災計画のとおりとする。

都地域防災計画　震災編（令和元年修正）[別冊資料]資料第 153　激甚災害法に定める事業及び関係局（都総務局）

第１２節　土石、竹木等の除去

災害救助法施行令第２条にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去」の指針を明らかにする。

１　土石、竹木等の除去計画

機関名	対　策
市	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	１　災害救助法適用後は、市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積場所等を定める。 ２　土石、竹木等の除去を実施する際は、第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、資器材等が不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接市からの派遣を求めて対処する。 ３　資器材、労力等が不足する場合については、東京建設業協会等に要請し、労力等の提供を求める。

２　土石、竹木等障害物除去の対象となる者

（１）自らの資力では、当該障害物を除去することができない者（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）

（２）居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態である者

（３）当面の日常生活が営み得ない状態にある者（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）

（４）住家が半壊又は床上浸水した者（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）

（５）原則として、災害救助法の適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けた者

第１３節　災害時の応急教育

１　学校施設における応急対策

（１）児童・生徒の安全確保を図るため、あらかじめ作成した避難計画に基づいて行動する。

（２）学校長は、自衛防災組織を編成して、役割分担に基づいて行動する。

（３）緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

（４）指定避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、本震後の地震活動や火災予防についても十分な措置をとる。

２　災害時の対応に関する学校長又は代理者等の役割

（１）休日等の部活動などを含めて、児童・生徒が在校中、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合は、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内等の適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。

（２）避難計画に基づき、児童・生徒の保護者への安全な引き渡しを図る。

（３）災害の規模、児童・生徒や教職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況等を速やかに把握し、市教育委員会へ報告する。

（４）状況に応じ、市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

（５）応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

（６）学校が指定避難所となった場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、指定避難所として開放できる部分を指定し、市民の協力を得るように努める。

（７）応急教育に向けた具体的な計画を作成した場合、市教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。

（８）勤務時間外に災害が発生した場合、教職員は各所属校に参集する。各学校及び災害対策教育部学校班（派遣された職員）は、参集した教職員の所属、役職、氏名を確認し、市本部に報告する。

３　学童保育所における震災時の体制

（１）授業が行われている時に震災が発生した場合は、指導員の出勤を原則とし、出勤次第、学校長の指揮・監督下に入り、指示に従って児童の避難活動を行う。

（２）学童保育所開設時で入所児童の一部又は全員が指導員の指揮下に入っており、また学校に在校児童がいる時に震災が発生した場合は、安全確認後、指導員の引率により他の在校児童と合流し、学校長等と協力して避難活動を行う。

（３）学校休業日など学童保育所に入所している児童のみが学校にいる時に震災が発生した場合は、災害対策子ども家庭部二次避難所（保育園）班の指示により、指導員は児童の安全確保及び避難活動を行う。

（４）震災の発生により、学校が午後休校となった場合で、安全が確認できた時は、保護者等へ連絡をとり、集団で帰宅させる。また確実に保護者等へ児童の引き渡しが必要な場合は、「緊急時の引き取りカード」に基づき、安全な引き渡しを図り児童を帰宅させる。

（５）その他については、学童保育所危機管理マニュアルに準ずる。

第１４節　災害時の保育対策

１　各保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じる。

２　各保育園長は、震災の規模、職員の安否状況及び施設、設備等の被害状況を把握して態勢を整備するとともに、園児の被災状況を調査し、市本部（子ども家庭部）に報告する。

３　各保育園長は、あらかじめ作成した震災時の保育に関する計画に基づき、受け入れ可能な園児は、保育園において保育する。また、残留園児の保育については、必要な職員を確保し万全の措置を講じる。

４　各保育園長は、震災の状況推移を把握し、子ども家庭部と緊密な連絡のうえ、通常の保育の早期再開に努める。

５　子ども家庭部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、各保育園長はその指示事項の徹底を図る。

具体的な取組【復旧対策】

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　被災住宅の応急修理	災害対策都市建設部応急復旧班
第２節　応急仮設住宅の供給	災害対策都市建設部応急復旧班
第３節　建築資材等の調達	災害対策都市建設部応急復旧班
第４節　被災者の生活相談	災害対策市民部地域班、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班、関係各部
第５節　義援金の募集・受付・配分	災害対策福祉保健部福祉班
第６節　被災者の生活再建資金援助等	災害対策福祉保健部福祉班
第７節　職業のあっ旋	災害対策福祉保健部福祉班
第８節　租税等の徴収猶予及び減免等	災害対策市民部応援班
第９節　その他の生活確保	災害対策福祉保健部福祉班
第１０節　災害復旧時の応急教育	災害対策教育部学校班
第１１節　中小企業への融資	災害対策市民部地域班
第１２節　農林漁業関係者への融資	災害対策市民部地域班
第１３節　労働力の確保	災害対策総務部動員班
第１４節　がれき処理の実施	危機管理室環境班
第１５節　災害救助法の運用等	危機管理室指令班

第１節　被災住宅の応急修理

１　住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住居の居住性を維持する。

また、同時に、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

（１）対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自己の資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

（２）対象者の調査及び選定

被災者の資力その他生活条件等の調査及び市長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、市が募集・受付･審査等の事務を行う。

（３）対象戸数

ア　修理対象戸数は、都知事が決定する。

イ　災害救助法適用前においては、市長が災害の状況に応じて、その都度定める。

２　応急修理の方法

（１）修　理

ア　災害救助法の基準に基づき、都が定める応急修理基準により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

　修理は、都が提示する(一社)東京都建設業協会の協力業者名簿から、市が指定する業者により行う。

イ　市が実施する場合は、東久留米市建設業協会の協力を得て行う。

（２）経　費

１世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

（３）期　間

原則として、災害発生の日から１か月以内に完了する。

３　事務処理の方法

都市建設部は、応急修理の実施状況について、修理完了後、速やかに本部長に報告する。

≪事務処理手順≫

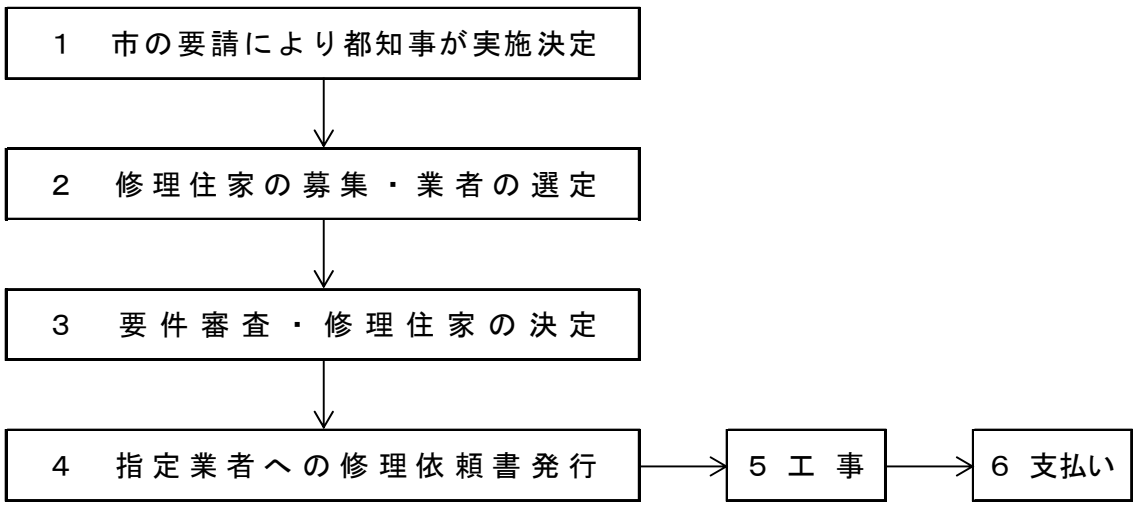

４　応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、市は、必要な帳票を整備する。

第２節　応急仮設住宅の供給

１　供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対し、応急的な住宅を供給する。

なお、応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

２　応急仮設住宅の供給

（１）公的住宅の供給

ア　市は、都に対し、都営住宅等の空き家の提供を依頼する。

イ　都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、(独)都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

（２）民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

（３）応急仮設住宅の供給

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設（建設型応急住宅）し、被災者に供給する。

項　目	内　容
供給戸数	供給戸数は、都知事が決定する。
建設予定地の確保	１　あらかじめ、次の点を考慮の上、予定地を決定する。 ①接道及び用地の整備状況 ②ライフラインの状況（埋設配管） ③広域避難場所などの利用の有無 ２　市は、常に最新の建設予定地の把握に努める。
建設地	都は、市が決定した建設予定地の中から建設地を選定する。 ただし、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間での融通を行う。
構造及び規模等	１　平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅（福祉仮設住宅）とする。 ２　１戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ３　１戸あたりの設置費用については、国の定めによる。
建設工事	１　災害発生の日から２０日以内に着工する。 ２　都は、(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会又は(一社)全国木造建設事業協会があっ旋する建設業者に建設工事を依頼する。なお、必要に応じ、他の建設業者に依頼することもある。

項　目	内　容
	３　工事の監督は都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合は、区市町村等に委任する。 ４　市が実施する場合は、東久留米市建設業協会等の協力を得て行う。
その他	市は、東京消防庁による防火安全対策について、入居者に対して指導を行う。

３　入居者の選定

（１）入居資格

ア　次の各号に全て該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

①住家が全焼、全壊又は流失した者
②居住する住家がない者
③自らの資力では住家を確保できない者

イ　使用申し込みは、１世帯１か所限りとする。

（２）入居者の募集・選定

ア　都は､応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し､市に住宅を割り当てるともとに、入居者の募集及び選定を依頼する。

イ　割当に際しては、原則として市域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

ウ　市が住宅の割当を受けた場合には、被災した市民に対し、応急仮設住宅の入居の募集を行う。

エ　入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、市が入居者の選定を行う。
選定にあたっては、避難行動要支援者が優先される。

４　応急仮設住宅の管理

（１）応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行い、入居者管理は市が行う。

（２）市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

（３）補修、修繕等のメンテナンスが発生した場合、市から(一社)プレハブ建築協会のあっ旋する建設業者に依頼する。

（４）市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

（５）入居期間は、国（内閣総理大臣）が定める基準に従い、都が定める期間による。

５　事務処理の方法

事務処理の手順は次のとおりである。

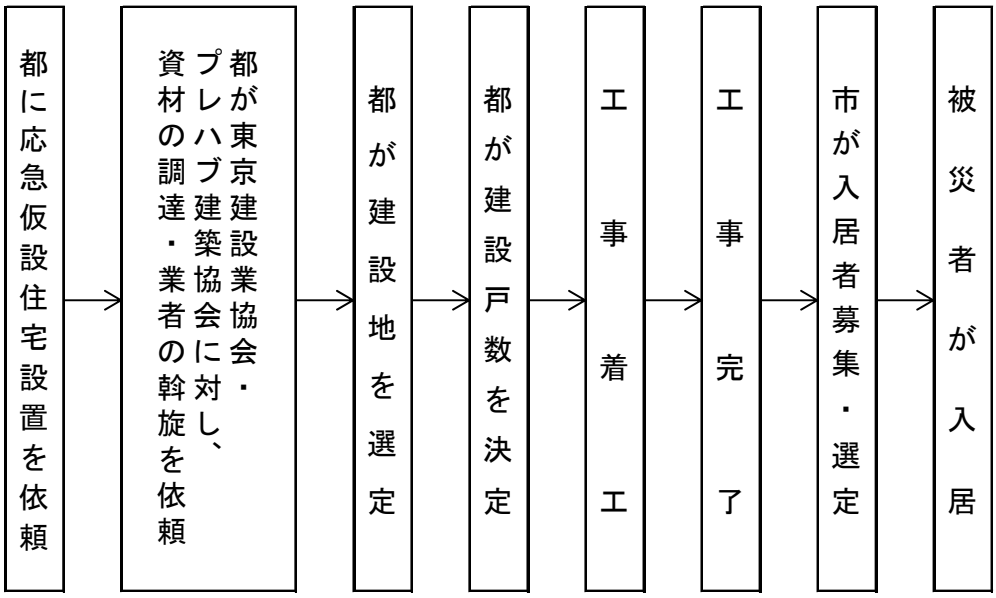

第３節　建築資材等の調達

応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理に要する資材等の調達は都が対応するが、災害救助法が適用されない場合は、市が建設業者を通じて迅速に調達する。

１　応急仮設住宅資材等の調達

（１）資材等は、(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会があっ旋する建設業者を通じて調達する。

（２）必要に応じて、国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

（３）仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

２　災害復旧用材（国有林材）の供給

（１）農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需要の安定のため、災害復旧用木材（国有林材）の供給を行う。

（２）災害復旧用材の供給は、都知事、市長等からの要請により行う。

第４節　被災者の生活相談

市は、被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進するとともに、被災者からの申請により、東京消防庁東久留米消防署と連携して、り災証明を発行する。

１　相談所

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じ、速やかに関係機関に連絡して対応を要請する。

相談所業務は、災害対策市民部地域班が行うが、関係部班、関係機関はそれぞれの担当分野において連携協力する。

なお、状況により、相談所が設置できないときは、各指定避難所の責任者が相談等に応ずる。

相談所は、指定避難所等に臨時に開設するほか、状況に応じて広報車等の巡回により実施するものとし、開設時期は、災害発生後、極力早期とする。

２　避難行動要支援者対策

市は、関係機関、防災市民組織、民生委員、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者個々人に対応する安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。

同時に、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班は、災害時要援護者対策班等から情報を収集するなど、総合調整を図る。

３　外国人への対応

東久留米市国際友好クラブ等に協力を要請し、外国人に対する相談を行う。

４　東京消防庁東久留米消防署の対応

（１）被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。

ア　被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

イ　電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

ウ　危険物施設等における、本震後の地震活動に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

（２）災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。

第５節　義援金の募集・受付・配分

１　義援金

（１）市は、寄託者より受領した義援金を、東京都義援金配分委員会に送金するまでの間、「預り金」として義援金受付口座に一時保管する。

（２）市は、東京都義援金配分委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、速やかに被災者に配分する。

（３）市は、被災者への義援金の支給状況について、東京都義援金配分委員会に報告する。

２　義援品

義援品（義援物資）については、「第１１章 物流・備蓄・輸送対策の推進」に記載するほか、以下のとおり。

（１）市が直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

（２）被災者に対する義援品の配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。

（３）義援品については、状況に応じて適宜指定された公共施設等に一時保管する。

３　配　分

配分計画の立案は、災害対策福祉保健部福祉班において行う。

【義援金受付・配分の流れ】

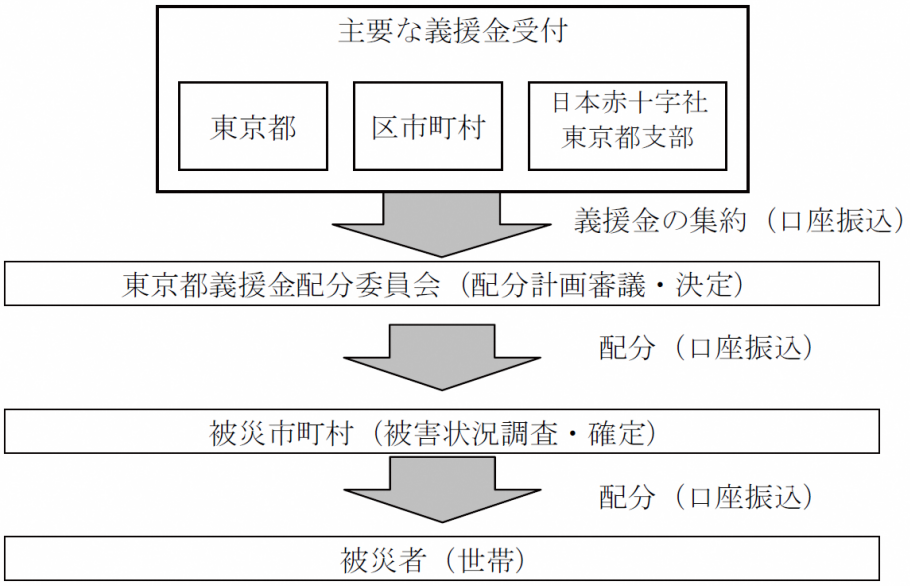

第６節　被災者の生活再建資金援助等

１　災害弔慰金等の支給

（１）災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第２８号）第３条に基づき、地震等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

（２）災害障害見舞金

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第２８号）第９条に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して、災害障害見舞金を支給する。

（３）日赤東京都支部による災害救援金

日赤東京都支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災した市民に対して、災害救援金（品）の配分を行う。

災害対策福祉保健部福祉班（福祉総務課等）は、被災者に対して、この制度の紹介を行う。

２　市が実施する生活資金貸付

市は、災害等により被災し、応急に資金を必要とする場合に、東久留米市生活資金貸付条例に基づく生活資金を貸し付ける。

３　社協が実施する緊急小口資金貸付

東京都社会福祉協議会は、低所得世帯で被災によって緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、緊急小口資金を貸し付ける。

４　災害援護資金の貸付

市は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

５　生活福祉資金の貸付

東京都社会福祉協議会は、低所得者世帯を対象に、災害救助法の適用に至らない自然災害により家財等に被害を受けた世帯の生計中心者に対して、生活の立て直し資金として、生活福祉資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

６　被災者生活再建支援金の支給

都福祉保健局は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。

災害対策福祉保健部福祉班は、この支援金の申請を受付け、都に報告する。

第７節　職業のあっ旋

市は、被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等、必要な計画を策定する。

第８節　租税等の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法及び市条例による租税等の徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

１　関係各機関における対応

（１）市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画の策定について検討する。

（２）都主税局は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都都税条例による期限の延長、徴収猶予及び減免等、都税の納税緩和措置を、それぞれの実態に応じて講じる。

（３）東京労働局は、災害により、労働保険適用事業主が期限までに労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき１年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講じる。

（４）その他関係機関の生活支援策は次のとおりであり、迅速に実施するものとする。

機関名	対策内容
日本郵便(株)	１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ２　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ３　被災地あて救助用郵便物の料金免除 ４　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本放送協会	１　ＮＨＫ厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 ２　被災者の受信料免除 ３　状況により避難所へ受信機を貸与
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本） エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株) (株)ＮＴＴドコモ	１　ＮＴＴの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ２　災害救助法適用地域の契約者の電話料金の支払期限の延長 ※料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示するほか、報道発表等でその旨を周知する。

２　市税の納税緩和措置

（１）期限の延長

震災により、納税義務者等が期限内に申告、その他書類の提出、又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

①災害が広域にわたる場合は、市長が職権により、適用の地域及び期限の延長日を指定する。

②その他の場合で、被災納税義務者等による申請があったときは、災害が収束したあと２か月以内に限り、市長が納付期限を延長する。

（２）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等をいっときに納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

（３）滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

（４）減　免

被災した納税義務者に対し、該当する税・科目について次により減免を行う。

税・科目	減免の内容
個 人の市民税 （個人の都民税を含む。）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により、著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地について、被災の程度に応じて減免を行う。
介護保険料	災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて徴収猶予、減免を行う。

第９節　その他の生活確保

１　保育運営費保護者負担金

災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて減免を行う。

第１０節　災害復旧時の応急教育

１　学校長又は代理者の役割

（１）教職員等の安否状況を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。

（２）市教育委員会と連携し、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達を徹底する。

（３）事前に定められた応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。なお、指導にあたっては、健康管理、安全教育及び生活指導に重点を置くとともに、心のケア対策にも十分留意する。

（４）教育活動の再開にあたっては、児童・生徒の安否確認と通学路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。

（５）他の地区に避難した児童・生徒については、教職員が分担して地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記（３）に準じた指導を行う。

（６）指定避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には市教育委員会に報告するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。なお、校舎が被災した場合は、次により応急教育を実施する。

【応急教育実施の予定場所】

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の校舎の一部が 被害を受けた場合	・特別教室 ・体育館
学校の校舎の全部が 被害を受けた場合	・地域センター等の公共施設 ・隣接学校の校舎
特定の地域全体について 相当大きな被害を受けた場合	・最寄りの学校、地域センター等の公共施設 ・応急仮設校舎

（７）災害の状況推移を把握し、市教育委員会と緊密に連携して、早期に平常授業が再開できるよう、具体的な取組みを実施する。また、再開時期は、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。

２　市教育委員会の役割

（１）学校長等からの校舎等被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかな復旧に努める。

（２）被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、指導主事は、被災学校の運営について、助言と指導にあたる。

（３）学校給食については、施設、設備の状況を学校と連携して速やかに確認し、災害により被害があっても、できる限り継続して実施する。なお、給食施設を有する学校が指定避難所として利用された場合は、炊き出し用に施設、設備が使用されるため、学校給食との調整について留意する必要がある。

（４）教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

（５）都内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。

（６）市立小・中学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合には、学校長及び都教育委員会と協力し、授業再開計画等を作成するとともに、児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

３　都教育委員会の役割

都教育委員会は、都内学校間の教職員の応援体制について、市教育委員会と必要な調整を行う。

４　市の役割

（１）教育施設の修理

災害対策教育部学校班は、災害拡大のおそれがなくなり、応急教育を実施できる見込みとなった際は、修理の必要な教育施設を選定し、市本部を経由して災害対策都市建設部応急復旧班に修理・復旧を要請する。

また、状況により、被災を免れた市立学校施設の相互利用、プレハブ校舎の建設、他の公共施設の利用を図り、授業を早期に再開させる。

（２）教員の確保

災害対策教育部学校班は、教職員の被害状況、参集状況をもとに教員の適正配置を行い、授業を行える態勢を整える。

５　学用品の調達及び給付

（１）給付の対象等

震災により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小・中学校の児童・生徒（私立学校を含む。以下本節において同じ。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給付する。

（２）給付の時期

ア　教科書については、災害発生日から１か月以内、その他については１５日以内とする。

イ　交通、通信等の途絶により、学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

（３）給付の方法

ア　学用品の調達は、原則として都が一括して行い、小・中学校の児童・生徒に対する給付は、市が行う。

イ　学用品の給付を迅速に行うために都知事が職権を委任した場合は、市長が市教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給付までの業務を行う。

（４）費用の限度

ア　教科書

支給する教科書（教材を含む。）の実費

イ　文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

６　学校納付金等の減免等

市教育委員会は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免等について、必要な計画を策定する。

第１１節　中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

第１２節　農林漁業関係者への融資

災害により被害を受けた農業者又はその組合等に対し、農業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講じる。

１　(株)日本政策金融公庫による融資

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、(株)日本政策金融公庫から貸し付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

２　経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の摘要を受けて、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。

また、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第１３節　労働力の確保

災害復旧時においては、膨大な労働力が必要となり、労務供給については、市の職員のみでは必ずしも十分ではない。

円滑な復旧対策活動の推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める。

１　雇い上げ

労働者の雇い上げは、公共職業安定所及び(公財)城北労働･福祉センターに協力を求め、雑役・土工など類似の労働に耐えうる能力のある者を対象とする。

２　労務供給手続

（１）市（災害対策総務部動員班）は、東京労働局及び(公財)城北労働・福祉センターに対し、労務供給（必要な労働者の確保又は求職者の紹介）を一括して要請する。

（２）市は、東京労働局及び(公財)城北労働・福祉センターより、労務確保の通報を受理した後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、労働者の引き渡しを受ける。

（３）賃金は、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、ただちに支払う。なお、雇い上げした労働者の賃金は、公共事業設計労務単価表に定めるところによる。

（４）市は、作業終了後、就労現場より待機場所又は適宜の交通機関までの労働者輸送につ

いて協力する。

第１４節　がれき処理の実施

解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

（１）所管区域内の一次集積場所の集積や運搬状況等を把握する。

（２）処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。

（３）実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保する。

第１５節　災害救助法の運用等

１　災害救助法適用の公布

災害救助法が適用されたときは、都知事により次のとおり公布される。

> 公　告
>
> ○月○日発生の○○災害に関し、○月○日から○○区市町村の区域に
> 災害救助法（昭和22 年法律第118 号）により救助を実施する。
>
> ○年○月○日
>
> 東京都知事　○○　○○

２　救助の種類

（１）災害救助法に基づく救助は、被害者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

①指定避難所及び応急仮設住宅の供与
②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④医療及び助産
⑤被災者の救出
⑥被災した住宅の応急修理
⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑧学用品の給与
⑨埋葬
⑩死体の捜索及び処理
⑪災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（２）救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を要する者に対し、金銭を給付することができる。

（３）救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき、都知事が定め、市ほか関係機関に通知する。

３　救助の実施方法等

（１）災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階があり、これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

都地域防災計画　震災編（令和元年修正）[別冊資料] 資料第 165　災害報告の様式

（２）救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。

都地域防災計画　震災編（令和元年修正）[別冊資料]資料第 166　日毎の記録を整理するために必要な書類

（３）救助の程度・方法・期間

救助の程度・方法及び期間については、都地域防災計画のとおりとする。

なお、基準額については、都規則に基づき適宜改定が行われる。

都地域防災計画　震災編（令和元年修正）[別冊資料]資料第 167　災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、市区町村）

４　従事命令等

（１）命令の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事には、次のような権限が付与されている。

命令種類	権　限
従　事	一定の業種の者を、救助に関する業務に従事させる権限 （例）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
協　力	被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限 （例）被災者を炊き出しに協力させる等

命令種類	権　限
管理、使用、保管及び収用	特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 １　管　理 救助を行うために特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等特定の施設を管理する権限 ２　使　用 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり、土地、家屋、物資を物的に利用する権限 ３　保　管 災害の混乱時に、放置することができない救助その他緊急措置に必要な物資を一時的に業者に保管させておく権限 ４　収　用 震災の際、必要物資を多量に買いだめしたり、売り惜しみをしたりするような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

（２）従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範　囲	令和２年度費用（日当）の限度額	期　間	備　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり ①医　師：21,600 円以内 ②歯科医師：20,700 円以内 ③薬剤師：17,900 円以内 ④保健師・助産師・看護師：16,800 円以内 ⑤土木・建築技術者：16,200 円以内 ⑥大　工：25,600 円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第３部

災害復興計画

目　次

（震 3-）
第１章　復興の基本的考え方..... 1
　第１節　生活復興..... 1
　第２節　都市復興..... 2
　第３節　復興の全体像..... 2
第２章　復興本部..... 3
　第１節　復興本部の設置..... 3
　第２節　復興本部の組織・運営..... 3
第３章　復興計画の策定..... 4
　第１節　災害復興基本方針の策定..... 4
　第２節　災害復興計画の策定..... 4
　第３節　特定分野計画の策定..... 4
　第４節　復興計画の策定手順及び期間..... 5
　第５節　被災者総合相談所の設置..... 6
　第６節　特定大規模災害..... 6

第１章　復興の基本的考え方

大規模な震災被害が発生したときは、都市基盤の崩壊により、建築物の倒壊、火災の発生、経済活動の停止など、市民の暮らしは深刻な影響を受ける。この場合、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

また、復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように、住宅、保健、医療、福祉、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

こうしたことから、都は、平成１５年に阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、協働と連帯による復興を基本とする「東京都震災復興マニュアル」を作成した。

市においても、都の復興マニュアルを踏まえ、復興体制等の整備を図る。

復興の基本的考え方は、以下のとおりである。

第１節　生活復興

１　生活復興の目標

（１）第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。

（２）心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していけるようにする。

２　生活復興の推進

（１）個人や企業は、自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、都と連携して、被災者の復興活動が円滑に進むように、公的融資や助成、情報提供、指導・相談等を通じて、自立のための環境整備を行う。

（２）自力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための直接支援を行う。

第２節　都市復興

１　都市復興の目標

（１）東久留米市長期総合計画及び東久留米市都市計画マスタープランを基本とし、被災前よりも質の高い都市像の実現を目標とする。

（２）復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことが出来る「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

２　都市復興の推進

（１）大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。

（２）復興地域の住民との合意形成を図りつつ、市、市民、都、企業、国等との「協働と連帯による都市づくり」を行う。

第３節　復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と住民間の復興のあり方に関する合意が必要である。そのため、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域の組織がある場合はそれが母体とし、無い場合は新たな組織づくりを行う必要がある。

復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」、「行政主導による復興」、「地域力を活かした地域協働復興」等のパターンが考えられる。

第２章　復興本部

第１節　復興本部の設置

１　市災害復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が市域内で相当の範囲に及び、かつ震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合、発災後１週間を目途に市災害復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。

市復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常の行政組織とは別に臨時組織として設置する。

２　市災害復興本部の廃止

本部長（市長）は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市復興本部を廃止する。

第２節　復興本部の組織・運営

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する必要がある。

市では、職員の人員体制等の観点から、当面は災害対策本部に準じた組織で対応することとし、復興本部の組織については、今後検討する。

第３章　復興計画の策定

本部長は、震災発生後、市復興本部を設置し、復興に係る基本方針を策定するとともに、被災後６か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

第１節　災害復興基本方針の策定

本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、被災後２週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。

災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

①くらしの早期再建と安定
②安全で快適な生活環境づくり
③災害に強いまちづくり
④雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第２節　災害復興計画の策定

本部長は、災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と、市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

第３節　特定分野計画の策定

生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

１　生活復興

（１）住宅の復興

市は、住宅復興のための施策として、個人や企業の自力による復興を基本としつつ、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」などにより、震災発生後、早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、都と連携して、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

（２）くらしの復興

市は、都が、くらしの復興を早期に実現するため、保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じることについて、協力する。

また、ボランティアやＮＰＯ等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの

市民団体等との連携のもと、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

２　都市復興

（１）都市の復興

市は、都と調整を図りながら、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」を作成する。

また、無秩序な建築の制限を行う建築制限や、都市計画マスタープランの方針に基づき、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成について検討する。

（２）産業の復興

市は、震災からの産業の復興にあたって、都と連携しながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策を進める。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、農業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等の斡旋、物流の安全など、総合的な対策を講じる。

第４節　復興計画の策定手順及び期間

復興計画の策定手順及び期間は、基本的に以下のとおりとする。

１　本部長は、災害復興計画検討委員会を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。

２　本部長は、災害復興計画検討委員会の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後６か月を目途に、災害復興計画を策定し、公表する。

期　間	内　　容
２週間以内	災害復興基本方針の決定 災害復興計画検討委員会開催
１ヶ月以内	災害復興計画の基本理念等決定
３ヶ月以内	財政計画の調製
４ヶ月以内	震災復興計画の原案策定 市民への提示及び意見集約
５ヶ月以内	特定分野計画との調整
６ヶ月以内	東京都震災復興計画との調整
６ヶ月以後	震災復興計画、特定分野計画策定公表

第５節　被災者総合相談所の設置

復興対策の本格化に応じて、都や関係機関との連携･協力により、福祉をはじめとする数多くの行政分野を網羅する被災者総合相談所を設置する。

なお、都は、被災者の復興まちづくりを円滑に実施し、被災住民の生活の早期安定を図るために、東京弁護士会など２０の専門団体と協定を締結し、専門相談やまちづくり支援班の派遣並びに平常時からの連携・支援体制を整備している。

市においても、地域振興に向けた活動を支援する仕組みづくりを検討する。

第６節　特定大規模災害

都は、市が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた場合、市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

市は、復興整備事業に係る許認可等の要件緩和措置や災害復旧事業の国や都への代行要請等を行うことができる。

第４部

南海トラフ地震等防災対策

（東海地震事前対策を含む）

目　次

（震 4-）
第１章　南海トラフ地震等防災対策..... 1
　第１節　南海トラフ地震に関する情報..... 1
第２章　東海地震事前対策..... 4
　第１節　対策の考え方..... 4
　第２節　防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱..... 6
　第３節　災害予防対策..... 6
　第４節　東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応..... 11
　第５節　警戒宣言時の対応措置..... 17
　第６節　市民・事業所等のとるべき措置..... 45

第１章　南海トラフ地震等防災対策

南海トラフ地震等防災対策は、平成 25 年５月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めるものであり、また、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域には該当しないため、本市の対策に直接結びつくものではない。

さらに、南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい。

このため、本市の対策は、第１部から第３部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

なお、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報については、本市においても市民等への伝達が必要となるため、以下に整理する。

第１節　南海トラフ地震に関する情報

第１　南海トラフに関連する情報の発表

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報の種類と条件は次表のとおり。

○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表する。
○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。
○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	１　南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ２　観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	１　観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ２　「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第２　「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと付記する条件

気象庁は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から５分～３０分後	調査中	次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード６．８以上の地震が発生 ・１ヶ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でも、それに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード８．０以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード７．０以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	巨大地震警戒又は巨大地震注意の、いずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第３　南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。

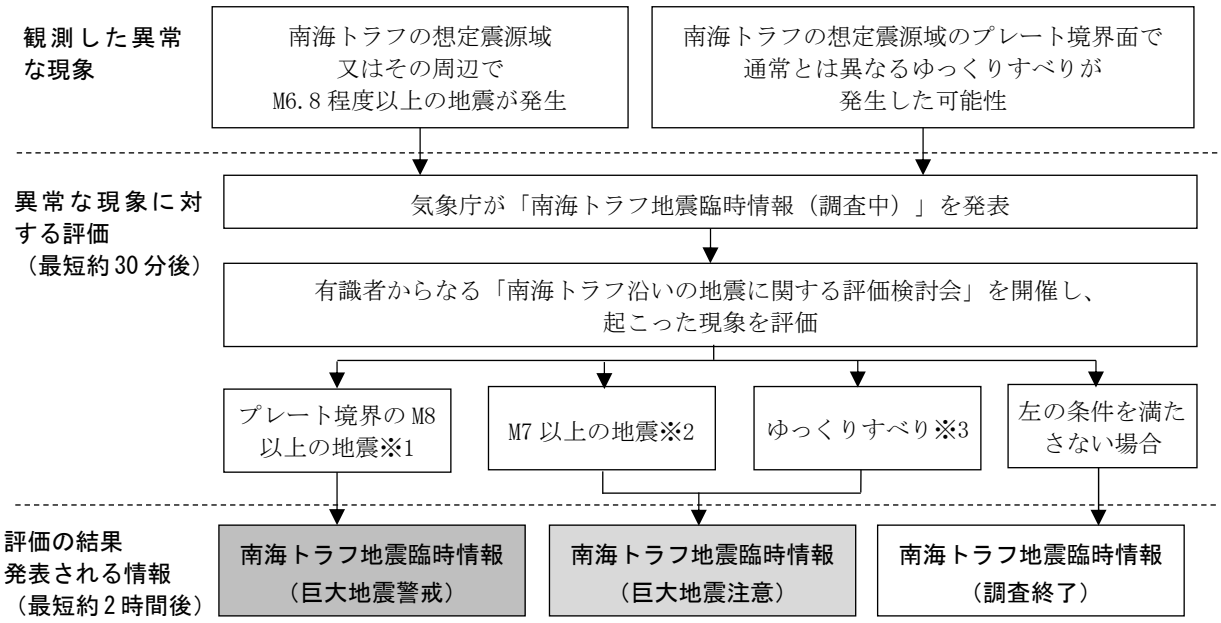

※１　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、Ｍ８．０以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※２　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、Ｍ７．０以上、Ｍ８．０未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※３　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」（令和元年５月３１日）

第２章　東海地震事前対策

第１節　対策の考え方

第２章においては、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第２章「第１　東海地震事前対策の目的」で定める。

※南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年５月３１日付変更）を踏まえ、気象庁は令和元年５月３１日から「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。このため、本章においては、変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えたうえで、本章の規定を基本として対応する。

第１　東海地震事前対策の目的

昭和５３年６月１５日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年１２月１４日より施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。この法律に基づき、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード８程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずる恐れがある震度６弱以上と予想される地域（２６３市町村（平成１４年４月現在））が「強化地域」として指定されている。

一方、東京都の地域は、東海地震が発生した場合、一部の地域を除き震度５強以下と予想されている。

そのため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。しかし、震度５強以下の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、市は都の西北部に位置し、強化地域に近接しているところから警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、東久留米市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、東久留米市地域防災計画の第４部として「東海地震事前対策」を策定するものである。

なお、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成２９年１１月１日）に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

第２　基本的な考え方

本対策は、警戒宣言が発せられた場合の対応として、次の考え方を基本に策定したものである。

１　警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としつつ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に下記の対策を講じ

る。

（１）警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対策を講じる。

（２）東海地震による被害を最小限にとどめるための対策を講じる。

２　原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震情報発表時や、これに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。

３　東海地震に係る予防対策及び応急対策は、第１部「防災力の高度化に向けて」及び第２部「施策ごとの具体的計画」に基づくものとする。

また、事業者等に対し、事業所における訪問客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方がより浸透するよう、支援策等を講じる。

４　この対策に記載のない東海地震の震災対策については、第１部「防災力の高度化に向けて」、第２部「施策ごとの具体的計画」並びに第３部「災害復興計画」に基づき実施する。

５　市の地域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本対策の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。

６　本対策の策定に当っては、次の事項に留意した。

（１）警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とするが、学校、鉄道対策等、区分が必要な対策については、個別に対応をとるものとする。

（２）警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるところから、対策の優先度に配慮する。

（３）東海地震が発生した場合、市の予想震度は、ほとんどの地域で震度５弱、一部震度５強の地域があるところから、震度に応じた対策を講じることとする。

（４）市及び関係防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第３　前提条件

本対策の策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

１　東海地震が発生した場合、市の地域の予想震度は震度５強以下である。

２　警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は、大きく様相が異なることが予想される。このため、本対策においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前１０時～午後２時）と設定す

る。

ただし、各機関において対策を遂行する上で、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第２節　防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱

市及び関係防災機関が防災に関して処理する業務は、第２部 第１章 第３節に規定するとおりとする。

第３節　災害予防対策

第１　東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、第１部「防災力の高度化に向けて」及び第２部「施策ごとの具体的計画」に基づき実施している。

しかし、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という、新たな課題が生じた。

このため、本章では、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するため必要な設備、資器材等の整備と、②従来から推進している災害予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげるものとする。

１　社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

【情報連絡体制の整備】

機　関	事業計画
市	警戒宣言及び地震予知情報等の情報を正確かつ迅速に伝達するための防災行政無線システム（同報系）を整備している。 今後も、引き続き年次計画に基づき、デジタル式に更新・増設を図る。
警視庁 田無警察署	警視庁は、運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、横断幕、立看板等の資器材を整備する。

２　被害を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

（１）ブロック塀等の倒壊防止

ア　指導の強化

宮城県沖地震（昭和５３年）の例を見ると、震度５程度の地震であっても、ブロック塀等の倒壊により死傷者が発生することが予想される。

都は、宮城県沖地震を契機として、昭和５３年７月に、ブロック塀等の倒壊に対する安全確保について、建築関係業者等に対し通達している。

市は、新しく構築する場合の指導をする一方、既存のブロック塀や石塀についても、早急に安全対策が図られるよう、国の対策基準等をとり入れながら補強方法を含めた指導基準の検討を急ぎ、都と一体となって指導を強化していく。

イ　実態調査等

市は、主に指定緊急避難場所の周辺道路や通学路に面するブロック塀を対象に実態調査を行い、その調査結果に基づき改善指導を行う。

（２）落下物の防止

ア　窓ガラス等の落下物の防止

大地震発生時には、建物の窓ガラスや外装材等の落下による被害が予想される。

このため、都は、昭和５３年３月、中高層ビルなどの窓ガラス、外装材等の安全確保について、都内の建築関係団体に対し、構造・施行及び維持管理の面から協力を要請している。

市は、個々の建築物に対する規制指導にあわせ、今後一層の安全化を指導する。

イ　屋外広告物の規制

広告塔・看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与える可能性もあるため、市は、屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

第２　広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、不断に地震に関する情報提供を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

１　防災広報

市は、地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、予想震度及び警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

項　目	内　容
基本的流れ	広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられたときから発災まで、④注意情報が解除されたときとし、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒・落下・移動防止などの安全対策とともに、民心の安定のための広報活動を中心に行う。
実施事項	1　東海地震についての教育、啓発及び指導 2　東海地震に関連する調査情報、注意情報についての広報 3　注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報 4　東京の予想震度、被害程度に関する情報提供 5　地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報 6　民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置の広報 7　気象庁が東海地震注意報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生の恐れがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報 8　その他の広報 ①帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報 ②道路交通の混乱防止のための広報 ③電話の異常集中による混乱防止のための広報 ④買い出しによる混乱防止のための広報 ⑤預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
広報手段	1　テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報 2　インターネット（ホームページやツイッターの活用）等による速報的な広報 3　広報車、パンフレット等による地域的・現場的広報
広報の方法	市は、市報、広報車、ケーブルテレビ、インターネット、防災市民組織、並びに関係防災機関の広報印刷物等を通じて広報を行う。 なお、情報提供、広報時には、混乱が起きないよう、十分に配慮する。

２　教育指導

指導事項	指導内容
児童・生徒等に対する教育	市及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。 １　教育指導事項 ①東海地震の基本的事項 ②教職員の分担 ③警戒宣言時の臨時休業の措置 ④児童・生徒等の下校時の安全措置 ⑤学校に残留する児童・生徒等の保護方法 ⑥その他の防災措置 ２　教育指導方法 ①児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。 ②教職員に対しては、研修の機会を利用して防災教育を行う。 ③保護者に対しては、学校・学級通信・ＰＴＡ父母会等の機会を利用して理解の徹底を図る。
市民に対する教育	市は、関係機関と協力して市民に対して教育を実施する。この際、特に東海地震とその他の地震との違いについて、十分な理解を求める。 市民等に対する教育は、地域の実情に応じて地域単位、職場単位で実施し、その内容は、おおむね次のとおり。 ①警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の概要 ②予想される地震に関する知識 ③自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 ④正確な情報の入手方法 ⑤各防災関係機関の実施する地震防災応急対策等の内容 ⑥がけ地崩壊危険地域等に関する知識 ⑦生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊と落下物に対する安全対策確保
自動車運転者に対する教育	都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動がとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。 １　教育指導事項 ①東海地震に関する基本的事項 ②道路交通の概況と交通規制の実施方法 ③自動車運転者のとるべき措置 ④その他防災措置等 ２　教育指導の方法 ①運転免許更新時の講習 ②安全運転管理者講習

指導事項	指導内容
	③自動車教習所における教育、指導

第３　事業所に対する指導等

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため事業所に対し、消防計画、事業所防災計画等の作成等の指導を行う。

１　対象事業所

（１）一般事業所

担当機関名	対象事業所
東京消防庁 東久留米消防署	１　消防法及び都の火災予防条例により消防計画等、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 ２　東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

（注）東京消防庁東久留米消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事業所に指導を行うものとする。

（２）特定事業所

担当機関名	対象事業所
東京消防庁 東久留米消防署	危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
都多摩環境事務所	１　高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 ①第１種製造者 ②第１種貯蔵所 ③特定高圧ガス消費者 ２　火薬取締法の適用事業所
都福祉保健局 （多摩小平保健所、健康安全研究センター）	１　毒物劇物取締法の適用事業所
都福祉保健局	１　ＲＩ（ラジオアイソトープ）使用医療機関

２　事業所指導の内容

（１）消防計画、全体の消防計画に定める事項
（２）予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第６０条の２第２項に規定する事項を含む。）
（３）事業所防災計画に定める事項

第４節　東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

第１　東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

１　情報名、発表時期及び市、都及び防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

（１）情報名

東海地震に関連する調査情報（臨時）

（２）発表時期

東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性については、ただちには評価できない場合等に発表される。

また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと認められた場合には、安心情報である旨を明記して発表される。

（３）連絡要員を確保する態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、市の防災防犯課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。

２　情報活動

市、防災関係機関は平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

国、都、市では情報収集の体制をとるが、市民はテレビやラジオの情報に注意しつつ、平常どおりの生活をおくる。

第２　東海地震注意情報発表時の対応

１　情報名、発表時期及び市、都及び防災関係機関の配備態勢

観測された現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

注意情報が発表された場合、市は、第２部 第５章　具体的な取組【応急対策】第１節に計画された初動態勢を準用し、必要に応じて職員を招集する。

また、市及び防災機関は、相互に連携し、社会的混乱に備え必要な対応を図るものとする。

（１）情報名

東海地震注意情報

（２）発表時期

東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。

（３）連絡要員を確保する態勢

担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

２　伝達体制

機　関	活動内容
市	１　環境安全部長（不在の場合は防災防犯課長）は、都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、市長、副市長、教育長及び各部長並びに消防団長へ伝達する。 ２　各部長は、部内各課長及び出先事業所等の長へ伝達する。 ３　各課長（出先事業所等の長を含む。）は、全職員に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。 ４　防災行政無線等による市の施設等に対する伝達は、報道開始後に行うものとする。 ５　一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止の上で特に必要と認めた場合は、注意情報発表後に冷静な行動を促す広報を行う。 ６　教育長は、公・私立小中高等学校、幼稚園、保育園、特別支援学校等へ情報を伝達する。
警視庁 田無警察署	警視庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び交番等へ伝達する。
その他の 防災機関	注意情報の伝達を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

（注意）その他の防災機関が、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の開始後に行うものとする。

３　伝達事項

（１）市及び各関係防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、市職員配備態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

（２）注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、市職員配備態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するようすみやかに伝達する。

４　活動体制

注意情報が発せられた場合、市及び関係防災機関は、災害対策本部等の設置準備のために必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な活動体制をとる。

（１）市、消防団、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署等

機　関	事業計画
市	１　市災害対策本部の設置準備 市は、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。 ２　職員の参集 職員の参集は、情報監視態勢に該当する職員とする。なお、参集伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。 ３　判定会招集時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、環境安全部防災防犯課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 ①注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ②社会的混乱防止のための広報 ③都及び関係防災機関との連絡調整
消防団	１　消防団本部の設置 ２　消防団員の配備体制 ３　関係機関からの情報収集体制の確立 ４　その他必要な事項
警視庁 田無警察署	１　警備本部の設置 注意情報が発表された場合は、直ちに現場警備本部を設置し、管内の警備にあたる。 ２　警備要員の招集及び部隊編成 注意情報が発表された場合は、警備要員を招集し、部隊を編成する。 ３　関係防災機関との連携 関係防災機関と連携して活動できるよう、情報連絡体制、自主警備態勢、警備資器材の確保等について確認する。
東京消防庁 東久留米消防署	平素の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置を取る。 ①震災警戒態勢へ移行 ②全消防職員の非常招集 ③震災消防活動部隊の編成 ④署隊本部の活動体制の強化 ⑤関係機関からの情報収集体制の確立 ⑥震災消防活動計画、対策資料の準備 ⑦車両、物資等の調査準備

機　関	事業計画
	⑧高所見張り員の派遣 ⑨出火防止、初期消火等の広報準備 ⑩その他消防活動上必要な情報収集

（２）防災関係機関等の対応

注意情報発表時の各防災関係機関の対応は、次のとおりとする。

機　関	事業計画
西武鉄道(株)	警戒宣言の発令に備え、指定された場所に出勤するものとする。
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 ①警戒態勢（災害の発生する恐れがある場合） ②情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） ③災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	注意情報の連絡を受けた場合、強化地域内において重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本とし、次の地震防災応急対策の業務に準じて適切かつ、効果的に実施するものとする。 ①注意情報の伝達と周知 ②非常態勢の発令及び情報連絡室の設置 ③地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 ④要員、資材、物資、災対機器、車両等の確保及び輸送に関する確認等 ⑤その他発災に備えた諸措置等
(株)ＮＴＴドコモ	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。 ①通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 ②所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 ③社員の確保及び避難の状況 ④当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 ⑤その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等

機　関	事業計画
ＫＤＤＩ(株)	注意情報の連絡を受けた場合又は警報宣言が発せられた場合、その情報伝達、とるべき措置の確認・指示、通信の疎通状況の確認と疎通確保に向けた対策をとる。
ソフトバンク(株)	注意情報の連絡を受けた場合又は警報宣言が発せられた場合、必要要員を確保し、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行い、通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。
その他の防災機関	注意情報を受けた場合、又は注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

５　東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局総合防災部、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民等に広報する。

また、市は、注意情報の内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかける。

６　東海地震注意情報時の混乱防止措置

注意情報の発表等により混乱の発生のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、それらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内　容
市	１　対応措置の内容 ①混乱防止に必要な情報の収集、都及び関係防災機関への伝達 ②関係防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 ③その他必要事項 ２　対応機関 環境安全部防災防犯課（危機管理室指令班）が、市各部、都及び関係防災機関の協力を得て対処する。
警視庁 田無警察署	注意情報が発表された後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集と発信に努め、駅や主要交差点等の混乱の予想される場所及び混乱の発生した場所等に部隊を配備

機関名	内　容
	する。
西武鉄道(株)	旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。 駅長は、必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 ①情報収集と伝達 ②通信の利用制限等の措置 ③災害用伝言ダイヤル等の提供準備 ④対策要員の確保及び広域支援 ⑤災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 ⑥通信建物、設備等の巡視と点検 ⑦工事中の設備に対する安全措置 ⑧社員の安全確保
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	国、都等からの指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 ①情報収集と伝達 ②重要通信の確保、通信の利用制限等の措置準備 ③災害用伝言ダイヤルの提供準備 ④対策要員の確保 ⑤災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 ⑥通信建物、設備等の巡視と点検 ⑦工事中の設備に対する安全措置 ⑧社員の安全確保
(株)ＮＴＴドコモ	国、都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 ①情報収集と伝達 ②通信の利用制限等の措置及び重要通信の確保

機関名	内　容
	③対策要員の確保及び広域応援 ④災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 ⑤通信建物、設備等の巡視と点検 ⑥工事中の設備に対する安全措置 ⑦社員の安全確保 ⑧医療施設及び研修施設等における対策
ＫＤＤＩ(株)	指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。
ソフトバンク(株)	国又は都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。

第５節　警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。これを受けた都知事等は、地震防災応急対策を実施することになっている。

市においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講じる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第１　活動体制

１　市の活動体制

（１）災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第２３条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

（２）設置場所

災害対策本部は、市役所（本町三丁目３番１号）に置く。

（３）災害対策本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、東久留米市災害対策本部条例、東久留米市災害対策本部条例施行規則等に定めるところによるが、その組織は、第２部 第５章　具体的な取組【応急対策】第１節に計画された市本部の構成を準用する。

≪東久留米市災害対策本部の組織≫

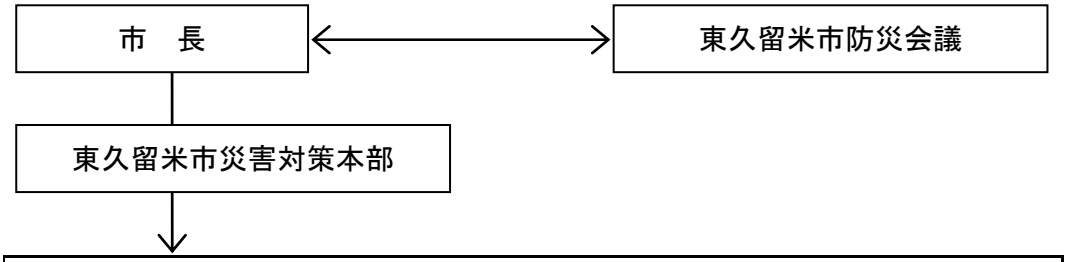

本　部　長　室	
本 部 長	市　長
副本部長	副市長　　教育長
本 部 員	危機管理室長　企画経営室長　総務部長　市民部長 福祉保健部長　子ども家庭部長　都市建設部長　教育部長 教育部参事　議会事務局長 東京消防庁東久留米消防署長又はその指名する消防吏員 消防団長　危機管理室防災防犯課長

（４）災害対策本部の所掌事務

ア　警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達

イ　社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定

ウ　各防災機関の業務にかかる連絡調整

エ　住民への情報の提供

（５）配備態勢

警戒宣言時における市本部要員の配備態勢及び配備人員は、次のとおりである。

ア　本部の非常配備態勢は、第２部 第５章　具体的な取組【応急対策】第１節に計画された市職員の活動態勢とする。

イ　各組織の配備人員は、予め定められた計画に基づき配備につくものとする。

２　都関係機関等の分掌事務

機関名	分掌事務
警視庁 田無警察署	１　避難誘導に関すること ２　警備情報に関すること ３　交通の規制に関すること ４　前各号に掲げるもののほか、公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 東久留米消防署	１　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること ２　救急及び救助に関すること ３　危険物等の措置に関すること ４　その他、消防に関すること
多摩小平保健所	１　保健衛生に関すること

３　防災関係機関の相互応援協力

（１）警戒宣言時において、単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合に備え、各防災機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

（２）各防災機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、又は市、もしくは関係防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

ア　災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める理由）
イ　応援を希望する機関名（応援のあっ旋を求めるときのみ）
ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
エ　応援を必要とする日時、期間
オ　応援を必要とする場所
カ　応援を必要とする活動内容
キ　その他必要な事項

第２　警戒宣言、地震予知情報等の伝達

各防災機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、各関係機関に警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

このため、本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

１　警戒宣言の伝達等

（１）一般市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段

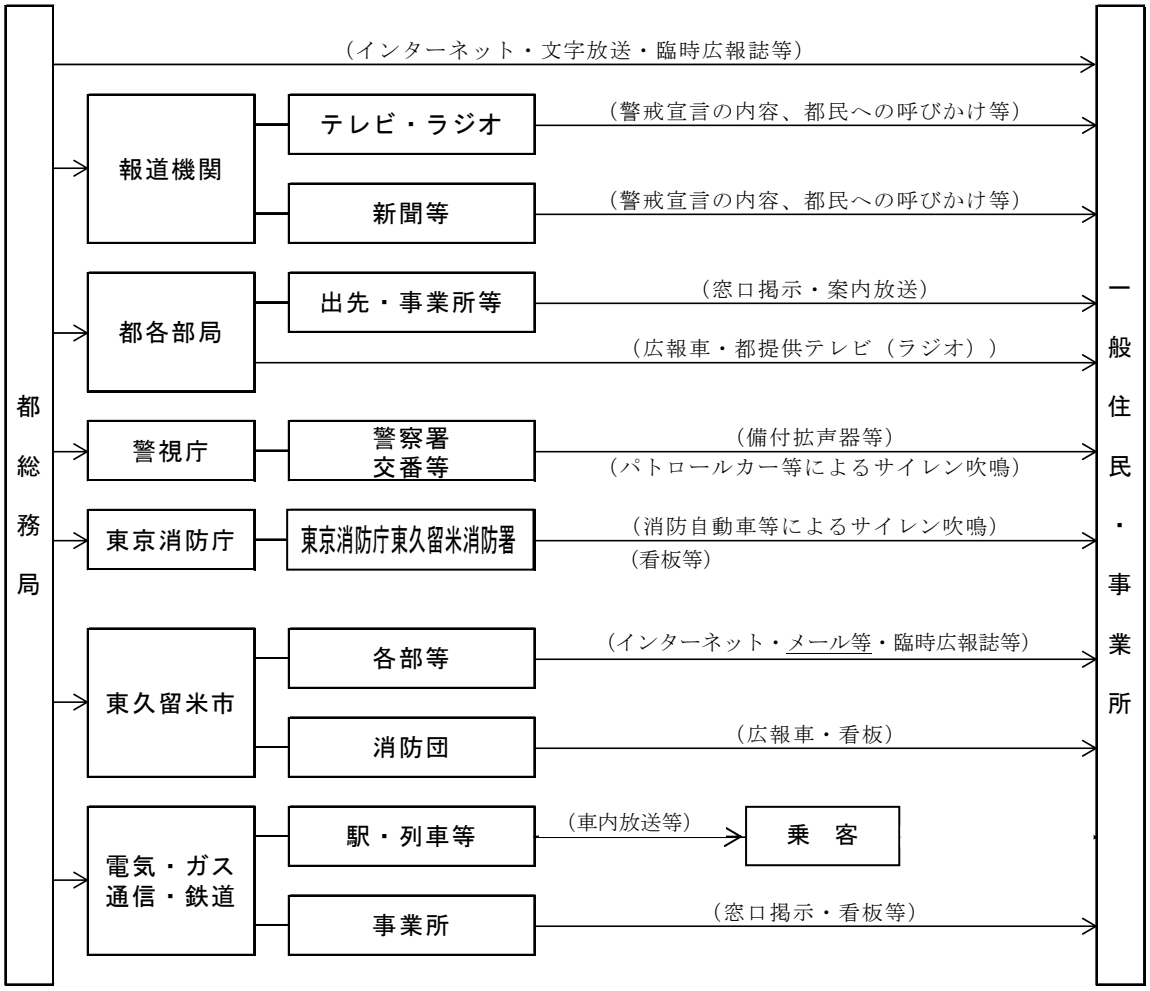

（２）伝達態勢

機　関	内　容
市	１　市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに　その旨を防災行政無線、電話及びその他の手段により、市各部、警察署、消防署、消防団、教育委員会に伝達するとともに、市教育委員会、子ども家庭部、福祉保健部等を通じて、公・私立小・中・高等学校、公・私立幼稚園、特別支援学校、公・私立保育園等に伝達する。 ２　一般市民に対しては、警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴により警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、ホームページや防災用メールシステム、ツイッター等ＳＮＳの活用を図る。

機　関	内　容
警視庁 田無警察署	1　警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2　警察署は、市に協力し、交通、防犯の広報車、パトカー、白バイ等の車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
東京消防庁 東久留米消防署	1　消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、署内及び出張所に伝達するとともに、消防職・団員用招集メールシステムにて非番職員等の招集を行う。 2　東久留米消防署は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。 3　聴覚障がい者に対しては、災害情報メールにより警戒宣言発令の伝達を行う。
その他の防災機関	都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに組織内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設の利用者に伝達する。

（３）地震防災信号

警戒宣言は、大規模地震対策特別措置法施行規則第４条に定める地震防災信号を使用する。

【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】

サ　イ　レ　ン	
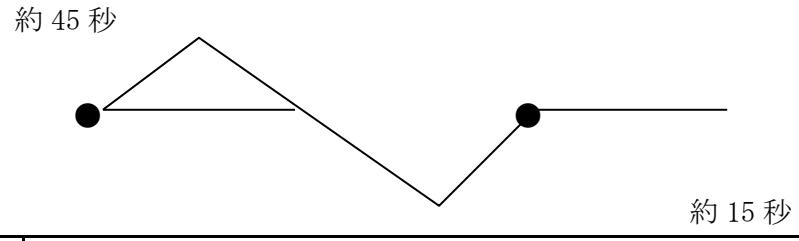	
備　考	45 秒鳴らして 15 秒休みを繰り返す。吹鳴回数は 3 回とする。

（４）伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は、次のとおりとする。

ア　警戒宣言の内容
イ　東京での予想震度
ウ　防災対策の実施の徹底
エ　その他特に必要な事項

２　警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳等が考えられる。

これらに対処するため、都の実施するテレビ・ラジオ等による広報の他、関係防災機関及び市が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合には、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

また、連絡を受けた市災害対策本部は、必要な情報を速やかに市民等へ広報するものとする。

【広報内容】

市は、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害を最小限にとどめるために、関係機関と協力して広報活動を実施する。

この場合における広報内容は、おおむね次のとおりである。

ア　地震予知情報等の内容

イ　市民のとるべき措置
①火の注意
②水の汲み置き
③家具の転倒・落下・移動防止

ウ　帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
①列車の運行状況
②駅等の混乱状況
③時差退社の呼びかけ等

エ　道路交通の混乱防止のための広報
①道路の渋滞状況
②交通規制の状況
③自動車利用の自粛要請

３　広報手段

広報は、全ての市民に情報が伝達できるよう同報無線、防災信号、広報車、インターネットや防災用メールシステム等、市の保有するあらゆる手段や方法を用いて実施するほか、防災市民組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。

また、東京消防庁東久留米消防署は、次により広報及び指導を行う。

①広報車隊による広報
②移動防災指導班による広報
③立看板等の掲出

４　報道機関への発表

都、警視庁、東京消防庁は、警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱防止と地震に備えての措置が実施できることを目的として、報道機関に対して、予想される地震や各防災機関の対応及び社会状況等、各種情報提供を行うこととしている。

５　放送機関の対応措置

各テレビ・ラジオの報道機関においては、警戒宣言が発せられた場合、対策本部等を設置し、通常番組を中断して、主として次の特別放送を行うこととしている。

①警戒宣言、地震予知情報の内容
②地震による震度の予想
③各防災機関の対応状況
④各地域における動向と対応状況
⑤住民、事業所へ混乱防止及び防災措置の呼びかけ
⑥その他必要な地域情報の提供

さらに大地震発生時には、日本放送協会において、告知放送を行う。

第３　消防対策

１　東京消防庁東久留米消防署の活動態勢

警戒宣言発令時は、平素の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

①全消防職員の非常招集
②震災消防活動部隊の編成
③救急医療情報の収集体制の強化
④救助・救急資器材の準備
⑤情報受信体制の強化
⑥高所見張班員の派遣
⑦出火防止、初期消火等の広報の実施
⑧その他消防活動上必要な情報の収集

２　情報連絡態勢の確立

（１）地震予知情報等の伝達ルート

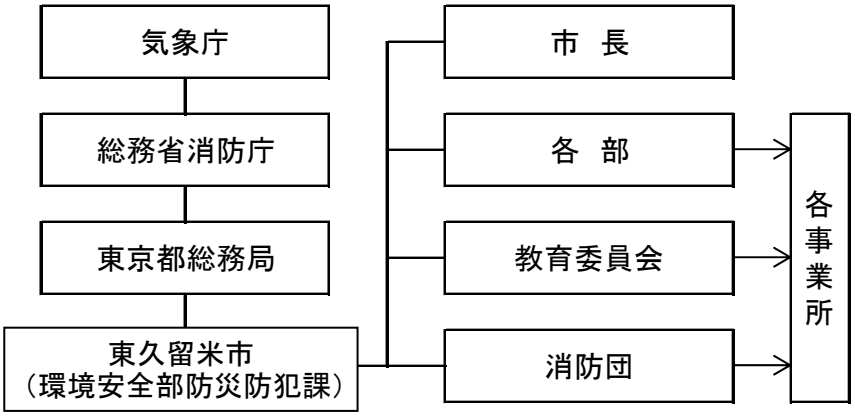

（２）伝達方法

他の防災機関と協力し、広報車等のサイレンにより、情報等を伝達する。

３　市民および事業所に対する呼びかけ

区　分		内　容
市民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ・ラジオ並びに警察、消防、市からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	１　家具類、ガラス等の安全確保 ２　ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配置
	情報の収集伝達等	１　テレビ・ラジオ等による正確な情報の把握 ２　顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ３　百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 ４　顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続・停止及び退社等	１　不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 ２　近距離通勤者に対する徒歩帰宅の指示 ３　その他消防計画に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	１　火気使用設備器具の使用制限 ２　危険物、薬品等の安全措置 ３　消防用設備の点検
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下、移動防止措置

第４　危険物対策

１　石油類等危険物の取り扱い施設

機　関	内　容
東京消防庁 東久留米消防署	危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。

２　高圧ガス取り扱い施設

機　関	内　容
都多摩 環境事務所	東京都高圧ガス地域防災協議会に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請する。 ①警戒宣言時の伝達 ②事故発生時に準じた保安要員の確保 ③保安上必要な施設及び設備の点検整備 ④地震による被害の防止及び軽減措置
都水道局	浄水場においては、日常、薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入は行わない。

３　毒物・劇物取り扱い施設

機　関	内　容
都福祉保健局	学校、病院、研究所等の事業所に対して次の措置を指導する。 ①転倒、落下、流出拡散防止等の措置 ②引火または混合混触等による出火防止措置 ③化学薬品等の取り扱いの中止又は制限 ④火気使用の中止又は制限 ⑤貯蔵用設備等の点検、確認等

４　放射性物質取り扱い施設

機　関	内　容
都福祉保健局	１　ＲＩの管理測定班の編成 市内のＲＩ使用医療機関で被害が発生した場合、ＲＩ管理測定班を編成して、人身の被害を最小限にとどめるための活動を行う。 班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い、必要に応じ、ただちに出動できる態勢を整える。 ２　ＲＩ使用医療機関に対する指導 （１）使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 （２）ＲＩ使用状況の把握 （３）未使用ＲＩ及び使用済ＲＩの保安確認 （４）ＲＩ治療患者の管理体制の徹底周知 （５）地震予知関連情報の収集

５　危険物輸送

機　関	内　容
警視庁 田無警察署	警戒宣言が発せられた場合、危険物対策班を設置し、次の措置を講じる。 ①危険物取扱業者等に対する製造、取り扱い、保管及び運搬の抑制についての協力要請 ②危険物対策班による危険物関係情報の収集及び関係施設の視察
東京消防庁 東久留米消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 ①出荷、受け入れの停止又は制限 ②輸送途中車両における措置の徹底

第５　警備、交通対策

１　警備対策

機　関	内　容
警視庁 田無警察署	１　警備部隊の編成 ①方面機動隊　②警察署部隊 ２　警察部隊の配備 東久留米駅等混乱のおそれのある駅、ターミナル、主要交差点等の実態把握に努めると共に、必要に応じ部隊を要点等に配備する。 ３　混乱防止活動 通常業務の処理の他、次の点に重点を置き、住民に不安を与える要素及び混乱等を初期段階で防止する。 （１）市内の実態把握に努める。 （２）正確な情報の収集及び発信により、住民の不安要素を解消する。 （３）不法事案の予防及び取り締まりを強化推進する。

２　交通対策

（１）道路交通の対策

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講じる。

基本的方針	①都内方向への車両の走行は、できる限り抑制する。 ②強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 ③非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。 ④緊急交通路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。

（２）運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

各措置	内　容
走行中の運転者のとるべき措置	1　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること 2　カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること 3　車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと 4　目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと 5　バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること 6　危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること 7　現場警察官等の指示に従うこと
駐車中の運転者のとるべき措置	1　道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと 2　道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。 　なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと 3　警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも、車両による避難は禁止

（３）交通規制

警戒宣言が発令された場合、現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

規　制	内　容
交通対策の実施	警戒宣言発令後すみやかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ必要により交通検問所を設置する。
緊急通行車両等の確認等	現場警備本部長は、警察署、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

３　道路管理者等のとるべき措置

機　関	内　容
市	１　危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、関係防災機関と連絡を保ち、避難道路等緊急道路障害物除去路線を重点に点検を行い、地震発災時に交通障害となる恐れのある道路の保全に努める。 ２　工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、安全対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。
都北多摩 北部建設事務所	１　危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、避難道路等緊急道路障害物除去路線を重点に、地震発災時に交通障害となる恐れのある道路の損傷等について緊急特別点検を実施する。 ２　工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両の円滑な通行を確保する。

第６　公共輸送対策

１　鉄道対策

（１）情報伝達

ア　警戒宣言前の段階

鉄道事業者（西武鉄道）は、旅客に対して、警戒宣言時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

イ　警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、鉄道事業者（西武鉄道）は、無線、電話、放送等あらかじめ決められた手段により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

【西武鉄道の情報伝達ルート及び伝達方法】

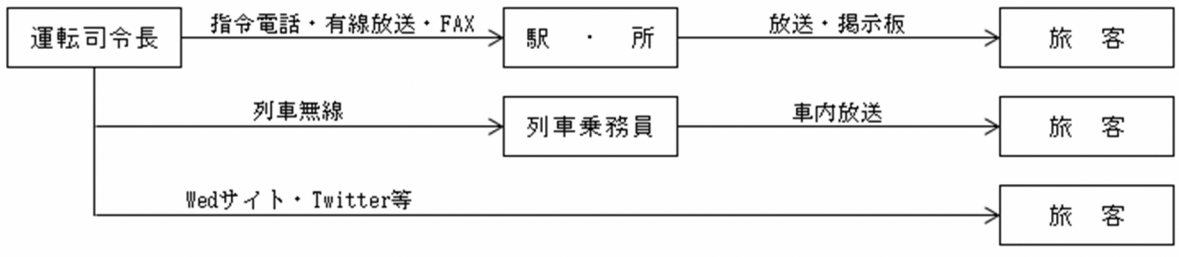

（２）列車運行措置

ア　運行方針

鉄道事業者（西武鉄道）は、防災関係機関、報道機関及び鉄道事業者各社の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。

イ　運行措置

警戒宣言当日	翌日以降
警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは、一部列車の運転中止等を考慮するため、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

（３）乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機　関	内　容
市	１　平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ２　警戒宣言時において、鉄道事業者及び警視庁からの情報を基に、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
東京消防庁 東久留米消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
西武鉄道(株) （各駅）	１　平常時から、運転計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。 ２　警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運行状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 ３　駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ、混乱防止の協力を要請する。

（４）列車の運転中止措置

鉄道事業者（西武鉄道）及び市、都、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署等は、一致協力し、（１）から（３）までの措置をとり、列車運行の確保に努める。

しかし、万一駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏み切り故障等が発生した場合、鉄道事業者（西武鉄道）は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

（５）その他施設管理等

鉄道事業者（西武鉄道）は、次の措置を講じる。

ア　工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。

イ　防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。

ウ　発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

２　バス、タクシー等対策

（１）情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

（２）運行措置

機　関	内　容
東京バス協会	１　路線バス （１）運行方針 各防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 （２）運行計画 ア　警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路　２０ｋｍ／ｈ、高速道路　４０ｋｍ／ｈ）を行う。 イ　減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ　危険個所等を通過する路線については、運転中止、折り返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ　警戒宣言発令の翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ　道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 ２　貸切バス 必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

機　関	内　容
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、各防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じて可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路：２０ｋｍ／ｈ、高速道路：４０ｋｍ／ｈ）を行う。

（３）混乱防止措置

ア　旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、都、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

イ　バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱の防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第７　学校、病院、福祉施設対策

１　学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校等）

（１）注意情報発表時の対応

ア　児童・生徒等に対する伝達と指導

①学校（園）は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明する。

②児童・生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、ただちに、あらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

イ　注意情報が発表されたときの学校（園）における対応措置の保護者への通知

①注意情報が発表されると、幼児・児童の保護者がただちに引き取りに来校（園）する事態が予想される。

②学校（園）においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。 したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底するよう努める。

③特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備及び確認、火災防止、家具等の転倒・落下・移動防止措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童をただちに引き取りに出る準備を整えるよう打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引き取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。

（２）警戒宣言時の対応

ア　在校時

①警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

②警戒宣言が発せられた後、児童・生徒等を計画に従って、次のとおり帰宅させる。

種　別	内　容
幼稚園 小学校	1　あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委託した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 2　保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
中・高等学校	1　個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 2　帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないよう、下校計画に従って必要な措置をとる。
特別支援学校	1　保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 2　スクールバスを使用している児童・生徒等については、保護者に事前に指定してある地点で引き渡す。 3　児童・生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生及び残留児童・生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障がいにより帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引き渡しの緊急連絡を行う。
小・中学校の心身障害学級	特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

イ　校外指導時

①宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。また、すみやかに学校に連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

②遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。強化区域内の場合は、その地の官公庁等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は①と同様の措置をとる。

（３）学校（園）におけるその他の対応策

ア　児童・生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下・移動防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害の軽減の措置をとる。

イ　学校（園）に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において備蓄するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ　学校（園）に残留する児童・生徒を保護するために必要な人員の確保については、あらかじめ定めている緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

（４）警戒解除宣言の連絡等

ア　警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市及び都の広報等によって情報を得る。

イ　解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

２　病院、診療所

（１）診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、警戒宣言時においても、医療機関の状況に応じ可能な限り平常診療を行い、このため必要な職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

医師会・歯科医師会の対応は、次のとおりである。

機　関	外来診療	入院患者	手 術 等
医師会・歯科医師会（病院・診療所）	医療機関の状況に応じ可能な限り平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により日程変更、可能な手術、検査は延期する。

（２）防災措置等

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

ア　建物、設備の点検・防災措置
イ　危険物の点検・防災措置
ウ　落下物の防止
エ　非常用設備、備品の点検及び確保
オ　職員の分担業務の確認
カ　備蓄医薬品の点検・防災措置

（３）その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

３　社会福祉施設等

（１）保育園、児童館、通所施設

警戒宣言が発せられるとともに、原則として事業、保育等を中止して、警戒宣言が解除されるまで臨時休園（館）の措置をとる。

項　目	内　容
園児（生）の扱い	1　通園バスを使用している園児（生）は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引き渡す。 2　園児は、あらかじめ定めた方法により利用者名簿を確認の上、保護者において保護するように依頼する。 3　保護者の引き取りが済むまで、園児は、園で保護する。 4　園外における指導時には、速やかに帰園するものとし、帰園後園児を保護者に引き渡す。 　また、交通機関、道路の状況等によって、帰園することが危険と判断される場合は、園及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。
防災措置	1　施設設備、消火器、火気等の点検、ライフラインの確認 2　転倒、落下、移動の防止措置 3　飲料水の確保、食料、ミルク等の確認 4　医薬品等の確認
その他	1　園児（生）、児童、通所者の引き取り方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをする。 2　職員、園児（生）、児童、通所者、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

（２）入所施設

入所者は、施設内で保護する。このため次の措置をとる。

①施設設備の点検、ライフラインの確認
②落下物の防止措置
③飲料水・食料等の確保
④医薬品の確保
⑤入所者、保護者に対し、連絡手段の確保及び施設側の対応方法の周知
⑥関係機関との緊密な連絡

第８　劇場、図書館、公民館等対策

不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は、次の対応措置を行う。

施設	対象施設	対応措置
東京消防庁東久留米消防署	劇場・映画館等	1　火気使用の中止又は制限 2　消防用設備等の点検及び確認 3　避難施設の確認 4　救急処置に必要な資材の準備 5　営業の中止又は自粛 6　施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
市	地域センター 地区センター	1　警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態を取る施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人形態を取る施設は直ちに閉館する。 2　施設利用者に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3　職員の役割分担を行い、施設設備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
教育委員会	公民館図書館 青少年センター	1　警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態を取る施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人形態を取る施設は直ちに閉館する。 2　施設利用者に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3　職員の役割分担を行い、施設設備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。

第９　電話対策

１　警戒宣言時のふくそう防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信のそ通が著しく困難となることが予想されることから、各機関は、次の措置をとる。

機　関	内　容
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。 １　確保する業務 （１）防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 （２）街頭公衆電話からの通話 （３）非常、緊急扱い通話 （４）災害用伝言ダイヤル等の提供準備 ２　可能な限りにおいて取り扱う業務 （１）一般加入電話からのダイヤル通話 （２）１００番通話 （３）防災関係機関等からの緊急な要請への対応 ア　故障修理 イ　臨時電話、臨時専用回線等の開通工事 【注意】ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しくふくそうしたとき、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
(株)ＮＴＴドコモ	警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しくふくそうしたときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。
ＫＤＤＩ(株)	警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しくふくそうしたときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。
ソフトバンク(株)	警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しくふくそうした時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。

２　広報措置の実施

機　関	内　容
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	１　警戒宣言が発せられた時等において通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 ①通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 ②お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤル等の準備状況及びサービス提供状況を含む） ③加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 ④その他必要とする事項 ２　前項の広報を実施するにあたり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置をとる。
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しくふくそうした場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。 ①国内・国際通信の疎通状況 ②国内・国際通信のふくそう対策 ③お客様に協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む。）
(株)ＮＴＴドコモ	警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。 ①通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 ②支店等営業窓口における業務実施状況 ③利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの準備状況を含む。） 業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 ④その他必要とする事項

機　関	内　容
ＫＤＤＩ(株)	警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しくふくそうした場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。 ①通信サービスの疎通状況 ②通信サービスのふくそう対策 ③利用者に協力を要請する事項
ソフトバンク(株)	警戒宣言が発せられたことにより通信が著しくふくそうした場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 ①通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 ②災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請 ③その他必要とする事項

３　防災措置の実施

機　関	内　容
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	警戒宣言発令時の防災措置は、次のとおり実施する。 ①警戒本部又は情報連絡室を設置 ②各対策組織の必要要員を召集 ③社外機関との情報連携 ④通信サービス利用者の協力を得るための広報 ⑤電源、物資及び人員の確保 ⑥社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保 ⑦その他必要な事項
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 ①警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 ②非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 ③対策要員の確保 ④社外機関との協調 ⑤お客様及び社員等の安全確保 ⑥地震防災応急対策業務の実施

機　関	内　容
(株)ＮＴＴドコモ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 ①警戒宣言等の伝達 ②警戒宣言のお客様等への周知 ③対策要員の確保 ④社外機関との協調 ⑤お客様及び社員等の安全確保 ⑥地震防災応急対策業務の実施
ＫＤＤＩ(株)	警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 ①災害対策本部等の対策活動組織の確立 ②情報連絡体制の確立 ③通信設備の点検 ④通信疎通の監視、管理体制の強化 ⑤災害対策用設備の点検 ⑥その他、一般防災に関する措置 ア　事務機器等の転倒防止措置 イ　危険物等の保安点検 ウ　火気の使用制限措置 エ　応急対策物資の点検 オ　医療、救護備品の点検 カ　局舎警備の強化 キ　災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準
ソフトバンク(株)	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 ①警戒宣言等の伝達 ②警備体制の確立 ③対策要員の確保 ④社外関係機関との連携・協力 ⑤災害対策用設備・資機材の確保 ⑥社員の安全確保 ⑦その他必要な事項

第１０　電気、ガス、上下水道対策

１　電　気（東京電力グループ）

項　目	内　容
電気の供給	警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。
人員、資機材の確保	１　要員の確保 非常災害対策本部・支部の構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに所属事務所へ参集する。 また、全ての事業所は非常態勢を発令し、非常災害対策本部・支部を設置する。 ２　資機材の確保 非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、無線等を確保整備する。
電力の緊急融通	非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。
安全広報	非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。
施設の応急安全措置	関係地域の事業所は、仕掛かり中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

２　ガ　ス（東京ガス）

項　目	内　容
ガスの供給	警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じうる全社態勢を確立する。
人員配備及び資機材の確保	１　人員の確保と配備 勤務時間内、時間外及び休日における、動員計画を予め準備し、保安要員を確保し、必要な体制を構築する。 ２　資機材の点検確保 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事に必要な資機材の点検整備を行う。
警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等	１　広報の内容 （１）一般のお客さまに対して ①緊急時におけるガス栓閉止のお願い ②警戒宣言時のガス供給の継続

項　目	内　容
	③大地震発生時のガス供給の停止 ④ガス器具の取扱い上の注意事項等 ・不使用ガス栓の閉止 ・地震発生時のガス栓、メーターガス栓の閉止 ・供給停止後のガス使用の禁止 ・供給継続地区におけるマイコンメータの復帰操作 （２）特定のお客さまに対して ①ガス機器使用の抑制依頼 ②地震発生時の遮断バルブによる、ガス供給遮断の要請 ２　広報の方法 ①テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 ②ホームページを用いて広報内容を周知する。
施設等の 保安措置	１　導管網ブロック化措置の準備 ①強化地域を含む地域ブロック及び隣接の地域ブロックにおいてＫブロックバルブに要員を配備し、供給指令センターからの指示に従い、バルブ遮断を迅速かつ円滑にできる体制を講ずる。 ②各支部は、供給指令センターの支持に従い、事業所間で連絡をとり現場出動要員を確保し、緊急時に備え必要な準備を行う。 ２　放散措置の準備 放散要員は速やかに指定の放散拠点へ出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる準備を行う。 ３　その他の保安措置 ①緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。 ②保安通信設備の通信状態の確認を行う。 ③工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。 ④タンクローリーの受け入れ、払い出し作業及び船舶荷役作業の中断または制限を行う。

３　上水道（都水道局）

項　目	内　容
飲料水の供給 及び広報	警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。 また、住民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。 ①当座の飲料水のくみ置きの要請 ②地震発生後の避難に当たっての注意事項 ③地震発生後の広報等の実施方法

項　目	内　容
	④地震発生後における住民への注意事項
給水対策本部、水道施設の点検確保態勢	警戒宣言が発せられた場合、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。 各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。
施設等の保安措置	配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。 また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

４　下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

（１）施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、管渠施設及びポンプ所施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。

（２）工事現場においては、工事を即時中断して現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

第１１　生活物資対策

１　営業方法

市は、警戒宣言発令時において、食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店、生活協同組合等に対し、極力営業を継続するよう要請する。

また、都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、必要な措置を講じた上で平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うものとする。

２　買い占め、売りおしみ防止の呼びかけ

テレビ・ラジオ及び広報車等を利用して呼びかけるとともに、必要に応じて事業者を監視する。

３　物資の確保

生産地、出荷団体及び出荷者に対し、市場への出荷要請を行う。入荷量が減少したときは、卸売業者が所有している物品につき、放出方を要請する。

また、生鮮食料品の産地での出荷状況の把握に努める。

第１２　金融対策

市は、警戒宣言発令時において、金融機関及び日本郵便(株)にできるだけ窓口業務を確保するよう要請するとともに、市民に対しては、金融機関・郵便局の営業状況及び急いで貯金を引き出す必要のないことを広報車、同報無線等により呼びかけを行う。

なお、金融機関及び郵便局は、店頭の顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、必要な事項を告示することとしている。

また、市税の対応措置は、次のとおりである。

１　警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。

２　警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。

※都においても、都税は前記同様な対応措置をとることとしている。

第１３　救援、救護対策

１　医療救護体制

機関別の対応は、次のとおりとする。

機関名	内　容
市	１　医師会への医療救護班の編成要請 ２　医師会へ救急患者の受入れ体制の確保について要請 ３　その他医師会との連絡調整
医師会	地域防災計画［震災編］に基づく医療救護体制に準じた体制が速やかに編成できるよう準備方を指示する。
歯科医師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備方を指示する。
薬剤師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備方を指示する。

２　輸送車両の確保

機関別の対応は、次のとおりとする。

機関名	内　容
東京都トラック協会 多摩支部	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により、車両の調達準備を行う。
運送業各社	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備を行う。

第６節　市民・事業所等のとるべき措置

市の地域は、「東海地震」が発生した場合、震度５強以下になることが予想されている。震度５強以下の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊、プロック塀や自動販売機等の倒壊、落下物、家具等の転倒などによる被害の発生が予想される。

また、市は、首都圏のベッドタウンとして人口約１１７，０００人を有しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危倶される。

このため、市及び防災関係機関は、万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業所の果たす役割は極めて大きく、市民一人ひとり、または各事業所等が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害及び混乱は大幅に減少させることができる。

本章においては、市民、防災市民組織及び事業所が、平常時から警戒宣言を発せられた場合まで、とるべき行動基準を示すものとする。

第１　市民のとるべき措置

１　平常時

（１）東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。

（２）消火器など防災用品を準備しておく。

（３）家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。

（４）ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。

（５）水（１人１日分の最低必要量３リットル）及び食料概ね７日分（最低３日分）程度の備蓄、並びに医薬品、携行ラジオ、モバイルバッテリーなど非常持ち出し用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。

（６）家族で対応措置を話し合っておく。

ア　注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。

イ　警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるため、各自の行動予定を話し合っておく。

（７）市、都、東京消防庁東久留米消防署及び防災市民組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

（８）避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り、事前に防災市民組織や消防署、交番等に知らせておく。

２　注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

（１）テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

（２）家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

（３）電話の使用を自粛する。

（４）自動車の利用を自粛する。

３　警戒宣言が発せられた時から発災まで

（１）情報の把握を行う。

ア　市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

イ　市、都、警察・消防等防災機関の情報に注意する。

ウ　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。

（２）火気の使用に注意する。

ア　ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

イ　不使用ガス栓の閉止の確認、地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保。

ウ　使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）

エ　ＬＰガスボンベの固定措置を点検する。（避難するときは、ＬＰガスボンベの元栓を閉める。）

オ　危険物類の安全防護措置を点検する。

（３）消火器、バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。

（４）テレビや家具等の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。

（５）ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。

（６）窓ガラス等の落下防止を図る。

ア　窓ガラスに飛散防止フイルムを貼る。

イ　ベランダの植木鉢等を片付ける。

（７）飲料水、生活用水等のくみ置きをする。

（８）食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）

（９）防炎素材で、なるべく動きやすい服装にする。

（10）電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道事業者、学校等への電話による問合わせを控える。

(11) 自家用車の利用を自粛する。
ア　路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
イ　路上に駐車中の車両は、すみやかに空地や駐車場に移す。
ウ　走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。

(12) 幼児、児童の行動に注意する。
ア　幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないよう指導する。
イ　幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りにいく。

(13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合せる。

(14) エレベーターの使用は避ける。

(15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

(17) 買い急ぎをしない。

第２　防災市民組織のとるべき措置

１　平常時

（１）東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。

（２）情報の収集・伝達体制を確立する。
ア　市及び防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
イ　地区ごとに、収集・伝達すべき情報を定めておく。

（３）防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。

（４）初期消火、救出救護、避難など、各種訓練を実施する。

（５）消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。

（６）地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておくとともに、行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

２　注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

（１）テレビ、ラジオ等の正確な情報を入手するよう努める。

（２）地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

３　警戒宣言が発せられた時から発災まで

（１）市等からの情報を地区内住民に伝達する。

（２）地区内住民に市民のとるべき措置（前節参照）を呼びかける。

（３）街頭設備の消火器の点検、消火用水の確保を行う。

（４）要配慮者、特に高齢者や病人等避難行動要支援者の安全に配慮する。

（５）がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。

（６）救急医薬品等を確認する。

（７）食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

４　その他

防災市民組織が結成されていない地域にあっては、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第３　事業所のとるべき措置

１　平常時

（１）従業員等に対する防災教育を実施する。

（２）自衛消防訓練を実施する。

（３）情報の収集・伝達体制を確立する。

（４）事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を実施する。

（５）水、食料、医薬品、その他必需品の備蓄を行う。

２　注意情報等発表時から警戒宣言が発せられるまで

（１）テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。

（２）自衛消防組織等自主防災体制を確認する。

（３）消防計画等に基づき警戒宣言のとるべき措置を確認又は準備する。

（４）その他状況により、必要な防災措置を行う。

３　警戒宣言が発せられたときから発災まで

（１）自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。

（２）テレビ・ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。

この場合、スーパー等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

（３）指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により

施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。

（４）市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する店舗等にあっては、混乱防止のため、原則として営業を中止又は自粛するものとする。

（５）火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講じる。

（６）建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。

（７）商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒、落下、移動、破損防止措置を講じる。

（８）不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に都・市・警察署・消防署・鉄道事業者等に対する問い合わせを控える。

（９）バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。

(10) 救助・救急資機材、飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

(11) 建築工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。

(12) 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

【風水害編】

第１部　総　則

目　次

（風 1-）
第１章　計画の方針 1
　第１節　計画の目的及び前提 1
　第２節　計画の習熟 1
　第３節　計画の修正 2
第２章　市の概況 3
　第１節　市の地形 3
　第２節　気象の概況 3
第３章　防災機関の役割 4
第４章　市民及び事業者の基本的責務 4

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法、水防法、都地域防災計画風水害編等に基づき、東久留米市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の前提

都内では、近年、市街地の拡大に伴い、地域の持つ保水、遊水機能が低下している。

そのため、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、都市型水害と言われる浸水被害が、たびたび発生している。この計画は、それら実災害から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。

また、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した風水害対策を推進していく。

さらに、平成２７年７月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、最大規模の洪水・内水等への対策の推進等が位置付けられた。この計画においても、改正の趣旨等を踏まえて、洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するとともに、ハザードマップ（洪水、内水）等により、市民に公表しているところであり、今後も避難体制等の充実・強化を図っていく。

このほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策を推進していくとともに、避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。

なお、本計画に定めのない部分は、東久留米市地域防災計画震災編の記載によるものとする。

第２節　計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。

このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第３節　計画の修正

この計画は、都等の動向を踏まえて、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

修正に当たって、各防災機関は、関係のある事項についての計画修正案を、東久留米市防災会議が指定する期日までに、東久留米市防災会議に提出するものとする。

第２章　市の概況

第１節　市の地形

東久留米市地域防災計画震災編　第１部　第２章　第１節「東久留米市の概況」を準用する。

第２節　気象の概況

東京地方の降水量には、年間に２つのピークがある。１つは梅雨時期の６月、もう１つは秋雨前線や台風の影響の出る９月を中心に出現する。

また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などにより、狭い範囲に数時間にわたって強い雨が降り、１００ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれる大雨となることがある。

関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く。）に接近する台風の平均個数（接近数）は、６月に０．２個、７月に０．４個、８月に０．８個、９月に１．２個、１０月に０．７個となっている。（平成３年から令和２年までの３０年間平均、気象庁）

市については、武蔵野特有の中間気象で、年間平均気温１５．５度、年間降雨量は１，５３２ｍｍで、四季を通じて南南西の風が全風向の２５％を占める。

資料編　第２　アメダス平均値（観測点：練馬）

第３章　防災機関の役割

市及び関係防災機関等が防災に関して処理する事務、又は業務の大綱は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１章　第３節「防災機関の役割」を準用する。

第４章　市民及び事業者の基本的責務

市民及び事業者が風水害対策として果たすべき基本的な責務については、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１章　第２節「基本的責務」を準用する。

第２部　災害予防計画

目　次

第１章　水害予防対策 1
　第１節　豪雨対策 1
　第２節　土砂災害に関する対策 3
　第３節　浸水に関するソフト対策 5
第２章　都市施設対策 7
　第１節　ライフライン施設 7
　第２節　道路及び鉄道施設等 10
第３章　農業施設対策 12
第４章　応急活動拠点等の整備 13
第５章　地域防災力の向上 14
　第１節　市民等の役割 14
　第２節　防災市民組織等の強化 15
　第３節　事業所防災体制の強化 15
　第４節　行政・事業所・市民等の相互に連携した社会づくり 16
第６章　ボランティア等との連携・協働 17
第７章　防災運動の推進 18
　第１節　防災意識の啓発 18
　第２節　防災訓練の充実 20
第８章　風水害に関する調査研究 21

第１章　水害予防対策

東京では、台風などにより、過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し､大きな被害をもたらした。また、近年では、いわゆる都市型水害の発生がみられるようになった。

このため、市は、都市型水害を考慮した豪雨対策、土砂災害対策等について、それぞれの施策を推進している。

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　豪雨対策	都市建設部施設建設課
第２節　土砂災害に関する対策	環境安全部防災防犯課
第３節　浸水に関するソフト対策	環境安全部防災防犯課、企画経営室秘書広報課

第１節　豪雨対策

１　雨水流出抑制対策の推進

近年の急激な都市化の進展は、水の浸透域の減少、保水、遊水機能の低下をもたらし、その結果、都市型水害が頻発している。

このような浸水の被害から、住民の生命や財産を守るために、雨水の流出抑制型下水道の整備を推進する。

また、公共・公益施設、大規模民間施設及び一般住宅についても、雨水流出抑制施設の設置を進める。

（１）道路の雨水対策

ア　車道部分：市内において、排水性舗装の整備を実施している。

イ　歩道部分：順次、透水性舗装への転換工事を実施している。

（２）公園等の雨水対策

公園等における雨水流出抑制の実施及び雨水浸透施設の設置促進等に努める。

・浸透トレンチ　　・浸透ます　　・調整池

２　内水排除及び下水道対策

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

市は、これまで公共下水道事業計画に基づき整備を進め、下水道施設（汚水管）については、普及率１００％となった。

しかし、一部地域で個々に付近の用・排水路に放流している現状もあり、早期に公共下水道との接続を図る必要がある。

また、道路側溝によって低地に流下させている地域もあり、短時間に多量の降雨があった場合には、低地の雨水排水ができず、一部で浸水することが予想される。

このため、市は浸水対策として、１時間５０ｍｍの降雨に対処できる施設の整備を行うとともに、都下水道局と連携し、市民等に対し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

（１）暫定排水計画

雨水等により浸水が予想される低地等においては、側溝、吸込、貯留槽、ポンプ圧送等による暫定排水計画を検討し、対策を実施する。

（２）雨水排水計画

市としては、下水道施設（汚水管）の全面普及が達成していることから、今後は、抜本的な雨水排水対策として、雨水排水管の整備が急務となっている。

資料編　第 14　下水道計画一般図（雨水）

（３）都下水道局の浸水対策

多摩地域において、分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生していた。

都は、これらの状況を改善するため、流域下水道（※）による雨水幹線事業を実施してきた。これまで進められてきた多摩川上流域（青梅市、福生市、羽村市）、黒目川流域（小平市、東村山市、東久留米市）の２つの流域に加え、新たに空堀川上流域（立川市、東大和市、武蔵村山市）が着手されたところである。

※流域下水道：水域の水質をきれいに保つために、市町村の枠を越え、広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的としたもので、幹線管きょと終末処理場の基幹施設からなり、都道府県が設置、管理している。

３　河川対策

市の河川は、荒川水系に属しており、市内の河川を水系別に大別すると、黒目川流域、落合川流域に分けられる。

その現況は、おおむね次のとおりである。

（都北多摩北部建設事務所「事業概要　令和２年度版」を参照）

（１）黒目川

都北多摩北部建設事務所は、昭和５７年度より時間雨量５０ｍｍに対応する河川改修工事を進め、都の一級河川の終点付近を除き護岸の整備を完了、平成３０年度には黒目橋調節池の整備が完成し、今後は暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量５０ｍｍ規模に引き上げていく予定である。

（２）落合川

都北多摩北部建設事務所は、時間雨量５０ｍｍ対応の河川改修工事を進めており、護岸の整備は完了している。

引き続き調節池の整備を進めるとともに暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量５０ｍｍ規模に引き上げていく予定である。

なお、令和元年より遺跡調査を行い、令和３年度より整備工事を実施予定である。

資料編　第 21　河川の現況

第２節　土砂災害に関する対策

１　土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

２　土砂災害警戒区域等

市内には、土砂災害警戒区域が１４箇所あり、このうち土砂災害特別警戒区域が８箇所指定されている。（令和２年１２月１１日現在）

市は、土砂災害に関する住民への情報伝達方法については、安心くるめーる等を活用するなど、必要な措置を講じる。

特に、土砂災害警戒区域等の土砂災害が発生するおそれがある区域内の土地所有者や居住者に対しては、災害時の危険性についてハザードマップ等により周知を図る。

資料編　第 11-1　急傾斜地崩壊危険箇所図
資料編　第 11-2　急傾斜地崩壊危険箇所
資料編　第 12　土砂災害特別警戒区域・警戒区域

３　土砂災害警戒情報の提供

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局（現水管理・国土保全局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準等を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成２０年２月１日から発表を開始した。

資料編　第 13　避難情報等の情報伝達経路

（１）土砂災害警戒情報の目的

都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

（２）土砂災害警戒情報の基本的な考え方

区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを１つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

なお、伝達は発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行われ、指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達は、大雨警報の伝達に準じて行われる。

（３）土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

ア　大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

イ　土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

ウ　土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではない。

エ　市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。避難指示は、空振りをおそれず早めの発令を行うようにし、また、早朝深夜に避難の必要性が予想される場合には、高齢者等避難の発令を行う。

（４）土砂災害警戒情報の発表基準

都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

（５）土砂災害警戒情報の伝達

ア　気象庁は、気象庁防災業務計画等に基づき、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関や日本放送協会（ＮＨＫ）等報道機関へ情報を伝達する。

イ　都は、防災ファックス及びＤＩＳ（災害情報システム）を利用して、区市町村及び各支庁・建設事務所へ伝達する。

ウ　情報を受け取った場合は、受令確認を行う。

（６）市の対応

ア　市は、情報を受けた場合、水防準備態勢として水防連絡会を設置するとともに、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署、消防団、その他関係防災機関に伝達する。

イ　水防連絡会は、状況により水防本部を設置し、災害対策本部が設置された場合には、水防本部は災害対策本部に吸収される。

ウ　市は、防災行政無線、市車両、消防団車両及び自治会・防災市民組織等を通じ、ただちに市民へ安心くるめーるやツイッター等により情報を伝達し、状況により避難指示を行うとともに、指定避難所への避難誘導を行う。

第３節　浸水に関するソフト対策

１　洪水ハザードマップ等の作成・公表

市は、東京都都市型水害対策検討会及び連絡会が作成した流域ごとの浸水予想区域図を受け、洪水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成し公表した。

２　正確な情報収集・伝達体制等の整備・確立

洪水氾濫時において、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制を整備・確立する。

また、市は、避難行動要支援者が利用する施設等に対し、洪水予報等を確実に伝達する体制を整備するとともに、市民などが必要としている情報を、テレビ、ラジオ、メール等を通じて迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。

さらに、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の２段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

なお、市は、国（内閣府）の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備するとともに、避難指示等を発令する際に、国又は都に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

【警戒レベル一覧表】

※避難情報に関するガイドライン（令和３年５月、内閣府）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
		＜警戒レベル４までに必ず避難！＞	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
（注） 避難指示は、令和３年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

３　広報・啓発

市は、洪水ハザードマップやパンフレットの配布、ホームページへの掲載等により、市民が浸水の危険性や指定緊急避難場所・避難経路等を事前に認識できるよう、積極的に普及啓発を行う。特に、河川沿いなどを中心とした水災害が発生するおそれがある区域は、ハザードマップ等による市民への周知徹底を図る。

４　大規模洪水氾濫に対する減災の取組の推進

市は、都や関係機関と連携し、大規模な洪水氾濫に対して円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針（東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和２年５月改定）」の実施を推進する。

第２章　都市施設対策

電気、ガス、水道、通信等のライフライン施設や道路、鉄道等の施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行うとともに、災害時においてもライフラインの機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　ライフライン施設	事業者
第２節　道路及び鉄道施設等	都市建設部管理課、事業者

第１節　ライフライン施設

１　電気施設【東京電力グループ】

「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。また、電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努めるとともに、電気施設の防災計画として、地盤沈下対策、洪水対策、強風対策等を実施する。

（１）水害対策

設備名	対　策
送電設備	１　架空電線路 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更やよう壁、石積み強化等を実施する。 ２　地中電線路 ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備	１　浸・冠水するおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水壁の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。 ２　屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

（２）風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

（３）雷害対策

設備名	対　策
送電設備	架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためのクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	避雷器を接地するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付け、対処する。

２　ガス施設【東京ガス(株)】

（１）施設の現況

ア　都市ガス製造施設

①都市ガス製造基地は、根岸ＬＮＧ基地、袖ケ浦ＬＮＧ基地、扇島ＬＮＧ基地、日立ＬＮＧ基地の４か所にあり、各ＬＮＧ基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。

②ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

イ　供給施設

施設名	施設の現況
ガスホルダー	ガス事業法に基づき、安全装置・遮断装置・離隔距離等を考慮して設計している。
整圧器	地下整圧器に対しては防水を完全に行い、災害に備えている。
ガス導管等	①ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 ②導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はＰＥ管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 ③ガス導管には、緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。 ④ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。

（２）ガス施設の定期検査

ガス施設は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

特に、導管の維持管理については、下記のとおり。

ア　道路に埋設されている導管において、最高使用圧力が高圧のものは、埋設の日以後１４月に１回以上、その他のものは、埋設の日以後４０月に１回以上、適切な方法により検査を行う。

イ　道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、メーターガス栓、ガスメーター及びガス栓は、原則として設置の日以後４０月に１回以上、適切な方法により検査を行う。

３　通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、通信の果たす役割は非常に大きい。

このため、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

また、各通信事業者は、人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じるものとする。

なお、東日本電信電話(株)においては、以下に示す安全化対策を行う。

（１）電気通信設備等の高信頼化

次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施する。

ア　豪雨、洪水等のおそれがある地域は 、耐水構造化を行う。

イ　暴風又は豪雪のおそれのある地域は 、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行う。

（２）電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア　主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ　重要加入者については、当該加入者との協議により、加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

４　水道施設【都水道局】

平成２０年４月より、水道業全般を都に移管し、水道施設は都水道局が管理している。

５　都とライフライン事業者の相互協力

都（都総務局）は、ライフライン事業者との相互間において、「東京都ライフライン対策連絡協議会」（※）を活用するなど平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を整備するとともに、相互協力協定に基づき、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互連携体制を構築する。

また、大規模停電発生時に電源車の配備等、電気事業者と円滑な連携を図るため、予め災害対策上重要な施設のリスト化を行う。

※構成員：東京電力グループ、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ＫＤＤＩ(株)、都関係局）

６　エネルギーの確保

市は、大規模災害が発生した際に都市機能を維持できるよう、大規模な土地利用転換や共同住宅の建築・更新、公共施設の更新などにあわせ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、エネルギーの安定した確保に向けた取組を行う。

なお、市は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用発電設備及びその燃料（灯油・全負荷運転で１０時間分）を備蓄している。病院や社会福祉施設など市民の生命に関わる施設についても、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を促進する。

第２節　道路及び鉄道施設等

１　道路施設

市の管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋梁の強化及び必要な防災施設の整備を行う。

２　鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

西武鉄道においては、都内の風水害に対する改良、補強工事はほぼ完了している。今後も、引き続き、設備の改善等に努める。

３　屋外広告物

広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。

このため、市は、東京都屋外広告物条例（昭和２４年東京都条例第１００号）及び道路法（昭和２７年法律第１８０号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時等に指導を行っている。

第３章　農業施設対策

市は、農地及び農業用施設において、周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事を計画的に推進し、地域の安全性の確保に努める。

また、各種の災害が発生した場合には、市は、地区内の被害状況について、都産業労働局に報告するとともに、各専門項目に関する技術的対策を早期に樹立し、特に重要事項については、専門技術員が現地において直接指導できるよう、都産業労働局との連携を強化する。

第４章　応急活動拠点等の整備

市は、発災直後から応急対策活動を円滑に実施するため、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

活動庁舎等に関する事項は、東久留米市地域防災計画　震災編　第２部　第５章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に準ずる。

また、遺体収容所の確保等に関する事項は、東久留米市地域防災計画　震災編　第２部　第７章「医療救護等対策」に準ずる。

第５章　地域防災力の向上

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　市民等の役割	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、田無警察署
第２節　防災市民組織等の強化	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署
第３節　事業所防災体制の強化	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、事業者
第４節　行政・事業所・市民等の相互に連携した社会づくり	環境安全部防災防犯課、消防団

第１節　市民等の役割

（１）「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
（２）早期避難の重要性を理解しておく。
（３）日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や被害状況などを覚えておく。
（４）洪水ハザードマップ等を活用し、自分が住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握しておく。
（５）水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常用持出品の準備をしておく。
（６）買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
（７）台風などが近づいてきたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
（８）風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
（９）「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
（10）国や都が、インターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報等を確認する。
（11）気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
（12）市及び都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
（13）自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。

(14) 道路の雨水桝周辺の清掃などの対策を地域と協力して行う。
(15) 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えがない限り、「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、同意円滑かつ迅速な避難に備える。

第２節　防災市民組織等の強化

１　防災市民組織等の役割

「自分たちのまちは自分たちで守る」を実践するため、住民等が自主的に結成した防災市民組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

（１）防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
（２）情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
（３）避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
（４）地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
（５）地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制の整備
（６）地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備（協定締結等）
（７）行政との連携・協力体制の整備
（８）要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

２　防災市民組織等の充実

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】第２節「地域による共助の推進」に準ずる。

第３節　事業所防災体制の強化

１　事業所の役割

事業所は、災害時における役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して、次のような対策を図っておくことが必要である。

（１）従業員の防災教育、防災訓練、防災マニュアルの周知徹底などに努めるとともに、社屋内外の安全化、防災資器材や食料等の備蓄（従業員の３日分が目安）など、従業員や来客の安全確保対策、安否確認体制の整備に努める。
（２）事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため事業所防災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限に止めるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。
（３）事業所の持つ資源や特性、組織力を活かし、地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など、地域社会の安全性向上対策に努める。
（４）要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難

を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

２　事業所自衛消防隊の活動能力の充実、強化

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】第４節「事業所による自助・共助の強化」に準ずる。

３　要配慮者の安全確保

土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、土砂災害防止法に基づき、避難確保に関する計画の作成及び避難誘導等の訓練を実施するものとし、この場合、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

※　現在、市内の土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設は立地していない。

第４節　行政・事業所・市民等の相互に連携した社会づくり

従来の行政、企業（事業所）、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。

市は、都と連携して、相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

（１）都内及び広域の自治体との相互支援・協力体制の充実強化
（２）市及び関係防災機関と企業（事業所）との災害時の協力・連携等に関する協定締結の推進
（３）自治会等の活動体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化
（４）防災市民組織、事業所、ボランティア等の連携を重視した、地域住民が主体となった合同防災訓練の実施

第６章　ボランティア等との連携・協働

市は、大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体、関係機関との連携を図る。

計画の内容は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】第５節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第７章　防災運動の推進

市は、市民等に対する防災知識の普及・啓発のため、防災訓練や防災教育の実施など、さまざまな取り組みを行っていく。

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　防災意識の啓発	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署
第２節　防災訓練の実施	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、田無警察署

第１節　防災意識の啓発

１　防災広報の充実

（１）各防災機関が行う広報内容の基準

ア　台風・集中豪雨に関する一般知識
イ　各防災機関の風水害対策
ウ　竜巻に対する備え
エ　都市型集中豪雨対策
オ　家庭での風水害対策
カ　避難するときの注意
キ　地下空間における緊急的な浸水に対する心得
ク　土砂災害に対する心得
ケ　台風時の風に対する対策
コ　災害情報の入手方法
サ　応急救護の方法
シ　防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
ス　避難指示等に関する取扱い（避難行動要支援者に対する準備情報を含む。）

（２）各防災機関の広報

各防災機間の広報内容は、次のとおりである。

機関名	内　容
市	１　防災パンフレットの配布や講習会、総合防災訓練及び総合水防訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の向上を図る。 ２　「５段階警戒レベル」による避難行動の認知と理解の促進を図る。 ３　ハザードマップの配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
警視庁 田無警察署	回覧板等を利用することにより、自治会、防災市民組織等を通して、大雨冠水状況の記録などの防災情報を事前に広報する。
東京消防庁 東久留米消防署	１　チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、ＳＮＳ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ２　消防団、災害時支援ボランティア、防火女性の会、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ３　都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ４　「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発
東日本電信電話(株) （ＮＴＴ東日本）	防災展や防災訓練等で災害用伝言ダイヤル１７１などの防災パンフレット等の配布を行い、電話の混雑防止対策や安否確認ツールの普及・啓発を行う。
東京ガス(株)	ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取り組みの紹介を行っているほか、防災イベント等を通じて都市ガスの安全と防災についての広報に努め、防災意識の高揚を図っている。
東京電力グループ	東久留米市総合防災訓練において、訓練参加者に対し、感電事故防止に関するパンフレットを配布のうえ、パネルを活用した電気安全の説明を行い、防災意識の高揚を図っている。

２　防災教育の充実

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】第１節「自助による市民の防災力向上」に準ずる。

なお、東京消防庁東久留米消防署は、過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から市民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるよう、さまざまな普及啓発を行う。

（１）市と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。
（２）都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。
（３）家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
（４）都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。
（５）児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。
（６）女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

第２節　防災訓練の充実

市は、東京消防庁東久留米消防署、東久留米市消防団、警視庁田無警察署と連携し、水防訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定めて、毎年、訓練を実施する。

１　参加者

市、関係団体、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署、東久留米市消防団、自治会、自主防災組織等

２　訓練項目

本部運営訓練、機関連携訓練、避難所開設訓練、情報伝達訓練等

第８章　風水害に関する調査研究

風水害対策には、現状の客観的な分析と将来の予測が重要な役割を果たす。

このため、中央防災会議、都防災会議等による被害想定・調査の情報を防災市民組織や関係機関と共有するとともに、それらを参考に、市の地域防災として、浸水や土砂崩れ危険箇所の把握等、調査研究を実施する必要がある。

第３部　災害応急・復旧計画

目　次

（風 3-）

第１章　水防活動の態勢及び要領..... 1
　第１節　水防本部..... 1
　第２節　災害対策本部の設置..... 4
　第３節　災害応急対策..... 4
　第４節　公用負担..... 7
　第５節　水防実施状況報告..... 7
第２章　情報の収集・伝達..... 8
　第１節　情報連絡体制..... 8
　第２節　災害情報の伝達..... 9
　第３節　被害状況等の報告..... 11
　第４節　災害調査..... 11
　第５節　災害時の広報及び広聴活動..... 11
第３章　応援協力・派遣要請..... 12
第４章　警備・交通規制..... 12
第５章　緊急輸送対策..... 12
第６章　消火・救助・救急対策..... 12
第７章　危険物対策..... 13
第８章　医療救護等対策..... 13
第９章　避難者対策..... 14
　第１節　避難態勢（事前避難）..... 14
　第２節　避難指示等の判断..... 15
　第３節　避難所の開設・運営..... 21
　第４節　避難行動要支援者の安全確保..... 22
　第５節　広域避難誘導..... 23
第１０章　帰宅困難者対策..... 26
第１１章　飲料水・食料・生活必需品等の供給..... 26
第１２章　ごみ・トイレの確保及びし尿・がれき処理..... 26
第１３章　遺体の取り扱い..... 26
第１４章　公共施設及びライフライン施設等の応急・復旧対策..... 26
第１５章　応急生活対策..... 27
第１６章　災害救助法の適用..... 27
第１７章　激甚災害の指定..... 27

第１章　水防活動の態勢及び要領

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　水防本部	関係各部班
第２節　災害対策本部の設置	関係各部班、東久留米消防署、消防団
第３節　災害応急対策	危機管理室指令班、災害対策都市建設部応急復旧班、消防団
第４節　公用負担	危機管理室指令班
第５節　水防実施状況報告	危機管理室指令班

第１節　水防本部

１　水防本部の設置

市長は、次の各号に該当した場合、東久留米市水防対策規程（資料編　参考資料　７）に基づき、危機管理対策会議を経て水防本部を設置する。

（１）暴風、大雨又は洪水の警報・特別警報が発表され、風水害が発生するおそれがあるとき

（２）落合川又は黒目川に洪水が発生するおそれがあるとき

（３）前記に定めるもののほか、市長が風水害の発生するおそれがあると認めたとき又は風水害が発生したとき

２　水防本部の構成

（１）水防本部は、副市長、環境安全部長、企画経営室長、総務部長、都市建設部長、及び消防団長で構成し、本部長は副市長をもって充てる。

（２）本部長は、水防本部の事務を総括し、水防本部の職員を指揮監督する。

（３）本部長に事故あるときは、環境安全部長、企画経営室長、総務部長、都市建設部長の順でその職務を代理する。

（４）水防本部は、災害対策本部室（２０３会議室）に置くものとする。

３　水防配備態勢

水防本部が設置されたときは、水防第３配備までに該当する職員は自席待機、また、執務時間外においては自宅待機しなければならない。

区　分	担当部署
水防第１配備	・本部員 ・環境安全部 防災防犯課長及び防災防犯課職員 環境政策課長及び環境政策課計画調整係長 ・企画経営室 企画調整課長及び主査 ・総務部 管財課長及び管財係長 ・都市建設部 都市計画課長及び主査（計画調整担当） 道路計画課長 管理課長及び主査（管理調整担当、道路・河川施設担当） 施設建設課長及び主査（下水道施設担当）
水防第２配備	・下記の市内在住職員 環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部 ・水防第１配備に配属された者を除く全管理職 ・各部で応援を指名された職員
水防第３配備	・下記の隣接市在住職員 環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部 ・各部で応援を指名された職員
水防第４配備	・下記の市内並びに隣接市在住以外の職員 環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部 ・各部で応援を指名された職員

資料編　第 49　災害対策本部が設置されるまでの水防職員配備態勢

４　水防本部設置時の業務分担

部　名	業務分担
環境安全部	１　防災気象情報の収集、連絡 ２　消防機関（消防署、消防団）との連絡調整等 ３　被害状況の総括 ４　関係機関との連絡 ５　被災地の清掃、防疫活動
都市建設部	１　河川及び下水道施設等の点検、警戒、監視 ２　水防作業（低地帯の排水活動、冠水道路の対応を含む。）

部　名	業務分担
消　防　団	１　水防警戒 ２　水防活動

※市各部課は、被害情報を把握した場合、直ちにその内容を防災防犯課に報告する。

５　活動要領

（１）監視及び警戒

水防第２配備態勢と同時に、都市建設部及び環境安全部は、監視警戒隊を組織し、消防団に協力して監視警戒を開始する。

ア　監視態勢

都市建設部長は、監視警戒隊に市内の河川等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、本部長に連絡して必要な措置を求める。

イ　警戒態勢

本部長は、気象状況等を踏まえ、風水害のおそれがある場合は、監視警戒隊を配備して厳重に警戒し、事態に即応した措置を講ずる。

（２）水防活動

本部長は、次の場合、都市建設部、消防団に対し、直ちに水防隊を編成させるとともに、出動準備及び出動を指示する。

河川管理者は、この水防活動に協力する。

ア　出動準備

①水防警報により出動の準備又は待機の警告があったとき

②河川等の状況により出動の必要が予測されるとき

イ　出　動

①水防警報により出動又は指示の警告があったとき

②水位が氾濫注意水位相当に達するなど、水害の危険のおそれがあるとき

③その他水防上必要と認めるとき

６　その他

水防本部による、その他の水防対策に関する事項については、東久留米市水防対策規程（資料編　参考資料　７）に基づき、実施する。

第２節　災害対策本部の設置

東久留米市水防対策規程（資料編　参考資料　７）に基づく水防配備態勢での対応が困難な程度の風水害等が発生した際は、市長の判断により災害対策本部を設置して、水防作業にあたるものとする。

また、災害対策本部長は、水防作業において必要がある場合は、他の水防管理者に対し、応援を求めるものとする。

１　警戒区域の設定

水防作業の必要がある場合、市長は、警戒区域を設定し、一般市民等の立ち入りを禁止・制限できるとともに、その区域内の居住者の退去を命ずることができる。

この場合、警視庁田無警察署長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

２　居住者の水防義務

水防作業のために止むを得ない必要がある場合、市長は、その区域内の居住者又は現場に居る者をして、作業に従事させることができる。

３　警察官の援助

水防のため必要があると認めるとき、市長は、現場の秩序あるいは保全維持のため、警視庁田無警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第３節　災害応急対策

市は、市域に風水害が発生、又は発生するおそれがある場合において、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画で定めるところにより、都、他の区市町村、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

１　気象情報の早期収集

（１）気象庁防災機関向け専用電話

気象庁では、気象状況、予測等に係る都、市区町村等防災機関からの問い合わせに対応できるよう、防災機関専用の電話回線（以下、「ホットライン」という。）を設けている。

市は、発表される気象警報・注意報等の防災気象情報とともに、ホットラインを積極的に活用し、避難指示等災害応急対策の判断の参考にするほか、必要に応じて、気象庁東京管区気象台等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

また、市は、的確な予想を実施するため、気象予報会社から早期に情報を収集する体制を確立している。

（２）竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

ア　気象庁から提供される情報

（ア）予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～１日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。

このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

（イ）雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。

このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

（ウ）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

（エ）竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（１０ｋｍ格子単位）で表し、その１時間後までの移動を予測する。

竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時１０分毎に発表する。

イ　情報伝達

気象庁の発表する竜巻注意情報等については、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体に送信され、防災行政無線等を自動起動する。

また、気象庁は、都内において竜巻等が発生した場合、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（ＮＨＫ）等報道機関へ情報を伝達する。

【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表　（気象庁）】

２　集中豪雨初動行動要領

集中豪雨初動行動要領は、集中豪雨時において、初動体制の迅速な確立を目指すため、都総務局がとるべき活動体制や他の機関との連携体制等を取りまとめた行動マニュアルである。

（１）基本方針

ア　突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関、区市町村等との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。

イ　都は、関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区市町村の避難指示等発令の判断材料として活用できるよう、すみやかに情報提供する。

ウ　被害発生時は、区市町村、警察、消防、自衛隊との緊密な連携のもと、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。

エ　「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

（２）集中豪雨初動行動要領に基づく市の活動

市は、この要領を参考に初動行動マニュアル等の策定について検討するとともに、集中豪雨時の災害応急対策の基本とする。

３　夜間・休日等における初動態勢の確保

夜間・休日等の勤務時間外における風水害等の非常事態に対処するため、多摩北部に気象警報が発表された場合には、警備員から防災防犯課長への緊急連絡により、初動態勢を確保する。

（１）多摩北部に気象警報が発表された場合

防災防犯課長及び主査（防災・防犯担当）により、次の業務を行う。

①風水害等に関する情報収集
②防災気象情報の収集及び連絡
③市防災防犯課職員に対する災害情報等の連絡

（２）市域に被害が発生するおそれがある場合

市域に被害が発生するおそれがある場合には、原則として、東久留米市水防対策規程による水防第１配備態勢（資料編　第 49）での対処とし、状況に応じて水防第２配備以降に職員を増員する。

第４節　公用負担

１　水防法第２８条の規定により、水防上緊急の必要があるときは、現場において、土地や器具資材を使用又は収用、もしくは障害物を処分する等の公用負担を命ずる権限を行使する。

２　公用負担の権限を行使する場合、本部長又は消防署長は、その身分を示す証明書（資料編　第 50）を、その他これらの委任を受けた者は、その身分を示す証明書（資料編　第 50）を携行し、必要あるときは提示する。また、公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票（資料編　第 50）を作成し、そのうちの１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。

３　公用負担の権限行使により損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価により損失を補償するものとする。

第５節　水防実施状況報告

１　市長（水防管理者）は、洪水等により被害を生じた場合は、電話で直ちに都建設局（都水防本部及び北多摩北部建設事務所）にその概況を報告する。

２　市長（水防管理者）は、水防終了後３日以内に水防実施状況を都建設局（都水防本部及び北多摩北部建設事務所）に水防活動報告書により報告する。

第２章　情報の収集・伝達

大規模な風水害が発生した場合、各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報等を行う。

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　情報連絡体制	災害対策企画経営室情報連絡班、災害対策総務部情報システム班
第２節　災害情報の伝達	災害対策企画経営室情報連絡班、災害対策総務部情報システム班
第３節　被害状況等の報告	災害対策企画経営室情報連絡班、各部
第４節　災害調査	災害対策企画経営室情報連絡班、各部
第５節　災害時の広報及び広聴活動	災害対策企画経営室情報連絡班、秘書広報班、災害対策市民部地域班

第１節　情報連絡体制

１　通信連絡系統

（１）通信連絡系統図

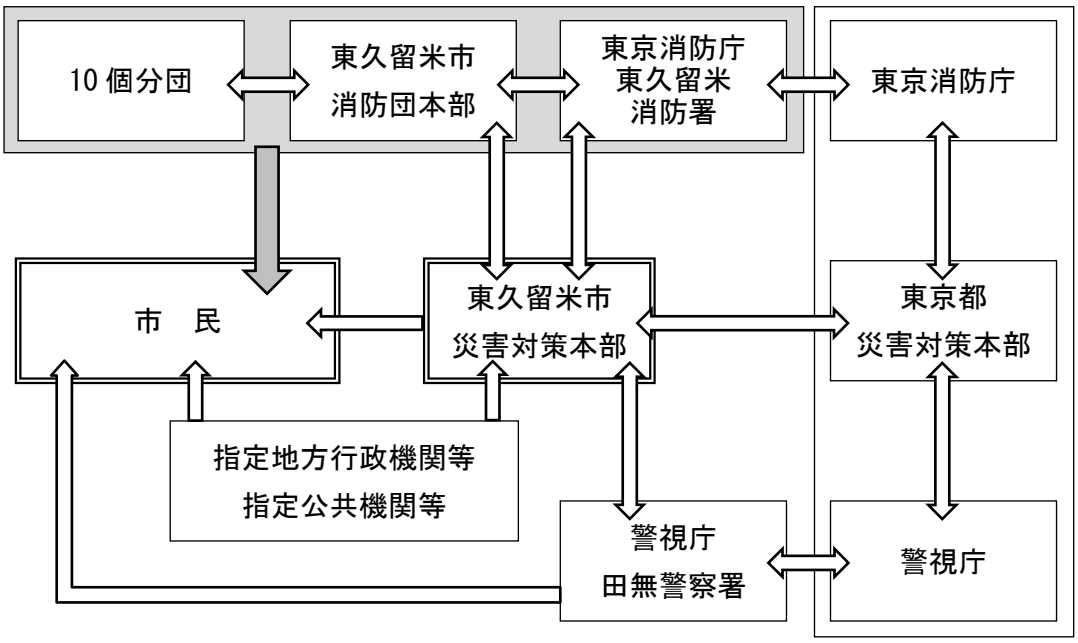

（２）情報連絡手段等

機関名	手段等
市	１　都本部に対する情報連絡は、都防災行政無線及びＤＩＳ（防災情報システム）等を使用する。 ２　災害の状況により、都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき、国の現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。 ３　地域防災行政無線又はその他の手段により、市域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
警視庁 田無警察署	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、管下交番、駐在所及び各関係防災機関との情報連絡を行う。
東京消防庁 東久留米消防署	消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、管下消防出張所、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。
その他の 防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

２　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の活用

市は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）から送信された防災気象情報等を活用する。

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）とは、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星及び地上回線（ＬＧＷＡＮ）を利用して地方公共団体に送信し、地方公共団体の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等が送信され、全地方公共団体が受信し、地域コードに該当する地方公共団体のみにおいて、情報番号に対応する予め録音された放送内容の自動放送が行われる。

また、携帯電話会社を経由し、個々の携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。

第２節　災害情報の伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や市民等に、災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

機関名	内容及び要領等
市	１　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に通報する。 ２　気象状況により相当の被害が出ると予測される時は、都北多摩北部建設事務所と緊密な連絡をとり、情報を交換し、常に的確な情報の把握に努めるとともに、管内の雨量、河川等の水位などについて正確な資料を敏速に入手し、都に通報する。 ≪雨量通報≫ 雨量は、次の場合に通報する。 ①１時間に２０ｍｍを超した時以後、毎時の雨量 ②３時間に３０ｍｍを超した時以後、２時間毎の雨量 ③２４時間に５０ｍｍを超した時以後、２時間毎の雨量 ３　地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに市域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、市民及び防災市民組織等に周知する。 ４　特別警報・警報及び重要な注意報について、都又はＮＴＴからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに市域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、防災市民組織等に伝達するとともに、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署の協力を得て、市民に周知する。
警視庁 田無警察署	警察署長は、管下地域の気象情報に係る通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったとき、特別警報・警報については、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。
東京消防庁 東久留米消防署	都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防分署及び消防出張所を通じて、市民に周知する。
東日本電信電話㈱ （ＮＴＴ東日本）	１　気象業務法に基づいて、気象庁からＮＴＴ東日本に通知された特別警報・警報を、各区市町村に通報する。 ２　特別警報・警報の伝達は、ＦＡＸにより関係機関へ通報する。 ３　特別警報・警報に関する通信は優先して取り扱う。
その他の 防災機関	都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、ただちに所属機関に通報する。

第３節　被害状況等の報告

市各部、班及び防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、災害対策企画経営室情報連絡班に報告する。

被害状況等の報告要領等に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第６章　具体的な取組【応急対策】第３節「防災機関相互の情報通信（被害状況等）」に準ずる。

第４節　災害調査

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第６章　具体的な取組【応急対策】第３節「防災機関相互の情報通信（被害状況等）」に準ずる。

第５節　災害時の広報及び広聴活動

１　広報活動

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第６章　具体的な取組【応急対策】第４節「広報体制」に準ずる。

２　広聴活動

機関名	内　容
都生活文化局	常設の都民相談窓口、又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の解決に努める。
警視庁 田無警察署	署内又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
東京消防庁 東久留米消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 市民等からの電子メールによる問い合わせに対応する。
市	被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。

第３章　応援協力・派遣要請

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第５章　具体的な取組【応急対策】第４節「応援協力・派遣要請」に準ずる。

第４章　警備・交通規制

警備活動に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第５章　具体的な取組【応急対策】第３節「警備活動」に準ずる。

また、交通規制に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第４章　具体的な取組【応急対策】第１節「道路・橋梁」に準ずる。

第５章　緊急輸送対策

輸送車両等の確保に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１０章具体的な取組【予防対策】第５節「輸送車両等の確保」に準ずる。

また、輸送拠点に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１０章　具体的な取組【予防対策】第３節「備蓄倉庫及び輸送拠点の整備」に準ずる。

第６章　消火・救助・救急対策

活動体制及び活動拠点の整備に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部第５章　具体的な取組【予防対策】第３節「消火・救助・救急活動体制の整備」及び第５節「応急活動拠点の整備」に準ずる。

また、消火・救助・救急活動に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第５章　具体的な取組【応急対策】第２節「消火・救助・救急活動」に準ずる。

資料編　第 56　東京消防庁の水防態勢

第７章　危険物対策

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第３章　具体的な取組【応急対策】第３節「危険物等の応急措置による危険防止」に準ずる。

第８章　医療救護等対策

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第７章「医療救護等対策」に準ずる。

第９章　避難者対策

風水害時には、被災者の生命、身体の安全確保等について、適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供及び注意喚起を講じる。

高齢者等避難、避難指示の発令時には、速やかに指定避難所等を設置し、避難者を受け入れる。

大規模な風水害が発生した場合の避難者対策は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部第９章「避難者対策」に準じる。

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　避難態勢（事前避難）	危機管理室指令班、災害対策市民部地域班、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班、災害対策教育部各班
第２節　避難指示等の判断	危機管理室指令班
第３節　避難所の開設・運営	災害対策市民部地域班、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班、医療救護班、災害対策教育部各班
第４節　避難行動要支援者の安全確保	災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班
第５節　広域避難誘導	危機管理室指令班、災害対策市民部地域班、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班

第１節　避難態勢（事前避難）

機関名	活動内容
市	浸水予想区域図等に基づき、事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定め、その地域の市民、使用者、滞在者等に対しては、指定避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底し、状況に応じて、積極的に自主避難するよう指導しておく。 また、人的被害が発生する可能性が高まった時には、高齢者等避難を発令する。
警視庁 田無警察署	災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行う。特に、避難行動要支援者（高齢者・障害者・難病疾患・妊産婦・乳幼児等）に対しては、あらかじめ指定された施設、安全地域の親戚、知人宅等へ自主的に避難するよう指導する。

第２節　避難指示等の判断

１　避難指示等の発令基準

（１）一般基準

避難、立退きの指示などの基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。

ア　河川が、氾濫注意水位あるいは氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき
イ　避難の必要が予想される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき
ウ　河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき
エ　土砂災害による著しい危険が切迫しているとき
オ　短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水の危険があるとき
カ　その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

【高齢者等避難、避難指示の手順】

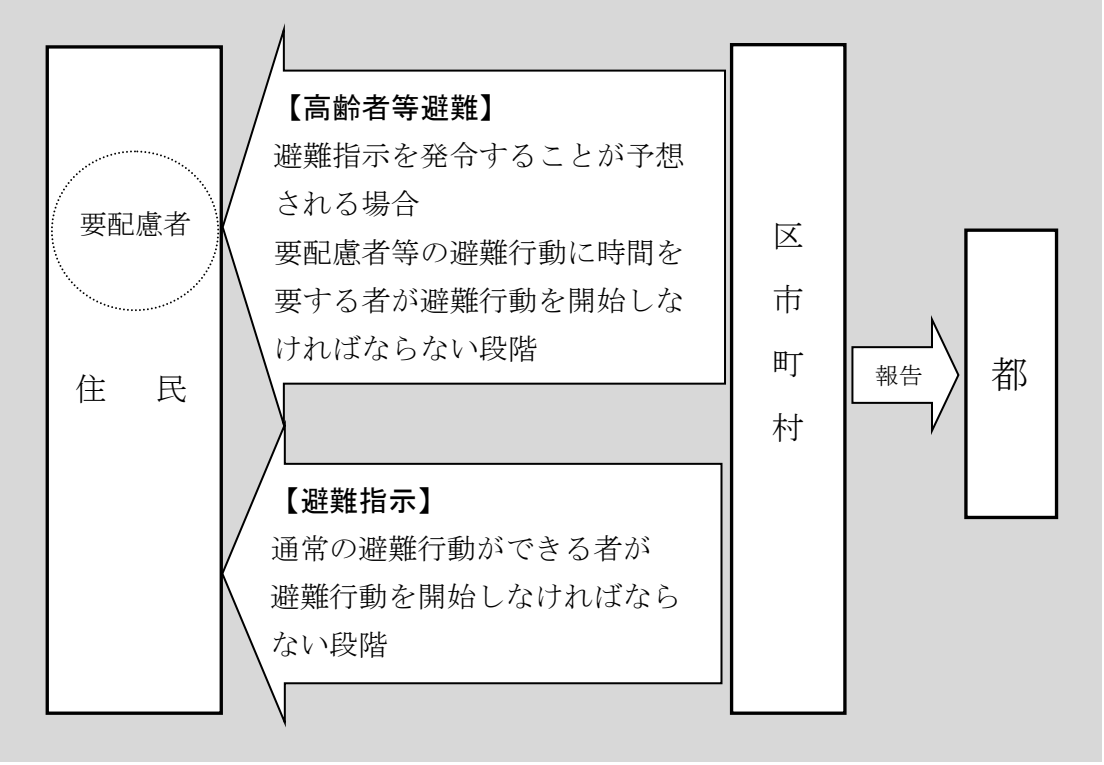

（２）避難指示等に係る機関別活動

機関名	活動内容
市	１　市は、危険の切迫性に応じて、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。 ２　市域内で危険が切迫した場合には、市長は、警視庁田無警察署長及び東京消防庁東久留米消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等を発令するとともに、すみやかに都本部に報告する。 ３　市民の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。 ４　国が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者に対する高齢者等避難を発令する。 ５　平常時から地域又は自治会・防災市民組織単位に、指定避難所における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
警視庁 田無警察署	急を要する場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合、避難のための立退きを指示することができる。 この場合、警察官は、ただちに市長に通報する。
東京消防庁 東久留米消防署	１　災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。 ２　被災状況を勘案し、必要な情報を市、関係機関に通報する。 ３　広報車等による避難指示等の発令を伝達する。

（３）避難指示等の判断基準等

ア　溢水氾濫

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

【落合川】　（対象水位観測所：落合川取水上、落合川取水下）

区　分	判断基準等
高齢者等避難	○市内の水位観測所の水位が「注意水位」に達し、「危険水位」への到達が予想される（洪水警報の危険度分布が「警戒」など）場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	○市内の水位観測所の水位が「危険水位」に達し、「氾濫発生水位」への到達が予想される（洪水警報の危険度分布が「非常に危険」など）場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等により、次のような状態が予想される場合 ・夜間から明け方に接近・通過 ・立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過
緊急安全確保	○市内の水位観測所の水位が「氾濫発生水位」に達した場合 ○堤防に 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○溢水が発生した場合

【黒目川】　（対象水位観測所：黒目川取水上、黒目川取水下）

区　分	判断基準等
高齢者等避難	○市内の水位観測所の水位が「注意水位」に達し、「危険水位」への到達が予想される（洪水警報の危険度分布が「警戒」など）場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	○市内の水位観測所の水位が「危険水位」に達し、「氾濫発生水位」への到達が予想される（洪水警報の危険度分布が「非常に危険」など）場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等により、次のような状態が予想される場合 ・夜間から明け方に接近・通過 ・立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過
緊急安全確保	○市内の水位観測所の水位が「氾濫発生水位」に達した場合 ○溢水が発生した場合

【その他河川】

区　分	判断基準等
高齢者等避難	○洪水警報の危険度分布が「警戒」になった場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	○洪水警報の危険度分布が「非常に危険」になった場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等により、次のような状態が予想される場合 ・夜間から明け方に接近・通過 ・立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過
緊急安全確保	○溢水が発生した場合

イ　土砂災害

避難指示等は、今後の気象予測、大雨警報、土砂災害警戒情報の発表状況、現場からの巡視報告等を総合的に判断して発令する。

【土砂災害】※土砂災害警戒区域等を対象

区　分	判断基準等
高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨の言及がある場合など）
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布が「非常に危険」になった場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等で次の状態が予想される場合 ・夜間から明け方に接近・通過 ・立退き避難が困難となる暴風を伴って接近・通過 ○市内で土砂災害の前兆現象が発見された場合
緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○市内で土砂災害の発生が確認された場合

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】（警戒レベル一覧表）

※避難情報に関するガイドライン（令和３年５月、内閣府）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急 避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

２　避難誘導

機関名	活動内容
市	1　避難指示等を出した場合、警視庁田無警察署及び東京消防庁東久留米消防署の協力を得て、防災市民組織や事業所のリーダー（管理者等）を中心に、地域、自治会又は事業所単位に集団を編成し、あらかじめ指定している避難所に誘導する。 2　避難指示等を出すいとまがない場合の市民の避難については、あらかじめ想定している地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を活用する。 3　高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、障がいの特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
警視庁 田無警察署	1　避難指示等が出された場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、市民を誘導し収容する。 2　誘導経路については、事前に調査検討し、その安全を確認しておく。 3　誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 4　浸水地域においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 5　避難指示等に従わない者については、避難するよう説得に努める。
東京消防庁 東久留米消防署	1　避難指示等が出された場合は、災害の規模及び拡大予想、気象状況、部隊の移動経路及び運用状況を勘案し、必要な情報を、市及び関係機関に通報する。 2　上記の避難経路等については、安全確保に努める。

【避難誘導の手順】

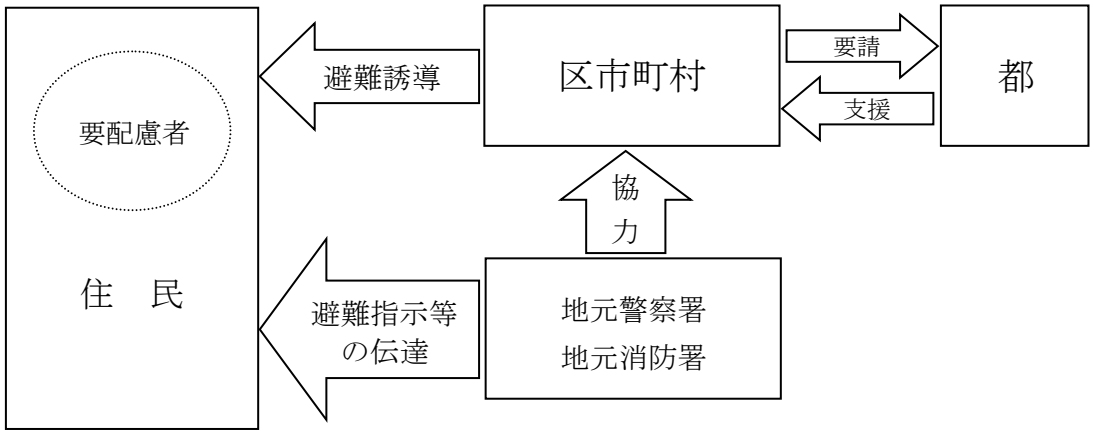

第３節　避難所の開設・運営

１　指定避難所の開設等

市は、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえ、あらかじめ指定避難所の安全性を点検し、水害時や土砂災害時にも安全な指定避難所及び指定緊急避難場所までの避難経路を指定している。

指定避難所の開設に関する細目は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第９章　具体的な取組【応急対策】第２節「避難所の開設・管理運営」に準じる。

２　指定避難所の管理運営

指定避難所の運営においては、管理責任者に女性を配置するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点に配慮する必要がある。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着、乳幼児用品の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

指定避難所の管理運営に関する細目は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第９章　具体的な取組【応急対策】第２節「避難所の開設・管理運営」に準じる。

３　安全な避難方法の確保

市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解しやすく、誤解を招かない伝達内容について、検討する。

４　避難者の他地区への移送

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第９章　具体的な取組【応急対策】第２節「避難所の開設・管理運営」に準じる。

５　都県境を越えた広域避難

市は、指定避難所が不足し、都県境を越えた広域避難が必要な場合には、調整を都に要請するとともに、隣接県市において広域避難が必要となった場合には、当該住民の受け入れについて必要な対応を行う。

第４節　避難行動要支援者の安全確保

災害が発生した場合、市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の避難行動要支援者の安全確保について、関係機関、防災市民組織、事業所、地域住民などとの協力・連携を図り、地域力の向上等による救出・救護体制の充実に努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者ごとの避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画等に基づき、円滑かつ迅速な避難支援を行う。

１　避難行動要支援者の地域における安全体制

（１）地域による共助の推進

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】第２節「地域による共助の推進」に準じる。

（２）ボランティアとの連携

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】第５節「ボランティアとの連携」に準じる。

（３）市民・行政・事業所等の連携

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第２章　具体的な取組【予防対策】第６節「市民・行政・事業所等の連携」に準じる。

（４）避難支援プラン

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第９章　具体的な取組【予防対策】第１節「避難体制の整備」に準じる。

２　避難行動要支援者の安全対策要領

（１）「避難行動要支援者対策班」等の設置

市は、関係機関、防災市民組織、民生委員、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者個々人に対応する窓口となる「避難行動要支援者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。

災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班は、避難行動要支援者対策班等から情報を収集するなど、総合調整を図る。

（２）二次避難所（福祉避難所）の活用

ア　市は、自宅や避難所で生活している避難行動要支援者に対し、状況に応じた必要な

サービスを提供するため、耐震・耐火・鉄筋構造に加えバリアフリーを備えた建物を、二次避難所として指定している。

イ　事前に指定したわくわく健康プラザ、さいわい福祉センター、各地域センター等のうち、適切な施設を二次避難所として開設する。

（３）医療等の体制

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第７章　具体的な取組【応急対策】第１節「初動医療体制」に準じる。

（４）食料等の確保

市は、アレルギー対策食品（ミルク）等の備蓄を進めてきたが、災害時においても、避難行動要支援者に配慮した食料等の調達に努める。

（５）仮設住宅等

入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、市が入居者の選定を行う。

選定にあたっては、避難行動要支援者が優先される。

仮設住宅等に関するその他の事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１２章　具体的な取組【復旧対策】第２節「応急仮設住宅の供給」に準じる。

第５節　広域避難誘導

市は、市民の生命を最優先に守るため、自治体の枠を超えた広域的な避難について、以下に示す対策を行う。

１　広域避難体制の整備

（１）大規模水害が市民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、ＳＮＳ等を活用し、市民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

（２）市民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。

（３）広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備するとともに、避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。

（４）区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組みづくりを進める。

（５）広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区市町村長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用する。

２　大規模水害時に使用可能な避難所の確保

（１）市民の安全な避難誘導を実施するため、洪水ハザードマップ等を参考に、水害の危険性が高い場所の把握を進める。

（２）避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や市内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保するとともに、他自治体等との連携を図りながら、市外での避難受入先の情報について、市民への周知・啓発に努める。

（３）浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて、想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

３　広域避難誘導

（１）市長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。市長が直接、広域避難について、相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合は、その旨を都本部へ報告する。

（２）市長は、避難者の受入先及び避難手段が確定した後、必要に応じて、当該区市町村の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

（３）市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難指示等の発令を行う。

（４）交通機関が運行可能な状況では、市民へ避難先を案内のうえ、原則として、鉄道等の公共交通機関により、各自での避難を求める。自力で区域外への避難が困難な要配慮者等については、他の適切な手段を検討する。

（５）避難の実施方法としては、次のとおり。

ア　要配慮者を優先的に避難させる。

イ　水害時に使用可能な区域内の避難所へ避難させる。

ウ　水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。

エ　受け入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。

オ　必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第６０条第３項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。

（６）交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。

【広域避難誘導イメージ】

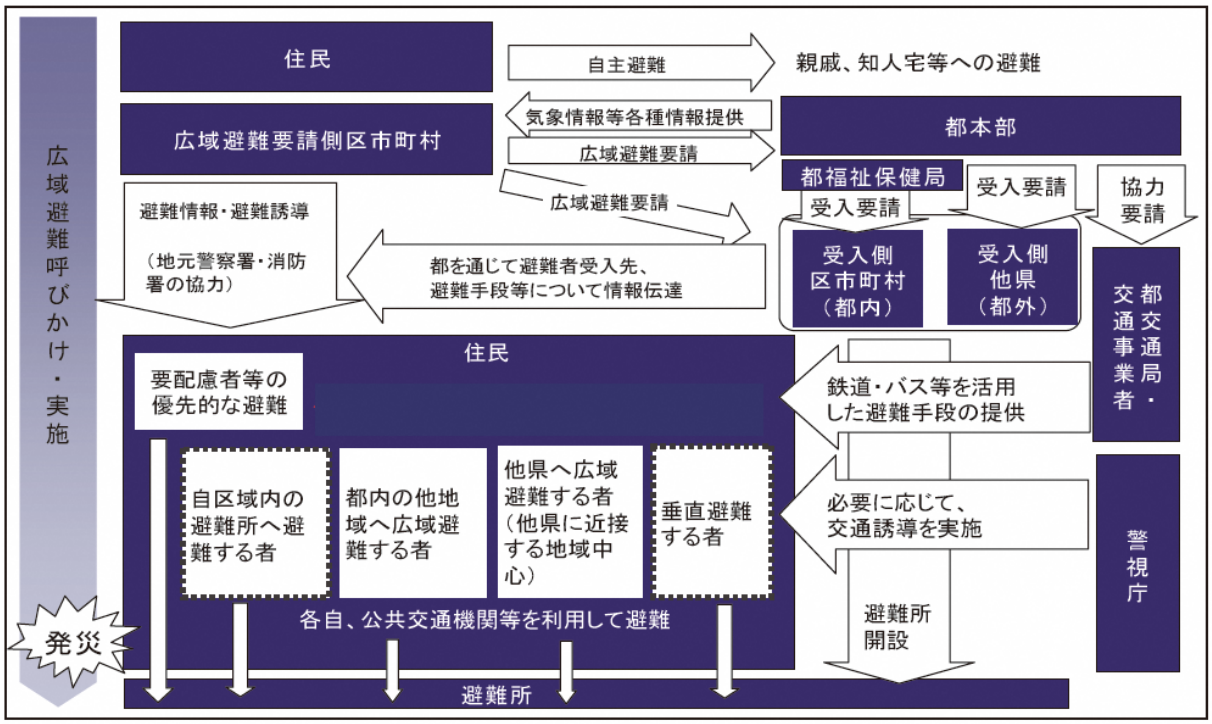

出典：東京都地域防災計画（令和３年、風水害編）

第１０章　帰宅困難者対策

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第８章「帰宅困難者対策」に準ずる。

第１１章　飲料水・食料・生活必需品等の供給

飲料水・食料・生活必需品等の供給に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１０章　具体的な取組【応急対策】第１節「備蓄物資の供給」及び第２節「飲料水の供給」に準ずる。

また、備蓄・調達物資の輸送に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１０章　具体的な取組【予防対策】第３節「備蓄倉庫及び輸送拠点の整備」及び第４節「輸送体制の整備」に準ずる。

第１２章　ごみ・トイレの確保及びし尿・がれき処理

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１２章　具体的な取組【応急対策】第８節「ごみ処理」、第９節「がれき処理」及び第１２節「土石、竹木等の除去」に準ずる。

第１３章　遺体の取り扱い

遺体の捜索、収容及び検視・検案・身元確認等に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第７章　具体的な取組【応急対策】第４節「行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等」に準ずる。

また、火葬等に関する事項は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第７章　具体的な取組【復旧対策】第２節「火葬等」に準ずる。

第１４章　公共施設及びライフライン施設等の応急・復旧対策

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第４章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」に準ずる。

第１５章　応急生活対策

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１２章「住民の生活の早期再建」に準ずる。

第１６章　災害救助法の適用

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１２章　具体的な取組【予防対策】第５節「災害救助法等」、具体的な取組【応急対策】第１０節「災害救助法の適用」及び具体的な取組【復旧対策】第１６節「災害救助法の運用等」に準ずる。

第１７章　激甚災害の指定

東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１２章　具体的な取組【予防対策】第５節「災害救助法等」及び具体的な取組【応急対策】第１１節「激甚災害の指定」に準ずる。

第４部　災害復興計画

目　次

（風 4-）

第１章　復興の基本的考え方..... 1
第２章　復興本部..... 1
第３章　復興計画の策定..... 1

第１章　復興の基本的考え方

東久留米市地域防災計画震災編　第３部　第１章「復興の基本的考え方」に準ずる。

第２章　復興本部

東久留米市地域防災計画震災編　第３部　第２章「復興本部」に準ずる。

第３章　復興計画の策定

東久留米市地域防災計画震災編　第３部　第３章「復興計画の策定」に準ずる。

【大規模事故編】

第１部　総　則

目　次

（大 1-）
第１章　計画の方針 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の習熟 1
　第３節　計画の修正 1
第２章　防災機関の役割 2

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、東京都地域防災計画大規模事故編等に基づき、東久留米市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域において大規模事故に係る安全予防、応急及び復旧対策を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体、財産を大規模な事故災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、大規模事故対策を推進する必要がある。

このため、大規模事故に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、大規模事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画を習熟し、大規模事故への対応能力を高める。

第３節　計画の修正

この計画は、都等の動向を踏まえて、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

修正に当たって、各防災機関は、関係のある事項についての計画修正案を、東久留米市防災会議が指定する期日までに、東久留米市防災会議に提出するものとする。

第２章　防災機関の役割

市及び関係防災機関等が防災に関して処理する事務、又は業務の大綱は、東久留米市地域防災計画震災編　第２部　第１章　第３節「防災機関の役割」を準用する。

第２部　安全予防・応急・復旧対策計画

目　次

（大 2-）

第１章　危険物事故に対する安全予防対策..... 1
　第１節　危険物施設の状況..... 1
　第２節　危険物等貯蔵施設の安全化..... 1
　第３節　危険物等の輸送の安全化..... 6
　第４節　応急用資器材の整備..... 7
第２章　大規模事故に対する安全予防対策..... 8
　第１節　鉄道事故予防対策..... 8
　第２節　道路災害対策..... 8
第３章　大規模事故に対する応急・復旧対策計画..... 9
　第１節　初動体制..... 9
　第２節　情報の収集・伝達..... 14
　第３節　各種応急活動対策..... 16
　第４節　事故種別ごとの各機関の対応..... 17
第４章　航空事故に対する応急・復旧対策計画..... 19
　第１節　活動体制..... 19
　第２節　情報の収集・伝達..... 25
　第３節　各種応急活動対策..... 28
第５章　富士山噴火降灰対策..... 30
　第１節　基本方針..... 30
　第２節　噴火予警報等の種類及び連絡体制..... 31
　第３節　降灰対策..... 34

第１章　危険物事故に対する安全予防対策

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　危険物施設の状況	環境安全部防災防犯課
第２節　危険物等貯蔵施設の安全化	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、田無警察署
第３節　危険物等の輸送の安全化	環境安全部防災防犯課、東久留米消防署、田無警察署
第４節　応急用資器材の整備	環境安全部防災防犯課

第１節　危険物施設の状況

大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物（消防法第２条)、高圧ガス（高圧ガス保安法第２条)、火薬類（火薬類取締法第２条)、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第２条）放射線等使用施設（放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第２条）等がある。

本市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は無いが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある。

第２節　危険物等貯蔵施設の安全化

危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の住民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理体制の強化を図っていく必要がある。

本節においては、石油類、高圧ガス、毒物・劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める

１　石油類施設

（１）保安計画

東京消防庁 東久留米消防署	１　通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ２　他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ３　次の事項について積極的に指導する。 （１）危険物事業所の自主保安管理体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、危険物施設における必要な防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 （２）危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させること。

（２）規制及び立入検査

市	石油類施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に、必要となる知識技能の習得に向けて、都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。
東京消防庁 東久留米消防署	１　規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。 ２　立入検査 消防法に基づく立入検査を行う。

２　高圧ガス施設

（１）保安計画

都環境局	１　関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。 　また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 ２　災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。
警視庁 田無警察署	東京消防庁等関係機関と毎年定期的に開催される連絡会議において、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。

（２）規制及び立入検査

市	高圧ガス施設の管理責任者などに対し、必要となる知識技能の習得に向けて、都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。
都環境局	災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
東京消防庁 東久留米消防署	消防法に基づく立入検査を行う。

３　毒物・劇物、化学薬品等施設

（１）保安計画

都福祉保健局 （健康安全研究センター、都多摩小平保健所）	１　事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ２　毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。なお、１ｔ以上のタンクを保有する事業者については、健康安全研究センターに情報提供を行い、連携を求める。
市教育委員会	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 １　保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。 ２　毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。 ３　毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」等の表示をすること。 ４　毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した鍵のかかる丈夫な保管庫とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとすること。 また、保管庫は床又は壁体等に固定すること ５　毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配意するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。 また、危険性の高い薬品類は保管庫の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。 特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。 ６　振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。 ７　使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。 ８　児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。
警視庁 田無警察署	１　職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

（２）規制及び立入検査

市	都と協力して、実態把握及び次の項目の指導に努める。 １　研修会等で防災教育の徹底 ２　立入検査時の施設の安全化指導 ３　毒物・劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備 ４　緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 ５　治療方法を記した書類の整備
都福祉保健局 （健康安全研究センター、都多摩小平保健所）	毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
東京消防庁 東久留米消防署	消防法に基づく立入検査を行う。

４　放射線等使用施設

現在、国においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、放射性同位元素（ＲＩ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。

（１）保安計画

都福祉保健局	１　都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき、病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 ２　病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。 ３　都内の放射性同位元素（ＲＩ）使用病院等で被害が発生した場合、都は、人身への被害を最小限に止めるため、４人１班とするＲＩ管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定立入禁止、住民の不安の除去等に努める。
警視庁 田無警察署	１　保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。 ２　施設周辺における避難誘導態勢を確立する。

（２）規制及び立入検査

都福祉保健局	医療法に基づき立入検査を年１回実施し、ＲＩの取扱いについて指導を行う。
東京消防庁 東久留米消防署	消防法に基づく立入検査を行う。

第３節　危険物等の輸送の安全化

石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、警視庁、都環境局、都福祉保健局等の関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、東京消防庁は、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

都福祉保健局	１　毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 ２　要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。（毒物及び劇物取締法） ３　関係機関との連絡通報体制を確立する。
警視庁 田無警察署	１　危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 ２　関係機関との連絡通報体制を確立する。
東京消防庁 東久留米消防署	１　立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、消防法に基づく立入検査を行う。 ２　指導方針 石油元売り各社に対し、次の事項について指導する。 （１）危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 （２）種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 （３）安全度の高い輸送手段への移行

関東運輸局	危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 １　災害発生時の緊急連絡設備の整備 ２　災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ３　輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

第４節　応急用資器材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資器（機）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

第２章　大規模事故に対する安全予防対策

東京は、政治・経済の中枢機能が高度に集中しているため、道路、鉄道を始めとした様々な交通網が発達しており、現在もその整備が進められている。

高度に集積した交通機関においては、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　鉄道事故予防対策	事業者
第２節　道路災害対策	都市建設部管理課

第１節　鉄道事故予防対策

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

西武鉄道(株)	輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 １　踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 ２　運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 ３　列車無線装置

第２節　道路災害対策

人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。

また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

都多摩北部建設事務所	１　都が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 （１）定期的な安全点検の実施及び適切な措置 （２）事故多発箇所の施設改善 ２　万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。
警視庁	１　事故多発箇所における表示板等の設置 ２　交通安全指導の徹底
市	所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。

第３章　大規模事故に対する応急・復旧対策計画

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　初動体制	関係各部
第２節　情報の収集・伝達	危機管理室指令班、災害対策企画経営室情報連絡班、災害対策総務部情報システム班、災害対策市民部地域班
第３節　各種応急活動対策	関係各部、東久留米消防署、消防団、田無警察署
第４節　事故種別ごとの各機関の対応	関係各部、東久留米消防署、田無警察署

第１節　初動体制

１　市の体制

大規模事故が発生した場合、市は、都及び消防機関等各防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

（１）緊急対策会議

設置の基準	大規模事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合に、緊急対策会議を設置する。
廃止の基準	緊急対策会議は、概ね次の基準により廃止する。 １　発生が予想された危険がなくなり､対策の必要がなくなったと認められるとき。 ２　応急対策が概ね終了したと認められるとき。

（２）災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。

災害応急活動体制は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】第１節「初動態勢」に準ずる。

（３）非常配備態勢の発令基準・参集基準

非常配備態勢は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】第２節「消火・救助・救急活動」を準用するが、被害の状況等に応じ、副市長（緊急対策会議長)、市長（災害対策本部長）は各配備態勢の指令（変更を含む）を発令する。

２　都の体制

（１）都本部の活動体制

都知事は、都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び都地域防災計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。

そのため、必要がある場合は、応急対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（２）現地災害対策本部の活動体制

本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又はその近辺の区市町村に現地災害対策本部を置く。

ア 構成員

① 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。
② 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
③ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。
④ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。

イ　分掌事務

① 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
② 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること
③ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
④ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること
⑤ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること
⑥ 各種相談業務の実施に関すること
⑦ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

ウ　設置場所

災害現場又は区市町村庁舎等

（３）災害即応対策本部の活動体制

ア　災害即応対策本部の設置

突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間、若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し、危機管理監が必要と認めたときに設置する。

① 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき
② 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき
③ 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき

イ 災害即応対策本部の組織

本部長	副本部長	構成員	主な役割
1　危機管理監 2　知事が必要と認めるときは、知事が指名する副知事	1　総合防災部長 2　知事が必要と認めるときは、危機管理監及び総合防災部長	1　危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 2　休日若しくは勤務時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策部本部員代理等	1　危機に対処するための対応策の策定 2　対応局の役割分担総合調整 3　災害情報の共有 4　他局、区市町村の設置する本部等との連携 5　その他必要な応急対策

３　防災機関の活動体制

（１）責　務

大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

（２）活動体制

指定地方行政機関等は、（１）の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

４　緊急対処事態対策本部への移行

東京都の地域において発生した事案が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から市及び東京都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、市及び都は、直ちに緊急対策会議又は災害対策本部（都においては災害即応対策本部又は災害対策本部）を廃止し、緊急対処事態対策本部（緊急本部）へ体制を移行する。

緊急対処事態対策本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じた場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、体制の移行に伴い、調整を行う主な措置は次のとおり。

措置名 （国民保護法上の措置名）	災害対策基本法等に 基づく措置	国民保護法に基づく措置
避難の指示	市長が避難を指示（市長が措置できない場合、知事が指示）（第６０条）	国の指示に基づき、知事が市長を通じて避難を指示（第５４条） 緊急時には知事による避難の指示が可能（第１４条）
警戒区域の設定	市長が設定（市長が措置できない場合、知事が設定）（第６３条）	市長が設定（第１６条） 緊急時には知事による設定が可能（第１４条）
救助（救援）	市長が救助（災害救助法が適用された場合は、知事が救助）（第６２条）	知事が救援（第７５条）
自衛隊の派遣要請	知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命又は財産を保護するため、自衛隊法第８３条に基づき要請（第６８条の２）	知事が、国民保護措置を円滑に実施するため要請（第１５条）

※災害対策基本法上の警報（自然災害等）と国民保護法上の警報（武力攻撃事態等）は取り扱う内容が異なるため、事態の誤認等を除き、措置の連続性は原則としてない。

市の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく措置となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案の場合、市は、緊急対策会議又は災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。

また、災害対策基本法等に基づく措置には、いわゆるＣＢＲＮＥ災害又はこれが疑われる事案に対する対処を含む。この際、ＣＢＲＮＥ災害はテロによるものだけではなく、平常時の事故を含むことも留意する。

※ＣＢＲＮＥは、化学・生物・放射性物質・核・爆発物の総称

５　現地連絡調整所

市は、都が大規模事故により多数の死傷者が発生した場合に設置する現地連絡調整所及び災害現場において、各機関の情報の共有化、活動の調整等にできる限り協力し、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させる。

（現地連絡調整所の運用方法等については、都が定める「大規模事故における相互連携マニュアル」等によるものとする。）

（１）現地連絡調整所の設置

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。

現地連絡調整所設置の決定は、都危機管理監がこれを行う。

（２）現地連絡調整所の組織

災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。
関係機関には次のものが考えられる。

・都
・市及び事故発生地の区市町村
・警視庁
・消防機関
・自衛隊
・医師会
・日本赤十字社東京都支部
・事故当事者機関（鉄道事業者等）
・消防団等

（３）連絡調整事項

現地連絡調整所における主な連絡調整等は次の項目とする。

・被害状況の把握
・災害現場の状況把握
・警戒区域の確認
・各機関の役割分担、分担区域の確認
・各機関の部隊派遣状況及び見込み
・被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
・軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
・重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む）
・遺体の搬送及び安置場所等の調整
・各機関が発表する広報内容の確認等
・民間施設等の使用に関する確認
・臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
・その他、各機関が必要とする事項

第２節　情報の収集・伝達

事故災害時には、各関係機関は情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

１　情報連絡体制

大規模事故発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、大規模事故災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に情報入手に努める。

伝達系統としては、その状況下において最も適した手段により行う。

機関名	内容
都	１　都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係機関と情報連絡を行う。 ２　消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各関係機関と情報連絡を行う。
市	１　都本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。 ２　災害の状況により、都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき、都庁第一本庁舎５階大会議場に設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。 ３　地域防災行政無線又はその他の手段により、市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
その他の関係機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

２　被害状況等の報告体制

事故発生の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内容
市	災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。 なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第５３条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

機関名	内容
	１　報告すべき事項 　災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項 ２　報告の方法 　原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、ＦＡＸ等により報告する。)。 ３　報告の種類・期限等 　報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。

【報告の種類、提出期限、様式一覧】

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	発災情報
被害措置	即時及び都が通知する	災害総括被害情報
概況速報	期限内	措置情報
要請通知	即時	要請情報
確定報告 (災害確定報告)	応急対策を終了した後２０日以内	災害総括
確定報告 (各種確定報告)	同上	被害情報、措置情報
災害年報	４月２０日	災害総括

３　災害時の広報及び広聴活動

（１）広報活動

事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い住民の安全を図る。

機関名	内　　容
市	市は、管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと広報を行う。
都	１　都本部は、市から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ２　都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ３　防災 Twitter やＬアラート（災害情報共有システム）などの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。

（２）避難指示等の情報伝達

市は、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

ア　実施機関

市、都、東京都域又は東京都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

イ　伝達する情報

① 高齢者等避難（要配慮者向け情報を含む。）
② 避難指示
③ 警戒区域の設定

（３）広聴活動

市は、被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

第３節　各種応急活動対策

１　住民対応

（１）事故が発生した場合、火災の延焼など、被害の拡大により住民の避難が必要な際は、速やかに指定避難所等を開設する。
（２）指定避難所等は、災害現場から安全な距離を取り、開設する。
（災害対策本部設置前にあっては、緊急対応班が当たる。）
（３）事故状況等の情報は、積極的に公表する。

２　ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

３　消防団活動

市内で事故により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる。

４　事故対応に関する各種応急活動

事故対応において必要となる各種応急活動は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】に準ずる。

第４節　事故種別ごとの各機関の対応

１　危険物事故の応急対策

石油類、高圧ガス、鉄道事故、道路事故、ガス事故等の事故災害時にその事故に関係する防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

ここでは、事故種別ごとに関連する機関の対応を示す。

（１）石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動

機関名	内容
東京消防庁 東久留米消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 １　危険物の流出、爆発等のおそれがある作業・移送を停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 ２　混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 ３　災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 ４　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び関係機関との連携活動

（２）高圧ガス保管施設の応急活動

機関名	内容
市	事故時において、必要に応じ次の措置を行う。 １　住民に対する避難の指示 ２　住民の避難誘導 ３　指定避難所等の開設 ４　避難住民の保護 ５　情報提供 ６　関係機関との連絡

（３）鉄道事故

機関名	内容
都	鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。

機関名	内容
西武鉄道(株)	１　事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。 ２　救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動にあたる。

（４）道路事故

機関名	内容
都多摩北部 建設事務所	都が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 １　関係機関への連絡、調整 ２　応急措置の実施 ３　被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
市	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

（５）ガス事故

機関名	内容
市	事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

※上記事故の規模及び内容により、市は、東久留米市医師会に災害医療コーディネーター及び医療救護チームの派遣を要請する。

第４章　航空事故に対する応急・復旧対策計画

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　活動体制	関係各部
第２節　情報の収集・伝達	危機管理室指令班、災害対策企画経営室情報連絡班、災害対策総務部情報システム班、災害対策市民部地域班
第３節　各種応急活動対策	関係各部、東久留米消防署、消防団、田無警察署

第１節　活動体制

１　市の体制

市周辺での航空事故等の発生時に、市民の生命財産を守り、災害を最小限に食い止めるため、市として速やかな救助・応援活動が取れるよう次の災害対応組織を設置する。

（１）組織体制

航空事故緊急対策会議	市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 ※ただし、市周辺市町への航空機からの落下物の事故であって、市内に直接の被害がない事故については、防災防犯課が通常態勢により情報収集活動をする。
災害対策本部への移行	次の場合には災害対策本部を設置する。 １　市内に人的被害及び大規模な物的被害が出ている場合 ２　緊急対策会議では対応できない場合 ※災害対策本部の態勢に関する事項は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】第１節「初動態勢」に準ずる。

（２）航空事故緊急対策会議の組織

航空事故緊急対策会議の組織は、次のとおりとする。

緊急対策会議部	緊急対策会議部の構成は、以下のとおりとする。 副市長、教育長、危機管理室長、企画経営室長、企画経営室参事、総務部長、市民部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市建設部長、教育部長、教育部参事、議会事務局長、その他部長相当職、消防団長、防災防犯課長 主な協議事項： １　災害防止対策の検討 ２　災害対策本部への移行 ３　広報活動の検討 ４　非常配備態勢の決定 ５　小中学校、保育園、学童保育及び市施設等の対応
緊急対応班	１　航空事故の主な緊急対応班は、防災防犯課、企画調整課、秘書広報課とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 ２　緊急対応班の班長は、防災防犯課長とする。 ３　なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。

※緊急対策会議設置時には、市役所２０３会議室を活動拠点とする。

（３）参集基準

市内に航空機が 墜落した場合	緊急対策会議部のすべての職員が参集する。
周辺市町に航空機が 墜落した場合	緊急対策会議部、緊急対応班のうち防災防犯課、企画調整課が参集する。
周辺市町に航空機から 落下物があった場合	危機管理室長、防災防犯課長、企画調整課長、秘書広報課長が参集する。

（４）緊急対策会議が設置された場合の活動

【分掌事務】

組　織			対　応
航空事故緊急対策会議	正副議長	副市長	緊急対策会議の設置、統括。
	会議部	危機管理室長 企画経営室長 総務部長 市民部長 福祉保健部長 子ども家庭部長 都市建設部長 教育部長 教育部参事 議会事務局長 その他部長相当職 消防団長 防災防犯課長	1　直ちに参集するとともに、状況の把握に努める。 2　警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署等に情報収集に当たる。
	緊急対応班	防災防犯課	1　災害の状況の把握に努める。 2　関係機関（都、東京防衛施設局、自衛隊、東京電力、武陽ガス、東京ガス、ＮＴＴ）に災害状況を伝達する。
		企画調整課 秘書広報課	1　マスコミの対応 2　秘書広報課は、テレビ報道の録画を実施及び新聞等の切り抜きなど事故に関する記録に当たる。 3　現地の写真撮影に努める。
その他の課			1　事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災防犯課に伝達する。 2　事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があることから、連絡体制を確認し、対処できる態勢をとる。

２　都の体制

（１）都の活動体制

都知事は、市及びその周辺地域において航空事故が発生した場合、法令及び都地域防災計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助しかつ、総合調整を行う。

そのため、必要がある場合は、災害即応対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（２）事故時の応急措置

ア　緊急連絡通報

航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

① 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
② 事故発生の日時、場所
③ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
④ その他必要事項

イ　現地連絡所等の設置

航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

（３）現地災害対策本部の活動体制

本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又はその近辺の市区町村に現地災害対策本部を置く。

ア　構成員

① 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。
② 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
③ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。
④ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。

イ　分掌事務

① 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
② 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること
③ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
④ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること
⑤ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること
⑥ 各種相談業務の実施に関すること
⑦ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

ウ　設置場所

災害現場又は区市町村庁舎等

（４）災害即応対策本部の設置

ア　災害即応対策本部の設置

航空事故においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。

① 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき

② 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき

イ　災害即応対策本部の組織

本部長	副本部長	構成員	主な役割
１　危機管理監 ２　知事が必要と認めるときは、知事が指名する副知事	１　総合防災部長 ２　知事が必要と認めるときは、危機管理監及び総合防災部長	１　危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ２　休日若しくは勤務時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策部本部員代理等	１　危機に対処するための対応策の策定 ２　対応局の役割分担総合調整 ３　災害情報の共有 ４　他局、区市町村の設置する本部等との連携 ５　その他必要な応急対策

３　関係機関の活動体制

（１）責　務

航空機事故が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

（２）活動体制

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

４　緊急対処事態対策本部への移行

都の地域において発生した航空機事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から市及び東京都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都及び市は、直ちに緊急対策会議又は災害対策本部（都においては災害即応対策本部又は災害対策本部）を廃止し、緊急対処事態対策本部へ体制を移行する。

緊急対処事態対策本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じた場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、体制の移行に伴い、調整を行う主な措置は次のとおり。

措置名 （国民保護法上の措置名）	災害対策基本法等に 基づく措置	国民保護法に基づく措置
避難の指示	市長が避難を指示（市長が措置できない場合、知事が指示）（第６０条）	国の指示に基づき、知事が市長を通じて避難を指示（第５４条） 緊急時には知事による避難の指示が可能（第１４条）
警戒区域の設定	市長が設定（市長が措置できない場合、知事が設定）（第６３条）	市長が設定（第１６条） 緊急時には知事による設定が可能（第１４条）
救助（救援）	市長が救助（災害救助法が適用された場合は、知事が救助）（第６２条）	知事が救援（第７５条）
自衛隊の派遣要請	知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命又は財産を保護するため、自衛隊法第８３条に基づき要請（第６８条の２）	知事が、国民保護措置を円滑に実施するため要請（第１５条）

※災害対策基本法上の警報（自然災害等）と国民保護法上の警報（武力攻撃事態等は取り扱う内容が異なるため、事態の誤認等を除き、措置の連続性は原則としてない。）

市の地域において発生した航空機事故災害がテロ等によるものであっても、政府による事態認定が行われなかった場合、市は、緊急対策会議又は災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。

５　現地連絡調整所の設置

市は、都が大規模事故により多数の死傷者が発生した場合に設置する現地連絡調整所において、災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等にできる限り協力し、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させる。（現地連絡調整所の運用方法等については、都が定める「大規模事故における相互連携マニュアル」等によるものとする。）

（１）現地連絡調整所の設置

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。

現地連絡調整所設置の決定は、都危機管理監がこれを行う。

（２）現地連絡調整所の組織

災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。
関係機関には次のものが考えられる。

・都
・市及び事故発生地の区市町村
・警視庁
・消防機関
・自衛隊
・医師会
・日本赤十字社東京都支部
・事故当事者機関
・消防団　等

（３）連絡調整事項

現地連絡調整所における主な連絡調整等は次の項目とする。

・被害状況の把握
・災害現場の状況把握
・警戒区域の確認
・各機関の役割分担、分担区域の確認
・各機関の部隊派遣状況及び見込み
・被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
・軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
・重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む）
・遺体の搬送及び安置場所等の調整
・各機関が発表する広報内容の確認等
・民間施設等の使用に関する確認
・臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
・その他、各機関が必要とする事項

第２節　情報の収集・伝達

航空事故災害時に、各関係機関は情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

１　情報連絡体制

平日勤務時間内	1　第一報入手部署は、防災防犯課に事故に関する情報連絡を取る。 2　防災防犯担当主査は、環境安全部長及び防災防犯課長に事故に関する情報連絡を取る。 3　環境安全部長は、市長に第一報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 4　防災防犯課長は、各部長、消防団長に参集連絡を取る。
休日夜間	1　当直職員は、市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに環境安全部長、防災防犯課長に連絡を取る。 2　環境安全部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第一報を入れる。 3　防災防犯課長は、各部長、企画調整課長、秘書広報課長、消防団長及び防災防犯担当主査に参集連絡を取る。 4　防災防犯担当主査は、防災防犯課員に参集連絡を取る。

緊急対策会議が設置された場合、次の活動を行い、情報は防災防犯課に集約する。

（１）市及び周辺市町に航空機が墜落した場合

ア　必要に応じて、警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署に、市職員を派遣して情報収集に当たる。

イ　秘書広報課は、テレビ報道の録画を実施及び新聞等の切り抜きなど、事故に関する記録に当たる。

ウ　企画経営室長及び秘書広報課長は、マスコミ対応に当たる（事故についての公式な発表は国であることを明確にしておく。）。

エ　防災防犯課及び秘書広報課は、現地確認と可能な限りの写真撮影を行う。

オ　防災防犯課は、都災害対策本部との連絡を緊密に取る。

（２）市及び周辺市町に航空機からの落下物被害があった場合

防災防犯課及び企画調整課は、関係機関からの情報収集に努める。

２　被害状況等の報告体制

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第５３条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

機関名	内　　容
市	１　報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項 ２　報告の方法 原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、ＦＡＸ等により報告する。)。 ３　報告の種類・期限等 報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。

【報告の種類、提出期限、様式一覧】

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	発災情報
被害措置	即時及び都が通知する	災害総括被害情報
概況速報	期限内	措置情報
要請通知	即時	要請情報
確定報告 (災害確定報告)	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
確定報告 (各種確定報告)	同上	被害情報、措置情報
災害年報	４月２０日	災害総括

３　災害時の広報及び広聴活動

（１）広報活動

事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い住民の安全を図る。

機関名	内容
市	市は、管内の地域等で航空機事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警視庁田無警察署、東京消防庁東久留米消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと広報を行う。
都	都本部は、市から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都知事本局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支

機関名	内容
	援する。 　防災 Twitter やＬアラート（災害情報共有システム）などの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。

（２）避難指示等の情報伝達

市は、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

ア　実施機関

市、都、東京都域又は東京都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

イ　伝達する情報

① 高齢者等避難（要配慮者向け情報を含む。）

②　避難指示

③　警戒区域の設定

（３）広聴活動

市は、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

第３節　各種応急活動対策

１　住民対応

（１）市内に航空機が墜落した場合には、速やかに指定避難所等を開設する。

（２）指定避難所等は、災害現場から安全な距離を取り、開設する。
（災害対策本部設置前にあっては、緊急対応班が当たる。）

（３）事故状況等の情報は、積極的に公表する。

２　ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復旧に努める。

３　消防団活動

市内で航空機の墜落により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる。

※航空機への消火活動は行なわない。

４　事故対応に関する各種応急活動

航空事故対応において必要となる各種応急活動は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】に準ずる。

第５章　富士山噴火降灰対策

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　基本方針	危機管理室指令班
第２節　噴火予警報等の種類及び連絡体制	危機管理室指令班、災害対策企画経営室情報連絡班
第３節　降灰対策	関係各部、東久留米消防署、消防団、田無警察署

第１節　基本方針

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいことから、降灰の影響をあらかじめ想定し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて対策を行うものとする。

なお、降灰対策において必要となる各種応急活動については、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部の各章 具体的な取組【応急対策】に準ずる。

火山灰の到達範囲については、富士山火山防災マップにより次図のように示されている。

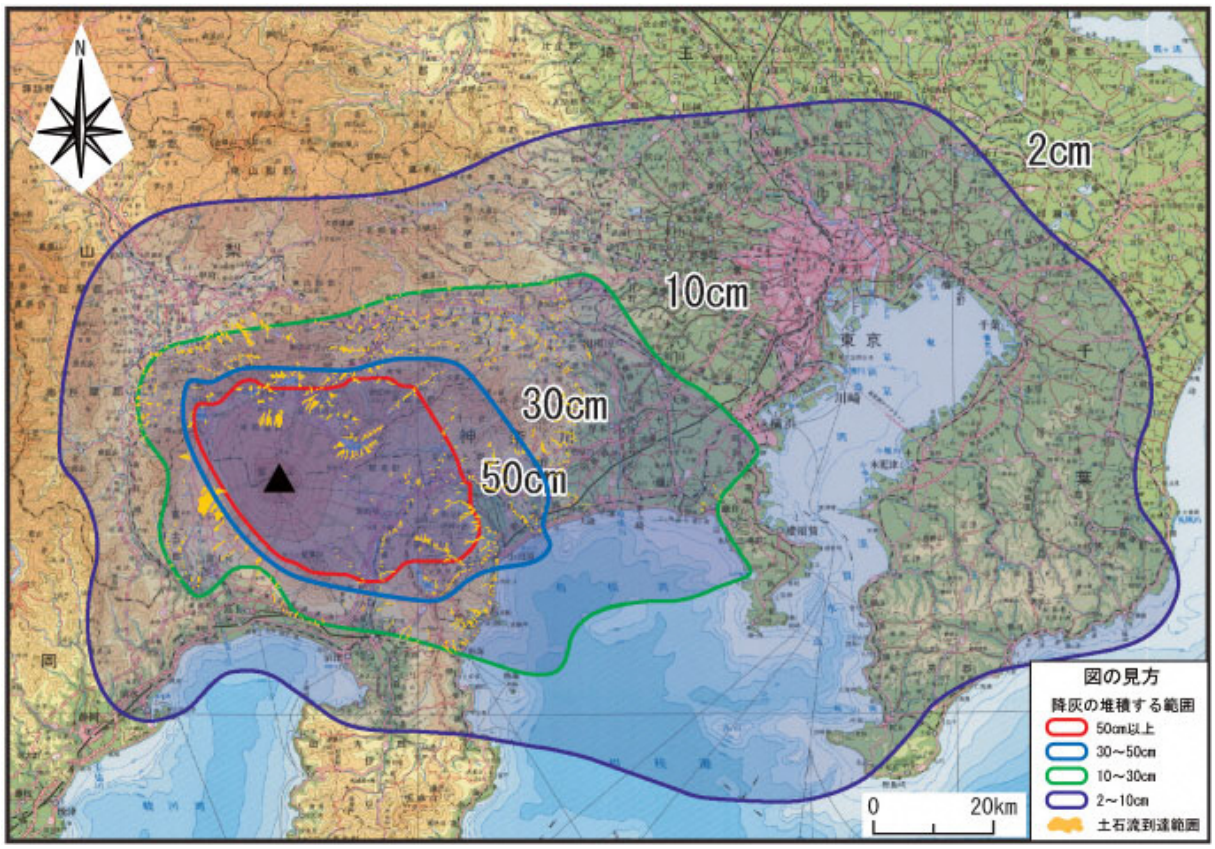

出典：富士山火山防災マップ－富士山火山防災協議会（内閣府）

第２節　噴火予警報等の種類及び連絡体制

１　情報の収集及び伝達

降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

（１）火山（降灰）情報

東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて、気象庁に集約される。

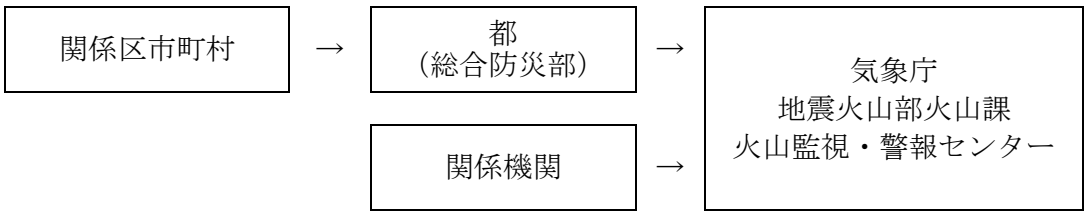

市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て、住民に周知する。

なお、降灰調査項目は、以下のとおりとする。

○降灰の有無及び堆積の状況
○時刻及び降灰の強さ
○構成粒子の大きさ
○構成粒子の種類、特徴等
○堆積物の採取
○写真撮影
○降灰量及び降灰の厚さ（※可能な場合）

（２）降灰予報

気象庁は、平成２７年３月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについての詳細情報を発表している。

また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

気象庁より提供される降灰予報は、次のとおり。

種　類	内　　容
降灰予報 （定時）	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表 ・１８時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 （速報）	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（５～１０分程度で）発表 ・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 （詳細）	・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後２０～３０分程度で発表 ・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

出典：気象庁

なお、降灰予報で使用される降灰量階級は、次表のとおり。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm　以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ＜1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm　未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1　掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2　富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

出典：気象庁

２　通信連絡体制

市	1　都防災行政無線等を活用し、都と情報連絡を行う。 2　市が保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、関係機関、都、市内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 3　災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に処理するため、田無警察署等の協力を確保しておく。 4　緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話、もしくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、ＮＴＴ及び各施設管理者の協力を確保しておく。 5　災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。

３　被害状況等の調査報告

被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、資器材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

報告内容については、所有施設等に降灰の影響がないかを調査し、被害がある場合には、都本部に報告を行うものとする。

第３節　降灰対策

１　宅地等の降灰除去

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなることから、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い、地域の活力を取り戻す必要がある。

このため、市及び関係機関は、平常時から緊密な情報交換を行う必要がある。

また、宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者による対応が原則となるが、一般の住民では対応が困難な対策については、市が協力する。

なお、市は、宅地の降灰について、次の対策を行う。

（１）降灰予報及びその他火山情報の把握
（２）宅地の降灰運搬
（３）収集した降灰の処分
（４）測定
（５）被害額の算定及び報告

２　火山灰の収集及び処分

（１）火山灰の収集・運搬

①　火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。
②　火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。
③　宅地等に降った火山灰の運搬については、市が協力する。
④　宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬は、各施設管理者が行う。

（２）火山灰の除去・処分

火山灰の処分については、市が、都及び関係機関と調整のうえ処分する。

【原子力災害編】

第１部　総　則

目　次

（原 1-）

第１章　計画の方針..... 1
　第１節　計画の目的及び前提..... 1
　第２節　計画の習熟..... 2
　第３節　計画の修正..... 2
第２章　放射性物質又は放射線の放出形態..... 3
第３章　防災機関の役割..... 4

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法、都地域防災計画原子力災害編等に基づき、東久留米市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域において原子力災害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体、財産を原子力災害から保護することを目的とする。

２　計画の前提

平成１１年９月３０日に茨城県東海村にあるウラン加工施設において、臨界事故が発生し、我が国で初めて原子力災害による住民の避難や屋内退避が必要となった。

この事故を教訓にして、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）（以下「原災法」という。）が制定され、国、地方公共団体及び関係機関において原子力災害に対する抜本的な強化を図ることとなった。

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策重点区域（※）に、本市を含む都の地域は含まれていない。

このことから国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、直ちに市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、原子力緊急事態が発生した場合は、なんらかの対応を行うことが必要となる。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後は、市内の放射性物質の測定と公表などの対応を実施してきた。今後も定期的な測定を継続して行っていく。

この経験を踏まえ、再び東日本大震災と同様の事態が発生する場合に備え、国・都の動向も踏まえながら、市民生活の安心・安全の確保に向けた対策を図る必要がある。

なお、核燃料物質の輸送中の事故についても同様に行うとともに、本計画に定めのない部分は、東久留米市地域防災計画 震災編の記載によるものとする。

（※）原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成２４年１０月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。

（「東京都地域防災計画原子力災害編（令和３年修正）」より転載）

第２節　計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、原子力災害対策を推進する必要がある。

このため、原子力災害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、原子力災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画を習熟し、原子力災害への対応能力を高める。

第３節　計画の修正

この計画は、都等の動向を踏まえて、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

修正に当たって、各防災機関は、関係のある事項についての計画修正案を、東久留米市防災会議が指定する期日までに、東久留米市防災会議に提出するものとする。

第２章　放射性物質又は放射線の放出形態

原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出形態は、原子力災害対策指針において、以下のように想定されている。

１　原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁があるが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

この際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

２　核燃料施設で想定される放出形態

（１）火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン又はプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。

これらの放射性物質は上記１項と同様にプルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。

ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

（２）臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。

遮へい効果が十分な箇所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。

なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮が必要である。

第３章　防災機関の役割

市及び関係防災機関等が防災に関して処理する事務、又は業務の大綱は、東久留米市地域防災計画震災編 第２部 第１章 第３節「防災機関の役割」を準用する。

第２部　災害予防・応急・復旧対策計画

目　次

（原 2-）

第１章　災害予防計画..... 1
　第１節　情報伝達体制の整備..... 1
　第２節　市民への情報提供等..... 1
第２章　災害応急対策計画..... 2
　第１節　基本方針..... 2
　第２節　応急活動体制..... 2
　第３節　情報の収集・伝達..... 3
　第４節　応援協力..... 6
　第５節　警備・交通規制..... 6
　第６節　広報活動..... 6
　第７節　市による放射線量等の測定..... 6
　第８節　市による放射性物質の除去作業..... 6
　第９節　飲料水、飲食物に対する措置等..... 6
　第１０節　広域避難者の受け入れ..... 7
第３章　災害復旧対策計画..... 8
　第１節　保健医療活動..... 8
　第２節　放射性物質への対応..... 8
　第３節　風評被害への対応..... 8

第１章　災害予防計画

第１節　情報伝達体制の整備

東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第１１章 具体的な取組【予防対策】第１節「情報伝達体制の整備」に準ずる。

第２節　市民への情報提供等

東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第１１章 具体的な取組【予防対策】第２節「市民への情報提供等」に準ずる。

第２章　災害応急対策計画

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　基本方針	各部
第２節　応急活動体制	各部
第３節　情報の収集・伝達	危機管理室指令班、災害対策企画経営室情報連絡班、各部
第４節　応援協力	危機管理室指令班、災害対策企画経営室情報連絡班
第５節　警備・交通規制	災害対策都市建設部応急復旧班、田無警察署
第６節　広報活動	災害対策企画経営室情報連絡班、秘書広報班、災害対策市民部地域班
第７節　市による放射線量等の測定	災害対策企画経営室秘書広報班、危機管理室環境班
第８節　市による放射性物質の除去作業	危機管理室指令班、東久留米消防署
第９節　飲料水、飲食物に対する措置等	危機管理室指令班
第１０節　広域避難者の受け入れ	危機管理室指令班、災害対策市民部地域班、災害対策教育部学校班、災害対策福祉保健部要支援者・二次避難所班

第１節　基本方針

本章は、原災法第１０条第１項に基づき原子力事業者から特定事象発生の通報があった場合の対応、及び同法第１５条第２項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示すものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第２節　応急活動体制

市は、原子力事業者から都に原災法第１０条第１項通報があった場合、又は原子力緊急事態宣言が発令された場合、第一次的防災機関として、法令等に定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、災害応急体制を確立する。

活動体制の確立に関する事項は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】第１節「初動態勢」に準ずる。

第３節　情報の収集・伝達

１　情報連絡体制及び避難体制

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、国、都、東京消防庁東久留米消防署、警視庁田無警察署及び防災関係機関等との情報収集・伝達を密に行う。

情報収集・伝達に関する事項は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第６章 具体的な取組【応急対策】第３節「防災機関相互の情報通信（被害状況等）」に準ずる。

市長は、市域からの避難の必要性について、都及び近隣市との情報連絡を密にして情報を収集し、必要と判断した場合は、避難勧告・避難指示を発令する。

避難勧告・避難指示等に関する事項は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第９章 具体的な取組【応急対策】第１節「避難誘導」に準じて行うが、放射性物質事故の場合は、事故の程度により広域避難が想定されるため、都及び近隣市との連携により行う。

原子力災害特別措置法※第１０条第１項の通報等の流れは、次のとおりである。

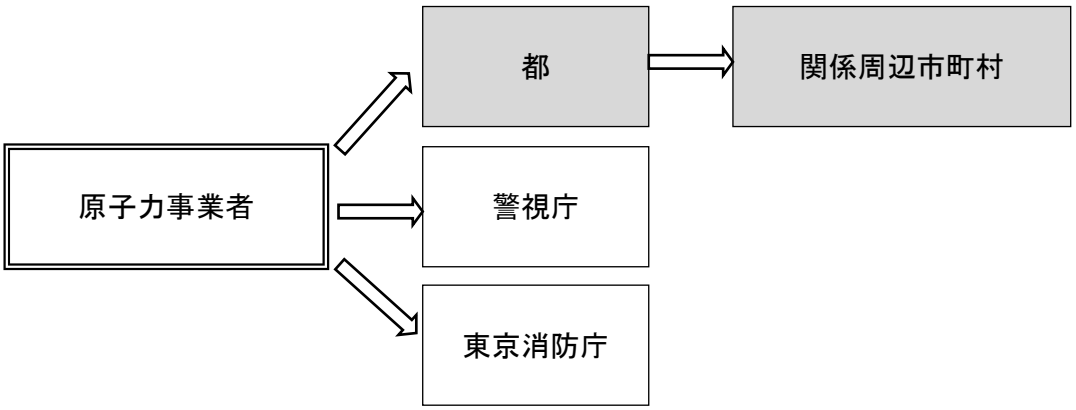

（注）　　は、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項通報箇所を示す。

※「原子力災害特別措置法」
（原子力防災管理者の通報義務等）
第１０条　原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報する。
２　前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

なお、同法第１０条第１項の通報があった場合、又は原子力緊急事態宣言が発令された場合の後における原子力事業者からの情報連絡体制は、都地域防災計画 大規模事故編に定めるところにより、次図のとおりとなる。

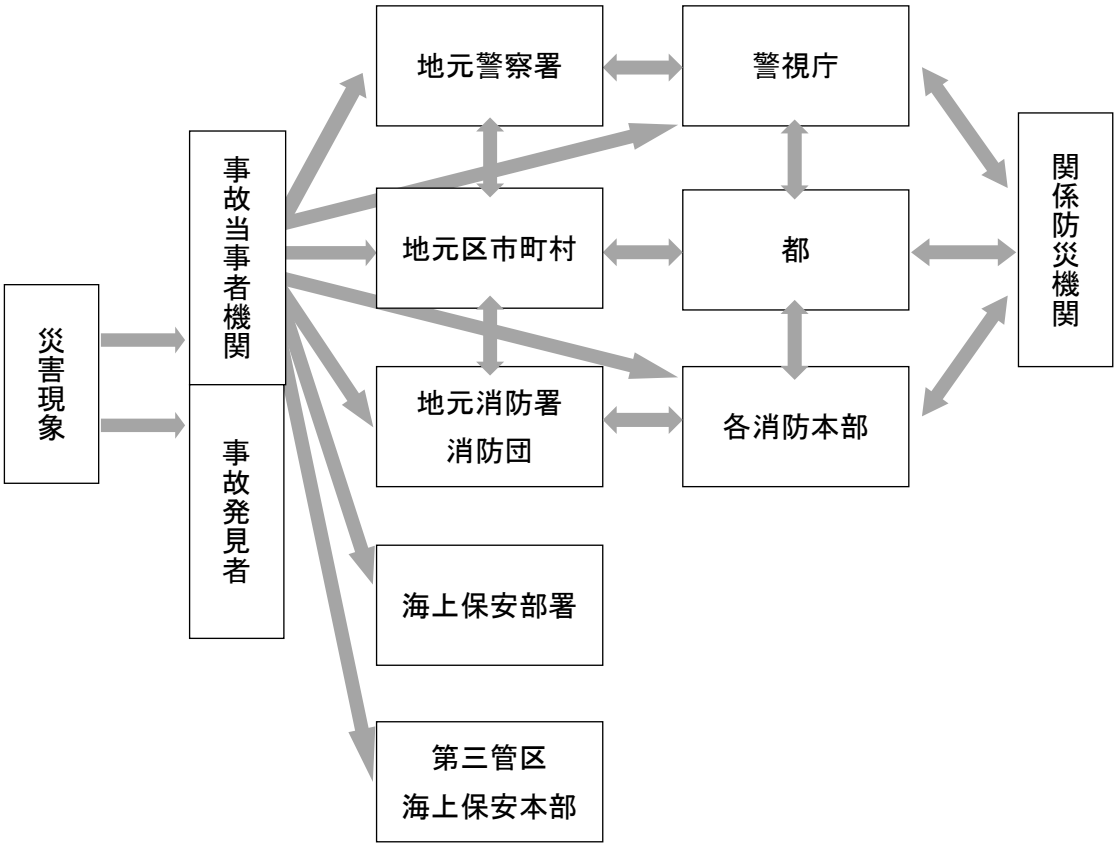

２　被害状況等の調査報告

原子力事故発生時の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内　　容
市	事故による災害について、必要な応急対策を行ったときは、「震災編第２部 第６章 具体的な取組【応急対策】第３節「防災機関相互の情報通信（被害状況等）」に準じ、都に報告する。
警視庁 田無警察署	警視庁は、事故の発生時において、各方面本部、警察署、警察庁等から当該事故に関する情報を収集し、事故状況により応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況を、適宜、都に伝達・共有するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と相互に情報交換を図る。
東京消防庁 東久留米消防署	関係機関と連携して、東京消防庁東久留米消防署管内における被災状況等の調査を実施し、東京消防庁警防本部を通じ、都災害対策本部に情報提供する。
都	関係局（総務局・産業労働局・生活文化局・中央卸売市場・水道局・下水道局・環境局・福祉保健局）と相互に情報交換を図る。 （東京都防災計画【原子力災害編】参照）

第４節　応援協力

東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】第４節「応援協力・派遣要請」に準ずる。

第５節　警備・交通規制

警備活動に関する事項は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】第３節「警備活動」に準ずる。

また、交通規制に関する事項は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第４章 具体的な取組【応急対策】第１節「道路・橋梁」に準ずる。

第６節　広報活動

市は、国及び都から発信される情報等を、市民に対し、迅速かつ的確に広報するとともに、その情報の発信源を明確にし、繰り返し広報する。

広報活動に関する事項は、東久留米市地域防災計画 震災編 第２部 第５章 具体的な取組【応急対策】第４節「広報体制」に準ずる。

第７節　市による放射線量等の測定

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、都が実施する放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページなどにより公表する。

市は、必要に応じて市内の特定箇所について放射線量を測定し、同様に公表する。

第８節　市による放射性物質の除去作業

市は、市が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、「東久留米市放射性物質除染実施ガイドライン」（平成２５年９月作成）に基づき、簡易除染を行う。

第９節　飲料水、飲食物に対する措置等

平成２４年４月１日付けで厚生労働省が見直しを行い、より基準を厳格化した放射性セシウム等の新基準値（暫定規制値）を発表した。

市は、この基準値に従い、平常時から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、都を通じて必要な情報収集に努め、都による測定の結果、水道水及び農作物から規制値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合には、都と協議し必要な措置を講じる。

第１０節　広域避難者の受け入れ

１　広域避難の調整手続等

（１）都内区市町村間における広域避難者の受け入れ等

区市町村の区域を越えて広域的な避難を必要とする自治体より被災者の受け入れ要請があった場合には、同時被災等により受け入れが困難な場合を除き、都及び他の区市町村と協議し、連携協力して被災者を受け入れるものとする。

（２）都外からの広域避難者の受け入れ等

都外の自治体より、都を通じて広域避難者を受け入れる要請があった場合には、都と調整を行い、広域避難者の受け入れを行う。

２　広域避難者への支援

市は、広域避難者に対し、公共施設や公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により、滞在施設の提供に努めるものとする。

第３章　災害復旧対策計画

【対策の体系】

項　目	担　当
第１節　保健医療活動	災害対策福祉保健部
第２節　放射性物質への対応	危機管理室、関係各部、東久留米消防署
第３節　風評被害への対応	災害対策環境安全部、災害対策企画経営室

第１節　保健医療活動

必要と認められる場合は、国、都に準じ、次の保健医療活動を行う。

なお、市は、都と連携・協力して、市民の求めに応じて、公立病院、保健所において、外部被ばく線量等の測定等を実施する。

【市及び関係機関の対策内容】

機関名	対策内容
市	健康相談に関する窓口の設置
都福祉保健局 都病院経営本部	健康相談に関する窓口の設置等 保健所、都立病院等において外部被ばく線量等の測定

第２節　放射性物質への対応

放射性物質による環境汚染に関する国及び都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、都に準拠して必要に応じて対応を行う。

第３節　風評被害への対応

風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

【市及び関係機関の対策内容】

機関名	対策内容
市	国・都からの正しい情報を、市ホームページ等にて情報提供を行う。
都	都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的に実施するとともに都民に対して情報提供を行う。 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力を発信する。 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の発信に努める。 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。 等